

五大力船と蒸気船=明治24年、飯香岡八幡宮大絵馬

市原の古文書研究 * 第7集

八幡・市川本店文書
菊間・若宮八幡神社旧蔵文書
八幡・飯香岡八幡宮文書
勝間・佐野 彪家文書

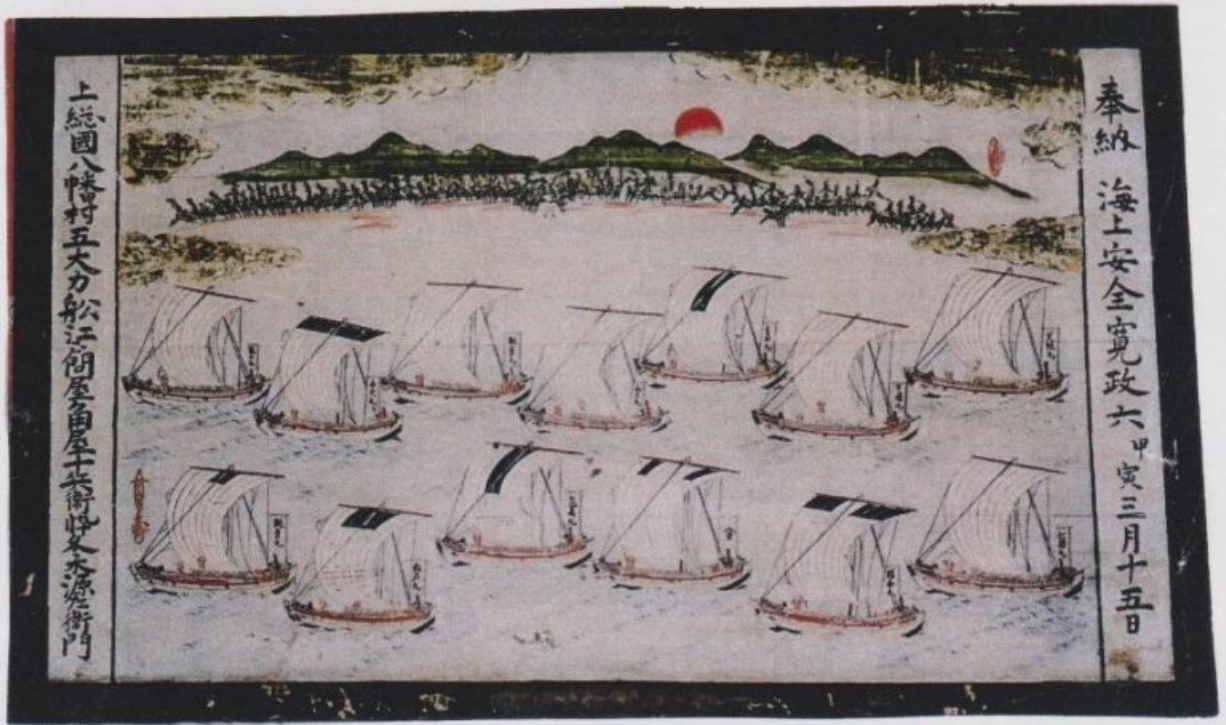
市原の古文書研究会

市原の古文書研究

* 第 7 集

市原の古文書研究会

山	佐	今	秋
岸	野	井	葉
弘		公	
明	彪	子	平
吉	高	上	赤
川	澤	田	城
綾	恒	洋	藤
子	子	子	吉郎

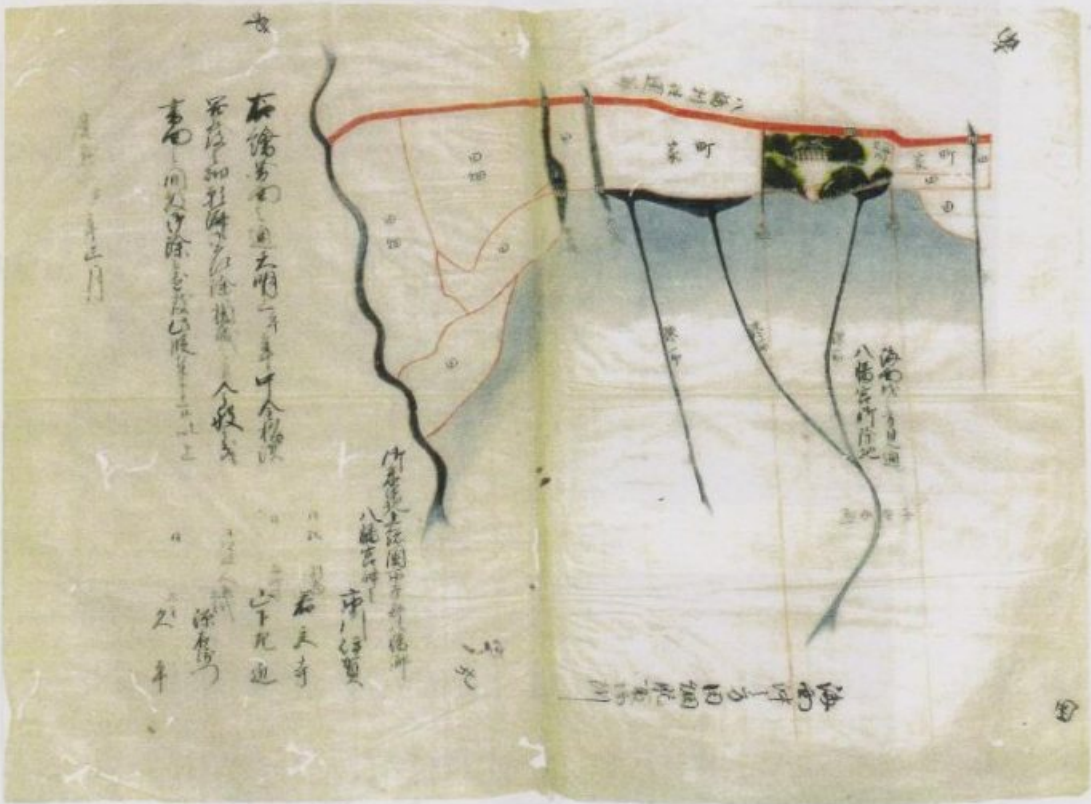


八幡村五大力船、船揃え図（寛政6年）

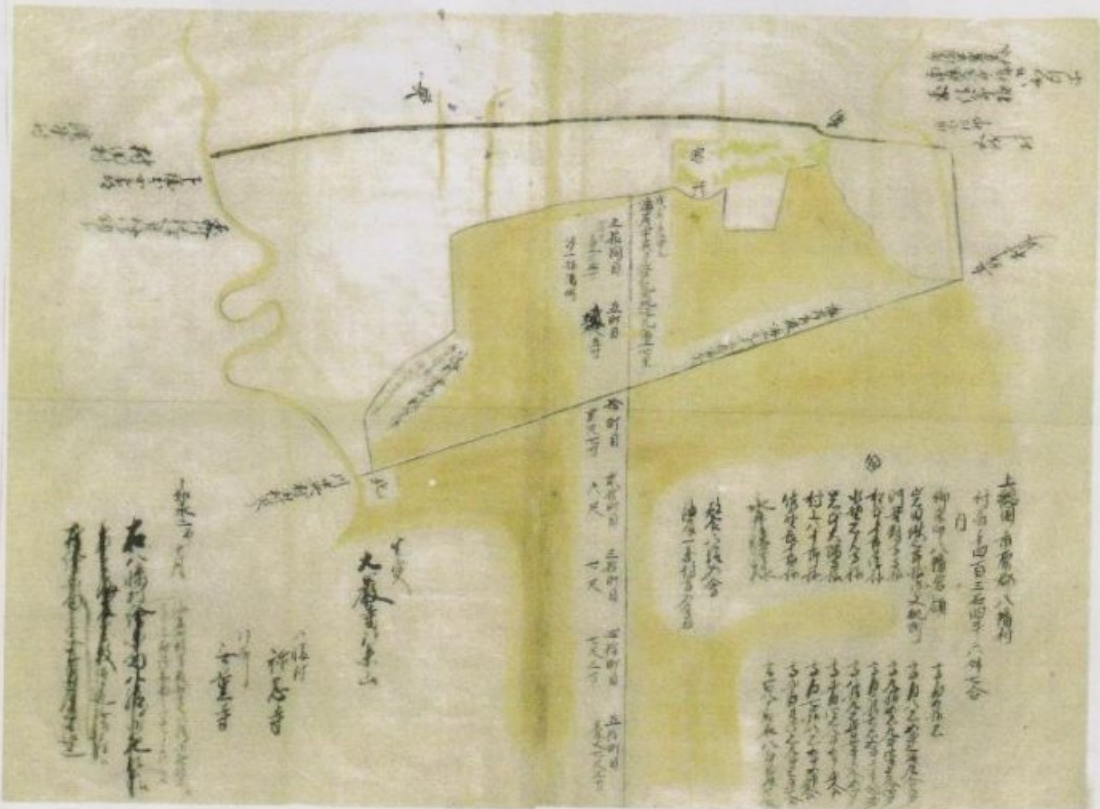


嵐の中を突き進む五大力船（明治36年）

飯香岡八幡宮大絵馬



「八幡宮御除地海面の間数絵図」(慶応2年)にみる八幡港みお筋



「八幡村八給入会海面絵図」(嘉永2年)にみる満潮時の海の深さ



飯香岡八幡宮



柳楯神事



原胤栄印判状

榊原義久家所蔵文書



市川本店



千葉県船改め所文書群

市川本店文書



八幡港みお筋



浜本町の町並み

平朝臣治胤

右可從五位下

中務修其祝徽致敬明神

言念精誠神可聚迎宜授

榮爵式光行壇可依前件

王者施行

享保六年七月廿一日

二品行中務卿邦永親王

從二位行中務大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

從二位行權大納言臣

公證

從二位行權大納言臣

日辰時夜夜行於此掃殿通清齋廣留師家

享保六年七月廿一日



從二位行權大納言臣

從二位行權大納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

兼親

兼原

隆典

公緒

尚房

常雅

公詮

基香

治房

實松

公福

龍中辨高顯

關白從一位朝臣

太政大臣

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

無品式部卿家仁親王

從二位行式部權大輔長我

參議從三位行左大臣辨光榮

告從五位下平朝臣治胤奉

副書如右符到奉行

式部少輔

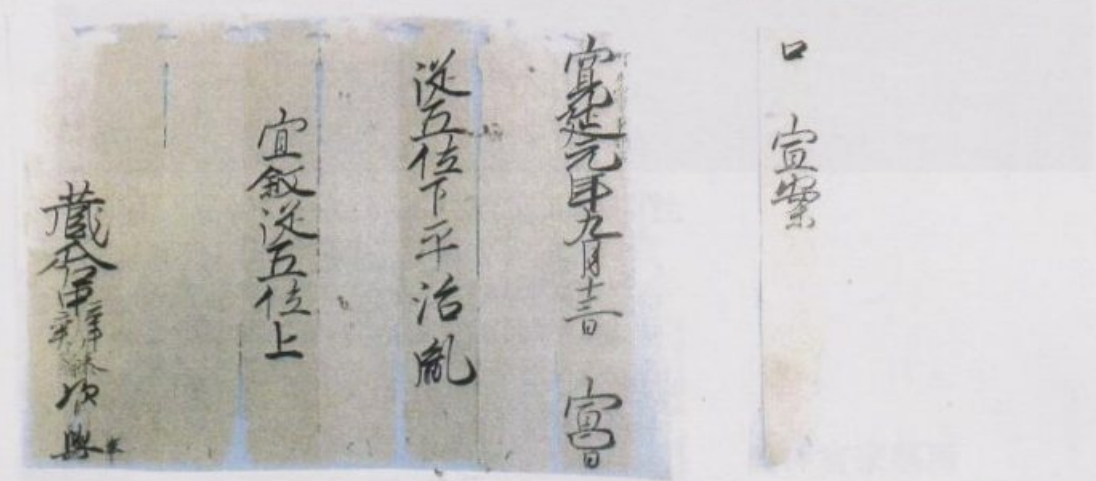
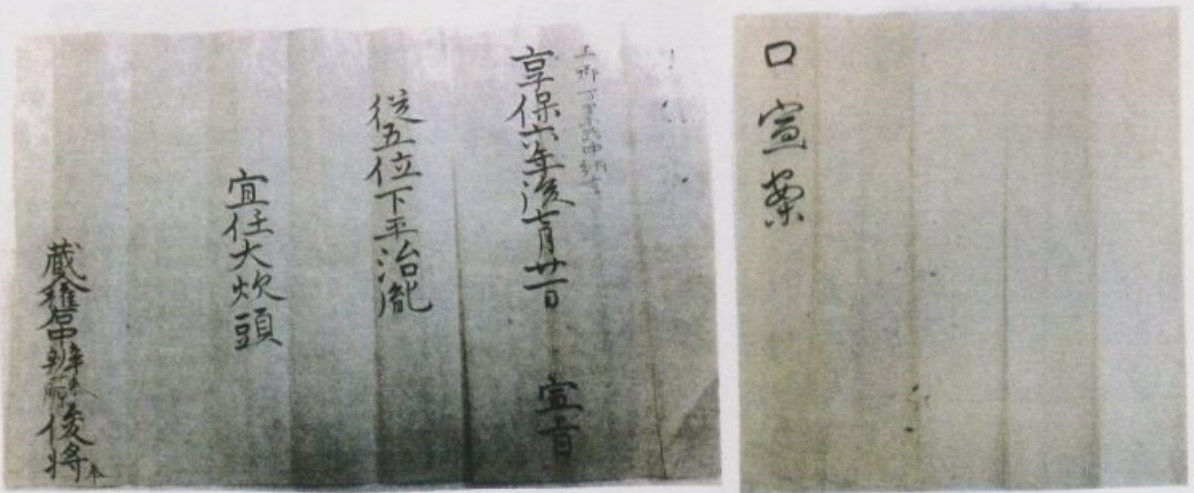


享保六年七月廿一日

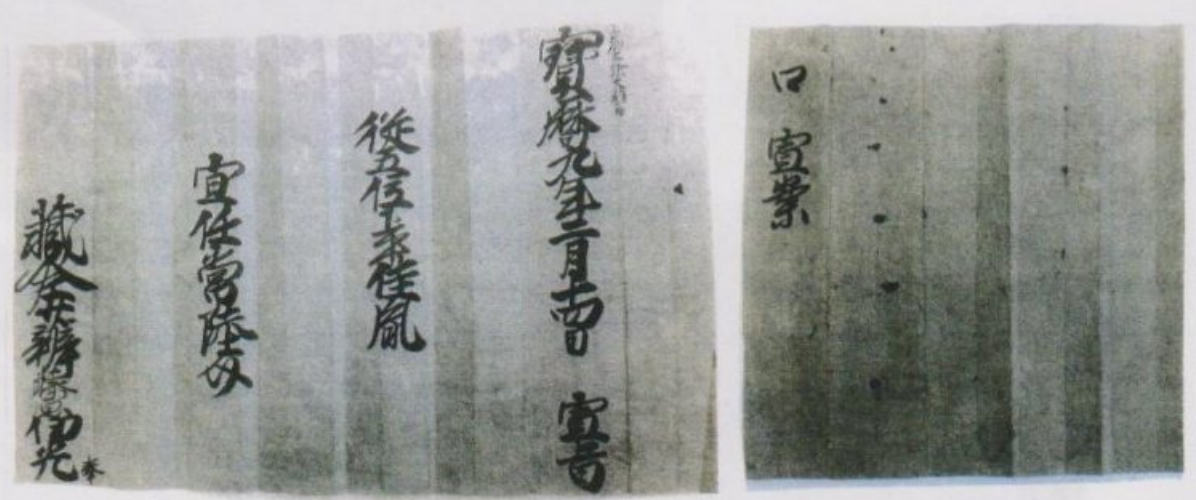
大録

少録

少録



平治胤、從五位下、上口宣案（享保6年、寬延元年）



平佳胤、常陸介口宣案（宝曆9年）



若宮八幡神社



旧神官家墓所



取り壊し前の旧神官家



市川本店



千葉県船改め所文書群

市川本店文書



八幡港みお筋



浜本町の町並み

千葉県文化財保護協会
創立50周年記念式典・文化財講演会

創立50周年記念
文化財保護功勞者表彰式
主催 千葉県文化財保護協会



「千葉県文化財保護功勞者」受賞



千葉県文化財保護協会

創立50周年記念

文化財保護功労者表彰式

受賞者	区分	功 勞 の 内 容
<p>市原の 古文書研究会</p> <p>いちはらの こもんじょけんきゅうかい</p> <p>代表者 <small>やまがし ひろあき</small> 山岸 弘明</p> <p>会員数 8名</p> <p>設 立 平成13年4月</p> <p>所在地 市原市八幡北町 2-12-12-501</p>	団体	<p>本会は公民館を活動拠点に、地域の史料を掘り起こし、解説して活字化することを趣旨として平成13年に発足した。</p> <p>市原市の八幡・五井地区はかつて地域の中心地であったが、伝来の古文書・記録類は高潮や火災等によって失われたものも多く、地域史に空白の部分が見られた。そのような中で本会は地区の元名主宅、古くからの商家、寺社等の史料調査を実施し、新史料の掘り起こしをしてきた。それらの成果は手作りの冊子『市原の古文書研究』として、現在まで6集発行し、現在7集を編集集中である。収載史料は「五大力船文書群」、地区の「村鑑明細帳」、明治前期の「戸長文書」等の重要な史料である。</p> <p>本会の実績は文献史料の消失を防ぎ、その価値を地域に伝えていることで、地域史の解明に寄与しているとともに、文化財保護活動としても高く評価される。</p>

日 時 平成27年11月21日(土)

場 所 ホテルポートプラザちば



市原青少年会館での資料整理



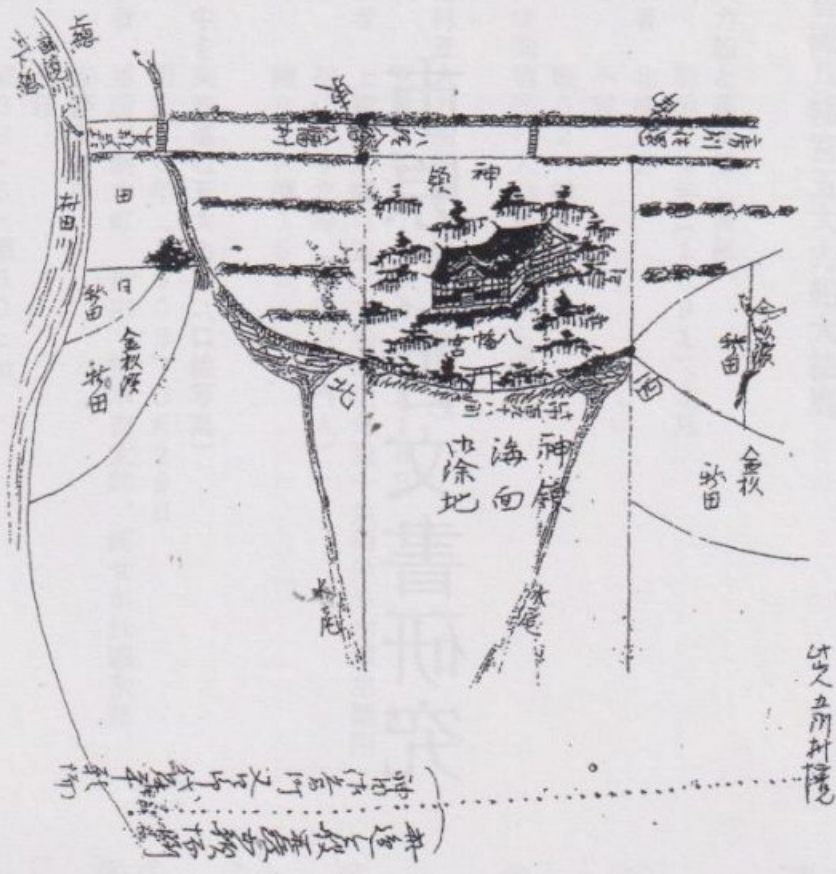
活動の本拠・八幡公民館で



五大力船文書群を所蔵する市川本店で

市原の古文書研究

* 第7集



塩浜開発一件「留記」略絵図 (慶応元年)
 にみる八幡港船溜り

市原の古文書研究*第7集 もくじ

凡例……………12

八幡・市川本店文書②(考察と解説)……………13

千葉県船改め所八幡宿戸長役場文書群

参考資料Ⅱ千葉市稲荷町有文書

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書①(考察と解説)……………136

神主家代々位記、口宣案、神道裁許状、啓状

徳川將軍家朱印状写し

若宮八幡神社主要文書

八幡・飯香岡八幡宮文書⑤(考察と解説)……………193

上総惣社飯香岡八幡宮由緒本記

飯香岡八幡宮伝記

参考資料Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵文書

勝間・佐野彪家文書①(考察と解説)……………246

日米和親条約阿部伊勢守書付写し

潤井戸村鷹場賄い帳

不入斗村触れ書、海士有木村御用向き日記

主管した「八幡港と五大力船展」説明ちらし、掲載紙

……………299

メンバー紹介、編集後記、奥付……………303

表紙、裏表紙写真

五大力船と蒸気船(飯香岡八幡宮大絵馬)

平治胤位記(部分)「天皇御璽印」(若宮八幡神社旧蔵文書)

口絵カラー写真

五大力船船揃え図(飯香岡八幡宮大絵馬)

嵐の中を突き進む五大力船()

八幡港みお筋(飯香岡八幡宮文書)

八幡浦の満潮時の海の深さ()

飯香岡八幡宮、柳楯神事

原胤栄印判状(榊原義久家文書)

市川本店、千葉県船改め所文書群(市川本店文書)

浜本町の町並み、八幡港みお筋

平治胤位記(菊間若宮八幡神社旧蔵文書)

平治胤、佳胤口宣案()

若宮八幡神社、旧神官家墓所、取り壊し前の旧神官家

「千葉県文化財保護功労者」を受賞

「市原の古文書研究会」活動スナップ

大扉裏図

八幡港船溜り

飯香岡八幡宮五大力船大絵馬

五大力船と蒸気船(表紙)

年代 明治24年(1891) 9月

奉納者 北嶋豊吉

作者 不詳

法寸 縦52×横63cm

(ほぼ同構図の大絵馬裏面から発見)

八幡村五大力船船揃え図(口絵写真)

年代 寛政6年(1794) 3月15日

奉納者 上総国八幡村五大力船問屋角屋十兵衛伴冬木源左衛門

作者 初代昇亭北寿(葛飾北斎門人)

法寸 縦91×横153cm

嵐の中を突き進む五大力船(口絵写真)

年代 明治36年(1903) 5月29日

奉納者 当所 浜本町 舟主 根本吉太郎、同せがれ磯次郎、

斉藤安太郎

作者 不詳

法寸 縦38・5×横60cm

凡例

①本書では難解な古文書が一般の人たちにも親しんでいただけるよう平易な「読み下し文」とした。

②「旧仮名遣い」「変体仮名」は「現代仮名遣い」に、「異体字」は「正字」とした。

③漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字はとくに原文を記載したい場合に使用し、()内に現代表記または読みを併記した。ただし同一文書内の2回目以降は現代表記のみとした。また「常用音訓」外の読みも()内に記した。

④「用字用語」は主として「送り仮名の付けかた」「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』(三省堂)の「標準的な現代表記」を参考とした。

⑤助詞の「てにをは」や接続詞のしかし、ただし、なお、また等は原文表示を省略して平仮名とした。また、ごさ候、よつてくだんのごとし、ありがたく、存じ等の昔言葉も平仮名または平仮名まじりとした。

⑥干支(えと)、単位等の表外文字は例外的に原文のまま表記し、難解な年号、地名、人名等は()内に読みを付け、一部は常用漢字とした。

⑦数字や年月日は解説は原文とした。ただし老、式、参、拾などの旧字は現代表記した。原文以外は洋数字を使用した。

⑧比較のため改行は出来るだけ原文に合わせた。

⑧読みやすいよう、解説は適宜、「」等を付した。原文の誤記は(ママ)、確定できない解説は(何々カ)とした。あて字、脱字、誤字、旧地名は()内に正した。

⑨判読できない箇所は□「」「虫食い」等とした。

⑩原文の欠落は(表紙欠落)(前文欠落)(以下欠落)等とした。紙面の都合ですべてを紹介できない場合(以下省略)等とした。

⑪差別的用語は避けたが百姓などはそのままとした。また氏名は郷土史研究の立場から、出来る限り原文のままとした。

市川本店文書

八幡・市川本店文書②
 明治6、7年、千葉県船改め所八幡宿戸長文書群
 市原市八幡1037

市川本店は飯香岡八幡宮創建にさかのぼる旧社家で、江戸時代後期から醤油醸造と酒類元卸を兼ねた。代々三太夫を名乗ったが、江戸時代までの系図は不明確で明治時代以降

①大造(藤原常忠)大和、大和正、松太郎長男(肖像画)文化8年
 明治14年

②甚太郎(藤原常正、大造長男)天保7年(明治19年)

③栄太郎(三太夫、甚太郎長男)万延元年(明治29年)

④石三(石蔵、甚太郎3男)慶応元年(昭和33年)

⑤得三(石三4男)明治40年(平成6年)

と続き、現在は恵三、信三の両氏が江戸後期からの現存住宅に居住されている。

当家『明治5壬申正月吉日、諸用留め』には、「県庁御達しにつき副戸長広瀬徳治方まで出生年月書き出し候」と、次の家族名簿を控えている。これが明治「壬申戸籍」の届け出で、今集「港内船改め所」を担当した八幡宿戸長市川甚太郎の家族構成であった。



市川大造(藤原常忠)

文化8辛未年10月15日出生 市川大造 当申62才
 天保7丙申年9月11日出生 伴 甚太郎 当申37才
 天保14癸卯年9月23日出生 嫁 たき 当申30才
 嘉永6癸丑年4月27日出生 娘 いし 当申20才
 万延元庚申年6月2日出生 孫 栄太郎 当申13才
 元治元甲子年9月10日出生 孫 よし 当申9才
 慶応元乙丑年11月29日出生 孫 石蔵 当申8才
 また、同6年『八幡社元境内除地上知地割り帳』は
 第42番字南町、居住人市川大造、屋敷(醤油醸造所)2反19
 歩、横18間、長さ34間4尺8寸
 同番字南町、同人、屋敷1畝13歩
 明治4年9月菊間県御庁あて「御管轄所・八幡宿書き上げ」は

「当末年醤油作り込み高」御免許高375石の内、

一、造り高220石 市川甚松

「当末年濁り酒作り込み高」御免許高20石、

一、造り高30石 市川甚松 を記している。

当家では数万点におよぶ古文書類などを所蔵、その構成は

- ①旧八幡村基本文書(村鑑明細帳、幕領、旗本領、菊間藩関係資料)
- ②八幡宿戸長役場文書(戸籍、地租改正など千葉県初期の原史料)
- ③醤油醸造、酒類販売関係資料
- ④飯香岡八幡宮関係資料(由緒本記撮影写真(原本は散逸))
- ⑤戦前期八幡地区撮影16mmフィルム、戦後期八幡地区撮影写真
- ⑥市川家の個人的文書

に大別される。前集は①の旧幕時代資料を掲載、今集は②の八幡宿戸長役場関係資料から「船改め所文書群」を紹介する。

「広辞苑」による戸長は「明治初期、町村制施行以前に、町村において町村の行政をつかさどらせた吏官」、戸長役場は「戸長の事務を取り扱った所」としている。のちの町村長とその役場にあたる。

明治新政府は明治4年7月「廃藩置県」を実施、八幡村(宿)は菊間藩領から菊間県となったが、11月には上総、安房15県が合

併して木更津県が誕生した。翌5年3月「大小区画制」移行にとともに「第3区4画」となり、4月、初の「戸長選挙」が実施され、八幡宿の初代戸長に松田嘉一郎が選出された。

明治6年6月木更津県と印旛県が合併して千葉県が発足、区画は第5大区2小区に変わった。区長は官選で松田嘉一郎が繰り上がり、新たに行われた戸長選挙で市川甚太郎が当選、翌7年7月、戸長の選出方法が官選に変わったことで退任した。

市川本店の「戸長文書」は甚太郎が戸長を勤めたわずか1年間分だけであったが、この間、「壬申戸籍」、「地租改正」、「徴兵制度」、「学制公布」と小学校の開設、「税制改革」などの大変革が矢継ぎばやに実施された。中でも注目史料は八幡と東京を結んだ小回り廻船「五大力船」の「千葉県船改め所文書群」で、運航記録や積み荷明細などを記録した「出帆免状台帳」は1か年365日にわずか17日たりない348日分を数えた。

明治維新直後、東京湾内の通航を含む「川船行政」は変遷が激しくほとんど解明されていない。明治4年太政官は税収確保のための「税制改革」を実施、同6年1月の「布告第8号」「港内取締り規則」は、商船の出入港に際して「積み荷目録」「船免状」「船税鑑札」を検査し、「停泊税」を徴収するもので、各府県に「府県船改め所」が設置され、事務実務は主要港湾を持つ宿村の戸長に移管された。

出帆と積み荷、書類と物の流れを参考図に示した。八幡港からの出帆手続きは、

①届出人（船主）は「港内船改め所」業務を担当する戸長にあて、船名、積み石、船主氏名、乗り組み人、船頭名、積み荷明細、船客数、目的地などを記した「出帆届け」を提出する。

②届出人はまた、戸長役場の受け付け台帳「出帆免状控え」に記載する。戸長（役場）は手続き内容を確認した上、「出帆免状控え」と割り印、許可印を付した「出帆免状」を交付する。

③船頭は積み荷とともに「出帆免状」を持参、目的地の「港内船改め所」に提出する。

④船税は停泊税、出帆免状代価で戸長役場が徴収した。川船行政は明治8年2月「国内回漕規則」の制定とともに「内務省駅通寮」所管となり、港付き戸長はその任を解かれた。

実は明治6、7年の1年間だけ存在したこの制度は、村（戸長役場）が「五大力船」を管理した唯一の期間でもあった。該当する「港内船改め所」は五大力船が活躍した東京周辺だけでも数十港に達したが史料は極端に少なく、これまで五大力船の「運航状況」や「積み荷」などの詳細は不明であった。「文書群」は八幡港という限られた範囲とはいえ、ほぼ1年間に及ぶこれらのデータが完全な形で現存していることで、貴重な郷土史料といえよう。

社家職名家筋書き上げ（明治4年Ⅱ飯香岡八幡宮文書複写資料）

最初に市川家の家系を顧むず明治4年飯香岡八幡宮文書「職名家筋書き上げ」から解き進める。2年後、全国の「社家衆」は解職されるので最後の社人名簿といえる。神主の市川三郎家は「当社長（おさ）職家筋」、社家の市川一学家と市川大造家をそれぞれ「神主家2男分家」「3男分家」とする。同社伝承によれば3家は第10代崇神天皇の後胤で、創建以来連綿と神職を相伝されたという。長職家はのち絶家となり、現在の神主は2男分家子孫、市川本店は3男分家子孫にあたる。

市川甚太郎、戸長、副戸長辞令（明治6年、8年Ⅱ小紙）

明治6年7月、8年11月、千葉県創設期の八幡宿戸長、副戸長辞令。小型厚紙に「上総国市原郡八幡宿戸長申し付け候こと」、「第5大区2小区副戸長申し付け候こと」について年月と千葉県を記し、公印はない。

木更津県庁、八幡宿の五大力船台帳（明治6年Ⅱ堅帳）

表紙は「明治6歳第4月、木更津御県庁船印鑑連名帳、33区八幡宿」とある。この年1月、「港内規則」が制定され、戸長（役場）に「港内船改め所」の実務が委任された。台帳は木更津県庁時代に作成され、千葉県庁時代の朱書き後筆がある。明治6年4月現在の

五大力船は

船名	積み石	乗り組み	船主	(船頭、はしけ船数)
① 高砂丸	140石	5人	松田喜三次	(岩田万蔵ほか、1)
② 八幡丸	80石	3人	木村善助	(直乗り、なし)
③ 長寿丸	120石	4人	宮原六郎平	(直乗り、1)
④ 明王丸	60石	2人	大宮常太郎	(直乗り、なし)
⑤ 海世丸	80石	3人	白鳥留次郎	(直乗り、1)
⑥ 住吉丸	100石	3人	丸長次郎	(白鳥半次郎、1)
⑦ 太神丸	100石	4人	永野善五郎	(永野丑太郎、2)
⑧ 稲荷丸	120石	5人	松田豊吉	(渡辺伝十郎、2)
⑨ 神力丸	120石	4人	石井仲蔵	(直乗り、1)
⑩ 泉徳丸	80石	3人	小林七次郎	(直乗り、なし)
⑪ 明宝丸	90石	4人	藤本五郎治	(直乗り、なし)
⑫ 千年丸	100石	3人	伊藤久次郎	(直乗り、なし)
⑬ 水生丸	100石	4人	白鳥喜八	(直乗り、1)
⑭ 神在丸	115石4斗	3人	城谷伴蔵	(直乗り、1)
⑮ 神徳丸	100石	4人	石橋清次郎	(直乗り、1)
⑯ 文久丸	100石	3人	白鳥喜一郎	(石井栄吉、1)
⑰ 住吉丸	90石	3人	雪本権次郎	(直乗り、なし)
⑱ 平寿丸	81石	3人	北嶋巳之吉	(直乗り、なし)

の18艘で、ほかに「50石以下船」として、栄徳丸(茶船、鈴木与平次)、神明丸(茶船、荻原文三)、仙元丸(茶船、松田喜三次)、押し送り船(北嶋巳之吉)、茶船(岡野延蔵)を記載している

参考Ⅱ(一)内に後出「出帆台帳」「はしけ船所持の者」から船頭名とはしけ船数を付した

五大力船の積み石(積載量)は最大140石、最小60石、平均は98・7石、船主の所有船数はそれぞれ1艘、複数艘を持つ大船主はない。乗り組み人は140石クラスが5人、100石クラスはおおむね4人、80石クラスはおおむね3人となっている。大型船は沖船頭に頼み、中型は船主が船頭を兼ねる直乗りが多い。

後出「出帆免状」では明治7年6月以降に「明治丸」が登場する。船名から新造船と考えられ、本来はこの台帳に追加登録されるべきものであった。

⑲ 明治丸 56石 2人 小川亀吉 (直乗り、なし)
はしけ船所持の者書き上げ(明治6年Ⅱ 縦帳)

「解(はしけ)船」は陸と停泊中の本船の間を乗客や貨物を載せて運ぶ小舟のことをいう。八幡港(湊)は遠浅のため港内での荷役作業ができず、海上ではしけ船が中継した。記載された22艘の内訳は底平の「平田船」が11艘、小型荷物船「茶船」が6艘などであった。五大力船船主の所有分が合わせて12艘、永野豊太郎と松田豊吉が2艘、松田喜三次、白鳥留治郎ほか各1艘であった。

八幡宿戸長あて「出帆届け」(明治6年Ⅱ 中紙)

船主から提出された届け書の原本。届け出日は出帆前日の一部が当日または前々日であった。書式は

「出帆届け 届け出者氏名

日本形 一船名

積み石、
積み荷(明細スペース)
乗り組み人、沖船頭氏名または直乗りの別、外何人

ただし送り状何通

船客
右の荷物どこそこまで積み送り候につき免状願ひ上げ候。

明治六年何月何日 氏名(印)

戸長

市川甚太郎殿

明治6年30件、明治7年154件の合計184件を保管、紙面の都合で一部を紹介した。

八幡宿「出帆免状」(明治6年Ⅱ 中紙)

八幡宿「港内船改め所」が発行した「出帆免状」。積み荷とともに

目的地に持参されたので本来は地元に残らない。現存の3件は

①明治7年3月2日、横浜吉田町近藤清藏船、仙元丸。武州久良岐郡横浜船改め所あて 大きく×印、出帆日を変更、書き直し

② 3月9日、松田喜三次船、高砂丸。東京府船改め所あて

この分風シケのため書き直し候

③ 3月16日、雪本権次郎船、住吉丸。東京府船改め所あて

この分22日出帆に書き替え候こと

また、市川本店文書B3-175に反古紙として裏面を再利用し

た明治6年12月26日付け「出帆免状」は「丸長治郎船、住吉丸、

積み荷、笠24本、輪12本、あて先神奈川県船改め所」を記す。

「出帆台帳」によれば、本製品は同日東京府宛てに出荷されており、

あて先変更で取り消されたものといえる。

木版刷り用紙に加筆、書式は

「 出帆免状

(船名スペース)

積み石

乗り組み人

積み荷(明細スペース)

ただし送り状

船客

右は本日当所出帆、その港へまかり越し候段

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

上総国市原郡八幡宿

明治 年 月 日

(あて先スペース) 船改め所

「 であつた。

東京府船改め所「出帆免状」(明治6年Ⅱ中紙)

東京府船改め所が発行した「出帆免状」は八幡港への「帰帆免状」

といえる。東京港への「出帆免状」と同数発行されたが、40%に

あたる明治6年分102通、明治7年分119通の合計221通が

現存している。出帆免状台帳の出帆日と帰帆日を比較することで船

ごとの運航状況がわかる。後出の考察にまとめた。

東京府の「出帆免状」は前半が手書きで、届け出内容、船名、積

み石、船主、乗り組み人などを記す。事務処理の煩雑化対策か、積

み荷はすべて「これなし」となっている。後半は12・5cm×8・

5cmの朱判で

「 出帆免状

右書面のとおり当港出帆、その港へまかり越し候段、

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治何年何月何日 東京府船改め所(担当印)

(千葉県) 船改め所

となつている。

神奈川県船改め所「出帆免状」(明治6年Ⅱ中紙)

横浜は幕末、ペリー来航によって開港し、日本最大の貿易港へと

発展した。八幡との取引も活発で「五大力船」が行き来した。横浜

港からの「出帆免状」7通が現存しているが、残念ながらここでも

積み荷は省略されている。横浜船改め所の「出帆免状」は木版刷り

用紙で、前半に届け出内容を記し

「右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治何年何月何日 神奈川県

上総国八幡宿船改め所

とある。とくに興味を引くのは印鑑で、ローマ字の「YOKOHA

MA」を刻んでいる。

東京納め船税取り立ての帳(明治6年Ⅱ縦帳)

船税金上納願(明治7年Ⅱ縦帳)

明治5年分と6年分「船税」。5年は「東京納め取り立て」で、6

年は「上納願」。また、1両Ⅱ1円と改まった4年5月の「新貨条

例」の過渡期で、5年の旧制「永」が、6年には新しい「円」にな

る。「明治7年、上納願」による「船税」は100石につき1円。

高砂丸、長寿丸など13艘は明治5年5月に新免許に更新、同年神

在丸、6年住吉丸、文久丸、7年平寿丸が免許を取得している。新たに造船したか譲り請けたものと考えられる。
出帆免状代価受取り帳（明治7年Ⅱ横帳）

1月から3月初めまでの停泊税、免状代価の受け取り帳。八幡宿船は北嶋巳之吉船など15艘、1件の出帆免状代が2銭で2か月分をまとめている。八幡以外の船は2艘、木更津の鈴木平八船は停泊税、免状とも24銭5厘、横浜吉田町・近藤清藏船は10銭7厘、明細はなく詳細は不明である。

船客名前留め（明治7年Ⅱ横帳）

江戸時代、内房地方で「船客」が認められたのは木更津と船橋、行徳の3港で、寛政元年に浜野が加えられた。参勤交代の「大名行列」は船橋、市川、板橋を経由して江戸日本橋をめざしたが、一般の旅人は船橋か行徳から船に乗る人が多かった。明治維新で制度は解禁され、八幡港も乗船が認められた。明治7年1月の「船客名前留め」が現存する。

1月17日善五郎船 船客3人

丸長船 船客5人

1月18日石井仲蔵こと寅吉船 船客1人

1月19日夜松田喜三次船 船客4人

1月20日十兵衛船 船橋より出帆、20日午前7時ころ帰帆
乗船人なし

1月21日午後1時ころ、雪本権次郎船 乗船2人（以下省略）
15日間の合計は50人、1日あたり3・3人、旧菊間藩士、八幡、五井、茂原が多く、東京からの商用などがめだつた。

出帆免状台帳第1番（明治6年10月23日〜11月27日Ⅱ縦帳）

出帆免状台帳第2番（" 11月28日〜12月18日Ⅱ縦帳）

出帆免状台帳第3番（" 12月19日〜7年1月21日Ⅱ縦帳）

出帆免状台帳第4番（7年1月21日〜3月16日Ⅱ縦帳）

出帆免状台帳第5番（" 3月15日〜4月28日Ⅱ縦帳）
出帆免状台帳第6番（" 4月28日〜7月21日Ⅱ縦帳）

出帆免状台帳第7番（7年7月21日〜10月4日Ⅱ縦帳）

明治6年10月23日から翌7年10月4日までの348日間、全547件の「出帆免状」受付原簿。船主（船頭）は戸長役場に「出帆届け」を提出するとともにこの台帳に届け出内容を記載し、役場は割り印を付した「出帆免状」を交付した。台帳には「八幡宿船改め所」が受け付けた五大力船の全出航記録と「積み荷明細」が記録された。本集ではその一部を翻刻し、全体をパソコンで作表して解析し、後出五大力船「積み荷の考察」に纏めた。

船類諸願い届け（明治7年Ⅱ縦帳）

八幡宿戸長役場文書の五大力船関係願い書、届け書綴り。譲渡関係の届け出が多く、3つ道具付き五大力船1艘代価50円、極印付き茶船1艘買い代金36両、押し送り船代金50円、肥え藻取り船1艘代金2円50銭など売買価格や船大工の新規肥え藻船造立などが含まれている。

八幡宿居住者干支年月調べ下書き（明治6年Ⅱ綴り）

八幡宿野紙にメモ形式で纏められた明治初年の住民名簿。当時の屋敷番号順に

①第1（綴り）Ⅱ1番（屋敷）より94番（屋敷）まで

②第2Ⅱ95番より226番まで

③干支年月調べ、第3写しⅡ227番より327番まで

④第4Ⅱ328番より（410番まで）

の4綴りで構成、第1ページの書き出しは

嘉永2年己酉5月3日生まれ、農、2番屋敷、戸主宇田川半七、23才10か月

天保6年乙未11月10日、農、3番屋敷、戸主中嶋治八、37才4か月

以下、八幡宿旧町丁の南町、南新田、本町、浜本町地区全域におよぶが、明治9年地租改正の地番である現在番地と対応することはできない。五大力船の港町であった浜本町では廻船問屋、船主、船乗り、船大工、荷役の人たちのほか、問屋倉庫や商店が立ち並んだ。

本集では、浜本地区の船関係者部分を解説掲載させていただきました。個人情報にかかわるが、八幡の五大力船研究に欠かせない重要な基礎資料としてお許しを頂ければ幸いです。

米1万2千俵、炭20万俵、薪12万束

五大力船の「積み荷」を考察

明治元年の「明治維新」と同4年の「廃藩置県」はわが国の歴史を大きく塗り替えた。このころ小学校や郵便、電信制度が生まれ、新橋、横浜間に蒸気機関車が走り、銀座煉瓦街が出現した。いわゆる「文明開化」の中、断髪、廃刀令、洋装、牛鍋、ガス灯、人力車、馬車鉄道が登場し、社会様式が大きく変化しようとしていた。

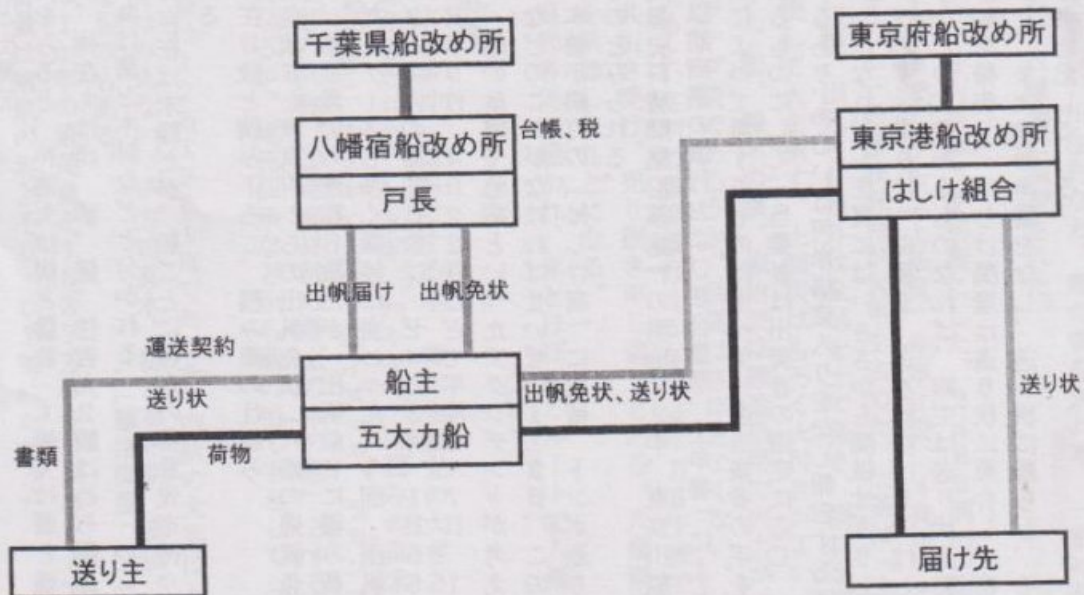
廃藩置県は農民・百姓にとっても大変換の年となった。江戸時代の「税制」は米の生産「石高」を課税対象とした「村請け制」で、領主は村高に税率を掛けて割り付け、村は年貢や諸役を請け負って全村民で負担した。新制度は「金高」の「個別納税制」で、それぞれの資産（土地）に応じて課税された。農家は納税のためにも米の現金化が必要であった。これまで村役人によって行われた年貢米の津出し作業に代わり、個別に米穀業者に米を売り、業者が東京へ出荷するという新しいスタイルが誕生した。

また、厳しい財政難からのスタートとなった明治新政府は新たな税制を制定して改定を繰り返した。明治4年には「新貨条例」が公布された。しばらくは従来の両や永が通用したが、7年ころ新しい円が定着していった。八幡宿に「船改め所」が置かれた明治6、7年はこうした社会情勢の中にあつた。

「出帆免状台帳」の集計

「出帆免状台帳」に記載された明治6年10月23日から翌7年

五大力船の荷物運送フロー



10月4日、348日分の「出帆免状」「積み荷明細」と、帰帆日を記した目的港船改め所の「帰帆免状」を表1〜6に纏めた。

表1 明治6、7年月別積み荷表

表2 船別積み荷表

表3 月別、船別件数と積み荷総括表

表4 米、炭、薪積み荷3製品の月別出荷数量表

表5 農産漁業関係製品の月別出荷数量表

表6 建材その他の月別出荷数量表

月別、船別「出帆免状」による「出帆、帰帆データ」の考察

① 出帆免状の総数と船別出帆数

348日間の「出帆免状」総数は547通、1日平均は1.6通であった。うち八幡宿籍五大力船18艘の船別出帆数(365日

換算値)と月平均出帆数は

① 神徳船48通(365日換算50.4件) 月平均4.2件

② 神力丸44通(46.2件) 3.9件

③ 太神丸43通(45.3件) 3.9件

(中略)

④ 千年丸19通(20.0件) 1.7件

⑤ 水生丸11通(11.5件) 0.9件

⑥ 明王丸1通(1.1件) 0.1件

また6月に新造された明治丸は4か月で8通、ほかに茶船の山王丸2通、仙元丸は1通であった。茶船は50石以下の小型荷物船で、五大力船に交じって東京へ荷物を運んだ。

一方八幡以外の船の出帆数も合計20通、うち野島浦(現在・横浜市金沢区)の稲荷丸が10通、村田(千葉市中央区)の伝合丸3通、横須賀・朝日丸、木更津・神力丸2通などであった。

② 月別の出帆数

月別では11月から4月、冬から春がピークで、最大は1月の59件、底は夏場で6月の27件、7月の35件がどん底になった。冬場が多いのは、積み荷の主力3製品である米の出荷期と炭、薪の

需要期が重なることによった。

③ 船別の積み荷と出荷元

船別に積み荷をみると、神徳丸は炭と醤油、太神丸は薪と建材、神力丸は米と炭、神在丸は炭、薪、筵、住吉丸2艘はわら製品、平寿丸は糠、明宝丸は薪と木材などと分かれる。「廻船問屋」や「船主仲間」(組合)の存在は未詳だが、船ごとに特定の得意先を持っていたことが窺われる。

④ 東京港での滞在日数と積み下ろし、積み荷の仕組み

八幡港の出帆免状日と東京府からの出帆免状(八幡の帰帆免状)日の差は、本来、東京港での滞在日数だが、出帆前日に積み荷を終えて免状をいただくケースも多く微妙に変わった。今回、出帆と帰帆が整合できた214件の滞在日数は、ゼロ日3件、1日65件、2日57件、3日39件、4日22件などで平均2.7日、11日も1件あったが、船の故障や急病といったアクシデントが考えられる。荒天が続くなどのことがなければせいぜい1、2日、この間、乗り組み人は日本橋小網町の「はしけ宿」に逗留、トンボ返りに八幡に帰帆したものとみられる。

『江戸東京問屋史料諸問屋沿革誌』の明治22年、東京川船貨物回漕組合「維新以前商業の慣行および組合履歴、上申書」によれば、「右荷物、舟便によつて着するものはすべて一度当業者の手をへ、諸問屋向けへ至るものにして、当業者は出荷者の指定に応じ、着荷ただちに送致するあり、あるいは河岸場蔵入りをなし報告するあり、適宜に取り扱いし、なれども売買にはいささかも関係せざりし」、また「荷物には必ず「送り状」を添え、送り状にはそのはしけ某問屋揚げ某行きなどの文言あるものなれば、船主は送り状面記載のはしけ問屋に着船を報告し、はしけ問屋は送り状に照合し、荷物を伝馬船に移し取り、または河岸場をなし、送り状に照らし、それぞれ配達す」と詳細を記している。

東京港での積み下ろしと積み荷は「はしけ組合」が独占、多くは佃島前で行われた。五大力船は帆を下げ、亀島川を經由して日本橋

川に入り、小網町河岸の船繋ぎ杭に停泊したものと考えられるが詳細は解明されていない。

「出帆免状台帳」による「積み荷データ」の考察

免状台帳の積み荷をデータ化して別表(表4-6)にまとめた。届出資料は品名や単位などまちまち、数字は単純集計であることを予めお断りしたい。

八幡港からの積み荷の主力は米、炭、薪の3製品で、ほかに材木や竹材、瓦、わら製品、油、肥料などがあつた。

表4-1「米」の出荷

①「積み荷明細」による「米」の「品名、月別推移」を別表にまとめた。品名は単に米としたものが大半で、ほかは白米、新米、古米、町米、蔵米などまちまちであつた。これらを合わせた348日分総数は1万2336俵で、うち糶(餅)米は111俵、およそ1%であつた。

②米1俵を4斗として石に換算すると348日分の総数1万2336俵はおよそ5000石、740トンになる。これに欠落する10月の18日分を6年10月、7年10月実績で割割り計算して365日に換算するとおおよそ5500石であつた。市原郡高おおよそ5万5000石の10%で、地元消費分を差し引いた出荷量とほぼ整合している。

③安政3年江戸名主が幕府に提出した「重宝録」による「船運送入津、陸付着荷高」は浅草蔵前払い米、御武家様方御収納米とも248万石ほど、下り売り米11万石ほど、地回り奥筋売り米40万石とあり、八幡宿からの出荷は、売り米のおよそ1%であつた。

④米出荷は9月から3月まで、ピークは12、1、2月の3か月。江戸時代の年貢米津出しは皆済期日の12月に集中したが、明治維新を境に遅くなつていく。米穀商が八幡に米蔵を置き、江戸の米相場を見ながら積み出したことなどが影響したものとみられる。

⑤八幡港を積み出し港とした地区は市原郡の北東部から中部、南部

にかけての一带で、菊間や五所、能満、勝間、大成、大作、喜多、中野、米原、古敷谷、川在村など。馬の背や大八車、一部は村田川の水路を使って八幡港に集荷された。

表4-2「炭」の出荷

①「炭」の「品名、月別推移」を別表にした。348日間の出荷量は20万1448俵で、うち「土釜炭」や単に炭、4貫炭、5貫炭、6貫炭を含めた一般家庭汎用が大半を占めた。土釜は「土窯」で炭焼き窯の一種、出入り口の外は全部を土で築き、炭材が炭化し終わると密閉して火を消す。土窯炭はもろく火付きが悪い。

②材質は松が多く、檜、雑木の順。鍛冶炭は鍛冶屋用で火力がつよい、松炭はラクダ炭であろうか。品質はさほどよくない。

③「重宝録」によると、江戸の集荷量は1か年247万5千俵で「海手川辺炭薪屋共引き受け、売り捌き申し候」とある。八幡港はそれのおよそ8%を供給したことになる。

④炭は八幡の中奥部各地で焼かれ、米とほぼ同じルートで八幡に出荷された。

表4-3「薪」の出荷

①「広辞苑」による薪は「燃料にする木、雑木を適宜の大きさに切り割って乾燥させたもの。たきぎ。わりき」、同説みの真木、榎は「純粋な木の意」、①スギの古名。②イヌマキ、ラカンマキ、コウヤマキなどの汎称。③建築材料の最上の木の意」とする。本来は意味が異なるが、地元伝承などから薪の当て字として「薪」に区分した。

②「薪」の出荷量は12万1961束であつた。内訳の大半は「榎真木」で中身はみえない。一方松真木、松5本、東、榎、雑木など具体的なものもある。

③「重宝録」は1か年の集荷量を1837万900束ほどとする。八幡宿の出荷量は東京のおおよそ0.07%にあつた。

④薪も八幡近郷、中奥の農村部で生産された。

表5-1「農産物」の出荷

①穀物では米以外にこれといった産物はない。大豆576俵、小麦60俵、粟21俵、ほかに芋粉、小豆などがあつた。大豆はみそ、醤油、豆腐原料、馬牛飼料などに使用された。小麦は粉にして麵類や菓子などの食用にした。

②玉子は48箱、果物はみかん、柿、栗でいずれも少量だった。新年祝い膳用の田作り(ごまめ)が497俵、漢方の生薬である柴胡(さいこ)も26俵あつた。

③糠(ぬか)は2580俵で飼料、肥料とされた。糠に似た「糖」も誤記として「糠」と解読した。菜種は油にして食用や灯火とした。荏種はえごまであろうか、食用や荏油をとつた。

表5-12 「わら製品」の出荷

①「わら」は7万8390束(把)、まぐさ1万3969貫、わらは俵やむしろ、縄などの原料で、秣は馬や牛の飼料となつた。

②むしろ、かます製品は単に「むしろ」としたもの6019こ(丸)、36むしろ7315こ(丸)、用途別に粕むしろ、裏むしろ、ほしかむしろ、灰かますなどがあつた。

③あみものは菅笠954こ、笠輪195こが目立ち、ほかに綱、ござ、とま、すだけなど。菅笠は菅で編んだ笠、笠輪は菅笠と頭を結ぶ輪、すだけはすだれで、とまは茅や菅を編んだ小屋の覆いで五大力船でも使われた。

表5-13 「醸造品」の出荷

④醤油476樽。銚子、野田、佐倉、木更津は房総の「地回り醤油」として知られたが、当時の八幡産は生産高も少なく、大半が地元で消費された。八幡で醤油産業が発達するのは明治後期から大正、昭和戦前期のことである。

表5-14 「油と粕」の出荷

①魚粕6226袋、種粕1486袋、粕869袋、ほしか350袋は肥料、魚油186樽は家庭用照明に使用した。

表6 「建材」、竹材、その他の出荷

①建材では材木、竹材、瓦などを出荷した。古材の再利用がめだち

大火が繰り返された江戸の住宅事情を反映している

②新材では単に材木としたもの1467本、材質は杉、松が多く、柱、角材、敷居、小前貫、中貫、板材などに加工して出荷された。材木は表記もまちまちで統計的にまとめることは難しい。

③竹材は間渡し竹3万9030束、唐竹5546束、男竹1730束、女竹4300束などであつた。間渡し竹は壁下地に使うやや太い竹、「重宝録」による江戸入津量13万2189束でおよそ30%を占める。唐竹は中国伝来の竹で笛などに使う。江戸入津量は大31万、中24万、小12万束でおよそ1%、男竹はマタケの大竹、女竹は節がめだたない小竹で、垣、棹、かご、きせるなどに用いた。

④瓦5万3150枚、古瓦4600枚を出荷、産地は主に草刈、久々津周辺と考えられるが詳細は未詳である。

⑤鑄(びた)銭は粗悪な銭のこと、「えり銭」が進み、江戸時代後期には通貨として流通しなくなったという、梵鐘などに鑄込まれたのであろうか。

⑥古道具、引越し荷物、袋荷など、その他の積み荷は集計から外した。

「送り状」にみる帰り船と積み荷

「千葉県八幡宿船改め所文書群」には東京府と神奈川県からの「出帆免状」が現存するが、残念ながら積み荷を記載していない。

一方、市川本店文書の「醤油醸造、酒類販売関係資料群」には江戸時代後期、文久3年、慶応4年と、明治7年、15年、16年、17年の6か年分、各年およそ2000点の「送り状」を保管している。解説は第8集以降掲載の予定だが、関係資料として明治7年分を表6にまとめた。

明治7年181件の内訳は、東京港積み出しが158件、行徳3

件、ほかに検見川、曾我野、五井、姉崎、茂原、一の宮などがあつた。東京や行徳便は当然「五大力船」が運んだが、茂原や一の宮など九十九里沿岸や内陸部は馬方による陸送で、五井、曾我野といった近距離は重量などから海運と陸送を使い分けた。東京便は主に酒、みりん、酢、鯉節の仕入れで、近郷からは焼酎や塩、大豆、小麦、明き樽など醤油原料や容器であつた。

届け先の吉田屋は市川本店の屋号で東京南新川に支店を構えて仕入れなどを担当した。船名は指定船で、特記のない場合、帰り船の「番船」が運んだ。清次郎船の「神徳丸」が39件と群を抜くが、この年船主として経営参加したことによる。船名は船主の屋号や通称名が多く、今後の研究課題としたい。

八幡港と五大力船 くまとめにかえて

江戸時代から明治、大正、昭和戦前期にかけて、市原には八幡、五井、姉崎、青柳、今津、椎津の6港があつた。市原の内陸部や外房方面から運ばれた年貢米や薪炭、材木、わら製品などを五大力船で江戸に運び、帰り船で衣類や酒、油、日用雑貨などの生活物資と「江戸文化」を持ち帰った。上総の玄関口、海陸交通要衝に立地し、市原郡最大の港町でもあつた「八幡宿」の繁栄は五大力船とともにあつたといえよう。

五大力船は一大消費都市であつた江戸、東京を中心に発達した海川両用の「小回し廻船」で、全長が10から20m、積載量50石から200石、江戸、東京市内の堀割に乗り入れるため一般廻船より喫水が浅く、川筋での棹使いのため、舷の外側に「棹走り」を設けた。わずか3、4人で100石もの物資を運んだ、その力強さを「五大力菩薩」に例えた。

本誌前集で紹介した市川本店の天明7年(1787)「八幡村村鑑明細帳」は五大力船船数を「本株(権利者)30艘、当時(実動)

12艘」と記し、飯香岡八幡宮の大絵馬「八幡村五大力船揃え図」は満風に帆を膨らませた13艘を画いている。また本資料の明治6年「木更津県庁五大力船台帳」は八幡宿籍が18艘、大正初めころ30艘程度と伝承されている。

八幡港は当時、飯香岡八幡宮境内であつた「南町澤(みお)」と「浜本町(はもと)みお」の2か所にあつた。南町みおの創設は「飯香岡八幡宮文書」に詳しい。慶長19年(1614)、当時八幡村領主であつた本多正信、正純、永井尚政3家の年貢米津出し港として、長さ480間の人工みおと船付き場、荷揚げ場、蔵屋敷を築いた。浜本町の開設は不詳だが、同じころ民間船舶用として築港されたものといえよう。八幡宿から江戸、東京まで海上10里、順風およそ4時間、時速はおよそ10kmであつた。

八幡の中心街区・浜本町には運送宿と船主、船乗り、荷役・はしけ作業の人や船大工職人のほか、穀物商、薪炭商、反物屋などの問屋や倉庫が並び、風呂や旅館、飲食店など、町の人たちの多くが港にかかわつた。江戸時代の船だまりは、草刈堰を水源とする灌漑用水路が八幡港に流れ出る雁田川河口周辺に置かれたが、明治時代に堅みおと横みおを広げて浜本町に接した。現在もベイシア裏手と八幡運河周辺が当時の面影を残している。

明治45年八幡宿駅開業、その後自動車の普及につれ、一大消費地・東京への物流は海運から陸送へと移行する。大正終わりから昭和初めにかけて五大力船の廃業が相次ぐ。およそ300年間に亘つて江戸・東京市民の生活を支え、上総の経済と文化の担い手となつた五大力船はその役割を終えて静かに姿を消した。(山岸弘明)

「市川本店文書調査」は、当「市原の古文書研究会」の解説調査のほか、「市川本店文書調査会」(仮称)による「文書リスト」の作成、「八幡史学館名所100選チーム」による写真撮影を行なっています。また宮本敬一様にはデータ集計業務などのご助力をいただきました。あわせてお礼を申し上げます。

表1 = 明治6、7年 月別積み荷表

明治6年10月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1023		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100							野島浦船
1025	1027	平寿丸	81	北嶋巴	東京府	新白米	15	土釜炭	500			醤油50樽		
1025	1026	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	100			秣1000貫		
1025	1029	神方丸	120	石井	東京府	米	82	土釜炭	650			大豆20俵		
								松炭	230					
1026	1029	八幡丸	80	木村	東京府			4貫炭	200	松積	2,000			
1027		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100							野島浦船
1027	1029	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	170			36蓮200こ	びた銭100こ	
								6貫炭	100			魚油10樽		
102	1102	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	500			馬草1300貫		
1029	1102	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	441	松積	800		間渡竹1000束	
1029	1102	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	800					
1029	1107	泉徳丸	80	小林	神奈川	米	150							
1029	1102	明宝丸	90	藤本	東京府	米	70	4貫炭	900					
1031		水生丸	100	白鳥喜	東京府			土釜炭	800			大豆100俵		
		10月		13件				517	5,391		2,800			

明治6年11月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1101	1104	長寿丸	120	宮原	東京府			土釜炭	250			魚油25俵、内海粕200俵		
1102	1104	平寿丸	81	北嶋巴	東京府	新米	60					糠70俵		
1102		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	250			36蓮50丸、粕蓮50丸		
								松炭	90					
1102	1105	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	500				間渡竹700束、唐竹50束	
1104	1105	太神丸	100	永野豊	東京府	米	20	土釜炭	600	松5尺	500		松6分板150束	
	1107	神方丸		石井	東京府	米	46	土釜炭	876			糠20俵、玉子4箱		月日なし
								松炭	250					
11		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	750			魚粕80俵		日なし
1107	1108	八幡丸	80	木村	東京府	白米	23	4貫炭	400	松真木	300	から栗13俵		
								炭	300					
1107	1110	福荷丸	120	松田豊	東京府			炭	50			糠50俵、蓮50こ、秣200		
1108	1110	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	600		間渡竹1500束	
1108		住吉丸	100	丸	東京府					松真木	800	菅笠37本、輪2こ		
1108	1112	住吉丸	90	雪本	東京府							薬8500束		
1109	1110	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	450				間渡竹800束、唐竹100束	
1108	1115	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松積	1,000		女竹200束	
		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	30	4貫炭	400	松積	1,000			月日なし
1110	1111	明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	700					
1114	1115	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	50			蓮60こ、魚粕100、糠粕100俵		
1114	1115	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松5尺	1,000		男竹140束	
1114	1116	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	450			かき灰350俵		
1115	1116	八幡丸	80	木村	東京府	白米	37	松炭	133			柿樽18本、種粕33枚	松板16束、小前貫62束	
111	1116	神方丸	120	石井	東京府	米	35	土釜炭	610	松真木	300		唐竹24束	日欠あり
1115	1117	平寿丸	81	北嶋巴	東京府	新米	100	土釜炭	100					
1116	1117	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	800					
1117	1118	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	350	松積	600		間渡竹1300束	
1117	1117	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	400				間渡竹800束、唐竹100束	
1117	1118	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	270			糠44俵、36蓮100丸、空20本、輪6こ		
												ならし11俵、玉子3箱、浜引綱3こ		
1118	1119	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	150					
								6貫炭	20					
1119	1120	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	200			魚油6樽、魚粕150俵		
1118	1122	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松真木	1,000	種粕90枚	女竹100束	
1120		取方丸	140	成嶋	神奈川							干草1000貫		荏原郡船
1120	1122	神方丸	120	石井	東京府	米	55	土釜炭	350				唐竹180束	
								6貫炭	50					
1120	1122	泉徳丸	80	小林	東京府							蛸灰450俵、栢竹120束		
1121		朝日丸	80	富田	神奈川			4貫炭	160					横須賀船
1120	1124	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	250			糠30俵	びた銭50こ	
								6貫炭	150					
1121	1124	平寿丸	81	北嶋巴	東京府	米	37					馬草870貫		
1121	1124	八幡丸	80	木村	東京府	白米	23	4貫炭	438			小麦10俵、種粕31枚	唐竹50束	
1121	1122	神方丸	150	鈴木	東京府	米	150							
1123	1124	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	300	松5尺	700		唐竹100束	
1123	1125	住吉丸	90	雪本	東京府							銅葉950貫		
1124	1127	長寿丸	120	宮原	東京府							内海魚油10樽、内海粕200俵		
1125	1205	福荷丸	79	久保寺	東京府	米	100							野島浦船
1125	1127	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	500			蜜柑40枚、柿樽20本		
1126	1127	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	600	松5尺	1,000	大豆30俵		
1126	1128	千年丸	100	伊藤	東京府								間渡竹1200束、唐竹170束	
1125	1128	神方丸	120	石井	東京府	米	160	土釜炭	450				間渡竹370	
1127	1129	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	250	松積	1,000			
1127		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	35	炭	400	真木	600			
1128		八幡丸	80	木村	東京府	米	140	4貫炭	282			大豆21俵、尺粕57俵		番替え
1129	1205	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	50			田作40俵、糠20俵、36蓮30丸、粕蓮126丸、笠輪12こ		

1129	1203	平壽丸	81	北嶋巴	東京府	町米	120								
1129	1205	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	200						間渡竹1000束、唐竹100束
		11月		51件			1,251		15,429			10,400			

明治6年12月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1201	1206	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	850					
1202	1205	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	300			田作大150俵、魚粕50俵		
1202	1206	稲荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	100			苔12こ	間渡竹100束	
								6貫炭	200					
1205	1206	太神丸	100	水野	東京府			土釜炭	200	松真木	500			男竹150、女竹120束
1205	1207	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	34					間渡竹2000束
1206	1210	神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	347					間渡竹1200束
								松炭	200					
1206	1210	明宝丸	90	藤本	東京府	米	150	4貫炭	500					
1206		取方丸	140	成嶋	神奈川							干草1019貫		荏原郡船
1207		長壽丸	120	宮原	東京府					松真木	1,000		古材木150本	
1207	1210	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30	4貫炭	300	真木	1,000			
1207	1210	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	300					間渡竹1000束
1207	1210	神在丸	115	城谷	東京府	米	40	土釜炭	800					
1209	1210	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	750					間渡竹700束
1209		稲荷丸	79	久保寺	神奈川	米	161							野島浦船
1209	1210	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	800			田作大110俵、魚粕120俵		
1209	1211	住吉丸	100	丸	東京府			鍛冶炭	90			田作87俵、 \times 粕37俵、36蓮68、粕蓮42丸		
1209	1210	平壽丸	81	北嶋巴	東京府	町米	100	松炭	100					
1210	1212	住吉丸	90	雪本	東京府							干草850貫		
1210	1211	太神丸	100	水野豊	東京府	米	230	土釜炭	300			種粕80枚		
1214	1216	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	950			醤油50樽		
	1216	稲荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	300			田作大110俵、魚粕100俵		月日なし
								鍛冶炭	160					
1214	1218	神力丸	120	石井	東京府	米	126	土釜炭	500				間渡竹600束	
								松炭	50					
								6貫炭	50					
1214		千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	550	真木	1,000			しげ延日
1215	1220	平壽丸	81	北嶋巴	東京府	米	125							
1215	1218	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	800			魚粕310		
1215		水生丸	100	白鳥喜	東京府									積荷なし 月日なし
	1219	泉徳丸	80	小林	東京府	米	30	炭	600					
1216	1218	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	60	炭	600					
1215		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	200			株700貫		
1216	1219	明宝丸	90	藤本	東京府	米	70					\times 粕230俵		
1216	1218	太神丸	100	水野豊	東京府	米	50	土釜炭	200	松真木	1,500			
1216	1220	神在丸	115	城谷	東京府	白米	30	土釜炭	900				間渡竹350束	
1218	1220	住吉丸	100	丸	東京府							\times 粕11俵、粕蓮46こ	松2寸角50本、杉板200間	
												36蓮66こ		
1218	1220	八幡丸	80	木村		米	39	松炭	50			種粕170枚	唐竹52、間渡竹1000束	
								4貫炭	150					
1219	1220	長壽丸	120	宮原	東京府	町米	50	土釜炭	300				古木材150本	
1219	1221	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	550	真木	1,000			
1220	1221	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	800			醤油70樽		
1221		仙元丸	50	松田喜	東京府					樫真木	1,200	苔5 \times 100こ		
1221	1224	稲荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	100			魚粕100俵		
								土釜炭	200					
1222	1224	神力丸	120	石井	東京府	米	112	土釜炭	647			大豆10、綿実12俵		
								松炭	193					
1222	1224	高砂丸	140	松田喜	東京府			6貫炭	35			魚粕450俵、酒20、水油8樽		
1224	1227	神在丸	115	城谷	東京府	白米	30	4貫炭	900	5本 \times	500			
1224	1226	太神丸	100	水野豊	東京府	米	20	土釜炭	300	松積	1,000		女竹200束	
1225	1227	明宝丸	90	藤本	東京府	米	80	4貫炭	900					
1225	1227	泉徳丸	80	小林	東京府	米	20	4貫炭	700					
1225	1227	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600			醤油35樽	唐竹100束	
1226	1228	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	850					
								6貫炭	20					
1226	1227	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	2,000			
1226		住吉丸	100	丸	東京府			鍛冶炭	40			笠24本、輪12、36蓮50、粕蓮20こ		しげ書替
								土釜炭	110					
1226	1227	八幡丸	80	木村	東京府	米	43	4貫炭	230	松積	150	大豆37俵、小糠35俵、種粕96枚		
													間渡竹160束	
1226		文久丸	130	白鳥喜	東京府	糯米	40	土釜炭	930			大豆20、 \times 粕5俵		
1226	1230	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	35	炭	600	真木	700			
1226	1230	長壽丸	120	宮原	東京府			炭	500			魚油5本	材木200本	
1227		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	400			魚粕370俵		
1228	1230	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	110			36蓮150、粕蓮20こ		
								鍛冶炭	40					
1229	1230	神力丸	120	石井	東京府	米	48	土釜炭	670	樫	200	大豆10、糠20俵		
								松炭	160					
								6貫炭	200			36蓮200こ		
1230	1231	稲荷丸	120	松田豊	東京府									
1230	1231	大神丸	100	水野豊	東京府	米	20	土釜炭	300	松積	2,000			
		12月		58件			1,739		0	23,916		13,750		

明治7年1月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
101	103	平寿丸	81	北島巴	東京府			土釜炭	200	松真木	300		間渡竹1000束	
104		朝日丸	80	高田	東京府			4貫炭	250				松板4こ	横須賀船
106		明宝丸	90	藤本	東京府			6貫炭	30					
106		八幡丸	80	木村	東京府	米	30	土釜炭	280	松真木	54			
106		神徳丸	100	石橋	東京府			6貫炭	450					
106		泉徳丸	80	小林	東京府	米	20	土釜炭	300			醤油50樽	間渡竹700束	
107		平寿丸	81	北島巴	東京府	町米	100	土釜炭	100				唐竹60束、古柱100本	
107		長寿丸	120	宮原	東京府								唐竹100束	
107		住吉丸	100	丸	東京府								古材木250本	
107		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30			真木	600		粕藁40丸、笠4本、玉子3箱、36蓮170丸、裏藁50丸	
107		千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	200				古銭2こ	
107		神在丸	115	城谷	東京府	白米	15	土釜炭	900	松5ノ	500		唐竹100、間渡竹1000束	
107		太神丸	100	永野豊	東京府	米	10	土釜炭	400	松真木	2,000			
107		稲荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	200				36蓮200こ	
107		神力丸	120	石井	東京府	米	45	土釜炭	783	槓	150		種粕40枚、綿実20俵	
107		住吉丸	90	雪本	東京府			松炭	133					
107		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	210				株800貫	
110		神徳丸	100	石橋	東京府			土釜炭	700				小前貫83、松板52束	
111		八幡丸	80	木村	東京府	米	34	4貫炭	600	松5本ノ	300		間渡竹600束	
111		明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	土釜炭	550					
112		稲荷丸	120	松田豊	東京府			松炭	100					
112		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	50				蓮250こ、苦100丸	
112		住吉丸	100	丸	東京府	白米	4	土釜炭	400	松槓	1,500		松小割物100束	
113		千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	1,000		粕藁57こ、小糠42俵、輪2こ、浜綱4こ、36蓮117こ	
113		住吉丸	90	雪本	東京府			裏藁44こ	130				松小割10こ、銭2こ	
115		神力丸	120	石井	東京府	米	164	土釜炭	300	槓	500		間渡竹1000束	
116		高砂丸	140	松田喜	東京府			松炭	100					
117		泉徳丸	80	小林	東京府	白米	30	土釜炭	400				材木100こ	
117		神徳丸	100	石橋	東京府			6貫炭	50					
118		神在丸	115	城谷	東京府	白米	25	4貫炭	450	松5ノ	1,000		間渡竹500、から竹100束	
118		平寿丸	81	北島巴	東京府	町米	70	土釜炭	350				間渡竹1000束	
118		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	300	槓	600		竹60	
118		長寿丸	120	宮原	東京府			炭	400	真木	500			
119		八幡丸	80	木村	東京府	蔵米	10	土釜炭	250				古木材50本	
119		住吉丸	100	丸	東京府	白米	31		440				間渡竹400束	
119		明宝丸	90	藤本	東京府	米	50	土釜炭	400	松槓	500		笠27本、輪27こ、蓮40こ、玉子2箱	
119		稲荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	170				36蓮230こ、種粕60枚	
119		文久丸	130	白鳥喜	東京府			鍛冶炭	100					
119		神力丸	120	石井	東京府	米	95	土釜炭	338	槓	400		杉角材227本、松板46束	
121		太神丸	100	永野豊	東京府			6貫炭	48				中貫5ノ20束	
121		稲荷丸	79	久保寺	野嶋浦	米	150	土釜炭	400	槓	500		綿実20俵、玉子8箱	
121		高砂丸	140	松田喜	東京府			松炭	250				男竹200束	野島浦船
123		千年丸	100	伊藤	東京府			土釜炭	300	松真木	1,200		魚粕400俵	船客1
123		住吉丸	90	雪本	東京府	米	15	4貫炭	180				間渡竹1000束	
124		神徳丸	100	石橋	東京府			土釜炭	550	松5ノ	800			
125		八幡丸	80	木村	東京府	蔵米	54	土釜炭	175				糠12俵	
125		太神丸	100	永野豊	東京府	米	28	松炭	394					
126		神力丸	120	石井	東京府	米	121	土釜炭	300	松槓	1,500		松6分板50束	
126	202	稲荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	600	真木	500		綿実17俵	
127		明宝丸	90	藤本	東京府	米	120	6貫炭	80				魚油40樽、蓮250こ、苦30こ	
128		神在丸	15.4	城谷	東京府	白米	20	土釜炭	400	松5ノ	1,000			
129	131	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	150	土釜炭	800				尺角石28本	
129	205	泉徳丸	80	小林	東京府	白米	10	4貫炭	400					
130		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	400				新灰600俵	
130	204	長寿丸	120	宮原	東京府	白米	5	土釜炭	500				36蓮240俵	
130		住吉丸	90	雪本	東京府	米	20	土釜炭	300	槓	1,000			
130	202	平寿丸	81	北島巴	東京府	米	110	土釜炭	570				株250貫	
													芋粉30樽、魚油10樽	

131	202	八幡丸	80	木村	東京府	米		47	土釜炭	427	松楨	600			
									松葉炭	100					
130	204	海世丸	80	白鳥留	東京府	米		30	炭	500	真木	600			
		1月		59件				1,768		21,613		18,604			

明治7年2月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
201	203	神徳丸	100	石橋	東京府			4	黄炭	600			間渡竹500束	
201	205	住吉丸	100	丸	東京府							36疋220丸、綿実18俵、	糖112俵	
												綱4こ、蘆竹16こ		
202	203	太神丸	100	永野豊	東京府	米	50	土釜炭	400	松楨	1,000			
201	204	千年丸	100	伊藤	東京府			4	黄炭	500	松真木	800		間渡竹1200束
203	205	神力丸	120	石井	東京府	米	167	土釜炭	510					
								松炭	100					
202	205	明宝丸	90	藤本	東京府	米	130	4	黄炭	600				
203	206	神在丸	110	城谷	東京府	白米		15	土釜炭	900	5尺楨	500		
205	206	高砂丸	140	松田喜	東京府				土釜炭	300			魚粕400俵	
206	207	稲荷丸	120	松田豊	東京府				土釜炭	200			蘆300丸	
206	207	太神丸	100	永野豊	東京府	米	70	土釜炭	400					松6分板132束
206	207	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	48	土釜炭	350					杉角材84本、小真104束、
						糯米	12							
206	208	八幡丸	80	木村	東京府	米	93	土釜炭	200				糖16俵	
									松葉炭	360				
207	209	神徳丸	100	石橋	東京府			4	黄炭	600	松5尺	500		
208	209	住吉丸	100	丸	東京府				土釜炭	200			36疋150丸、玉子4箱	
									6	黄炭	52			
208	210	明宝丸	90	藤本	東京府	米	100	4	黄炭	700				松6分板30束
208	210	神力丸	120	石井	東京府	米	140	土釜炭	600				綿実30俵	
									松炭	100				
									6	黄炭	70			
209	211	稲荷丸	120	松田豊	東京府				鍛冶炭	100			36疋100こ、灰吹100、柴胡26俵	
									6	黄炭	100			
209	217	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	500	真木	600			
209	211	神在丸	115	城谷	東京府	白米	15	土釜炭	900	5本楨	500			
										1本楨	300			
209	212	泉徳丸	80	小林	東京府				土釜炭	500			糖50俵	松板70
209	213	千年丸	100	伊東	東京府				土釜炭	200	楨	1,000		間渡竹1200束
210		平寿丸	81	北島巴	東京府	米	48						大豆21俵	大竹62束
210	217	長寿丸	120	宮原	東京府								蘆300こ	材木40本
211	213	太神丸	100	永野豊	東京府	米	15	土釜炭	400	松5尺	700			間渡竹500束
212	217	八幡丸	80	木村	東京府	米	93	土釜炭	448				糖14俵	間渡竹450束
212	215	文久丸	130	白鳥喜	東京府				土釜炭	900			大豆3俵、縄16丸	
									6	黄炭	20			
213	217	高砂丸	140	松田喜	東京府				土釜炭	600	松5尺	900	蘆100丸	
213	217	神徳丸	100	石橋	東京府				4	黄炭	600	5本楨	500	
215	217	稲荷丸	120	松田豊	東京府				土釜炭	300			蘆200丸	
215	217	住吉丸	100	丸	東京府								笠47本、輪10こ、36疋100こ	
216	217	明宝丸	90	藤本	東京府	蔵米	130	4	黄炭	700				
220	223	神力丸	120	石井	東京府	米	71	土釜炭	700				綿実30俵	
									6	黄炭	73			
221	223	神在丸	115	城谷	東京府	米	65	土釜炭	900				種粕87俵	
220		稲荷丸	79	久保寺	東京府	米	123							野島浦船
221	225	千年丸	100	伊藤	東京府						松真木	800	松白20柄	
222	223	住吉丸	90	雪本	東京府				土釜炭	700				
222	223	神徳丸	100	石橋	東京府				4	黄炭	600			唐竹100束
222	223	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	300	松真木	1,000		松小割150束
222	223	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	25							
						糯米	3							松板156束、小前貫100束
223	228	長寿丸	120	宮原	東京府				土釜炭	100			蘆250こ	材木28本
223	226	高砂丸	140	松田喜	東京府								魚粕40俵、36疋100丸、引越荷50こ	
														材木150本
223	228	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	20	炭	600	真木	400			
223	226	泉徳丸	80	小林	東京府				土釜炭	300			蛸灰800駄、綿実20俵	
223		八幡丸	80	木村	東京府				6	黄炭	35		糖30俵、干蘆蘆100丸	
									土釜炭	100				から竹65束
225	228	稲荷丸	120	松田豊	東京府				鍛冶炭	400			36疋100こ	
									6	黄炭	100			
224	228	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4	黄炭	400				松丸太140本
226		神力丸	150	鈴木	神奈川	米	300							木更津船
226	228	神力丸	120	石井	東京府	米	118	土釜炭	580	真木	200			
226		住吉丸	100	丸	東京府				土釜炭	200			裏蘆100、36疋45こ、蘆竹8束、綿実15、糖26俵	
226	228	神在丸	115	城谷	東京府	米	110	土釜炭	500	5尺楨	1,000			
227		神徳丸	100	石橋	東京府	町米	50	4	黄炭	600				
228		太神丸	100	永野豊	東京府	米	150	炭	300	松真木	500			
				2月	52件		2,241		21,498		11,200			

明治7年3月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
301	304	住吉丸	90	雪本	東京府							秣850貫		

301	302	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	17	炭	110	松真木	1,500		杉柱232本、敷居97丁
301		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	10						笠100本、笠輪10二、葦130丸
301	302	伝合丸	80	石橋	東京府	米	180						村田村船
302		浅間丸	58	近藤	横浜	米	60						小豆15俵 横浜船
						糯米	25						
301		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	500	真木	300		
301	304	千年丸	100	伊藤	東京府			4賣炭	150				菅笠53本、葦90二
303	304	福荷丸	120	松田豊	東京府			鍛冶炭	400				葦200丸
303	305	泉徳丸	80	小林	東京府	白米	10	土釜炭	550				粉糶50俵
304		長寿丸	120	宮原	神奈川								笠48本、輪24本、36葦35丸、口2二
304	305	神力丸	120	石井	東京府	米	130	土釜炭	250	楨	1,300		
304	305	神在丸	115	城谷	東京府	米	100	土釜炭	800	5本楨	500		
305	308	神徳丸	100	石橋清	東京府			4賣炭	500				唐竹150束
306	308	明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	4賣炭	470				
								6賣炭	85				
306	308	水生丸	100	白鳥喜	東京府								綿実30、小糠30俵、笠100本、葦150丸
306	308	八幡丸	80	木村	東京府	米	33	土釜炭	200				糠30俵
								松葉炭	110				
								土釜炭	100				魚粕150俵、36葦100二、口葉60俵
307	310	福荷丸	120	松田豊	東京府								瓦7000枚
309		高砂丸	140	松田喜	神奈川								
308		高砂丸	140	松田喜	東京府								36葦270二
308	310	千年丸	100	伊藤	東京府	米	15	4賣炭	400	松真木	1,500		
307	310	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	658	松楨	1,000		大豆14俵、種粕39枚 唐竹70束
308	314	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	4賣炭	600	真木	300		
310	321	泉徳丸	80	小林	東京府	米	8	4賣炭	200	松楨	2,000		
310	313	神力丸	120	石井	東京府	米	60	土釜炭	600	松楨	600		綿実20俵
310	314	伝合丸	80	石橋伝	東京府			土釜炭	250				糠140俵 唐竹50束 村田村船
311	314	神在丸	115	城谷	東京府	米	30	土釜炭	600	楨5尺	800		小糠60俵
314	315	神徳丸	100	石橋清	東京府			4賣炭	500				唐竹100束
314	315	住吉丸	100	丸	東京府			6賣炭	130				36葦110丸、笠12本
								土釜炭	84				
								松炭	42				
316		水生丸	100	白鳥喜	神奈川					真木	800		36葦197二、笠18本、輪8二
316	323	住吉丸	90	菅本	東京府			土釜炭	375				秣450貫
316	321	八幡丸	80	木村	東京府	米	20	土釜炭	380	松楨	300		
								松葉炭	350				
316	320	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	10	土釜炭	500				葦荷15二、糶8丸 松板65束、杉角材140本
								6賣炭	10				
315	321	福荷丸	120	松田豊	東京府			鍛冶炭	20				魚粕100、36葦100二
318	321	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松楨	1,000		松板70、間渡竹500束
319		福荷丸	79	久保等	神奈川	米	115						野島浦船
320	321	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	200				大豆30俵、魚粕74俵、36葦300丸
320	321	神徳丸	100	石橋清	東京府			4賣炭	500				唐竹100束
320	321	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	炭	600	楨	100		
321		伝合丸	80	石橋伝	東京府	米	10						大豆40俵、糠140俵 村田村船
321	326	神力丸	120	石井	東京府	米	0	土釜炭	500	楨	1,000		糠70俵 米無記
321	327	神在丸	115	城谷	東京府	白米	20	土釜炭	500	5本楨	500		種粕200枚、小糠50俵
321	327	千年丸	100	伊藤	東京府					松真木	500		古柱板300束、瓦200枚
321	325	明宝丸	90	藤本	東京府			4賣炭	200				古材木100本、古瓦3000枚
324	325	平寿丸	80	北島与	東京府	米	10						大豆40俵、糠140俵
325	401	長寿丸	120	宮原	東京府								葦100丸 古材木200束、瓦1500枚
326	329	神徳丸	100	石橋清	東京府			4賣炭	450				間渡竹600束、唐竹80束
326	331	福荷丸	120	松田豊	東京府								魚粕100俵、葦200二 びた錢100俵
326	401	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	150	松真木	1,000		小割36、唐竹48束
327	401	住吉丸	90	菅本	東京府			土釜炭	700				
329	401	八幡丸	80	木村	東京府	米	10	土釜炭	250				玉子8箱 松板36束
								6賣炭	150				
								松炭	250				
								松葉炭	150				
								長尺炭	76				
331	401	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	350				魚粕12俵、36葦350丸
330	402	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	200				灰500俵、葦150丸
331	401	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	600	真木	300		
331		住吉丸	100	丸	東京府								笠66本、輪14二、葦5二
			3月	54件			1,003	0	16,150		15,100		

明治7年4月

出帆	揚帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
401	401	太神丸	100	永野豊	東京府			炭	600	松楨	500		男竹130、女竹1000束	
401	402	神力丸	120	石井	東京府	米	6	土釜炭	550	真木	800	大豆40、糠50俵		
401	402	明宝丸	90	藤本	東京府							干草900貫		
401	403	神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	900	5尺楨	500	綿実20俵		
402	403	平寿丸	80	北島与	東京府	町米	10	土釜炭	300	松楨	200	糠120俵		
403	405	神徳丸	100	石橋清	東京府			4賣炭	500	松5尺	300		唐竹100束	
403	405	福荷丸	120	松田豊	東京府							葦400丸	錢60二	
403	405	千年丸	100	伊藤	東京府								古柱300、古瓦1600枚	
404		住吉丸	100	丸	神奈川							36葦100丸、笠41二、輪6、粉袋2二		
404	405	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	4賣炭	600	真木	200			
404	405	長寿丸	120	宮原	東京府								瓦6500枚	

404	405	八幡丸	80	末村	東京府			土釜炭	150	松真木	300	小糠30俵、大豆13俵	古材300本	
405	405	泉徳丸	80	小林	東京府								古木350本	
405	406	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	500			魚粕150俵、36蓮200丸		
405	406	太神丸	100	永野豊	東京府			炭	800	榎楨	50		女竹50束	
405		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	250			ノ粕140俵、	小買100束、敷居45束	
406	407	神力丸	120	石井	東京府	米	47	土釜炭	500	真木	1,000	糠50俵		
406	407	明宝丸	90	藤本	東京府	米	20	4貫炭	150				古木材150束	
407	408	神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	600	5本楨	600	小糠27俵、綿実17俵、	蓮包2こ、ござ1枚、網2こ	
												す竹14こ	積み荷1こ	
407		住吉丸	90	菅本	東京府			土釜炭	650					
408	409	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	600	松5ノ	500			
408	410	太神丸	100	永野豊	東京府	米	20	土釜炭	500					松小割180束
409	411	福荷丸	120	松田豊	東京府							蓮400丸	銭80こ	
409		平寿丸	80	北島与	東京府	町米	20	5貫炭	600					
409		千年丸	100	伊藤	東京府					松真木	1,000		松2寸30	
410	411	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	450	松5楨	600			
410		八幡丸	80	末村	東京府			土釜炭	200	松楨	2,000	玉子4箱		
								長尺炭	46					
								松葉炭	30					
410		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	600	真木	200			
410		明宝丸	90	藤本	東京府	米	120	4貫炭	350			蓮35丸		
411		神力丸	120	石井	東京府	米	60	土釜炭	550	真木	260	糠50俵		
410		神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	700					
411		長寿丸	120	北嶋与	東京府					堅木薪	400			
										松10本	500			
										雑木	400			
										松	500			
412		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	130							野島浦船
415		神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	500					唐竹50束
415		福荷丸	120	松田豊	東京府							蓮400丸		
415		泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	200			菅傘30本		
417		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	700			種粕150枚	女竹50束	
417		高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕200俵、36蓮300丸、種粕40枚		
418		海世丸	80	白鳥留	東京府			炭	600	楨	400	大豆10俵		
419		神在丸	115	城谷	東京府	米	59	土釜炭	650			菜種20俵		
418		明宝丸	90	藤本	東京府							36蓮400丸		
419		住吉丸	100	丸	東京府							笠52、粉箕2、蓮80こ、輪6本		
420		神力丸	120	石井	東京府	米	110	土釜炭	650			糠50俵		
422		神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	500	松5ノ	450		間渡竹500束	
422		太神丸	100	永野豊	小湊							傘70本、傘輪18本		
422		福荷丸	120	松田豊	東京府							魚粕100俵、糠50俵、36蓮200こ、銭100こ		
423		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	360			魚粕370俵	松小割120束	
425		神在丸	115	城谷	東京府	米	40	土釜炭	500			糠10俵	唐竹100束	
426		神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	700	真木	900	大豆20俵		
								6貫炭	50					
427		海世丸	80	白鳥留	東京府			松炭	600	松5ノ	320	大豆10俵		
427		住吉丸	100	丸	東京府							笠25本、輪1こ、蓮82こ、裏蓮100こ		
428		神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	300	松5ノ	1,000		唐竹100束	
428		明王丸	60	大宮	東京府			松炭	694					
428		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	620			醤油36樽、ノ粕23俵		
429		長寿丸	120	宮原	東京府			土釜炭	800	松真木	300		大竹60束	
429		福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	200			魚粕200俵、裏蓮100こ		
								6貫炭	100					
		4月	56件				727		20,400		14,180			

明治7年5月

出帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
502	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	400	松5ノ	400		間渡竹500束、唐竹100束	
502	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	200	松楨	1,000		松小割120束、唐竹100束	
501	神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	850					
501	神力丸	120	石井	東京府	米	20	土釜炭	900				間渡竹600束	
503	高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕200俵、36蓮400丸		
503	明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	350			臼29		
503	八幡丸	80	末村	東京府			6貫炭	20			古道具46こ		
							土釜炭	100					
							長尺炭	70					
							松葉炭	269					
505	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	500	楨	700			
505	長寿丸	120	宮原	東京府			炭	700	松真木	300	蓮40こ		
505	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,000			ノ粕3俵		
							6貫炭	30					
506	神在丸	115	城谷	東京府	米	35	土釜炭	700			粟11俵	間渡竹500束	
507	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	400	松5ノ	800		間渡竹500束、唐竹50束	
507	神力丸	120	石井	東京府	米	30	土釜炭	800			糠30俵	間渡竹500束	
507	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松楨	1,000	種粕100枚	男竹100束	
509	高砂丸	140	松田喜	東京府							36蓮200俵、魚粕320俵		
509	福荷丸	120	松田豊	東京府			鐵治炭	100	松楨	1,000	粕蓮100こ		
							6貫炭	100					
511	八幡丸	80	末村喜	東京府			松葉炭	150	松楨	100	荳種200俵、小糠50俵		

713	神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	600			36疋107丸、綿実24俵、糠20俵、玉子4箱、魚油2樽
714	住吉丸	90	雪本	東京府							わら8000束
716	神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	450			唐竹100束
717	泉徳丸	80	小林	東京府							蜀灰1000俵
717	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松真木	1,000	男竹100束
717	神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	700	積	700	
717	平寿丸	80	北島与	東京府							種粕120俵、わら8000束
719	明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	970			
720	八幡丸	80	木村	東京府			6貫炭	36			大豆20俵、笠輪6本
							土釜炭	120			瓦2350枚、材木149こ
720	長寿丸	120	富原	東京府							瓦3000枚、材木200こ
720	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	100			わら6000束
620	文久丸	130	白鳥喜	東京府			6貫炭	50			瓦2000枚、柱200本
721	神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	450			間渡竹500束、唐竹100束
721	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	600	松積	2,000	
721	神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	900			〆粕108俵
721	海世丸	80	白鳥留	東京府			炭	500	真木	800	
723	泉徳丸	80	小林	東京府							魚粕200、干鰯50俵
725	長寿丸	120	富原	東京府							瓦3100枚、古木材300こ
729	太神丸	100	永野豊	東京府							瓦5000枚
729	八幡丸	80	木村	東京府							瓦3000枚、古木100束
730	明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	4貫炭	600			大豆150俵
730	泉徳丸	80	小林	東京府							瓦2500枚、材木200束
731	海世丸	80	白鳥留	東京府			炭	650	真木	200	
730	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	400			
	7月		35件			30		12,216		8,550	

明治7年8月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
801		長寿丸	120	富原	東京府								瓦3000枚、古木口400こ	
804		住吉丸	90	雪本	東京府							わら5000束		
804		住吉丸	100	丸	東京府								瓦3700枚、古材木7000こ	
805		平寿丸	80	北島与	東京府							小麦50俵	杉丸太200本、瓦500枚	
806		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	300	松5〆	200		唐竹150束	
808		神力丸	120	石井	東京府			5貫炭	700			〆粕70俵		
812		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	800				間渡竹300束	
812		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松5〆	500		男竹200束	
812		神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	800	松5〆	400	種粕50	間渡竹600束	
812		文久丸	130	白鳥喜	東京府	糶米	7	炭	1,025			蕨粉25こ		
812		明治丸	58	小川	東京府			土釜炭	600					
813		神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	1,100					
813		平寿丸	80	北島与	東京府			土釜炭	400			わら150束		
813		住吉丸	100	丸	東京府			松炭	60			裏延40こ、蓮100こ	松平角10丁	
814		八幡丸	80	木村	東京府			4貫炭	535	真木	510			
								松炭	140					
815		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	300			わら3000		
815		福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	100			草わら350束、干草200貫		
								6貫炭	64				ひた銭67こ	
816		神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	1,000	積	500			
816		神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	800	松積	450	粟6俵	間渡竹600束	
816		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	650				唐竹100束	
816		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	400				男竹200、女竹1000束	
817		水生丸	100	白鳥喜	東京府			土釜炭	800	積	100	蓮70丸		
818		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	50			蓮100丸	唐竹45束	
817		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,010				松板21束	
818		神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	1,000					
819		平寿丸	80	北島与	東京府							糠50、灰400俵		
820		泉徳丸	80	小林	東京府			4貫炭	560			蓮包み40こ		
820		神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	750	積5〆	400	明荷27こ	間渡竹600束	
820		八幡丸	80	木村	東京府	糶米	8	6貫炭	20			醤油50樽		
								4貫炭	250					
820		明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	940					
								6貫炭	58					
820		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	600				松板50束、間渡竹400束	
820		明治丸	58	小川	東京府			炭	600					
821		神徳丸	100	石積	東京府			4貫炭	550	松5〆	800		唐竹50束	
821		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	200			わら5000束		
821		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	300				唐竹100束	
821		水生丸	100	白鳥喜	東京府			土釜炭	500			蓮100丸	唐竹120束	
823		平寿丸	80	北島与	東京府			土釜炭	600			糠20俵		
830		明治丸	58	小川	東京府			炭	600					
831		住吉丸	100	丸	東京府			松炭	400			蓮100こ、糠20俵	松丸太15本	
831		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,050					
831		平寿丸	80	北島与	東京府	町米	40					糠50俵、醤油50樽	松板100間、間渡竹400束	
831		神力丸	120	石井	東京府	米	30	土釜炭	1,000					
831		神在丸	115	城谷	東京府	米	37	土釜炭	800				間渡竹800束	
831		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	800				間渡竹300束	
831		太神丸	100	永野豊	東京府			炭	200				松板100、男竹200束	
831		住吉丸	90	雪本	東京府	白米	10	土釜炭	100			わら7000束		

	8月	46件		132	22,412	5,460			
--	----	-----	--	-----	--------	-------	--	--	--

明治7年9月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
901		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	10	土釜炭	200			臼27		
902		長寿丸	120	宮原	東京府					松5	500	松臼37		
902		八幡丸	80	木村	東京府	米	36	土釜炭	100					
								松葉炭	400					
902		明治丸	58	小川	東京府			炭	500				竹400束	
903		平寿丸	80	北島与	東京府	新米	55	土釜炭	100			糠200俵		
903		住吉丸	100	丸	東京府			炭	350	真木	300	筵50こ		
904		稲荷丸	120	松田豊	東京府							36筵200、裏筵200俵、釘20こ、銭10こ		
904		山王丸	50	板倉	東京府	新米	2	松葉	150	真木	500	糠20俵		
905		神在丸	115	城谷	東京府	米	60	土釜炭	500				間渡竹600束	
905		明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	700					
905		神力丸	120	石井	東京府	米	40	土釜炭	700	真木	400		間渡竹350束	
906		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	800					
907		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,000	松真木	500	新大豆15俵		
908		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	250			わら3000束		
908		神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	500	真木	300		間渡竹800束	
909		太神丸	100	永野豊	東京府			炭	300				唐竹200束、松6分板150束	
909		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	30	土釜炭	300				唐竹150束	
								5貫炭	300					
909		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30	4貫炭	400	真木	600			
909		平寿丸	80	北島与	東京府	町米	88	6貫炭	100					
								土釜炭	60					
910		八幡丸	80	木村	東京府	新米	111					糠4俵		
						古米	24							
911		泉徳丸	80	小林	東京府	米	15	土釜炭	500					
911		明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	300					
								6貫炭	120					
912		神力丸	120	石井	東京府	米	100	土釜炭	850				間渡竹500束	
912		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	500			36筵110こ、笠輪9こ、糠30俵		
913		稲荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	150			魚粕80俵、36筵100こ、灰駄70こ		
												茶糶22こ、銭31こ、びた銭27こ		
913		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松真木	1,000		男竹210束	
914		平寿丸	80	北島与	東京府	町米	60					糠100俵、醤油35樽		
915		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	600	松5本	700			
915		長寿丸	120	宮原	東京府							わら300こ		
916		明治丸	58	小川	東京府	米	15	4貫炭	600				板20こ	
916		文久丸	130	白鳥喜	東京府	新米	65	土釜炭	650					
917		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	400				唐竹120束	
918		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	150							
918		八幡丸	80	木村	東京府	米	73	土釜炭	179	松真木	307			
								松葉炭	250					
918		泉徳丸	80	小林	東京府							灰1200俵		
918		神在丸	115	城谷	東京府	米	152	土釜炭	400				間渡竹550束	
918		明宝丸	90	藤本	東京府	米	160	4貫炭	150					
919		神力丸	120	石井	東京府	米	180	土釜炭	420					
920		平寿丸	80	北島与	東京府	新米	150					糠35俵		
921		八幡丸	80	木村	東京府	米	80	4貫炭	40			粕35俵		
921		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	250				唐竹160束	
922		神在丸	115	城谷	東京府	米	170	土釜炭	200			粕24俵		
922		明宝丸	90	藤本	東京府	米	70	4貫炭	300				唐竹100束	
925		稲荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100							
929		山王丸	53	板倉	東京府	米	30	炭	300					
		9月	45件				2,186		14,969		5,107			

明治7年10月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1001		明治丸	58	小川	東京府	米	24	炭	500					
1001		神力丸	120	石井	東京府	米	100	土釜炭	700					
1001		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	400				唐竹120束	
1001		神在丸	115	城谷	東京府	米	85	土釜炭	450				間渡竹1000束	
1001		住吉丸	90	雪本	東京府							まぐさ1000貫		
1001		住吉丸	100	丸	東京府			松葉炭	68			糠64俵、筵120、裏筵130こ		
1003		稲荷丸	79	久保田	神奈川	米	114							野島浦船
1004		平寿丸	80	北島与	東京府	新米	110	土釜炭	200			醤油35樽		
		10月	8件				433		2,318		0			

①出帆日、船名、船主、行き先および積み荷明細は「出帆台帳」によった。帰帆日は対応する東京府船改め所「出帆免状」の発行日とした。

②積み荷は「米、炭、薪」3製品と「農産漁業製品」「建材その他」にわけて作表した。品名はおおむね3字に統一した。表記違いでも同一と判断できるものは丸め、誤字は正した。

表2 = 明治 6、7 年 船別積み荷表

出帆	帰帆	船名	積石	行き先	米(俵)	炭(俵)	薪(束)	他積み荷
1102	1105	神徳丸	100	東京府		500		間渡竹
1109	1110	神徳丸	100	東京府		450		間渡竹
1117	1117	神徳丸	100	東京府		400		間渡竹
1123	1124	神徳丸	100	東京府		300	700	唐竹
1129	1205	神徳丸	100	東京府		200		間渡竹
1209	1210	神徳丸	100	東京府		750		間渡竹
1214	1216	神徳丸	100	東京府		950		醤油
1220	1221	神徳丸	100	東京府		800		醤油
1225	1227	神徳丸	100	東京府		600		醤油、竹材
106		神徳丸	100	東京府		650		醤油、竹材
110		神徳丸	100	東京府		600	300	間渡竹
117		神徳丸	100	東京府		450		間渡竹
124		神徳丸	100	東京府		550	800	
201	203	神徳丸	100	東京府		600		間渡竹
207	209	神徳丸	100	東京府		600	500	
213	217	神徳丸	100	東京府		600	500	
222	223	神徳丸	100	東京府		600		唐竹
227		神徳丸	100	東京府	50	600		唐竹
305	308	神徳丸	100	東京府		500		唐竹
314	315	神徳丸	100	東京府		500		間渡竹
320	321	神徳丸	100	東京府		500		唐竹
326	329	神徳丸	100	東京府		450		間渡竹
403	405	神徳丸	100	東京府		500	300	唐竹
408	409	神徳丸	100	東京府		600	500	
415		神徳丸	100	東京府		500		唐竹
422		神徳丸	100	東京府		500	450	間渡竹
428		神徳丸	100	東京府		300	1,000	唐竹
502		神徳丸	100	東京府		400	400	間渡竹
507		神徳丸	100	東京府		400	800	間渡竹
515		神徳丸	100	東京府		400		間渡竹
521		神徳丸	100	東京府		350		唐竹
529		神徳丸	100	東京府		450	400	唐竹
602		神徳丸	100	東京府		500	300	唐竹
608		神徳丸	100	東京府		250		間渡竹
625		神徳丸	100	東京府		400		間渡竹
701		神徳丸	100	東京府		250		
707		神徳丸	100	東京府		340	250	唐竹
716		神徳丸	100	東京府		450		唐竹
721		神徳丸	100	東京府		450		間渡竹
806		神徳丸	100	東京府		300	200	唐竹
812		神徳丸	100	東京府		800		間渡竹
816		神徳丸	100	東京府		650		唐竹
821		神徳丸	100	東京府		550	800	唐竹
831		神徳丸	100	東京府		800		間渡竹
906		神徳丸	100	東京府		800		
915		神徳丸	100	東京府		600	700	
921		神徳丸	100	東京府		250		唐竹
1001		神徳丸	100	東京府		400		唐竹
		48件		八幡	50	24,340	8,900	
1207	1210	神在丸	115	東京府		40	800	
1216	1220	神在丸	115	東京府		30	900	間渡竹
1224	1227	神在丸	115	東京府		30	900	500
107		神在丸	115	東京府		15	900	500
118		神在丸	115	東京府		25	350	1,000 間渡竹
128		神在丸	115	東京府		20	800	1,000
203	206	神在丸	110	東京府		15	900	500
209	211	神在丸	115	東京府		15	900	500
221	223	神在丸	115	東京府		65	900	種粕
226	228	神在丸	115	東京府		110	500	1,000
304	305	神在丸	115	東京府		100	800	500
311	314	神在丸	115	東京府		30	600	800 小糠
321	327	神在丸	115	東京府		20	500	500 種粕、小糠
401	403	神在丸	115	東京府		900	500	綿実
407	408	神在丸	115	東京府		600	600	小糠、綿実
410		神在丸	115	東京府		50	700	
419		神在丸	115	東京府		59	650	菜種
425		神在丸	115	東京府		40	500	糠、唐竹
501		神在丸	115	東京府		50	850	
506		神在丸	115	東京府		35	700	粟、間渡竹
512		神在丸	115	東京府		40	570	間渡竹
521		神在丸	115	東京府		6	600	間渡竹
527		神在丸	115	東京府		55	360	莖
602		神在丸	115	東京府			650	200 粟
609		神在丸	115	東京府		480		糠、唐竹
1121		朝日丸	80	神奈川			160	
104		朝日丸	80	東京府			280	松板
		2件		横須賀		0	440	0
302		浅間丸	58	横浜		85		小豆
		1件		横浜		85	0	0
1023		稲荷丸	79	神奈川		100		
1027		稲荷丸	79	神奈川		100		
1125		稲荷丸	79	東京府		100		
1209		稲荷丸	79	神奈川		161		
121		稲荷丸	79	野島浦		150		
220		稲荷丸	79	東京府		123		
319		稲荷丸	79	神奈川		115		
412		稲荷丸	79	神奈川		130		
925		稲荷丸	79	神奈川		100		
1003		稲荷丸	79	神奈川		114		
		10件		野島浦		1,193	0	0
1027	1029	稲荷丸	120	東京府			270	蕨、魚油
1107	1110	稲荷丸	120	東京府			50	糠、秣
1114	1115	稲荷丸	120	東京府			50	魚粕、種粕
1120	1124	稲荷丸	120	東京府			400	糠、びた錢
1202	1206	稲荷丸	120	東京府			300	苦、竹材
	1216	稲荷丸	120	東京府			460	田作
1221	1224	稲荷丸	120	東京府			300	魚粕
1230	1231	稲荷丸	120	東京府			200	蕨
107		稲荷丸	120	東京府			300	蕨
112		稲荷丸	120	東京府			50	蕨、苦
119		稲荷丸	120	東京府			270	蕨、種粕
126	202	稲荷丸	120	東京府			150	魚油、蕨
206	207	稲荷丸	120	東京府			200	蕨
209	211	稲荷丸	120	東京府			200	蕨、灰吹
215	217	稲荷丸	120	東京府			300	蕨
225	228	稲荷丸	120	東京府			500	蕨
303	304	稲荷丸	120	東京府			400	蕨
307	310	稲荷丸	120	東京府			100	魚粕、蕨
315	321	稲荷丸	120	東京府			20	魚粕、蕨
326	331	稲荷丸	120	東京府				魚粕、蕨
403	405	稲荷丸	120	東京府				蕨、錢
409	411	稲荷丸	120	東京府				蕨、錢
415		稲荷丸	120	東京府				蕨
422		稲荷丸	120	東京府				魚粕、蕨
429		稲荷丸	120	東京府			300	魚粕、裏蕨
509		稲荷丸	120	東京府			200	1,000 粕蕨
603		稲荷丸	120	東京府				蕨、びた錢
815		稲荷丸	120	東京府			164	草葉、干草
904		稲荷丸	120	東京府				蕨、釘
913		稲荷丸	120	東京府			150	魚粕、蕨
		30件		八幡		0	5,334	1,000
1127		海世丸	80	東京府		35	400	600
1207	1210	海世丸	80	東京府		30	300	1,000
1216	1218	海世丸	80	東京府		60	600	
1226	1230	海世丸	80	東京府		35	600	700
107		海世丸	80	東京府		30		600
118		海世丸	80	東京府		40	400	600
130	204	海世丸	80	東京府		30	500	600
209	217	海世丸	80	東京府		40	500	600
223	228	海世丸	80	東京府		20	600	400
301	404	海世丸	80	東京府		40	500	300
308	314	海世丸	80	東京府		25	500	300
320	321	海世丸	80	東京府		25	600	100
331	401	海世丸	80	東京府		10	600	300
404	405	海世丸	80	東京府		25	600	200
410		海世丸	80	東京府		10	600	200
418		海世丸	80	東京府			600	400 大豆
427		海世丸	80	東京府			600	320 大豆
505		海世丸	80	東京府		10	500	700
607		海世丸	80	東京府			400	200 唐竹
721		海世丸	80	東京府			500	800
731		海世丸	80	東京府			650	200
909		海世丸	80	東京府		30	400	600
		22件		八幡		495	10,950	9,720
904		山王丸	50	東京府		2	150	500 糠
929		山王丸	53	東京府		30	300	
		2件		茶船		32	450	500

1108	1112	住吉丸	90	東京府					藁
1116	1117	住吉丸	90	東京府		800			
1123	1125	住吉丸	90	東京府					銅葉
1201	1206	住吉丸	90	東京府		850			
1210	1212	住吉丸	90	東京府					干草
1215		住吉丸	90	東京府		200			株
1226	1228	住吉丸	90	東京府		870			
107		住吉丸	90	東京府		210			株
113		住吉丸	90	東京府		130			株
123		住吉丸	90	東京府	15	180			株
130		住吉丸	90	東京府	20	570			株
222	223	住吉丸	90	東京府		700			
301	304	住吉丸	90	東京府					株
316	323	住吉丸	90	東京府		375			株
327	401	住吉丸	90	東京府		700			
407		住吉丸	90	東京府		650			
516		住吉丸	90	東京府					わら
528		住吉丸	90	東京府					わら
608		住吉丸	90	神奈川					瓦
629		住吉丸	90	東京府		150			わら
714		住吉丸	90	東京府					わら
720		住吉丸	90	東京府		100			わら
804		住吉丸	90	東京府					わら
815		住吉丸	90	東京府		300			わら
821		住吉丸	90	東京府		200			わら
831		住吉丸	90	東京府	10	100			わら
908		住吉丸	90	東京府		250			わら
917		住吉丸	90	東京府		400			藤抄
1001		住吉丸	90	東京府					株
		31件		八幡	45	8,635	0		
1102		住吉丸	100	東京府		340			藁
1108		住吉丸	100	東京府			800		菅笠、輪
1117	1118	住吉丸	100	東京府		270			藁、藁
1129	1205	住吉丸	100	東京府		50			田作、糠
1209	1211	住吉丸	100	東京府		90			稲作、 \times 粕
1218	1220	住吉丸	100	東京府					\times 粕、木材
1226		住吉丸	100	東京府		150			藁、笠
1228	1230	住吉丸	100	東京府		150			藁
107		住吉丸	100	東京府					藁
112		住吉丸	100	東京府	4				粕藁、小糠
119		住吉丸	100	東京府			500		笠、藁
201	205	住吉丸	100	東京府					藁、綿実
208	209	住吉丸	100	東京府		252			藁、玉子
215	217	住吉丸	100	東京府					笠、藁
226		住吉丸	100	東京府		200			藁、糠
314	315	住吉丸	100	東京府		256			藁、笠
331		住吉丸	100	東京府					藁、笠
404		住吉丸	100	神奈川					藁、笠
419		住吉丸	100	東京府					藁、笠
427		住吉丸	100	東京府					藁、笠
513		住吉丸	100	神奈川					藁、笠
521		住吉丸	100	東京府					藁、糠
524		住吉丸	100	神奈川					笠、藁
601		住吉丸	100	東京府					藁、笠
804		住吉丸	100	東京府					古材木、瓦
813		住吉丸	100	東京府		60			藁、木材
818		住吉丸	100	東京府		50			藁、唐竹
821		住吉丸	100	東京府		300			唐竹
831		住吉丸	100	東京府		400			藁、材木
903		住吉丸	100	東京府		350	300		藁
912		住吉丸	100	東京府		500			藁、糠
1001		住吉丸	100	東京府		68			藁、糠
		32件		八幡	4	3,486	1,600		
1221		仙元丸	50	東京府			1,200		苔
		1件		茶船	0	0	1,200		
1029	1107	泉徳丸	80	神奈川	150				
1114	1116	泉徳丸	80	東京府		450			かき灰
1120	1122	泉徳丸	80	東京府					かき灰
1127	1129	泉徳丸	80	東京府		250	1,000		
1207	1210	泉徳丸	80	東京府		300			間渡竹
	1219	泉徳丸	80	東京府	30	600			
1225	1227	泉徳丸	80	東京府	20	700			
106		泉徳丸	80	東京府	20	300			古柱
117		泉徳丸	80	東京府	30	400			
129	205	泉徳丸	80	東京府	25	400			薪灰
209	212	泉徳丸	80	東京府		500	300		糠、板材

614		神在丸	115	東京府			750		木材
628		神在丸	115	東京府			500		\times 粕、木材
704		神在丸	115	東京府			600	300	間渡竹
713		神在丸	115	東京府			600		藁、綿実
812		神在丸	115	東京府			800	400	糠粕、竹材
816		神在丸	115	東京府			800	450	藁、竹材
820		神在丸	115	東京府			750	400	明荷、竹材
831		神在丸	115	東京府		37	800		間渡竹
905		神在丸	115	東京府		60	500		間渡竹
908		神在丸	115	東京府		50	500	300	間渡竹
918		神在丸	115	東京府		152	400		間渡竹
922		神在丸	115	東京府		170	200		\times 粕
1001		神在丸	115	東京府		85	450		間渡竹
		38件		八幡	1,404	24,960	9,950		
1025	1029	神力丸	120	東京府		82	880		大豆
	1107	神力丸	120	東京府		46	1,126		糠、卵
111	1116	神力丸	120	東京府		35	610	300	唐竹
1120	1122	神力丸	120	東京府		55	400		唐竹
1125	1128	神力丸	120	東京府		160	450		間渡竹
1206	1210	神力丸	120	東京府			547		間渡竹
1214	1218	神力丸	120	東京府		126	600		間渡竹
1222	1224	神力丸	120	東京府		112	840		大豆、綿実
1229	1230	神力丸	120	東京府		48	830	200	大豆、糠
107		神力丸	120	東京府		45	916	150	糠粕、綿実
115		神力丸	120	東京府		164	400	500	糠
119		神力丸	120	東京府		95	650	400	綿実、玉子
126		神力丸	120	東京府		121	680	500	綿実
203	205	神力丸	120	東京府		167	610		綿実
208	210	神力丸	120	東京府		140	770		綿実
220	223	神力丸	120	東京府		71	773		綿実
226	228	神力丸	120	東京府		118	580	200	
304	305	神力丸	120	東京府		130	250	1,300	
310	313	神力丸	120	東京府		60	600	600	綿実
321	326	神力丸	120	東京府		0	500	1,000	糠
401	402	神力丸	120	東京府		6	550	800	大豆、糠
406	407	神力丸	120	東京府		47	500	1,000	糠
411		神力丸	120	東京府		60	550	260	糠
420		神力丸	120	東京府		110	650		糠
426		神力丸	120	東京府			750	900	大豆
501		神力丸	120	東京府		20	900		竹材
507		神力丸	120	東京府		30	800		糠、竹材
515		神力丸	120	東京府		23	700	300	
521		神力丸	120	東京府			500		藁包み
526		神力丸	120	東京府		30	25		藁
608		神力丸	120	東京府			300	500	大豆、藁
625		神力丸	120	東京府			600		糠
707		神力丸	120	東京府			400	300	藁
717		神力丸	120	東京府			700	700	
721		神力丸	120	東京府			900		\times 粕
808		神力丸	120	東京府			700		\times 粕
813		神力丸	120	東京府			1,100		
816		神力丸	120	東京府			1,000	500	
818		神力丸	120	東京府			1,000		
831		神力丸	120	東京府		30	1,000		
905		神力丸	120	東京府		40	700	400	間渡竹
912		神力丸	120	東京府		100	650		間渡竹
919		神力丸	120	東京府		180	420		
1001		神力丸	120	東京府		100	700		
		44件		八幡	2,551	29,107	10,810		
1121	1122	神力丸	150	東京府		150			
226		神力丸	150	神奈川		300			
		2件		木更津		450	0	0	
1031		水生丸	100	東京府			800		大豆
		水生丸	100	東京府		30	400	1,000	
1215		水生丸	100	東京府					
301		水生丸	100	東京府		10			笠、藁
306	308	水生丸	100	東京府					綿実、小糠
316		水生丸	100	神奈川				600	藁、笠
817		水生丸	100	東京府			800	100	藁
821		水生丸	100	東京府			500		藁、竹材
901		水生丸	100	東京府		10	200		臼
909		水生丸	100	東京府		30	600		竹材
918		水生丸	100	東京府		150			
		11件		八幡		230	3,300	1,700	
1025	1026	住吉丸	90	東京府			100		株
1029	1102	住吉丸	90	東京府			800		

112		太神丸	100	東京府		400	1,500	松小割
121		太神丸	100	東京府		300	500	竹材
125		太神丸	100	東京府	30	300	1,500	松板
202	203	太神丸	100	東京府	50	400	1,000	
206	207	太神丸	100	東京府	70	400		松板
211	213	太神丸	100	東京府	15	400	700	間渡竹
222	223	太神丸	100	東京府		300	1,000	松小割
228		太神丸	100	東京府	150	300	500	
318	321	太神丸	100	東京府		500	1,000	板、竹材
401	401	太神丸	100	東京府		600	500	竹材
405	406	太神丸	100	東京府		800	50	竹材
408	410	太神丸	100	東京府	20	500		松小割
417		太神丸	100	東京府		700		種粕、竹材
422		太神丸	100	小湊				傘、傘輪
502		太神丸	100	東京府		200	1,000	小割、竹材
507		太神丸	100	東京府		300	1,000	種粕、竹材
514		太神丸	100	東京府		300	1,000	竹材
521		太神丸	100	東京府		300	1,000	松小割
528		太神丸	100	東京府		750	1,500	
531		太神丸	100	東京府		300	1,000	竹材
606		太神丸	100	東京府		500	1,000	びた錢、竹
610		太神丸	100	東京府		200	1,000	木材、竹材
626		太神丸	100	東京府		500	1,000	竹材
703		太神丸	100	東京府		400	1,000	竹材
712		太神丸	100	東京府		600	1,000	間渡竹
717		太神丸	100	東京府		500	1,000	竹材
721		太神丸	100	東京府		600	2,000	
729		太神丸	100	東京府				瓦
812		太神丸	100	東京府		500	500	竹材
816		太神丸	100	東京府		400		竹材
820		太神丸	100	東京府		600		松板、竹材
831		太神丸	100	東京府		200		松板、竹材
909		太神丸	100	東京府		300		松板、竹材
913		太神丸	100	東京府		300	1,000	竹材
		45件		八幡	685	17,850	35,750	
1101	1104	長寿丸	120	東京府		250		魚油、粕
1124	1127	長寿丸	120	東京府				魚油、粕
1207		長寿丸	120	東京府			1,000	古木材
1219	1220	長寿丸	120	東京府	50	300		古木材
1226	1230	長寿丸	120	東京府		500		魚油、木材
107		長寿丸	120	東京府				古木材
118		長寿丸	120	東京府		250	500	古木材
130	204	長寿丸	120	東京府	5		1,000	尺角石
210	217	長寿丸	120	東京府				藎、材木
223	228	長寿丸	120	東京府		100		藎、材木
304		長寿丸	120	神奈川				笠、藎
325	401	長寿丸	120	東京府				瓦、古材木
404	405	長寿丸	120	東京府				瓦
411		長寿丸	120	東京府			1,800	
429		長寿丸	120	東京府		800	300	大竹
505		長寿丸	120	東京府		700	300	苦
602		長寿丸	120	東京府			2,410	材木
618		長寿丸	120	東京府		120	300	菅笠、藎包
705		長寿丸	120	東京府				材木
720		長寿丸	120	東京府				瓦、材木
725		長寿丸	120	東京府				瓦、材木
801		長寿丸	120	東京府				瓦、材木
902		長寿丸	120	東京府			500	松臼
915		長寿丸	120	東京府				わら
		24件		八幡	55	3,020	8,110	
301	302	伝合丸	80	東京府	180			
310	314	伝合丸	80	東京府		250		糠、唐竹
321		伝合丸	80	東京府	10			大豆、糠
		3件		村田	190	250	0	
1120		取方丸	140	神奈川				干草
1206		取方丸	140	神奈川				干草
		2件		荏原	0	0	0	
1025	1027	平寿丸	81	東京府	15	500		醤油
1102	1104	平寿丸	81	東京府	60			糠
1115	1117	平寿丸	81	東京府	100	100		馬草
1121	1124	平寿丸	81	東京府	37			
1129	1203	平寿丸	81	東京府	120			
1209	1210	平寿丸	81	東京府	100	100		
1215	1220	平寿丸	81	東京府	125			
101	103	平寿丸	81	東京府		200	300	間渡竹
107		平寿丸	81	東京府	100	100		唐竹

223	226	泉徳丸	80	東京府			300	吠、綿突
303	305	泉徳丸	80	東京府	10	550		粉糠
310	321	泉徳丸	80	東京府	8	200	2,000	
330	402	泉徳丸	80	東京府		200		灰、藎
405	405	泉徳丸	80	東京府				古木
410	411	泉徳丸	80	東京府		450	600	
415		泉徳丸	80	東京府		200		菅笠
514		泉徳丸	80	東京府		100		白
613		泉徳丸	80	東京府				蛭灰
621		泉徳丸	80	東京府				わら
708		泉徳丸	80	東京府				わら
717		泉徳丸	80	東京府				蛭灰
723		泉徳丸	80	東京府				魚粕、干鰯
730		泉徳丸	80	東京府				瓦、木材
820		泉徳丸	80	東京府		560		藎包
911		泉徳丸	80	東京府	15	500		
918		泉徳丸	80	東京府				灰
		28件		八幡	308	6,960	3,900	
1029	1102	千年丸	100	東京府		441	800	間渡竹
1108	1110	千年丸	100	東京府		300	600	間渡竹
1117	1118	千年丸	100	東京府		350	600	間渡竹
1126	1128	千年丸	100	東京府				間渡竹
1205	1207	千年丸	100	東京府			34	間渡竹
1214		千年丸	100	東京府		550	1,000	
1219	1221	千年丸	100	東京府		550	1,000	
1226	1227	千年丸	100	東京府		300	2,000	
107		千年丸	100				200	間渡竹
113		千年丸	100	東京府		300	1,000	間渡竹
123		千年丸	100	東京府		300	1,200	間渡竹
201	204	千年丸	100	東京府		500	800	
209	213	千年丸	100	東京府		200	1,000	間渡竹
221	225	千年丸	100	東京府			800	松臼
301	304	千年丸	100	東京府		150		菅笠、藎
308	310	千年丸	100	東京府	15	400	1,500	
321	327	千年丸	100	東京府			500	古柱、瓦
403	405	千年丸	100	東京府				古柱、古瓦
409		千年丸	100	東京府			1,000	
		19件		八幡	15	4,575	13,800	
102	1102	高砂丸	140	東京府		500		馬草
11		高砂丸	140	東京府		750		魚粕
1119	1120	高砂丸	140	東京府		200		魚油、魚粕
1202	1205	高砂丸	140	東京府		300		田作、魚粕
1209	1210	高砂丸	140	東京府		800		田作、魚粕
1215	1218	高砂丸	140	東京府		800		魚粕
1222	1224	高砂丸	140	東京府		35		魚粕、酒
1227		高砂丸	140	東京府		400		魚粕
116		高砂丸	140	東京府		450		材木
121		高砂丸	140	東京府				魚粕
130		高砂丸	140	東京府		500		藎
205	206	高砂丸	140	東京府		300		魚粕
213	217	高砂丸	140	東京府		600	900	藎
223	226	高砂丸	140	東京府				魚粕、材木
309		高砂丸	140	神奈川				瓦
308		高砂丸	140	東京府				藎
320	321	高砂丸	140	東京府		200		大豆、魚粕
331	401	高砂丸	140	東京府		350		魚粕、藎
405	406	高砂丸	140	東京府		500		魚粕、藎
417		高砂丸	140	東京府				魚粕、藎
423		高砂丸	140	東京府		360		魚粕、材木
503		高砂丸	140	東京府				魚粕、藎
509		高砂丸	140	東京府				魚粕、藎
515		高砂丸	140	東京府		100		魚粕、材木
523		高砂丸	140	東京府				魚粕、藎
703		高砂丸	140	東京府				漬物、干鰯
		26件		八幡	0	7,145	900	
1104	1105	太神丸	100	東京府	20	600	500	松板
1108	1115	太神丸	100	東京府		500	1,000	竹材
1114	1115	太神丸	100	東京府		300	1,000	竹材
1118	1122	太神丸	100	東京府		500	1,000	種粕、竹材
1126	1127	太神丸	100	東京府		600	1,000	大豆
1205	1206	太神丸	100	東京府		200	500	竹材
1210	1211	太神丸	100	東京府	230	300		種粕
1218	1218	太神丸	100	東京府	50	200	1,500	
1224	1226	太神丸	100	東京府	20	300	1,000	竹材
1230	1231	大神丸	100	東京府	20	300	2,000	
107		太神丸	100	東京府	10	400	2,000	

306	308	明宝丸	90	東京府	30	555			
321	325	明宝丸	90	東京府		200		古瓦、木材	
401	402	明宝丸	90	東京府				干草	
406	407	明宝丸	90	東京府	20	150		古木材	
410		明宝丸	90	東京府	120	350		藎	
418		明宝丸	90	東京府				藎	
503		明宝丸	90	東京府		350		白藎	
529		明宝丸	90	東京府				藎	
618		明宝丸	90	東京府				瓦	
719		明宝丸	90	東京府		970			
730		明宝丸	90	東京府	30	600		大豆	
820		明宝丸	90	東京府		998			
905		明宝丸	90	東京府	40	700			
911		明宝丸	90	東京府	40	420			
918		明宝丸	90	東京府	160	150			
922		明宝丸	90	東京府	70	300		唐竹	
		31件	八幡		1,560	13,753	1,000		
1026	1029	八幡丸	80	東京府		200	2,000		
1107	1108	八幡丸	80	東京府	23	700	300	から栗	
1115	1116	八幡丸	80	東京府	37	133		柿櫛、板	
1121	1124	八幡丸	80	東京府	23	438		小麦、種粕	
1128		八幡丸	80	東京府	140	282		大豆、 μ 粕	
1218	1220	八幡丸	80	東京府	39	200		種粕、竹材	
1226	1227	八幡丸	80	東京府	43	230	150	大豆、小糠	
106		八幡丸	80	東京府	30	515	54		
111		八幡丸	80	東京府	34	650			
119		八幡丸	80	東京府	41	440		間渡竹	
125		八幡丸	80	東京府	82	589		糠	
131	202	八幡丸	80	東京府	47	527	600		
206	208	八幡丸	80	東京府	93	560		糠	
212	217	八幡丸	80	東京府	93	448		糠、竹材	
223		八幡丸	80	東京府		135		糠、干鰯	
306	308	八幡丸	80	東京府	33	310		糠	
316	321	八幡丸	80	東京府	20	730	300		
329	401	八幡丸	80	東京府	10	876		玉子、板材	
404	405	八幡丸	80	東京府		150	300	小糠、古材	
410		八幡丸	80	東京府		276	2,000	玉子4箱	
503		八幡丸	80	東京府		459		古道具	
511		八幡丸	80	東京府		200	100	在種、小糠	
623		八幡丸	80	東京府		162		糠、小糠	
720		八幡丸	80	東京府		156		大豆、瓦	
729		八幡丸	80	東京府				瓦、古木材	
814		八幡丸	80	東京府		675	510		
820		八幡丸	80	東京府	8	270		醤油	
902		八幡丸	80	東京府	36	500			
910		八幡丸	80	東京府	135			糠	
918		八幡丸	80	東京府	73	429	307		
921		八幡丸	80	東京府	80	40		μ 粕	
		31件	八幡		1,120	11,260	6,621		

118		平寿丸	81	東京府	70	300		竹材	
130	202	平寿丸	81	東京府	110			芋粉、魚油	
210		平寿丸	81	東京府	48			大豆、大竹	
324	325	平寿丸	80	東京府	10			大豆、糠	
402	403	平寿丸	80	東京府	10	300	200	糠	
409		平寿丸	80	東京府	20	600			
512		平寿丸	80	東京府	10	200	1,000		
524		平寿丸	80	東京府		80		糠、藎	
608		平寿丸	80	東京府				糠	
613		平寿丸	80	東京府				菜種	
702		平寿丸	80	東京府		100		醤油、藎	
717		平寿丸	80	東京府				種粕、わら	
805		平寿丸	80	東京府				小麦、丸太	
813		平寿丸	80	東京府		400		わら	
819		平寿丸	80	東京府				糠、灰	
823		平寿丸	80	東京府		600		糠	
831		平寿丸	80	東京府	40			糠、醤油	
903		平寿丸	80	東京府	55	100		糠	
909		平寿丸	80	東京府	88	160			
914		平寿丸	80	東京府	60			糠、醤油	
920		平寿丸	80	東京府	150			糠	
1004		平寿丸	80	東京府	110	200		醤油	
		31件	八幡		1,438	4,040	1,500		
1226		文久丸	130	東京府	40	930		大豆、 μ 粕	
107		文久丸	130	東京府		700		木材	
119		文久丸	130	東京府		388		木材	
129	131	文久丸	130	東京府	160	800		μ 粕	
206	207	文久丸	130	東京府	60	350		木材	
212	215	文久丸	130	東京府		920		大豆、縄	
222	223	文久丸	130	東京府	28			木材	
301	302	文久丸	130	東京府	17	110	1,500	木材	
307	310	文久丸	130	東京府			658	1,000	大豆、唐竹
316	320	文久丸	130	東京府	10	510		藎荷、木材	
326	401	文久丸	130	東京府		150	1,000	小糠、唐竹	
405		文久丸	130	東京府		250		μ 粕、木材	
428		文久丸	130	東京府		620		醤油、 μ 粕	
505		文久丸	130	東京府		1,030		μ 粕	
514		文久丸	130	東京府		800			
528		文久丸	130	東京府		800			
614		文久丸	130	東京府		900		みそ	
701		文久丸	130	東京府		800		木材	
712		文久丸	130	東京府		800		敷居	
620		文久丸	130	東京府		50		瓦、柱	
730		文久丸	130	東京府		400			
812		文久丸	130	東京府	7	1,025		わらび粉	
817		文久丸	130	東京府		1,010		板材	
831		文久丸	130	東京府		1,050			
907		文久丸	130	東京府		1,000	500	大豆	
916		文久丸	130	東京府	65	650			
		26件	八幡		387	16,699	4,000		
428		明王丸	60	東京府		694			
		1件	八幡		0	694	0		
629		明治丸	58	東京府		500		酢	
706		明治丸	58	東京府		300	1,000		
812		明治丸	58	東京府		600			
820		明治丸	58	東京府		600			
830		明治丸	58	東京府		600			
902		明治丸	58	東京府		500		竹材	
916		明治丸	58	東京府	15	600		板材	
1001		明治丸	58	東京府	24	500			
		8件	新規船		39	4,200	1,000		
1029	1102	明宝丸	90	東京府	70	900			
1110	1111	明宝丸	90	東京府		700			
1118	1119	明宝丸	90	東京府	40	170			
1125	1127	明宝丸	90	東京府	40	500		蜜柑、柿櫛	
1206	1210	明宝丸	90	東京府	150	500			
1216	1219	明宝丸	90	東京府	70			μ 粕	
1225	1227	明宝丸	90	東京府	80	900			
106		明宝丸	90	東京府		540	1,000		
111		明宝丸	90	東京府	30	600			
119		明宝丸	90	東京府	50	400			
127		明宝丸	90	東京府	120	400			
202	205	明宝丸	90	東京府	130	600			
208	210	明宝丸	90	東京府	100	700		松板	
216	217	明宝丸	90	東京府	130	700			
224	228	明宝丸	90	東京府	40	400		松丸太	

表3 = 明治 6、7 年 月別、船別件数と積み荷総括表

1月別積み荷表

		出帆数	米 (俵)	炭 (俵)	薪 (束)	備考
明治 6 年 10 月	23 日から	13	517	5,391	2,800	
"	1 1 月	51	1,251	15,429	10,400	
"	1 2 月	58	1,739	23,916	13,750	
明治 7 年 1 月		59	1,768	21,613	18,604	
"	2 月	52	2,241	21,498	11,200	
"	3 月	54	1,003	16,150	15,100	
"	4 月	56	727	20,400	14,180	
"	5 月	43	309	15,674	11,500	
"	6 月	27	0	7,862	6,910	
"	7 月	35	30	12,216	8,550	
"	8 月	46	132	24,012	3,860	
"	9 月	45	2,186	14,969	5,107	
"	1 0 月	4 日まで	8	433	2,318	0
合計		547	12,336	201,448	121,961	

2船別積み荷表

	船名	積石	船主	母港	出帆数	米 (俵)	炭 (俵)	薪 (束)	その他積み荷
1	神徳丸	100	石橋清次郎	八幡	48	50	24,340	8,900	醤油、竹材
2	神力丸	120	石井仲蔵	八幡	44	2,551	29,107	10,810	綿実、糠、竹材
3	太神丸	100	永野善五郎→豊太郎	八幡	43	685	17,850	35,750	竹材、板材
4	神在丸	115	城谷伴蔵	八幡	38	1,404	24,960	9,950	蕨、種粕、竹材
5	住吉丸	100	丸長次郎	八幡	32	4	3,486	1,600	蕨、笠
6	住吉丸	90	雪本権次郎	八幡	31	45	8,635	0	秣、わら
7	平寿丸	81	北嶋巳之吉	八幡	31	1,438	4,040	1,500	糠、醤油
8	明宝丸	90	藤本五郎治	八幡	31	1,560	13,753	1,000	材木、蕨
9	八幡丸	80	木村善吉	八幡	31	1,120	11,260	6,621	糠、竹材
10	稻荷丸	120	松田豊吉	八幡	30	0	5,334	1,000	蕨、糠、魚粕
11	泉徳丸	80	小林七次郎	八幡	28	308	6,960	3,900	わら、竹材
12	高砂丸	140	松田喜三次	八幡	26	0	7,145	900	魚粕、田作、材木
13	文久丸	130	白鳥喜一郎	八幡	26	387	16,699	4,000	材木
14	長寿丸	120	宮原六郎平	八幡	24	55	3,020	8,110	材木、瓦、蕨
15	海世丸	80	白鳥留次郎	八幡	22	495	10,950	9,720	
16	千年丸	100	伊藤久次郎	八幡	19	15	4,575	13,800	竹材、瓦
17	水生丸	100	白鳥喜八	八幡	11	230	3,300	1,700	大豆、笠、蕨
18	明王丸	60	大宮常太郎	八幡	1	0	694	0	材木、蕨
	明治丸	58	小川亀吉	八幡新規	8	39	4,200	1,000	6 月から
	山王丸	50	板倉久八	八幡茶船	2	32	450	500	
	仙元丸	50	松田喜三次	八幡茶船	1	0	0	1,200	
	稻荷丸	79	久保寺金左衛門	野島浦	10	1,193	0	0	
	伝合丸	80	石橋伝吉	村田	3	190	250	0	
	朝日丸	80	高田徳兵衛	横須賀	2	0	440	0	
	神力丸	150	鈴木平七	木更津	2	450	0	0	
	取方丸	140	成島甚左衛門	荏原	2	0	0	0	干草
	浅間丸	58	近藤清蔵	横浜	1	85	0	0	
	合計				547	12,336	201,448	121,961	

表4 = 明治 6、7年 米、炭、薪積み荷 3 製品の月別出荷数量表

1米

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
米	502	888	1,489	1,341	2,016	948	697	293	0	30	67	1,655	323	10,249	古米含む
新米	15	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383	110	668	
白米	0	83	60	183	30	30	0	0	0	0	10	0	0	396	
籾米	0	0	0	64	130	0	0	0	0	0	0	0	0	194	
町米	0	120	150	170	50	0	30	10	0	0	40	148	0	718	
雑米	0	0	40	10	15	25	0	6	0	0	15	0	0	111	糯米
合計	517	1,251	1,739	1,768	2,241	1,003	727	309	0	30	132	2,186	433	12,336	

2炭

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
炭	0	450	2,300	900	1,400	1,810	2,600	1,200	900	1,150	2,425	1,450	500	17,085	
土釜炭	3,350	8,406	11,314	12,333	12,688	8,697	11,980	11,055	5,762	7,920	14,760	8,059	1,350	117,674	
4貫炭	1,711	5,580	8,614	8,000	5,900	3,870	3,700	2,450	1,150	3,060	5,385	4,140	400	51,960	
5貫炭	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	700	300	0	1,600	
6貫炭	100	220	605	828	450	375	150	300	50	86	142	220	0	3,526	
鍛冶炭	0	0	330	350	400	420	0	180	0	0	0	0	0	1,680	
鍛冶大俵	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
長尺炭	0	0	0	0	0	76	46	70	0	0	0	0	0	192	
松炭	230	640	603	483	200	292	1,294	0	0	0	460	0	0	4,202	
松炭炭	0	133	150	719	360	610	30	419	0	0	140	800	68	3,429	
合計	5,391	15,429	23,916	21,613	21,498	16,150	20,400	15,674	7,862	12,216	24,012	14,969	2,318	201,448	

3薪

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
樺	0	600	4,400	3,850	2,200	3,900	3,760	1,000	700	2,000	1,110	2,100	0	25,620	真木、1本樺
5本ノ樺	0	0	0	0	2,800	1,800	1,100	0	200	0	400	0	0	6,300	
樺樺	0	0	1,200	0	0	0	450	0	300	0	0	0	0	1,950	堅樺
樺樺大	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
樺5本	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	0	0	360	
松樺	2,800	6,600	8,150	9,154	4,100	9,400	4,800	8,900	3,000	6,300	450	1,807	0	65,461	
松5本ノ	0	3,200	0	4,600	2,100	0	3,170	1,600	2,300	250	1,900	1,200	0	20,320	
松10本	0	0	0	0	0	0	500	0	50	0	0	0	0	550	
雑木	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	400	
合計	2,800	10,400	13,750	18,604	11,200	15,100	14,180	11,500	6,910	8,550	3,860	5,107	0	121,961	

表6 = 明治 6、7年、建材その他の月別出荷数量表

1建材

項目	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
材木	本	0	0	200	100	218	0	0	0	0	749	200	0	0	1,467	
古材木	本	0	0	300	300	0	300	800	0	0	400	7400	0	0	9,500	
古柱	本	0	0	0	100	0	0	300	300	0	0	0	0	0	700	
杉柱	本	0	0	0	0	0	232	0	0	0	0	0	0	0	232	
杉4寸角	本	0	0	0	227	84	140	0	0	0	0	0	0	0	451	13、10、8尺
松丸太	本	0	0	0	0	140	0	0	0	700	0	0	0	0	840	
松角	本	0	0	0	0	0	0	0	0	654	0	0	0	0	654	
松2寸角	本	0	0	50	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	80	6本ノ
黒木	本	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	0	250	
敷居	丁、束	0	0	0	0	0	97	45	0	0	160	0	0	0	302	松1間敷居
小前貫	束	0	62	0	83	204	0	100	0	0	0	0	0	0	449	
松小前物	束	0	0	0	110	150	36	300	220	42	0	0	0	0	858	
中貫	束	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	5本ノ
松6分板	束	0	150	0	152	312	135	0	0	150	30	171	150	0	1,250	6本ノ
松板	束、こ	0	16	0	0	70	36	0	0	40	0	100	10	0	272	
杉4分板	束、間	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	

2竹材その他

項目	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
間渡竹	束	1000	7270	3810	7200	3850	1100	500	3800	500	2000	4000	3000	1000	39,030	
唐竹	束	0	874	152	420	227	598	350	600	410	500	565	730	120	5,546	
男竹	束	0	140	0	200	0	0	130	350	0	100	600	210	0	1,730	
女竹	束	0	300	200	0	0	0	2000	200	600	0	1000	0	0	4,300	
瓦	枚	0	0	0	0	0	8700	6500	0	9800	20950	7200	0	0	53,150	
古瓦	枚	0	0	0	0	0	3000	1600	0	0	0	0	0	0	4,600	
角石	本	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
銭	こ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	41	
びた銭	こ、俵	100	50	0	4	0	100	220	0	150	0	67	27	0	718	古銭

表5 = 明治 6、7年 農産漁業関係製品の月別出荷数量表

1農産物

品名	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
小麦	俵	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	60	
粟	俵	0	0	0	0	0	0	0	11	10	0	0	0	0	21	
大豆	俵	0	51	77	0	24	124	93	0	22	170	0	15	0	576	
小豆	俵	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15	
芋粉	樽	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
玉子	箱	0	7	0	13	4	8	4	0	8	4	0	0	0	48	
みかん	俵	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
柿樽	本	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
栗	樽、本	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
柴胡	俵	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
漬物	樽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	50	
田作り	俵	0	40	457	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	497	
糠、小糠	俵	0	234	55	62	248	710	437	152	69	20	140	389	64	2,580	粉糠
綿実	俵	0	0	34	57	123	50	37	0	0	24	0	0	0	325	
菜種	俵、俵	0	0	0	0	0	0	20	0	195	0	0	0	0	215	
苧種	俵	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	200	

2わら製品

品名	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
わら	束、把	0	8500	0	0	0	0	0	9090	11000	26000	20500	3300	0	78,390	
蓆、飼葉	貫	2300	3020	2569	2680	0	1300	900	0	0	0	200	0	1000	13,969	
むしろ	こ、丸	0	110	0	540	1150	1075	1397	510	297	300	470	50	120	6,019	
三六むしろ	こ、丸	200	180	534	957	815	1462	1200	1060	300	197	0	410	0	7,315	
粕むしろ	丸	0	176	128	97	0	0	0	195	40	0	0	0	0	636	
裏むしろ	こ、丸	0	0	0	94	100	0	200	0	0	0	40	200	130	764	
干鯛むしろ	丸	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
灰かます	こ	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	70	170	
粉袋	こ	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	
罎	丸	0	0	0	0	16	8	0	0	0	0	0	0	0	24	
菅笥	本、こ	0	57	24	31	47	397	218	144	36	0	0	0	0	954	
輪	こ、本	0	20	12	29	10	56	31	14	8	6	0	9	0	195	
網	こ	0	0	0	4	4	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
網	こ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
苦	丸	0	0	112	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	242	一部5枚ノ
笠	こ	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	
ござ	こ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
簾竹	こ	0	120	0	0	24	0	14	0	8	0	0	0	0	166	
白	柄	0	0	0	0	20	0	0	37	0	0	0	0	0	57	
ならし	俵	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
蛸灰	俵、俵	0	800	0	600	800	500	0	0	1000	1000	400	1200	0	6,300	灰

3醸造製品

品名	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
酒	樽	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
醤油	樽	50	0	155	50	0	0	36	0	0	15	100	35	35	476	
みそ	樽	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
酢	本	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	樽

4油と粕

品名	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
魚油	樽、本	10	105	5	50	0	0	0	0	0	16	0	0	0	186	内海魚油
水油	樽	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
干鯛	俵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0	0	350	
魚粕	俵	0	730	1500	400	440	436	1020	1270	150	200	0	80	0	6,226	内海粕
糠粕	俵、枚	0	254	346	100	87	239	190	100	0	120	50	0	0	1,486	
ノ粕	俵	0	57	283	3	0	0	163	3	123	108	70	59	0	869	

表7 = 明治7年 仕入れ製品船別送り状積み荷表 (船名の五十音順)

月日	指定船名	送り元	住所	届け先	酒	焼酎	みりん	醤油	酢	燈節	備考
1208	稲荷丸	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田甚松	10						
1010	岩吉船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1215	岩吉船	尼屋甚四郎	南新川	上総八幡吉田甚松	8						
1216	岩吉船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
1213	岩吉船	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
123	栄吉船	豊後屋梅蔵	南新川	上総八幡吉田甚松							樽か
802	銚屋船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	5						
509	銚屋船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
517	銚屋船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	5						
802	銚屋船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	5						
806	銚屋船	平松甚四郎	(東京)	吉田甚松	7.5						
805	銚屋船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					20		
1014	銚屋船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田甚松	5						
617	北嶋船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	6						
919	喜八船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田屋甚松	5						
1216	清正丸	高井房二郎	(東京)	吉田甚松	12.5						
1207	仁太郎船	記載なし	(東京)	記載なし	10						
112	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田甚松	3.5		5				
112	清次郎船	中井半三郎	(東京)	八幡吉田甚松					15		
217	清次郎船	津国屋三治郎	箱崎2	八幡町吉田				18			
217	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	吉田屋甚松			12.5				
516	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田甚松	5						
512	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					12		
417	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田屋甚松	16.5						
609	清次郎船	坂上伝右衛門	(東京)	上総八幡吉田甚松	16						
626	清次郎船	高井房太郎	(東京)	吉田甚松	10						
626	清次郎船	花屋甚四郎	(東京)	吉田屋甚松	10						
712	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松			8				
712	清次郎船	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	18.5						
712	清次郎船	平松甚四郎	(東京)	吉田甚松	5						
712	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
712	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					5		
717	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					15		
807	清次郎船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
807	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田甚松	1.5						
808	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					10		
826	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
818	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	5						
823	清次郎船	平松甚四郎	(東京)		5						
910	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川				2				
824	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松			5				
910	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田甚松			8.5				
なし	清次郎船	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	10						
1020	清次郎船	尼屋甚蔵	(東京)	上総八幡吉田甚松	7.5						
1103	清次郎船	吉田松太郎	尼屋甚蔵出	上総八幡吉田甚松	6						
1103	清次郎船	尼屋甚蔵	(東京)	吉田甚松	13.5						
1103	清次郎船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1130	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田甚松	10						
1130	清次郎船	中井半四郎	(東京)	吉田甚松					20		
1131	清次郎船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
1130	清次郎船	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	4						
1130	清次郎船	鹿島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	20						
1130	清次郎船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松			15				
1216	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田甚松	10						
1220	清次郎船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1226	清次郎船	溜屋房次郎	(東京)	吉田甚松			5				
1207	善兵衛船	高井房太郎	北新川	上総八幡吉田甚松	10						
1207	善兵衛船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松			5				
1120	高砂丸	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田甚松	10						
120	豆腐屋船	吉田松太郎	南新川	八幡吉田甚松			9.5				
204	豆腐屋船	中井半三郎	(東京)	八幡吉田甚松					20		
204	豆腐屋船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田屋甚松	10						

204	豆腐屋船	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋基松				20
1013	豆腐屋船	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田基松	15			
1007	豆腐屋船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋基松	5			
628	寅吉船	山崎屋	(東京)	八幡吉田屋基松				水油3樽
722	寅吉船	溜屋房治郎	(東京)	吉田基松	5.5			
921	寅吉船	高井房太郎	(東京)	八幡吉田基松	12.5			
921	寅吉船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	10			
604	伴蔵船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋基松	5			
1229	文吉船	吉田松太郎	南新川	上総八幡宿吉田基松				鮭5本
802	文久丸	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松		14		
803	文久丸	尼屋基蔵	南新川	吉田基松	15			
319	丸長船	吉田松太郎	南新川	上総八幡宿吉田基松	4.5			
602	丸長船	尼屋基四郎	(東京)	吉田基松	5			
602	丸長船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	20			
602	丸長船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田屋基松	7			
902	丸長船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田屋基松	6			
811	妙宝丸要助	溜屋房治郎	(東京)	吉田基松	30			
914	要助船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田基松	10			
919	要助船	尼屋基蔵	南新川	上総八幡吉田基松	7.5			
301	要助船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田屋基松	15			
811	要助船	高井房太郎	南新川	上総八幡吉田屋基松	5			
1012	要助船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松		10		
605	六郎兵衛船	高井房太郎	(東京)	八幡吉田基松	10			
605	六郎兵衛船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田基松	10			
1110	六郎兵衛船	尼屋基蔵	新川	八幡宿吉田基松	5			
1110	六郎兵衛船	溜屋房治郎	(東京)	吉田基松		10		
1110	六郎兵衛船	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	上総八幡吉田基松	15.5			
604	六郎兵衛船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田基松	15			
204	番船	加島屋吉次郎	北新川	八幡吉田基松	8			
504	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	5			
402	番船	高井房太郎	(東京)	吉田基松	12			
412	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	12.5			
419	番船	中井半三郎	(東京)	吉田基松			15	
605	番船	尼屋基四郎	(東京)	吉田基松	5			
919	番船	中井半四郎	(東京)	八幡吉田基松			20	
129	番船	尼屋基蔵	(東京)	上総八幡吉田基松	2.5			
315	番船	吉田松太郎	南新川	八幡吉田基松	7.5			
303	番船	尼屋基蔵	(東京)	上総八幡吉田基松	22			
330	番船	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋基松				2
910	番船	高井房太郎	東京	吉田基松	5			
718	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	5			
108	記載なし	吉田松太郎	南新川	八幡吉田基松	10			
204	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田基松	15			
318	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	10			
318	記載なし	尼屋基蔵	東京	上総八幡吉田基松	15			
309	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡宿吉田基松	10			
331	記載なし	矢野豊吉	数寄屋河岸	八幡吉田屋基松				青50本
402	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡町吉田基松	10			
515	記載なし	釜屋六右衛門	深川	上総八幡町吉田基松				釜2二
504	記載なし	尼屋基蔵	(東京)	上総八幡吉田基松	5			
503	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡町吉田基松	5	150		
402	記載なし	和泉屋基四郎	(東京)	吉田基松	5			
406	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田基松		2.5		
518	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	八幡吉田基松	5			
518	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋基松				2
518	記載なし	吉田松太郎	南新川	八幡吉田基松		5		
522	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田基松	5			
604	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田基松		50		
524	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡宿吉田基松	10			
615	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田基松	5			
626	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田基松	10			
626	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田基松	15			
712	記載なし	尼屋基蔵	南新川	上総吉田屋基松	29.5			
712	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田基松	9			
712	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋基松				2
712	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田基松	5			

722	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
721	記載なし	泉屋分	南新川	八幡吉田甚松	10						
824	記載なし	高津伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松						2	
なし	記載なし	吉田松太郎	南新川								古着8品
808	記載なし	三村慶定吉	八丁堀仲町角	上総八幡吉田屋甚松				100			
807	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松		100					
903	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田甚松	11.5						
903	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	10						
903	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町		5						
910	記載なし	永楽屋久兵衛	深川相川町								砂糖か
824	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3		7						
914	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	八幡吉田甚松	15						
913	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田屋甚松	12						
918	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田屋甚松	30						
923	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田屋甚松	10						
929	記載なし	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	10						
1010	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
1012	記載なし	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	5						
1020	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
1008	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	9						
1103	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	12.5						
1103	記載なし	吉田松太郎	南新川	吉田屋甚松	4						
1103	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田甚松	5						
1119	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松						2	
1125	記載なし	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	5						
1226	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	吉田甚松							塩引き1尺
1226	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	20						
1226	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	10						
1227	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松						2	
1229	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	霊岸島東湊町	八幡吉田甚松	5						

房総地区

1218	伴蔵船	遠州屋栄蔵	本行徳駅	上総八幡吉田屋甚松	20						
1201	記載なし	遠州屋栄蔵	本行徳駅	上総八幡吉田屋甚松	10						
なし	記載なし	遠州屋栄蔵	行徳	上総八幡吉田屋甚松	20						
1129	記載なし	森伝兵衛	検見川	上総八幡吉田甚松							小麦
719	記載なし	金坂三左衛門	曾我野	八幡宿吉田屋甚松							塩200俵
1028	記載なし	金坂三左衛門	曾我野	八幡町吉田屋甚松							大豆
1209	大杉丸	川岸大杉丸久三郎	五井	八幡吉田甚松							大豆
222	記載なし	銅屋蔵	南五井	八幡町吉田屋甚松	5						
724	記載なし	大和田善五郎	姉崎村	八幡村吉田屋甚松							明梅40樽
625	記載なし	味庄酒醸屋		八幡吉田屋甚松	2						
630	記載なし	釜屋正作	上総上市場	八幡宿吉田屋甚松	2						
625	記載なし	松崎長兵衛	北高根村酒造	八幡町吉田三太夫	2						
707	馬方	佐野仙助	茂原駅	八幡吉田屋甚松						2	
617	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	吉田屋甚松	2						
620	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	八幡吉田屋甚松	4						
625	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	八幡吉田甚松	2						
625	一の宮馬方	高砂平四郎	一の宮上宿	八幡吉田屋甚松	1						
624	一の宮馬方	山平四郎	一の宮上宿	八幡吉田屋甚松	5						
					1,164	120	112	323	154	32	

仕切り書4点、年違い1点を除く

駄 駄 駄 榊 榊 俵

船便名別

船名	東京	行徳
稲荷丸 (松田豊吉)	1	
岩吉船	4	
栄吉船	1	
飾屋船 文久丸	9	
北嶋船 平寿丸	1	
喜八船 水生丸	1	
清正丸	1	
仁太郎船	1	
清次郎船 神徳丸	39	
善兵衛船	2	

高砂丸 (松田喜三次)	1	
豆腐屋船	6	
寅吉船 神力丸(石井仲蔵)	4	
伴蔵船 神在丸	1	1
文吉船 妙宝丸?	1	
丸長船 住吉丸	5	
要助船	6	
六郎兵衛船 長寿丸	6	
番船 当番船	13	
記載なし 番船	55	2
合計	158	3

上

明治4年(1871) 飯香岡八幡宮文書(市川本店複写資料)
菊間県あて、社家職名家筋書き上げ

上(たてまつる)

当御管下

上総国市原郡八幡郷
八幡太神

神主

市川三郎

当社古来長職家筋にござ候

家系の儀は元龜年中国乱につき織田家のため

当境内兵火を被り候由につき古来家系書等

焼亡仕り候趣、尔(自)今代々申し伝えにつき詳しからず候。

社家

市川一学

当社古来社家職にござ候、家系の儀は

右神主市川次男分家旧伝にござ候、かつ年

曆の儀、前書元龜年中焼亡につき詳しからず候。

同

市川大造

右同断、家系の儀、神主市川三男往昔分家

旧伝にござ候、かつ年曆の儀右同断。

同

今井晴三

当社古来社家職にござ候、家系書の儀

前書同断。

當御管下
上総国市原郡八幡郷

市川三郎

市川一学

市川大造

今井晴三

当社古来長職家筋御座候、八幡太神
家系之儀、元龜年中国乱につき織田家
當境内兵火被り候由、古来家系書等
焼亡仕候趣、今代々申し傳へ不詳候
当社古来社家職御座候家系之儀は
右神主市川次男分家舊傳御座候且年
曆之儀前書元龜年中焼亡不詳候
右同断家系之儀神主市川三男往昔分家
舊傳御座候且年曆之儀右同断
当社古来社家職、御座候家系書之儀
前書同断

右同断
右同断
右同断
右同断
右同断
右同断
右同断

以上
日 帷役
日 丸 興七
日 丸 鉄五郎
日 山下堅治
日 宮好中
日 宮好歌次
日 大井嘉七
日 松本多七郎
日 大野千郷

右は今般御取り調べ
仰せ出され候につきこの段申し上げ奉り候、何とぞよろしく
御沙汰願い上げ奉り候。以上

明治四年二月

右
市川三郎

菊間縣
御役所

右同断
右同断
右同断
右同断
右同断
右同断
右同断

以上
同 大野千郷
同 杉本多七郎
同 大井嘉七
同 宮好歌次
同 宮好中
同 山下堅治
同 丸 興七
同 丸 鉄五郎

明治四末年十一月

右
市川三郎 (印)

菊間縣
御役所

御辭令書

市川甚太郎

上総国市原郡八幡宿

戸長中野作事

明治六年七月

千葉縣

明治6年(1873)ほか市川本店文書A14-1、2
市川甚太郎、戸長、副戸長辞令

(包紙)

御辭令書

(明治6年八幡宿戸長辞令)

市川甚太郎

上総国市原郡八幡宿

戸長申し付け候こと

明治六年七月

千葉縣

(明治8年八幡宿副戸長辞令)

市川甚太郎

第五大区二小区副戸長申し付け

候こと

ただし等外四等に準じ六級月給支給候こと

明治八年十一月二十五日

千葉縣

市川甚太郎

第五大区二小区副戸長申付

候事

但等外四等に準じ六級月給支給候事

明治八年十一月二十五日

千葉縣

明治六歲茅四月

木更津
御縣廳 船印鑑連名帳

三十三區

八幡宿

日本形
高砂丸
百四十五石積み
松田喜三次

松田喜三次船

明治6年(1873) 市川本家文書A101-1
木更津県庁、八幡宿の五大力船台帳

明治六歲第四月

木更津 船印鑑連名帳

御県庁

三十三區

八幡宿

日本形

高砂丸

百四十五石積み

乗り組み五人

松田喜三次船

日本形
八幡丸
八十石積
乗組三人

木村善吉船

日本形
長壽丸
百二十石積
乗組四人

宮原六郎平船

日本形
明王丸
六十石積
乗組三人

大宮常太郎船

日本形

八幡丸

八十石積み

乗り組み三人

木村善吉船

日本形

長壽丸

百二十石積み

乗り組み四人

宮原六郎平船

日本形

明王丸

六十石積み

乗り組み二人

大宮常太郎船

日本形
海世丸
百石積
三人

白鳥留次郎船

日本形
住吉丸
百石積
三人

丸長次郎船

日本形
太神丸
百石積
四人

永野善太郎船

明治六年十月廿五
永野善太郎病死につき長男豊太郎書き替え改め

日本形

海世丸

八十石積み

乗り組み三人

白鳥留次郎船

日本形

住吉丸

百石積み

乗り組み三人

丸長次郎船

日本形

太神丸

百石積み

乗り組み四人

豊太郎

永野善五郎船 (抹消)

改め永野豊太郎船

明治六年十月廿五永野善五郎病死につき長男豊太郎書き替え改め

日本形
福荷丸
百二十石積
客四人

松田豊吉船

日本形
神力丸
百二十石積
客四人

石井仲藏船

日本形
泉徳丸
百二十石積
客四人

小林七次郎船

日本形
明宝丸
百二十石積
客四人

藤本五郎治船

日本形

福荷丸

百二十石積み

乗り組み五人

松田豊吉船

日本形

神力丸

百二十石積み

乗り組み四人

石井仲藏船

日本形

泉徳丸

百二十石積み

乗り組み三人

小林七次郎船

日本形

明宝丸

百二十石積み

乗り組み四人

藤本五郎治船

日本形
千年丸
百石積
伊藤久次郎

伊藤久次郎船

日本形
水生丸
百石積
白鳥喜八

白鳥喜八船

明治七年十月より乘九年十月迄書入

日本形
神在丸
百石積
城谷伴藏

城谷伴藏船

日本形
神徳丸
百石積
石橋清次郎

石橋清次郎船

日本形

千年丸

百石積み

伊藤久次郎船

日本形

水生丸

百石積み

白鳥喜八船

日本形

神在丸

百十五石四斗(積み)

城谷伴藏船

日本形

神徳丸

百石積

石橋清次郎船

(朱筆) 明治七年十月より来る九年十月まで書き入れ

日本丸
文久丸

石積
八十一石積

白鳥喜一郎船

石之船
明治六癸酉年三月同郡五井村
薩摩太平洋方工讓渡

日本丸
住吉丸
石積
八十一石積

雪本権次郎船

日本丸
平壽丸
石積
八十一石積

北嶋巳之吉船

日本形

文久丸

百石積み

乗り組み三人

白鳥喜一郎船

右の船

明治六癸酉年十二月同郡五井村
薩摩太平洋方へ讓渡

日本形

住吉丸

九十石積み

乗り組み三人

雪本権次郎船

日本形

平壽丸

八十一石積み

乗り組み三人

北嶋巳之吉船

五拾石以下船

茶船一艘 松田喜三船

税金六十八錢

茶船一艘 荻原文三船

税金九十五錢二厘

栄徳丸
茶船一艘 鈴木与平次船
税金六十八錢
神明丸
茶船一艘 荻原文三船
税金九十五錢二厘

仙元丸
茶船一艘 松田喜三船
税金九十五錢二厘

押送一艘 北嶋巳之吉船
税金一円六十三錢二厘

茶船一艘 岡野延蔵
税金六十八錢

明治六年九月、下総国千葉郡村田村初芝吉郎兵衛より
譲り請け、千葉御県庁にて御鑑札書き替へ御検査済み

茶船一艘 岡野延蔵
税金六十八錢
明治六年九月、下総国千葉郡村田村初芝吉郎兵衛より
譲り請け、千葉御県庁にて御鑑札書き替へ御検査済み



一 解下茶船 一艘

松田喜三

第五大区二小区

八幡宿

解下茶船の者

明治7年(1874) 市川本店文書 A102
はしけ船所持の者書き上げ

御書き上げ

第五大区二小区

八幡宿

解下(はしけ)船所持の者

一 はしけ茶船 一艘

松田喜三次

一回茶船 五艘 松田豊吉 伊藤辰五郎

一回平田船 五艘 右同人 河原十次郎

一回茶船 五艘 白鳥留次郎 城谷伴蔵

一回平田船 五艘 石井仲蔵 石橋清次郎

一回茶船 五艘 振中儀吉 白鳥花八

一回茶船 五艘 吉野清吉 宛倉借七

一回平田船 五艘 白鳥 涉吉 永野豊太郎

一回平田船 五艘 宮原良平 右同人

一回 茶船 一艘 松田豊吉

一回 平田船 一艘 右同人

一回 茶船 一艘 白鳥留次郎

一回 平田船 一艘 石井仲蔵

一回 茶船 一艘 根本儀吉

一回 茶船 一艘 吉野清吉

一回 平田船 一艘 白鳥弥吉

一回 平田船 一艘 宮原六郎平

一回 平田船 一艘 伊藤辰五郎

一回 平田船 一艘 鈴木与平次

一回 平田船 一艘 城谷伴蔵

一回 平田船 一艘 石橋清次郎

一回 平田船 一艘 白鳥喜八

一回 小茶船 一艘 宛倉借七

一回 はしけ茶船 一艘 永野豊太郎

一回 平田船 一艘 右同人

一同平田船 主役 白鳥喜一郎

一肥藻取船 主役 中島彦七

一同船 主役 岩田万治郎

一同船 主役 中西徳次郎

一同船 主役 伊藤辰次郎

右の通り相違を御座る以上

明治七年戊二月十二日 船持ち惣代 鈴木与平次 (印)

戸長 副長 御中

一同平田船 一艘	白鳥喜一郎
一肥藻取り船 一艘	中島彦七
一同船 一艘	岩田万治郎
一同船 一艘	中西徳次郎
一同船 一艘	伊藤辰次郎

右の通り相違ござなく候。以上
明治七年戊二月十二日

船持ち惣代
鈴木与平次 (印)

戸長
副戸長御中

出帆届

丸七郎舟

住吉丸

積石百石

字色人 沖船頭 白鳥半次郎

積荷

田作 四十俵

糖 (糠 ぬか) 二十俵

粕苳 (むしろ) 百二十六丸

三六むしろ 三十九

土釜炭 五十俵

笠輪 十二箇 (二)

永客

他 延了 秋 意

右の荷物東京靈岸嶋湊町角や平七
方まで積み送り候あいだ免状願い上げ候。以上

明治六年十一月二十八日

丸七郎舟

戸長

市川甚太郎殿

明治6年(1873) 市川本店文書 A1111-1
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

日本形 丸長治郎舟

一住吉丸

積み石 百石

乗り組み人 沖船頭白鳥半次郎外二人

積み荷

田作 四十俵

糖 (糠 ぬか) 二十俵

粕苳 (むしろ) 百二十六丸

三六むしろ 三十九

土釜炭 五十俵

笠輪 十二箇 (二)

ただし送り状一通

船客

右の荷物東京靈岸嶋湊町角や平七

方まで積み送り候あいだ免状願い上げ候。以上

明治六年十一月二十八日

丸長治郎 (印)

戸長

市川甚太郎殿

出帆届

一 右神人 積み石百五十石
御免何れ
出帆外二人

一 土釜炭 九百俵

一 厚皮丹 三百俵

一 白米 三百俵

作し赤き魚

船客これなし

右の荷物東京府湊まで

積み送り候につき免状願い上げ候。

十二月十五日 城谷伴藏 (印)

戸長 副戸長 御中

明治6年(1873) 市川本店文書A-1111-2
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

日本形

一 太神丸

積み石百十五石四斗

一 土釜炭 九百俵

一 間渡し竹 三百五十束

一 白米 三十俵

ただし送り状一通
船客これなし

城谷伴藏船

直乗り外二人

右の荷物東京府湊まで

積み送り候につき免状願い上げ候。

十二月十五日

城谷伴藏 (印)

戸長

副戸長 御中

七帆出届

日本形
一明宝丸

積高九十石

直乗り外三人

積荷

柏二百三十俵

米七十俵

但し贈状一通

船客

右の荷物東京港まで積み送り申すにつき

御免状を以て以上

第十二月十五日

藤本五郎治 (印)

戸長
市川甚太郎殿

明治6年(1873) 市川本店文書 A1111-3
八幡宿戸長あて「出帆御届け」

出帆御届け

日本形

一明宝丸

直乗り外三人

積み高 九十石

積み荷

柏二百三十俵

米 七十俵

ただし贈り状一通

船客

右の荷物東京港まで積み送り申すにつき
御免状御願い上げ奉り候。以上

藤本五郎治 (印)

第十二月十五日

戸長
市川甚太郎殿

出帆届

一海世丸 積石八十石

積荷

一米 六十俵

一炭 六百俵

一船客 これなし

右は荷物東京湊まで積み送り候につき免状願ひ上げ奉り候。以上

明次六郎年

十二月十六日

直乗り

戸長

市川

甚太郎殿

白鳥留次郎 (印)

明治6年(1873) 市川本店文書A1111-4
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

一海世丸 積み石八十石

積み荷

一米 六十俵

一炭 六百俵

一船客 これなし

右は荷物東京湊まで積み送り候につき免状願ひ上げ奉り候。以上

明次(治) 六酉年

十二月十六日

直乗り

戸長

市川

甚太郎殿

白鳥留次郎 (印)
外に 二人

生帆届

大神丸積石百石
乗組四人

積荷

一 米 五拾俵

一 杉 干 千五百束

一 土釜炭 貳百俵

舟客乗之 荷物舟頭支配

右は東京府湊まで積み送り荷物につき
御免状御願い申し上げ奉り候。以上

市川甚太郎殿


明治6年(1873) 市川本店文書A1111-5
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

大神丸積み石百石

乗組四人

積み荷

一米 五十俵

一松楨(薪) 千五百束

一土釜炭 二百俵

舟客これなし 荷物舟頭支配

右は東京府湊まで積み送り荷物につき
御免状御願い申し上げ奉り候。以上

第十二月十六日

永野豊太郎(印)

戸長

市川甚太郎殿

戸長
市川甚太郎殿

出帆届

木村善吉舟

明治6年(1873) 市川本店文書A1111-6
八幡宿戸長あて「出帆届け」

八幡丸
積石八十石
乗組三人

積石八

出帆届け

日本形

一八幡丸 木村善吉舟

積み石八十石

乗組三人

積み荷

- 一米 三十九俵
- 一種粕 百七十枚
- 一から竹 五十二束なり
- 一間わたし竹 千束なり
- 一四貫炭 百五十俵
- 一松葉炭 五十俵

右は当港出帆東京向け出帆御免

状御差し出し下されたく候よう願ひ上げ奉り候。以上

第十二月十七日

木村善吉(印)

正副戸長御中

正副戸長御中

木村善吉

第十二月十七日

右は当港出帆東京向け出帆御免
状御差し出し下されたく候よう願ひ上げ奉り候。以上

一八幡丸 積石八十石
乗組三人
積石八
一から竹 五十二束なり
一間わたし竹 千束なり
一四貫炭 百五十俵
一松葉炭 五十俵

出帆届

一 住吉丸

積高百石

乗組人

白鳥半次郎

外二人

一 李^{二寸角四}柏^五棧^半

一 柏^五棧^半

一 三^五更^六拾^六箇

一 杉^四分^板

一 杉^四分^板

一 船送状^{二通}

舟客^{これなし}

右の荷物東京府湊まで積み送り候につき免状願い上げ候。以上

十二月十七日

丸長次郎

市川甚太郎殿

明治6年(1873) 市川本店文書A1111-7
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

乗組人

白鳥半次郎

外二人

一 積高百石

一 松二寸角四

一 柏^五棧^半

一 三六むしろ

一 杉四分板

一 船送状二通

舟客これなし

右の荷物東京府湊まで積み送り候につき免状願い上げ候。以上

十二月十七日

丸長次郎

戸長

市川甚太郎殿

出帆御届書

日本取
長寿丸
宮原六郎平船

積石百貳拾石 乗組直乘
御三人

積荷

一町米 五十俵
一土釜炭 三百俵
一古材木 百五十本
一送状 貳通
一船客 毛之

古者本月十九日当港出帆東京港へ出
越し候あいだ、御免状願長以上

明治六年十二月十八日 宮原六郎平

正副戸長 荒中

明治6年(1873) 市川本店文書 A1111-8
八幡宿戸長あて「出帆御届け書」

出帆御届け書

日本形

一長寿丸

積み石百二十石 乗り組み直乗り外三人

積み荷

一町米 五十俵

一土釜炭 三百俵

一古材木 百五十本

一送り状 二通

一船客 これなし

右は本月十九日当港出帆、東京港へまかり
越し候あいだ、御免状願長以上

明治六年十二月十八日 宮原六郎平(印)

正副戸長 荒中

三百俵 出帆之日 五時
 一 四貫炭 八百俵
 一 醬油 七十樽
 一 送り状一通り

右の荷物東京府湊まで積み送り

中の付所を於て御免願ひ

申し候に

神徳丸
 石橋清治郎 (印)

市川甚太郎様

明治6年(1873) 市川本店文書 A1111-9
 八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

高百石積み 直乗り外三人

一 四貫炭 八百俵

一 醬油 七十樽

一 送り状一通り

右の荷物東京府湊まで積み送り

申し候につき御免状願ひ上げ奉り候。以上

第十二月十九日

神徳丸

石橋清治郎 (印)

戸長

市川甚太郎様

出帆届

日本形
茶船一艘
積高あり石
沖船以
朽木平兵衛
和子(乗)

積高あり

一 船五枚(白)
一 船積高あり
一 送り状一通
一 船客これなし
右は明二十一日当湊出帆、東京府靈岸嶋
東湊町岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免状
御下げ渡し下さるべく御願い上げ候。以上

右船主
松田喜三(印)

正副戸長長官御中

明治六年(1873) 市川本店文書 A1111-10
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

日本形

沖船頭

一 茶船一艘

朽木平兵衛

一 積高五十石

外一人乗り

積み荷

一 苦(とま) 五枚(百)

一 檣櫃(まき) 千二百束

一 送り状一通

一 船客これなし

右は明二十一日当湊出帆、東京府靈岸嶋

東湊町岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免状
御下げ渡し下さるべく御願い上げ候。以上

明治六年十二月二十日

右船主

松田喜三(印)

正副戸長御中

出帆免状書

日本形

稲荷丸

積荷

乗組

出帆

積荷

乗組

積荷

乗組

乗組

乗組

乗組

乗組

乗組

乗組

市川甚太郎殿

明治6年(1873) 市川本店文書A1111-11
八幡宿戸長あて「出帆免状御届け」

出帆免状御届け

日本形

稲荷丸

積み石百二十石

乗組五人

松田豊吉

沖船頭

当宿

積み荷

一魚粕百俵なり

一六貫目炭百俵なり

一土釜四貫目炭二百俵なり

一船客なし ただし送り状一通

右は当湊より東京湊まで積み送り荷物に

ごさ候につき、なにとぞ御免状御願ひ申し上げ奉り候。以上

明治六年

西の十二月二十日

右

松田豊吉(印)

戸長

市川甚太郎殿

出帆届

日本形

沖船頭
岩田万蔵
外四人乗り

一積み高百四十五石

日本形

出帆届け

沖船頭

岩田万蔵

外四人乗り

一積み高百四十五石

積み荷

一魚粕 四百五十俵

一酒 二十樽

一水油 八樽

一六貫炭 三十五俵

一送り状

一船客

右は明二十二日当湊出帆、東京府下
霊岸嶋岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免状
御下げ渡し下さるべく候よう願ひ上げ候。以上

右船主
松田喜三次

正副戸長御中

明治六年十二月二十一日

松田喜三次 (印)

正副戸長御中



出帆免状

近藤清藏

積石 五十石
乗組人 沖船頭 渡辺清五郎
加喜人

積荷 米六十俵
米六十俵
小豆十五俵

但送り状一通

船客無之

右者本日當所出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡候也

明治七年三月二日

上総国市原郡八幡宿

市川甚太郎



船改所



明治7年(1874) 市川本店文書A114-9
八幡宿「出帆免状」

出帆免状

日本形 武州久良岐郡横浜吉田町
一仙元丸 近藤清藏船

積み石 五十八石
乗り組み人 沖船頭 渡辺清五郎外一人
積み荷 米六十俵

糶(もち) 米二十五俵
小豆十五俵

ただし送り状一通

船客 これなし

右は本日當所出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

上総国市原郡八幡宿

戸長

市川甚太郎(印)

明治七年三月二日

(角印) 第五大区二小区八幡宿

武州久良岐郡横浜

船改め所

(X印) 取り消し

出帆免状

八幡宿
市川甚太郎

乗組人 沖船頭岩田万藏外四人

積荷

一高砂丸
百四十石

船客

右者本日當所出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡し候なり

明治七年三月九日

市川甚太郎

東京府
船改所
書

明治7年(1874) 市川本店文書A114-10
八幡宿「出帆免状」

出帆免状

日本形

一高砂丸

積み石 百四十石

乗組み人 沖船頭岩田万藏外四人

積み荷 三六箆二百七十こ

ただし送り状一通

船客 これなし

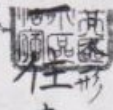
右は本日當所出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治七年三月九日

上総国市原郡八幡宿
戸長
市川甚太郎 (印)

東京府
船改め所

(朱筆)
この分
風シケに付き
書き直し候



吉丸

出帆免状

八幡宿
雪本權次郎船

積石九拾石

乗組人直乗外二人

積荷

秣七百貫目
土釜炭二百俵
但送状一通

船客

右者本日當所出帆其港ニ羅越候段
届出候間免状相渡候也

明治六年三月廿日

上總国市原郡八幡宿
戸長
市川甚太郎

東京府
船改所

此分二十六日
出帆に書き替へ候事

明治6年(1873) 市川本店文書A114-6
八幡宿「出帆免状」

出帆免状

日本形
一住吉丸
八幡宿
雪本權次郎船

積み石 九十石
乗組み人 直乗り外二人
積荷 秣(まぐさ)七百貫目
土釜炭二百俵

ただし送り状一通
船客

右は本日當所出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十二月十六日

上總国市原郡八幡宿
戸長
市川甚太郎(印)

東京府
船改め所

この分二十六日出帆に書き替へ候こと

出帆届

上野手車路、祐宿

宮原六郎平船

長寿丸

積石 百二十石

積石 四十石

積石 四十石

右は本月二十七日国元へ向け出帆候あいだ
御免状御下渡し下され候よう願ひ上げ奉り候。以上

出帆
御役所

右
御役所

右書面之通當港出帆候あいだ
届出候御免状相渡し候なり
明治六年八月二十六日
船改め所
千葉県

明治6年(1873) 市川本店文書A113-102
東京府船改め所「出帆免状」

出帆御届け

一 長寿丸 上サ(總) 国市原郡八幡宿 宮原六郎平船

積み石 百二十石

乗り組み人 四人

積み荷 これなし

船客 これなし

右は本月二十七日国元へ向け出帆候あいだ
御免状御下渡し下され候よう願ひ上げ奉り候。以上

八月二十六日

右解下(はしけ)宿

行事(角印) 解下宿仲間之印

船改め
御役所

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

東京府

明治六年八月二十六日

船改め所(小印) 担当者印

千葉県

船改め所

荒古作

一任吉丸

積石 九十石

乗組 三人

舟客 此なし

積石 九十石

上京市原郡八幡宿

雪本権次郎船

右書面より右八幡宿へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下り渡し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十六日 右はしけ宿
行事 (角印 || 船下宿仲間之印)



右書面之通當派は船... 届出候間免状相渡候也
明治六年十月二十六日
千葉県
船改め所

明治6年(1873) || 市川本店文書A113-1
東京府船改め所「出帆免状」

出帆御届け

上京市原郡八幡宿

一 住吉丸

積石 九十石

乗組 三人

積石 此なし

舟客 此なし

右は本月二十七日右八幡宿へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下り渡し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十六日

右はしけ宿

船改め

御役所

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十六日

千葉県

船改め所

東京府

船改所 (小印 || 担当者印)

右帆中宿

上り国事系船中宿

小島にしまし私

一平寿丸

積石の拾遺

多保人三

積荷

新客

右は本月廿八日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状以下渡り下され候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十七日

船改め
御役所



明治6年(1873) 市川本店文書A11312
東京府船改め所「出帆免状」

出帆御届け

上サ国市原郡八幡宿

北嶋巳之吉船

一平寿丸

積み石 八十一石

乗り組み人 三人

積み荷 これなし

船客 これなし

右は本月二十八日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状御下げ渡り下され候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十七日

右はしけ宿

行事(角印||綏下宿仲間之印)

船改め

御役所

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

東京府

明治六年十月二十七日

船改所(小印||担当者印)

千葉県

船改め所

出帆免状

右書面之通當港出帆其港へ越候段
届出候間免状相渡候也

明治六年

東京府
船改所

千葉県
船改所

明治6年(1873) 市川本店文書 A113-4
東京府船改め所「出帆免状」

出帆御届け

上総国市原郡八幡宿

松田豊吉舟

一稲荷丸

積み石 百二十石

乗り組み人 五人

積み荷 これなし

舟客 これなし

右は本月三十日右八幡宿へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下げ渡し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十九日 右はしけ宿

行事

船改め

御役所

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

東京府

船改め所(小印)担当者印)

明治六年十月二十九日

千葉県

船改め所

荒古

上総国市原郡
松田豊吉舟

一稲荷丸

積み石 百二十石

乗り組み人 五人

積み荷 これなし

舟客 これなし

右書面のとおり当港出帆仕り候あいだ

御免状御下げ渡し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候。以上

十月二十九日

右はしけ宿

行事

出帆免状

右書面のとおり当港出帆仕り候あいだ
御免状御下げ渡し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候。以上

東京府

船改め所

明治六年十月二十九日

千葉県

船改め所

出帆免状

一 泉徳丸 日本形 上総国八幡宿
小林七次郎船

積石八拾石

乗組人十名 直乗り船頭外二人

積荷各一

但送状 通之通

船客各一

右者本日當港出帆其港に罷越候段
届出候間免状相渡候也

明治六年十一月七日

神奈川縣

上総国八幡宿

船改所



明治六年(1873) 市川本店文書 A114-1
神奈川縣船改め所「出帆免状」

出帆免状

一 泉徳丸 日本形 上総国市原郡八幡宿

小林七次郎船

積み石 八十石

乗り組み人 直乗り船頭外二人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十一月七日

神奈川縣

(印) YOKOHAMA 横浜船改め所

(小印) 担当者印

上総国八幡宿

船改め所

出帆免状

住吉丸

積石百石

乗組人八幡村

積荷

但送料 通之通

船客

上総国八幡村
丸長次郎船

右者本日當港出帆其港不能越候段
届出候間免状相渡候也

明治七年二月

神奈川縣



上総国八幡村
船改所

明治7年(1874) 市川本店文書A114-7
神奈川縣船改め所「出帆免状」

出帆免状

上総国市原郡八幡村

一 住吉丸 丸長次郎船

積み石 百石

乗り組み人 船頭半二郎外二人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治七年二月十七日

神奈川縣

(印) YOKOHAMA 横浜船改め所

(小印) 担当者印

上総国八幡村

船改め所

日本丸
出帆免状
神丸
船改所

積石 百五十五石

乗組人 廿七名

積荷 廿七名

但送料 送之通

船客 廿七名

右者本日當港出帆其港へ罷越候段
届出候間免状相渡候也

明治七年二月十九日

神奈川縣

船改所

船改所



明治7年(1874) 市川本店文書A114-8
神奈川縣船改め所「出帆免状」

出帆免状

日本形

上総木更津邸(村)

一神力丸

鈴木平七船

積み石 百五十五石

乗り組み人 直乗り外二人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治七年二月十九日

神奈川縣

(印) YOKOHAMA・横浜船改め所

(小印) 担当者印

下(上) 総八幡邸

船改め所

出帆免状

右者本日當港出帆其港に罷越候段
届出候間免状相渡候也

積石 二枚名

乗組人直乗り外一人

積荷 廿一

船客 廿一

右者本日當港出帆其港に罷越候段
届出候間免状相渡候也

日本形 神奈川縣
船改所

出帆免状

積石 二枚名

乗組人直乗り外一人

積荷 廿一

船客 廿一

右者本日當港出帆其港に罷越候段
届出候間免状相渡候也

日本形 神奈川縣

船改所

明治6年(1873) 川市川本店文書A114-255
神奈川縣船改め所「出帆免状」

出帆免状

相州三浦郡横須賀村

一朝日丸 日本形 高田徳兵衛船

積み石 八十石

乗り組み人 直乗り外一人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十一月十四日 神奈川縣 (印)

上総国市原郡八幡村船改め所 (小印)

出帆免状

武州荏原郡不入斗村

日本形 成嶋甚左衛門船

一取方丸 日本形

積み石 百四十石

乗り組み人 直乗り外一人

積荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十一月十七日 神奈川縣 (印)

上総八幡村船改め所 (小印)

出帆免状

船名 龍丸

出帆日 十一月二十一日 出帆所 神奈川縣

積石 七十九石

乗組人 直乗外一人

積荷 廿一

船客 廿一

右者本日當港出帆其港に罷越候段届出候間免状相渡候也

日 十一月二十一日

神奈川縣

船改所



出帆免状

船名 龍丸

積石 一百四拾石

乗組人 直乗外一人

積荷 廿一

船客 廿一

右者本日當港出帆其港に罷越候段届出候間免状相渡候也

日 十一月二十一日

神奈川縣

船改所

出帆免状

武州久良岐郡野嶋浦

一 稻荷丸 日本形 久保寺金左衛門船

積み石 七十九石

乗組人 沖船頭木川紋吉外一人

積み荷 これなし

船客 廿一 通のとおりに

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十一月二十一日 神奈川縣 (印)

上總国八幡宿

船改め所

出帆免状

武州荏原郡不入斗村

一 取方丸 日本形 成嶋甚左衛門船

積み石 百四十石

乗組人 直乗外一人

積み荷 これなし

船客 廿一 通のとおりに

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年十一月二十六日 神奈川縣 (印)

上總市原郡八幡宿

船改め所

明治六年癸酉年一月

申年分

東京納め船税取り立て帳

八幡宿

永二貫五百八十四文

松田喜三次

松田喜三次

松田喜三次

永二貫三百二十二文

白鳥喜一郎

白鳥喜一郎

白鳥喜一郎

明治6年(1873) 市川本店文書 A103-1

「東京納め船税取り立ての帳」

明治六癸酉年一月日

申年分

東京納め船税取り立ての帳

八幡宿

永二貫五百八十四文

この代金二兩二分と

松田喜三次

錢八百四十文

永二貫三百二十二文

この代金二兩一分と

白鳥喜一郎

錢六百二十文

永代金五百八十四文
宮原六郎平

此代金五百八十四文
宮原六郎平

永代金四百四十八文
水野善五郎

此代金四百四十八文
水野善五郎

永代金四百四十八文
石井寅吉

此代金四百四十八文
石井寅吉

永代金四百四十八文
伊藤辰五郎

此代金四百四十八文
伊藤辰五郎

永代金三百十二文
白鳥喜八

此代金三百十二文
白鳥喜八

永代金三百十二文
白鳥留次郎

此代金三百十二文
白鳥留次郎

永二貫五百八十四文
宮原六郎平

この代金二兩二分と

錢八百四十文

永二貫四百四十八文
水野善五郎

この代金二兩一分三朱と

錢百五文

永二貫四百四十八文
石井寅吉

この代金二兩一分三朱と

錢百五文

永二貫四百四十八文
伊藤辰五郎

この代金二兩一分三朱と
久治郎

錢百五文

永二貫三百十二文
白鳥喜八

この代金二兩一分と

錢六百二十文

永二貫三百十二文
白鳥留次郎

この代金二兩一分と

錢六百二十文

永代賣出金百文
此代金百文
本吉善吉

永代賣出金百文
此代金百文

永代賣出金百文
此代金百文
松田豊吉

永代賣出金百文
此代金百文

永代賣出金百文
此代金百文
丸長次郎

永代賣出金百文
此代金百文

永代賣出金百文
此代金百文
小林七次郎

永代賣出金百文
此代金百文

永代賣出金百文
此代金百文
大宮常太郎

永代賣出金百文
此代金百文

永代賣出金百文
此代金百文
鈴木与平次

永代賣出金百文
此代金百文

永二貫百七十六文
この代金二兩二朱と
木村善吉

錢五百十文

永二貫四百四十八文
この代金二兩一分三朱と
松田豊吉

錢百五文

永二貫百七十六文
この代金二兩二朱と
丸長次郎

錢五百十文

永二貫三百十二文
この代金二兩一分と
小林七次郎

錢六百二十文

永八百十六文
この代金三分と
大宮常太郎

錢六百六十文

永六百八十文
この代金二分二朱と
鈴木与平次

錢五百五十文

水五百四十四文
此代金五兩二分
松田喜三次

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
市川甚松
賄い人 石橋清次郎

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
丸勘次郎

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
雪本権次郎

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
丸幸吉

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
丸幸吉

水御書二百四十二文
此代金五兩二分
板倉久八

永九百十二文
この代金三分二朱と
松田喜三次
錢三百七十文

永二貫三百二十二文
市川甚松
この代金二兩一分と 賄い人 石橋清次郎
錢六百二十文

永二貫百七十六文
丸勘次郎
この代金二兩二朱と

右の鑑札、木更津村鳥飼弥之吉方へ書き替えに相成り申し候
永二貫と四十文
雪本権次郎
錢五百十文

右の鑑札、奈良輪村藤井甚三郎、小泉長次郎兩人方へ
書き替えに相成り申し候
錢四百文

永二貫百七十六文
丸幸吉
この代金二兩二朱と

右の鑑札、同国天羽郡湊村山田久左衛門方へ書き替えに相成り
錢五十文

永五百四十四文
東京東湊町一丁目
この代金二分と 弥兵衛店卯之助持ち分
錢四百四十文 板倉久八
右の鑑札、今般当宿板倉久八持ちに書き替え仕り候

船税金上納願

上総市原郡
八幡宿

第五大区二小区
上総市原郡八幡宿

壬申五月免許
一高砂丸
百四十五積
船税金七円四十銭

船持主
私田喜三次

一長寿丸
百或積
船税金七円四十銭

日
宮原六郎平

明治7年(1874) 市川本家文書A103-2
「船税金上納願」

船税金上納願

上総市原郡

八幡宿

第五大区二小区

上総市原郡八幡宿

壬申五月免許
一高砂丸
百四十五積

船持主
松田喜三次

この税金一円四十銭

同断

一長寿丸

百二十石積み

この税金一円二十銭

同

宮原六郎平

壬申五月免許
一住吉丸
船持主
丸 長治郎

一水生丸
百石積
船税金七円
白鳥七次郎

一稻荷丸
百石積
船税金七円
松田豊吉

一八幡丸
百石積
船税金八円
木村善吉

一神力丸
百石積
船税金七円
石井仲蔵

一明寶丸
百石積
船税金九円
藤本五郎次

一海世丸
百石積
船税金八円
白鳥留次郎

一泉徳丸
百石積
船税金八円
小林七次郎

一明王丸
百石積
船税金七円
大宮常太郎

壬申五月免許
一住吉丸
百石積み、この税金一円なり
船持ち主
丸 長治郎

一水生丸
百石積み、この税金一円なり
同
白鳥喜八

一稻荷丸
百二十石積み、この税金一円二十銭
同
松田豊吉

一八幡丸
八十石積み、この税金八十銭
同
木村善吉

一神力丸
百二十石積み、この税金一円二十銭
同
石井仲蔵

一明寶丸
九十石積み、この税金九十銭
同
藤本五郎次

壬申五月免許
一海世丸
八十石積み、この税金八十銭
船持ち主
白鳥留次郎

一泉徳丸
八十石積み、この税金八十銭
同
小林七次郎

一明王丸
六十石積み、この税金六十銭
同
大宮常太郎

一神徳丸
百石積
世税金三円四角

一太神丸
百石積
世税金三円四角

明治五年八月免許
一神在丸
百石積
世税金三円四角

城谷伴彦
世税金三円四角

明治六年五月免許
一住吉丸
左船不積
世税金三円四角

船持主
雪本権次郎

明治七年三月免許
一文久丸
右船不積
世税金三円四角

白鳥喜一郎

明治七年二月免許
一平寿丸
右船不積
世税金三円四角

北嶋与市

鈴木与平次

岡野延蔵

明治七年四月免許
一押送丸
船持主
石井牛太郎

世税金五元六角

同
一神徳丸

百石積み、この税金一円なり

(石橋清次郎脱力)

同
一太神丸

百石積み、この税金一円なり

永野豊太郎

明治五年八月免許
一神在丸

百十五石四斗積み、この税金一円十五錢四厘

城谷伴彦

明治六年五月免許
一住吉丸

九十石積み、この税金九十錢

雪本権次郎

明治六年十二月免許
一文久丸

百三十石積み、この税金一円三十錢

白鳥喜一郎

明治七年三月免許
一平寿丸

八十石積み、この税金八十錢

北嶋与市

鈴木与平次

同

岡野延蔵

明治七年四月免許
一押し送り船

この税金五十六錢

船持主
石井牛太郎

出帆免状

明治七年 一月 一日
代價受取帳

八幡宿詰所

三月廿六日
全五両

本更津村
鈴木平七船
停泊税、免状代とも受け取り

三月廿二日
全十銭

横浜吉田町
近藤清蔵舟
停泊税、免状代とも受け取り

一月より二月まで

五艘分
十銭

北嶋巳之吉船
受け取り

明治七年(1874) 市川本店文書A121
「出帆免状代價受け取り帳」(抄出)

明治七年

出帆

免状代價受け取り帳

戊一月日

(裏表紙)

八幡宿詰所

証

二月二十六日

一金二十四銭五厘

木更津村 鈴木平七船

停泊税、免状代とも受け取り

三月二日

一金十銭七厘

横浜吉田町 近藤清蔵舟

停泊税、免状代とも受け取り

二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭

二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭
 二十銭

同	一	十六銭	藤本五郎次船
同	一	十八銭	八艘分受け取り
同	一	十銭	石橋清二郎船
同	一	十銭	九艘分受け取り
同	一	十二銭	小林七二郎船
同	一	十二銭	五艘分受け取り
同	一	十銭	宮原六郎平船
同	一	十銭	五艘分受け取り
同	一	十二銭	白鳥留二郎船
同	一	十二銭	五艘分受け取り
同	一	十四銭	伊藤久二郎船
同	一	十四銭	六艘分受け取り
同	一	十八銭	城谷伴藏船
同	一	十八銭	七艘分受け取り
同	一	十六銭	永野豊太郎船
同	一	十六銭	九艘分受け取り
同	一	十六銭	松田豊吉船
同	一	十六銭	八艘分受け取り
同	一	十六銭	石井仲藏船
同	一	十六銭	八艘分受け取り
同	一	十銭	雪本惣二(権次郎カ)船
同	一	十二銭	五艘分受け取り
同	一	十二銭	白鳥喜一郎船
同	一	十二銭	六艘分受け取り
同	一	十六銭	松田喜三次船
同	一	十六銭	六艘分受け取り
同	一	十六銭	木村善吉船
同	一	十六銭	八艘分受け取り

一銭二十貫文なり受け取り
 三月五日

甲 明 治 七 年
船 客 名 前 留

戊 月 吉 日

第五大区二小区

市原郡八幡宿

宿 役 所

船 行 事

明治7年(1874) 市川本店文書A118
宿役所船行事による乗船客簿

甲 明治七年
船客名前留め
戊 一月吉日

(裏表紙)

第五大区二小区
市原郡八幡宿

宿役所
船行事

善五郎船

一月十七日船客三人

五井 中西長之助

車屋由蔵

川上勘治郎

八幡

丸長船

日船客五人

吉本喜十郎

福嶋勘四郎代

大野仙松

市原郡八幡宿

同郡五井村

同郡青柳村

瓦屋七蔵

松田喜三次船

同郡五井村

同郡青柳村

瓦屋七蔵

松田喜三次船

上原周吉船

十日廿一夜 一宿中

高橋

市原郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

同郡

善五郎船

一月十七日船客三人

五井 中西長之助

同 車屋由蔵

八幡 川上勘治郎

丸長船

同 船客五人

八幡 青木喜十郎

同 永田弥太郎

茂原 鈴木弥三郎

沼津駅 磯部治郎蔵

刑辺 川崎文蔵

十八日石井仲蔵こと寅吉船

菊間徳永 山本新造

東京より通行一人

十九日夜 乗船人如何(いかに)

上総国長柄郡一の宮本郷村

商 福嶋勘四郎代 大野仙松

市原郡八幡宿 十一屋寅吉

同郡五井村 わたや 喜之八

同郡青柳村 瓦屋七蔵

同郡四人 松田喜三次船

船橋より

一十九日出帆 十兵衛船

同二十日午前七時ころ帰帆

水主二人外乗船人一人もこれなく候

一月二十一日
 廣別取郎
 保血志郎
 米穀渡世人
 市原孫兵衛
 宇田川半五郎
 野城長八
 猪元利介
 炭屋孫兵衛
 市原郡推津村
 山本伊右衛門
 野城長八
 一盡岸嶋東湊町一丁目
 猪元利介
 同小林龜吉
 市原郡八幡宿
 宇田川半五郎
 白鳥徳藏

一月二十三日
 五郎治船
 市原孫兵衛
 宇田川半五郎
 野城長八
 猪元利介
 炭屋孫兵衛
 市原郡推津村
 山本伊右衛門
 野城長八
 一盡岸嶋東湊町一丁目
 猪元利介
 同小林龜吉
 市原郡八幡宿
 宇田川半五郎
 白鳥徳藏

(二月二十一日 9行消去)
 雪本權次郎船
 乘舟人
 二十一日午後一時ころ
 千葉県貫屬土族 清水豊元
 右は東京駿河屋敷 東紅梅坂下出
 八幡宿観音町 深沢玄得行き
 安房国安房郡磯郷(村) 渡辺忠助
 米穀渡世人
 同(二十一日)
 一東京南八丁堀一丁目
 炭屋孫兵衛 外一人
 市原郡推津村
 山本伊右衛門
 野城長八
 一盡岸嶋東湊町一丁目
 猪元利介
 同小林龜吉
 市原郡八幡宿
 宇田川半五郎
 白鳥徳藏
 右は二十一日乗船人にござ候
 一月二十三日 五郎治船

上総国長南宿石井
小徳徳兵衛
らく

一 東京市原郡三丁目
小林七次郎舟

福徳徳兵衛
好徳徳兵衛

右乗船人のござ候。以上

右乗船人のござ候。

一月二十四日
泉徳丸 小林七次郎舟

一 東京第一区十五小区
本八町堀五丁目十一番地

右は上総国長南宿石井
仁三郎方までまかり越し申し候

右乗船人にござ候。以上

一 東京市原郡長南宿
鍋屋惣兵衛

同村 藤平文七

第五大区三小区
市原郡菊間村

貫属士族 内野知善

大病院より帰り

同区市原郡山木村
貫属士族 留沢経吉

同

同

一 上総国市原郡菊間村

小徳惣吉母 らく

同

一 東京第一区十五小区

本八町堀五丁目十一番地

□□ (虫くい) 渡世 牧野徳兵衛

右は上総国長南宿石井

仁三郎方までまかり越し申し候

同

右乗船人にござ候。以上

一月二十四日

泉徳丸 小林七次郎舟

第七大区二小区

上総国埴生郡長南宿

鍋屋惣兵衛

東京霊岸島上久行き

当日帰り

同村 藤平文七

同用

第五大区三小区

市原郡菊間村

貫属士族 内野知善

大病院より帰り

同区市原郡山木村

貫属士族 留沢経吉

五月廿五日 船

三芳五郎

大蔵村

井沢源八郎

半次郎 喜市郎

八つ橋

柴田利三郎

五月廿五日 船

一月二十五日 船

文久丸 喜市郎 船

一月廿五日 船

植木屋 中村敬蔵

公の事 喜市郎

廿五日

一上総国 植木屋 中村敬蔵

商人 植木屋

右は東京 靈岸嶋炭屋 平七方より 当日帰り

一上総国 本末郡 葛藤

毛利胤平 山崎興 河野利光

一月廿五日

一上総国 長柄郡 茂原村

商人 鶴岡瀧右衛門

右は東京 駒込森川町 肴屋 勝五郎方に 参り 当日帰り

一上総国 市原郡 菊間村 居住

千葉県 貫属 土族 秋山喜久蔵

毛利胤平、山崎興、河野利光

遠州浜松県より 当日帰り

菊間土族 大蔵村 井沢源八郎

東京矢の倉より 帰り

八わた宿 柴田利三郎

商用につき 東京靈岸嶋より 帰り

一月二十五日 船

文久丸 喜市郎 船

同

一上総国 埴生郡 一ノ野村 植木屋 中村敬蔵

右は東京 靈岸嶋炭屋 平七方より 当日帰り

二十五日

一上総国 長柄郡 茂原村

商人 鶴岡瀧右衛門

右は東京 駒込森川町 肴屋 勝五郎方に 参り 当日帰り

一上総国 市原郡 菊間村 居住

千葉県 貫属 土族 秋山喜久蔵

毛利胤平、山崎興、河野利光

一同居住

千葉県 貫属 土族 戸塚彦助

渡辺元 右は東京より 帰り

一月二十六日 船

住吉丸 丸長次郎 舟

旧菊間土族

千葉県 貫属 谷井行一

東京下谷御徒町一丁目

私用にて 帰路

二月廿七日
 正心
 中作
 木
 神
 名

一月廿七日

住吉丸 雪本権次郎

上野垣生郡山崎村

出小代吉

市原郡大坪村 館野直吉

一月二十七日

住吉丸 雪本権次郎

上総国埴生郡山崎村 岡本千代吉

大岩義三

千葉県土族 大岩義三 二十八年

二月廿七日

飯元熊次郎

一 大区五小区

東京〇町一丁目

盲人 高村正作 外供一人

山木村生家へ行く

市原郡大坪村 館野直吉

同

商用につき霊岸島

西村卯八方まで参り、帰路

都合四人乗船

一月二十七日 帰帆

住吉丸 雪本権次郎 船

上総国埴生郡山崎村 岡本千代吉

東京霊岸嶋角屋平七方まで商用につき参り、当日帰り

二十九日 帰帆

一神徳丸 石橋清次郎 船

上総国市原郡菊間村 貫属

千葉県土族 大岩義三 二十八年

東京木挽三丁目小川栄吉方へ寄留

当日菊間村私用にて着

東京八丁堀仲町

飯元熊次郎 四十年

りん
りん
りん

市原

市原郡能満村仲次郎
私用につき参る

三人

一月三十一日

市原丸 藤本五郎次

市原郡菊間村

千葉県貫属 士族 内野種義

右東京駿河台南甲嘉町十七番地

緒方惟準寄留、菊間へ私用につき通行

同貫属

駿河駿東郡 駒角村 神谷茂十郎

右宅寄留 芹沢皆三

右は菊間村士族伊藤幸造方まで通行

市原郡能満村仲次郎

私用につき参る

三人

市原丸

一月三十一日

市原郡菊間村

千葉県貫属 士族 内野種義

右東京駿河台南甲嘉町十七番地

緒方惟準寄留、菊間へ私用につき通行

同貫属

駿河駿東郡 駒角村 神谷茂十郎

右宅寄留 芹沢皆三

右は菊間村士族伊藤幸造方まで通行

免状出帆控

明治六年(1873) 市川本店文書A104
出帆免状台帳第1番(抄出)

明治六年
免状出帆控え
番 西十月日

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

日本形 出帆免状

稲荷丸 武州久良岐郡野島浦
久保寺金左衛門船
積み石七十九石 沖船頭
木川紋吉
乗り組み人 外二人

積み荷

米百俵
ただし送り状一通
舟客これなし

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき免状
相渡し候なり

明治六年十月二十三日 神奈川県 戸長 市川甚太郎 印
船改め所

日本形 稲荷丸
積荷
米百俵
但し送り状一通
舟客これなし
出帆免状
武州久良岐郡野島浦
久保寺金左衛門船
沖船頭
木川紋吉
外二人
市川甚太郎
神奈川県
戸長
相渡し候なり
明治六年十月二十三日
神奈川県
船改め所

出帆免状

一平寿丸

乗組員

北嶋巳之吉船

積み荷物

一新白米十五俵

一醬油五十樽

一土釜炭五百俵

船客これなし

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

船政所

出帆免状

一住吉丸

乗組員

雪本権次郎船

積み荷物

一土釜炭百俵

船客これなし

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船政所

出帆免状

日本形

一平寿丸

乗組員

北嶋巳之吉船

積み石八十一石

外二人

積み荷物

一新白米十五俵

一醬油五十樽

一土釜炭五百俵

船客これなし

ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船政所

出帆免状

日本形

一住吉丸

雪本権次郎船

積み石九十石

外二人

乗組員

積み荷物

一土釜炭百俵

船客これなし

ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船政所

神急状

石井仲藏

不し好覚
去る或れ
松本
日当港
相渡し候なり

出帆免状

木村善吉

一 松本
一 四ノ宮
一 船客これなし
一 船客これなし

日本形

出帆免状

石井仲藏船

- 一 神力丸 積み石百二十石 乗り組み四人
- 一 米八十二俵
- 一 大豆二十俵
- 一 土釜炭六百五十俵
- 一 松炭二百三十俵

ただし送り状一通 船客これなく候
右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日 戸長 市川甚太郎印
東京府船改め所

出帆免状

日本形

木村善吉船

- 一 八幡丸 積み石八十石 乗り組み 積み荷
- 一 松真木 二千束なり
- 一 四貫炭 二百俵
- 一 船客これなし

ただし送り状一通
右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき免状相渡し候なり 上サ国市原郡八幡宿
明治六年十月二十六日 戸長 市川甚太郎印
東京府船改め所

出帆免状

武州久良岐郡野嶋浦
久保寺金左衛門船
乗組人三人
沖船頭
木川紋吉
積荷
米百俵
但し送り状一通
右文書

右者本日當港出帆其港に罷敷
段届出候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月廿七日
上総国市原郡八幡宿
千葉県管下
戸長 市川甚太郎

神奈川縣
河改所

出帆免状

上総国市原郡八幡宿
船持ち主
松田豊吉
積荷
乗組五人
積み石百二十石
沖船頭
渡邊伝重郎

積荷
一五六貫炭百石
一六貫炭百俵
一四貫炭百俵
一魚油 十樽
一銀拵 百石
但し送り状五通

右文書

十月廿七日
右文書
市川甚太郎

東京府
河改所

出帆免状

日本形
稻荷丸
積み石七十九石
乗り組み人三人
積み荷
米百俵なり
ただし送り状一通
船客これなし
右は本日當港出帆その港へまかり越し候
段届出で候あいだ免状相渡し候なり

武州久良岐郡野嶋浦
久保寺金左衛門船
沖船頭
木川紋吉
千葉県管下
上総国市原郡八幡宿
戸長 市川甚太郎
明治六年十月二十七日
神奈川縣船御改め所

出帆免状

日本形
稻荷丸
積み石百二十石
乗り組み五人
積み荷
一三六むしろ二百こ
一六貫炭百俵
一四貫炭百七十俵
一魚油 十樽
一鐮(びた) 錢百こ
ただし送り状五通

右文書
右戸長 市川甚太郎
十月二十七日
東京府船御改め所

出帆免状

松口喜三次船

高砂丸

積石百四十石

積荷

一馬草 千三百貫

一土釜炭 五百俵

一送り状 一通

一船客これなし

右同文言

東京府

船御改め所

日本形

一高砂丸

積み石百四十石

乗り組み 沖船頭 岩田万蔵外四人

積み荷

一馬草 千三百貫

一土釜炭 五百俵

一送り状 一通

一船客これなし

右同文言

東京府船御改め所

明治六年西十月二十日 戸長 市川甚太郎

出帆免状

松田喜三次船

出帆免状

上総国市原郡八幡宿

伊藤久治郎舟

日本形

一千年丸

積み石百石

乗り組み三人 直乗り外二人

積み荷

間渡し竹 千束なり

土釜四貫炭 四百四十一俵

松櫃(まき) 八百束なり

船客

右同文言

明治六年十月二十九日

戸長

市川甚太郎

東京府

船御改め所

出帆免状

一千年丸

積石百石

乗り組み三人 直乗り外二人

積み荷

間渡し竹 千束なり

土釜四貫炭 四百四十一俵

松櫃(まき) 八百束なり

船客

右同文言

明治六年十月二十九日

戸長

市川甚太郎

東京府

船御改め所

出帆免状

一住吉丸

積石八十石

乗組五人

上総市原郡八幡宿

雪本権治郎舟

積石八十石

乗組五人

右日文文

船御改め所

東京府

船御改め所

出帆免状

日本形

一住吉丸

積石九十石

乗組三人 ただし直乗り外二人

積み荷

土釜炭八百俵

送り状一通

右同文言

明治六年十月二十九日

戸長 市川甚太郎

東京府

船御改め所

出帆免状

日本形

一泉徳丸

積石八十石

乗組三人

積石八十石

乗組三人

右日文文

市川甚太郎

市川甚太郎

神奈川縣

船御改め所

船御改め所

上総市原郡八幡宿

雪本権治郎舟

積石九十石

乗組三人

ただし直乗り外二人

積み荷

土釜炭八百俵

送り状一通

右同文言

明治六年十月二十九日

戸長 市川甚太郎

東京府

船御改め所

出帆免状

日本形

一泉徳丸

積石八十石

乗組三人

積石八十石

乗組三人

右日文文

市川甚太郎

市川甚太郎

神奈川縣

船御改め所

船御改め所

出帆免状

藤本五郎次船

日本形
一 明宝丸

乗組人四人 直乗り三人

積荷

一 四貫炭九百俵

一 米七十俵

積荷

石川文言

市川甚太郎

東京府

行改所

出帆免状

日本形

一 水生丸

積荷

客四人

乗組人四人

直乗り三人

積荷

右日本形出帆免状は藤本五郎次船に在り

右水生丸出帆免状は

石川文言

東京府

行改所

出帆免状

日本形

一 明宝丸

積み石九十石

乗組み人四人 直乗り外三人

積み荷

一 四貫炭九百俵

一 米七十俵

ただし送り状一通

右同文言

船客

明治六年十月二十九日

東京府船御改め所

出帆免状

日本形

一 水生丸

積み石百石

乗組み四人 ただし直乗り外三人

積み荷

大豆 百俵

土釜炭八百俵

ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段届け出で

候に付き免状相渡し候なり

船客

明治六年十月三十一日

東京府船御改め所

右八幡宿

戸長 市川甚太郎

藤本五郎次船

戸長

市川甚太郎

上総国市原郡八幡宿

白鳥喜八舟

第貳番

明治六年

出帆免状

十一月 日

明治六年(1873) 市川本店文書A105
出帆免状台帳第2番(抄出)

第一 明治六年
第二 出帆免状
番 十一月日

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

出帆免状

八幡宿

木村善吉船

日本形

一八幡丸

積み石八十石

乗り組み人

直乗り外二人

米百四十俵

大豆二十一俵

粕五十七俵

四貫炭二百八十二俵

積み荷
(朱筆)

この分免状

書き替え候こと

ただし本紙

返ること

ただし送り状一通

船客

右同文言

右同

市川甚太郎印

明治六年十一月二十八日

東京府

船改め所

一八幡丸

出帆免状

木村善吉船

後太少移太
舟少組人 直乗り外二人

積荷 米百四十俵
大豆二十一俵
粕五十七俵
四貫炭二百八十二俵

出帆免状

右同文言

船改め所

出帆免状
丸長治郎舟
積み石百石
乗組人
沖船頭白鳥半次郎外二人

移荷

田代 四秋俵
積み石 九俵
積み石 三俵
積み石 三俵
積み石 三俵

心玉桶打
積み石 三俵

石岡文云

明治六年十一月二十九日
右同 市川甚太郎印

積み石 三俵

日本形

出帆免状

北嶋巳之吉舟

一平寿丸
積み石 八十一石
乗組人 直乗り人外二人

一町米 百二十俵

積み荷
積み石 三俵

石岡文云

明治六年十一月二十九日
右同 市川甚太郎印

積み石 三俵

出帆免状

日本形
一住吉丸

積み石百石 乗組人
沖船頭白鳥半次郎外二人

積み荷 田作 四十俵
糖(糖) 二十俵
粕むしろ百二十六丸
三六むしろ三十九丸

土釜炭五十俵
笠輪十二こ

ただし送り状一通

船客 右同文言

明治六年十一月二十九日

東京府船改め所

右同 市川甚太郎印

出帆免状

日本形

一平寿丸

積み石八十一石

乗組人 直乗り人外二人

積み荷

一町米 百二十俵

一船客これなし

ただし送り状一通り

右同文言

明治六年十一月二十九日

東京府船改め所

右同 市川甚太郎

三 明治六年
 出帆免状控
 番 十二月 日



出帆免状

宮原六郎平船

積荷
 町米五十俵
 土釜炭三百俵
 古材木百五十本
 右同文言
 明治六年十二月十九日

右の如き計
 船改め所

明治六年(1873) 市川本店文書A106
 出帆免状台帳第3番(抄出)

三 明治六年
 出帆免状控え
 番 十二月 日

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

出帆免状

八幡宿

宮原六郎平船

日本形

一 長寿丸

積み石百二十石

乗り組み人 直乗り外三人

積み荷

一 町米五十俵 一 だし送り(状)二通

一 土釜炭三百俵 一 船客これなし

一 古材木百五十本 一 右同

一 右同文言 一 市川甚太郎印

明治六年十二月十九日

東京府

船改め所



出帆免状

伊藤久次郎

移上石

伊藤久次郎

移上石

伊藤久次郎

移上石

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

石川甚太郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

出帆免状



伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

石川甚太郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

伊藤久次郎

出帆免状

八幡宿

伊藤久次郎船

日本形

積み石百石

乗り組み人直乗り外二人

一 真木

千束

四貫炭 五百五十俵

右同文言

右同

明治六年十二月十九日

東京府

船改め所

出帆免状

八幡宿

石橋清次郎船

日本形

積み石百石

乗り組み人直乗り外三人

一 神徳丸

積み荷

一四貫炭 八百俵

一 醬油 七十樽

船客

ただし送り状一通

右同文言

右同

明治六年十二月二十日

東京府船改め所

四 帆
番 出帆免状
戌 一月 日

出帆免状

松田喜三次船

高砂丸

積石百四十石
乗組五人
乗客一人

魚粕四百俵
ただし送り状(朱筆)一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治七年一月二十一日

東京府 船改め所

明治7年(1874) 市川本店文書 A107
出帆免状台帳第4番(抄出)

四 明治七年
出帆免状
番 戌一月日

(裏表紙は記載なし)

出帆免状

日本形 八幡宿
一高砂丸 松田喜三次船

積石百四十石
乗組五人 乗客一人
魚粕四百俵

ただし送り状(朱筆)一通
乗客一人 乗客一人

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治七年一月二十一日
上総国市原郡八幡宿
戸帳(長) 市川甚太郎印

東京府 船改め所

心持之状

伊藤久次郎

積荷

松本 千二百束

四貫炭 三百俵

間渡し竹 千束

船客これなし

ただし船頭支配荷物につき送り状なし

右は本日当所出帆その港へまかり越し候段

届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治七年一月二十三日 戸長 市川甚太郎

東京府 船改め所

出帆免状

日本形

一 住吉丸

積み石九十石

乗り組み人三人

積み荷

米十五俵

土釜炭百八十俵

秣八百貫目

日本形

積み石百石 直乗り外二人

積み荷

一 松真木 千二百束

一 四貫炭 三百俵

一 間渡し竹 千束

一 船客これなし

ただし船頭支配荷物につき送り状なし

右は本日当所出帆その港へまかり越し候段

届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治七年一月二十三日 戸長 市川甚太郎

東京府 船改め所

出帆免状

日本形

一 住吉丸

積み石九十石

乗り組み人三人

積み荷

米十五俵

土釜炭百八十俵

秣八百貫目

八幡宿

伊藤久次郎船

前文同断

船客これなし

上総国市原郡八幡宿

戸長 市川甚太郎

東京府

船改め所

八幡宿

雪本権治郎船

直乗り外二人

前文同断

船客これなし

上総国市原郡八幡宿

戸長 市川甚太郎

東京府

船改め所

八幡宿

伊藤久次郎船

前文同断

船客これなし

五 月 七 日
 出帆免状
 番 二 月 吉 日

日本形
 積荷丸
 積み石百二十石
 乗り組み人
 沖船頭
 渡辺伝重郎

右同文
 明治七年三月十五日
 東京府船改め所

明治7年(1874) 市川本店文書A108
 出帆免状台帳第5番(抄出)

五 明治七年
 出帆免状
 番 三月吉日

(裏表紙は「八幡詰処」)

八幡宿

松田豊吉船

日本形

積荷丸

積み石百二十石

乗り組み人

沖船頭

渡辺伝重郎

積み荷

一魚粕百俵

一三六むしろ百こ

一鍛冶炭二百俵

送り状一通

船客なし

右同文

明治七年三月十五日

東京府船改め所

(朱筆)代二銭受け取り

右 市川甚太郎

日本形
一太神丸
八幡宿
永野豊太郎舟

積み石百石
乗り組み人 沖船頭永野牛太郎外三人
積み荷
土釜炭五百俵
松横 千束
松六分板七十束
間渡し竹五百束

積み石
積み石七十俵
積み石七十俵

出帆免状
武州久良岐郡野嶋浦
久保寺金左衛門船

明神七年
三月十八日

市川甚太郎

東京府
船改め所



綿荷丸

積み石七十九石
乗り組み人 沖船頭木川紋吉外二人
積み荷
米 百十五俵

ただし送り状一通
停泊税、免状代とも
十三銭八り五毛受け取り

右同文言
明治七年三月十九日
戸長 市川甚太郎
神奈川県
船改め所

出帆免状

八幡宿

永野豊太郎舟

積み石百石

乗り組み人 沖船頭永野牛太郎外三人

積み荷

土釜炭五百俵

松横 千束

松六分板七十束

間渡し竹五百束

ただし送り状船頭支配ござなく候

船客これなし

右同文言

明治七年三月十八日

東京府船改め所

戸長 市川甚太郎

出帆免状

日本形

一稲荷丸

積み石七十九石

乗り組み人 沖船頭木川紋吉外二人

積み荷

一米 百十五俵

ただし送り状一通

船客これなし

右同文言

明治七年三月十九日

神奈川県

戸長 市川甚太郎

船改め所

山手帆文
長壽丸
移りかた
乗組人
石川甚太郎

大竹
松本
三才

石川甚太郎

石川甚太郎

船鑑札
船鑑札
船鑑札

山手帆文
積荷
魚粕
四貫炭
六貫炭
裏苳
船客これなし

船鑑札の儀は税金
東京府船改め所
上納に付き上願中にて無鑑札にござ候

出帆免状

日本形
一長壽丸
八幡宿
官原六郎平船

積み石百二十石
乗組人 直乗り外三人

積み荷
一 土釜炭 八百俵
一 大竹 六十束
一 松真木 三百束
船客これなし

右同文 (朱筆) 代二銭受け取り
明治七年四月二十九日 戸長 市川甚太郎
船鑑札の儀は税金 東京府船改め所
上納に付き上願中にて無鑑札にござ候

出帆免状

日本形
一稲荷丸
八幡宿
松田豊吉舟

積み石百二十石
乗組人 沖舟頭渡辺伝十郎外四人

積み荷
一 魚粕 二百俵
一 四貫炭 二百俵
一 六貫炭 百俵
一 裏苳 百こ
ただし送り状一通

船客これなし
右同文

明治七年四月二十九日 戸長 市川甚太郎
船鑑札の儀は税金 東京府船改め所
上納に付き上願中にて無鑑札にござ候

第 七 號
出 帆 免 狀
明 治 七 年
戊 七 月 日

明治7年(1874) 市川本店文書A110
出帆免狀台帳第7番(抄出)

第 七 號
出 帆 免 狀
明 治 七 年
戊 七 月 日

(裏表紙は「八幡話会」)

出帆免狀

代受け取り

八幡宿

永野豊太郎船

積み石百石 乗り組み人沖船頭永野丑太郎外三人

積み荷

一土釜炭六百俵 一松横 二千束

ただし送り状これなし、荷物舟頭支配に(ござ候)

右同文

戸長 市川甚太郎

明治七年七月二十一日

東京府

船改め所

太神丸
 沖船頭 永野 丑太郎
 船主 市川 甚太郎
 積荷
 一土釜炭 六百俵
 一松横 二千束
 送り状 あり
 明治七年七月二十一日
 市川 甚太郎

神カ丸
 出帆先状
 石井仲蔵船
 積み石二百二十石
 乗り組み人直乗り外三人
 積み荷
 一土釜炭 九百俵
 一粕 百八俵
 右同文
 明治七年七月二十一日 東京府船改め所
 戸長 市川甚太郎

出帆先状
 積み石八十石
 乗り組み人 直乗り外二人
 積み荷
 一炭五百俵 一横八百束
 右同文
 明治七年七月二十一日 東京府船改め所
 戸長 市川甚太郎

出帆先状
 積み石二百俵
 干か(鯛) 五十俵
 右同文
 明治七年七月二十三日 東京府船改め所
 戸長 市川甚太郎

出帆免状

日本形

一神力丸

積み石二百二十石 乗り組み人直乗り外三人

積み荷

一粕 百八俵

一土釜炭 九百俵

右同文

明治七年七月二十一日 東京府船改め所 戸長 市川甚太郎

出帆免状

日本形

一海世丸

積み石八十石 乗り組み人 直乗り外二人

積み荷

一炭五百俵 一横八百束

右同文

明治七年七月二十一日 東京府船改め所 戸長 市川甚太郎

出帆免状

日本形

一泉徳丸

積み石八十石 乗り組み人直乗り外二人

積み荷

一魚粕二百俵 干か(鯛) 五十俵

右同文

明治七年七月二十三日 東京府船改め所

明治七年

船類諸願届

八幡宿
正副戸長

日本形
 一茶船一艘
 この税金九十五銭二厘五毛
 右船、今般下総国千葉郡村田村、朽木
 平兵衛方へ譲り渡したく存じ候あいだ、御聞き届け
 成し下されたく願ひ上げ候。以上
 明治七年四月二十六日
 船主
 松田喜三次 (印)
 証人
 木村吉五郎 (印)

正副戸長御中

明治七年(1874) 市川本店文書 A116-1-1-15 12
船類諸願届

明治七年

船類諸願届

八幡宿

正副戸長

①書付をもって願ひ上げ候

日本形

一茶船一艘

この税金九十五銭二厘五毛

右船、今般下総国千葉郡村田村、朽木

平兵衛方へ譲り渡したく存じ候あいだ、御聞き届け

成し下されたく願ひ上げ候。以上

明治七年四月二十六日

船主

松田喜三次 (印)

証人

木村吉五郎 (印)

当宿

正副戸長御中

船譲受預書

一 茶船 一 隻 般

但し御極印附

買代金三十六両也

右吉野管内千葉郡村田村初芝

吉郎兵衛所持の船にこれ有り候と

右船ならびに御鑑札、右金高にて譲り受け候あいだ

御鑑札御書き替え成し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、これに

より譲り渡し人願ひ書

相添え、この段願ひ上げ奉り候。以上

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

船譲り受け主

岡野延蔵 (印)

副戸長

中嶋徳太郎 (印)

千葉県令柴原和殿

副戸長 中嶋徳太郎

一 茶船 一艘

② 船譲り受け願書

ただし御極印付き

買代金三十六両なり

右は御管内千葉郡村田村初芝

吉郎兵衛所持の船にこれ有り候ところ、今般

右船ならびに御鑑札、右金高にて譲り受け候あいだ

御鑑札御書き替え成し下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、これに

より譲り渡し人願ひ書

相添え、この段願ひ上げ奉り候。以上

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

船譲り受け主

岡野延蔵 (印)

副戸長

中嶋徳太郎 (印)

千葉県令柴原和殿

平壽丸

一古五大力船一艘

伊予中津屋長、三つ道具付

右上げ候、私儀このたび親類、組合相談の上

前書一紙に及、岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助

は、及、岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助、千葉郡村田村岩田方之助

備前守長御中

右 北嶋巳之吉 (印)

親類惣代 田山又五郎 (印)

組合惣代 古宮久五郎 (印)

正副戸長御中

正副戸長御中

③書付をもって御願ひ申し上げ候

平壽丸

御鑑札付き

一古五大力船一艘

ただし八十一石積み 三つ道具付き

右申し上げ候、私儀このたび親類、組合相談の上

前書の船三つ道具付きにて十一大区一小区下総国

千葉郡村田村岩田方之助方へ譲り渡し、休業

仕りたく候あいだ、同人名前に御書き替え成し下されたく

右

北嶋巳之吉 (印)

親類惣代

田山又五郎 (印)

組合惣代

古宮久五郎 (印)

以書付御届申上候

日本形
一千歳丸五大力一艘 御届道具月
積石百石

御鑑札一枚

代価五拾圓也

右私所持の船にこれ有るところ、今般同県
管下第十一大区一小区下総国
千葉郡村田村増嶋清吉方へ
右金圓にて譲り渡し候あいだ、この段御聞き
届成し下されたく願ひ上げ候。以上

明治七年四月八日

伊藤久二郎
請け人
今井伝四郎

正副戸長

御役人中

日本形

④書付をもって御届け申し上げ候

一千歳丸五大力一艘 ただし三つ道具付き

積み石百石

一御鑑札一枚

代価五十圓なり

右私所持の船にこれ有るところ、今般同県

管下第十一大区一小区下総国

千葉郡村田村増嶋清吉方へ

右金圓にて譲り渡し候あいだ、この段御聞き

届成し下されたく願ひ上げ候。以上

譲り渡し主

伊藤久二郎 (印)

請け人

今井伝四郎 (印)

明治七年(年)四月八日

正副戸長

御役人中

川書係中領候

市原郡八幡宿

⑤書付をもつて申し上げ候

市原郡八幡宿

中上候余般神奈川縣官兼舟子通
由田組舟子三月申相列三浦郡横須賀村
主田徳兵衛所持の押送り舟譲り請け引き取り、当浦の
碇泊り場へ繋ぎ居り候ところ、本月八日夜午後十二時
頃、にわか南の大風吹き出し、海岸へ乗り込み申すべきところ、
風下へ吹き流れ、下総国千葉郡曾我の浦にて
碇投げ込み候ところ、古網にて切り流れ、翌日それぞれ相尋ね候え
ども
海中深き事ゆえ見当たり申さず、しかるところ当月十日千
葉管下第十一大区三小区千葉郡寒川村
碇引き上げ候儀につき、この段御下げに相成り候よう
ひとえに願ひ揚げ奉り候。以上

明治七年

四月十三日

第二十八番屋敷

小倉松五郎(印)

副戸長

戸長御中

副長
長
市原

明治七年
四月十三日

小倉松五郎(印)

御鑑札付
 一 五大力船一艘 三つ道具付き
 右申し上げ候、私儀このたび双方熟議の上前書
 の船三つ道具付きにて十一大区一小区下総国
 千葉郡村田村石橋伝蔵より買い求め、営業
 仕りたく候あいだ、なにとぞ御鑑札御書き替(換え)
 御願ひ申し上げ候。以上
 明治七年二月十六日

御鑑札付
 一 五大力船一艘 三つ道具付き

明治七年二月十六日

右
 北嶋与市(印)
 組合惣代
 石井卯之吉(印)
 親類惣代
 北嶋巳之吉(印)

正副戸長御中

正副戸長御中

以書付りて奉る

或は御願ひ奉る

御鑑面
一 神伴丸
二百三十番屋敷

城谷伴藏
同人直乗り

一 右申し上げ候、私儀所持古船の儀、明治五壬申年六月中、同国
天羽郡花輪村近藤礮太郎へ正に売り渡し申し候、その節
旧木更津県庁へ御届け願ひ済み相成り候に相違ござなく、この段
御届け申し上げ候。以上

明治七年戌戌本月十二日
城谷伴藏 (印)

明治七年戌戌本月十二日

城谷伴藏 (印)

(あて先なし)

御鑑面

一 神仏丸

八十石積み、乗り組み三人

城谷伴藏
同人直乗り

一 右申し上げ候、私儀所持古船の儀、明治五壬申年六月中、同国
天羽郡花輪村近藤礮太郎へ正に売り渡し申し候、その節
旧木更津県庁へ御届け願ひ済み相成り候に相違ござなく、この段
御届け申し上げ候。以上

明治七年戌戌本月十二日

城谷伴藏 (印)

右は今般肥取り舟有無取り調べ申し付けられ、この段我等町内
取り調べ候ところ、右舟所持のものござなく候あいだ、この段
御届け申し上げ候。以上

明治七戌年二月十二日

八幡宿仲町
町頭

玉田藤吉 (印)
朽木太平次 (印)

正副戸長御中

正副戸長御中

以書付御届り以上

一肥藻取船一艘

此代金銀四拾兩也

右は当宿寄留人水間市五郎所持の船に
これあると今般右代金をもつて譲り受け候あいだ、この段
御聞き届け成し下されたく御願ひ申し上げ候。以上

明治七年三月三日

木口辰五郎

正副戸長

御中

船譲渡御届書

一肥藻取船一艘

此代金銀四拾兩也

右は私所持の船にこれあると今般右代金をもつて譲り受け候あいだ、この段
御聞き届け成し下されたく御願ひ申し上げ候。以上

当宿寄留人水間市五郎

明治七年三月

木口辰五郎

戸長御中

⑨書付をもつて御届け申し上げ候

一肥藻(こえも)取り船一艘

この代金二円五十銭なり

右は当宿寄留人水間市五郎所持の船に
これあると今般右代金をもつて譲り受け候あいだ、この段
御聞き届け成し下されたく御願ひ申し上げ候。以上

明治七年三月三日

第二百六十番屋敷居住
木口辰五郎

正副戸長

御中

⑩船譲り渡し御届け書

一肥藻取り船一艘

この代金二円五十銭なり

右は私所持の船にこれあると今般右代金をもつて譲り受け候あいだ、この段
御聞き届け成し下されたく御願ひ申し上げ候。以上

当宿寄留

譲り渡し人

水間市五郎(印)

明治七年三月

戸長御中

山書付長御上候

二十八番屋敷居住

高 小倉松五郎

松名朝日丸

一押送松壹艘

積石八十石積

以買代金五拾圓

右者相州三浦郡横須賀村

高田徳兵衛所持之松と有之處

今般同人方より右代金にて買請候

同其御筋庄は居仕り請改之上

御鑑札頂戴仕り候御届間共候

願上げ候以上

明治七年三月二十三日 小倉松五郎 (印)

組合
富田彦蔵 (印)

正副戸長 御中

⑫書付をもって願上げ候

二十八番屋敷居住

商

小倉松五郎

船名 朝日丸

一押送り船 一艘

積み石八十石積み

この買代金五十円

右は相州三浦郡横須賀村(村)

高田徳兵衛所持の船にこれあるところ

今般同人方より右代金にて買請候

あいだ、その御筋へ御届け仕り御改めの上

御鑑札頂戴仕りたく存じ候あいだこの段

願上げ候。以上

右

明治七年三月二十三日 小倉松五郎 (印)

組合

富田彦蔵 (印)

正副戸長御中

注 1120 ページに同じ案件あり

送状之事

信守丸紅松

酒七

右之通積送事は若菜の御改め御請け取り成らねば望

川七

右の通り積み送り申し候あいだ、着のみぎり御改め御請け取り下さ

後月如送状之事

一酒七

信守丸

右之通積送事は若菜の御改め御請け取り成らねば望

吉田甚松殿

加嶋屋吉次郎

少時

一酒七

右の通り積み送り申し候あいだ、着のみぎり御改め御請け取り成らねば望

中井半三郎

右の通り積み送り申し候あいだ、着のみぎり御改め御請け取り成らねば望

明治7年(1874) 市川本店文書 A126
商品送り状

① A126-1

送り状のこと 清次郎船積み

一酒ミ(みりん) 八駄片馬 酒七

川ミ十

右の通り積み送り申し候あいだ、着のみぎり御改め御請け取り下さ
れべく候。以上

一月十二日

吉田甚松殿行

靈岸嶋東湊町

伊勢屋太郎兵衛(印)

② A126-96

八幡用助(船) 送り状のこと

一酒 十駄 松の影 十

栄え升 十

右の通り積み送り申し候あいだ、御改め御請け取り成らねべく候。
以上

九月十四日

北新川

加嶋屋吉次郎(印)

上総八幡 吉田甚松殿

③ A126-98-4

八幡番船 送り状の事

一す二十駄 印 田中

右の通り積み入れ申し候、着改め御請け取り成らねべく候。以上
九月十九日

八幡 吉田甚松殿

中井半三郎(印)

記

一並酒

五駄

吉田屋甚松殿

御園生善右衛門

渡辺弥次兵衛

後藤丑松

宮本平十郎

送状

原 焼酎五駄

右の通り付け送り申し候あいだ御請け取り

成し下されたく、ほか代金の儀は荷物
引き換えに馬方へ御渡し下されべく候。以上

明治七年六月二十四日 一宮上宿
山平四郎 (印) 銘酒所

吉田屋甚松様

明樽二十本この人馬へ御遣わし成し下されたく
願い上げ奉り候

④ A 1 2 6 - 1 7

記

一並酒 五駄

右の通り儘(たしかに) 積み送り候なり。

戊二月二十二日 南五井

銅屋藏 (印) 上総五井銅徳)

八幡丁

吉田屋甚松殿

⑤ A 1 2 6 - 5 8

送り状

原

一焼酎五駄

一宮馬方

御園生善右衛門

渡辺弥次兵衛

後藤丑松

宮本平十郎

重藏

五駄

右の通り付け送り申し候あいだ御請け取り

成し下されたく、ほか代金の儀は荷物

引き換えに馬方へ御渡し下されべく候。以上

明治七年六月二十四日 一宮上宿

山平四郎 (印) 銘酒所

上総一ノ宮(山)

八幡駅

吉田屋甚松様

尚々

明樽二十本この人馬へ御遣わし成し下されたく

願い上げ奉り候

贈状之奉

御上焼酎乾汰

内馬一疋
御上焼酎乾汰

傳三年五月
三年六月

三年六月

吉田屋甚松殿行

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

吉田屋甚松殿行

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

御上焼酎乾汰

吉田屋甚松殿行

⑥ A 126-67

贈り状のこと

一極上々焼酎二駄

ただし馬方

内馬一疋(匹)

藤吉馬一匹

ただし三斗五升入り二本

三斗五升五合入り一本

三斗六升入り一本

右の通りまさに付け送り申し候あいだ、荷物着のみぎり御改めの上請け取り入帳下されたく候

明樽の儀はこの者へ相成るたけ多分

御付け送り仕るべく候、米、大豆、新小麦、味噌

右相場この者方へ御遣わし請け取り書も

これまた御遣わし下され候。茂原駅

戊七月七日

佐野仙助(印||茂原□町)

八幡駅

吉田屋甚松殿行

⑦ A 126-72

送り状のこと

一赤古(赤穂)塩二百俵 二貫五百文

はしけ 御払い下さるべく候

右の通り積み入れ申し候あいだ貴地着、御改め請け取り下されべく候。以上

戊七月十九日

曾我野

金坂三左衛門(印||やま三印)

下総国曾我野金坂)

八幡宿

吉田屋甚松殿行

⑧ A 126-134

送り状のこと

青柳上々

一 大豆 百三十俵

正(但)し改め四斗二升入り

右は嶋野村広屋峯作殿

荷物積み送り申し候あいだ、御改め受け取り

御入帳成し下されべく候。以上

川岸

十二月九日

大杉丸

久三郎

八幡

吉田屋甚松殿行

参考資料

明治17年(1884) 市川本店文書 A 131-40

蒸気船「福澤丸」送り状

福澤丸(印)汽船運賃済み)

(印)八幡揚げ) 送りの証

一 万上味蘇四貫詰め 一箱

(割り印)壺岸島東港町、伊勢大)

右通送候条、御改め請け取り成し下されべく候なり。

申の六月(欠落)日

上総八(幡)

壺岸嶋東湊町

吉田(欠落)殿行

平野太郎兵衛(印)

Handwritten notes and signatures in cursive script, including names like 吉田屋甚松殿行 and 壺岸嶋東湊町.

六六

送之証

福澤丸

一 万上味蘇四貫詰め

右通送候条御改請取可成下候也

申の六月

壺岸嶋東湊町

平野太郎兵衛

印

上総八
吉田

出帆免状

一 船名 日本形 古川佐子

積石 百五十石

乗組人 船頭直乗外三人

積荷 〆〆〆

但送状

船客 〆〆〆

右者本日當港出帆其港へ罷越候段
届出候間免状相渡候也

東京府 船改所

船改所

【参考資料】

千葉市中央区稲荷町所蔵の明治六年（1873）五大力船関係史料四点を掲載した。稲荷町は千葉寺村新田で中世には御達報、近世近代では五田保と書き「こたつぽ」と呼ばれた。千葉寺村は明治六年六月十五日以前は印旛県、以後は千葉県となるが、出帆免状の宛先は出帆届の船主住所の書き方に準じたようだ。各史料の本文は八幡宿の場合と同様である。「船鑑札控」九月時点で五大力船一艘・伝馬船五艘・茶船八艘の十四艘が稼働していた。

千葉市・稲荷町有文書 近代39号

出帆免状

出帆免状

下総千葉郡五田保

一 稲荷丸 日本形 古川佐平

積み石 百五十石

乗り組み人 船頭直乗外三人

積み荷 これなし

但し送状

船客 これなし

右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ、免状相渡し候なり

明治六年

四月十三日 東京府印旛（船改所）

印旛県

船改め所

出帆免状

下原重太郎

一 稲荷丸 日本形 直乗り古川佐平船

積石 百五十五石 乗り組み四人



船客 此れなし

右は四月二十六日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状、御鑑札御下付下し置かれ候よう願ひ上

げ奉り候。以上

右船下宿

船改め



千葉市・稲荷町有文書 近代42号
出帆御届 / 出帆免状

出帆御届

四月廿四日入津 下総国千葉郡五田保

一 稲荷丸 日本形 直乗り古川佐平船

積み石 百五十五石 乗り組み四人

積み荷 此れなし

船客 此れなし

右は四月二十六日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状、御鑑札御下付下し置かれ候よう願ひ上

げ奉り候。以上

四月二十五日

右船下宿

行事目

(船下宿仲間之印)

御役所

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

東京府

明治六年四月二十五日

船改め所

五田保

(関ニ担当者印)

船改め所

出帆免状
右書面之通當港出帆、其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡し候なり。
明治六年四月二十五日
東京府
船改め所
五田保

出帆免状

下総国千葉郡千葉寺村

稲荷丸 日本形 古川佐平船

積石 百五十石

乗組人 直乗り外三人

積荷 日本形

但送料 通之通

船客 此なし

右者本日當港出帆其港へ罷越候段
届出候間免状相渡候也

明治六年七月十九日

神奈川縣



下総国千葉郡千葉寺村
船改所

千葉市・稲荷町有文書 近代61号
出帆免状

出帆免状

下総国千葉郡千葉寺村

一 稲荷丸 日本形 古川佐平船

積み石 百五十石

乗り組み人 直乗り外三人

積み荷 此なし

但し送り状 通のとおり

船客 此なし

右は本日當港出帆、その港へ罷り越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治六年七月十九日 神奈川縣

(YOKOHAMA)

横濱船改所と担当者印

下総国千葉寺村

船改め所

明治六年九月改

船鑑札控

伝馬船
君塚辰右衛門

傳馬船
君塚辰右衛門
此税金五十四銭四厘

傳馬船
君塚辰右衛門
此税金五十四銭四厘

傳馬船
君塚辰右衛門
此税金五十四銭四厘

傳馬船
古川佐平
此税金五十四銭四厘

傳馬船
長谷川清次郎
此税金五十四銭四厘

武蔵茶船
君塚辰右衛門
此税金五十四銭四厘

伝馬船
君塚辰右衛門

古川佐平

朱組四人
長谷川清次郎
君塚辰右衛門
古川佐平

此税金五十四銭四厘

千葉市・稲荷町有文書 近代70号

船鑑札の控え帳 (抄出)

(堅帳表紙)
明治六年九月改

船鑑札控

下総国千葉郡
千葉寺村

五田保

所働き
伝馬船
君塚辰右衛門

この税金二十一銭

(朱筆) 金二十一銭明治七年五月納め済み

所働き
伝馬船
君塚辰右衛門

この税金二十一銭

(朱筆) 金二十一銭明治七年五月納め済み

所働き

伝馬船
君塚茂三郎

この税金二十一銭

(朱筆) 金二十一銭七年戊五月納め済み

所働き

伝馬船
古川佐平

この税金二十五銭

所働き

伝馬船
長谷川清次郎

この税金二十一銭

(朱筆) 金二十一銭七年五月納め済み

式艇立茶船

この税金五十四銭四厘

(朱筆) 金五十四銭四厘納め済

(式艇立茶船・茶船・小漁船を中略した)

百五十五積み

一 稲荷丸 (抹消線付き) 古川佐平

乗り組み四人

税金一円五十銭

(朱書) 明治七(年)五月十日に納め済み

(朱書) 明治十一年九月四日、第十一大区一小区

曾我野村中村宗十郎へ

譲り渡す、すなわち鑑札書き替え願いたいすなり。

たすなり。

(後略、全文は『千葉市史史料編近世2』

p405(参照)

菊間若宮「八幡神社」旧蔵文書

市原市菊間

若宮「八幡神社」旧蔵文書①

菊間「八幡神社」の社号は昭和26年に神社本庁に登録された正式な社名で、江戸時代は「菊間郷(村)若宮八幡宮」、「菊間郷(村)八幡宮」が混用され、現在、市原市菊間の字名となった「若宮」神社が地図や一般通称として使われている。

明治12年作成の『千葉県神社明細帳(書)』による当社の「由緒」は「天武天皇御宇白鳳2癸酉年、いわゆる日本武尊(やまとたけるのみこと)武甕槌命(たけみかづちのみこと)二柱大神、この郷の清地へ安鎮焉、祭主菊間(久々麻)国造(くにのみやつこ)大鹿国直(おおがのくにのあたひ)天穂日命(あまのほひのみこと)27世孫と云々、よりに宮司たりと云々、その後建保年中(1213~19)に至り千葉介平良文7代孫上総国根本郷領主なり二男重継をもつて当社の宮司とす」としている。

また「八幡神社修理工事に關する覚え書」(市原地方史研究第19号「瀧本平八」)に「江戸時代の神主、根本家に伝わる古文書」として紹介された原本写真「上総国市原郡菊間郷若宮八幡御鎮座蓋牘(らんしょう)」は

「当宮勸請は人王40代天武天皇白鳳2年西3月13日、仁徳天皇の勸請なり、(中略)当宮再興は長保2年(1000)千葉介、平良文7代の後胤、平常重菊間領知の節、当若宮再興にてござ候」、「治承4年源頼朝(中略)一部判読不能」下総国御出陣の節、千葉介も御加勢のため供奉致され候ところ、頼朝仰せらるは今度小勢をもつて出陣いかがあるべし、辺土八幡の神宮これ有るにおいては御祈禱あるべしの由仰せ出され候、折り節、当胤若宮の儀申し上げられ、すなわち当宮へ御祈禱遊ばされ、それよりとんと悪徒御誅伐なされ候ゆえ、若宮神領貫目にて下され候」としている。

掲載写真は不鮮明ではあったが、可能な範囲で解説、参考資料として本集に収めた。

「白鳳」は7世紀後半から8世紀初頭の「律令国家」形成期の旧年号だが、戦後「年号表」から削除され、現在の教科書は「白鳳文化」と時代区分されている。このころ新羅を介した唐初期文化の影響を受け、寺院建築や彫刻、絵画など「仏教文化」が開花した。

菊間台地は古代、久々麻国の中心地で、周辺に東関山、天神山、北野天神山、姫宮などの古墳群や平安時代の菊間廃寺跡などが所在している。当社は久々麻国造の鎮守、氏神として創建されたといえよう。

治承4年(1180)鎌倉幕府を開いた源頼朝の祈願で、千葉常胤が鎌倉若宮の「大ささぎ尊」を勸請して相殿とし、以後「若宮八幡」を名乗ったという。「頼朝卿より寄付の神領数十町に及んだが、永納町歩の書類、元禄のころ神主幼年にして盗賊のために失うと云々、時に治乱盛衰やむをえざること、社領も武家に押領、神司なども散りぢりとなると云々」、大正14年内務省に提出した『社格昇進願い』は、「神社明細帳」を引用して「神田水帳および永納帳などは元禄年中盗難のため失う」「武家と称するは元龜2未年織田氏のため押領せられたり」を(かっこ)書きで補足している。しかし織田氏との関連など史実と整合することはできない。

一方、当社の社殿配置が古式神社形式を伝えること、平安時代造立の「隨身像」一対が現存して隨身門が想定されること、当時の月蔵坊徳性院墓所(現在千光院)から鎌倉時代正和3年(1314)銘の板碑が発見されたこと、高良、武内大明神像の体内墨書銘が天文16年別当源長を記していること、また一方「国府総社」を名乗る飯香岡八幡宮の別当寺が当社別当寺を兼務し、それぞれの伝承が似通って関連を窺わせるなど、古い歴史、伝統を感じさせている。

菊間八幡宮の現在の社殿は、延享5年(1748)再建の3間社流れ造り銅板葺き本殿と本殿を囲む瑞垣(みずがき)と瑞門、天保9年再建の入母屋造り銅板(当時はこけら葺き)で、社殿配置は当

社の歴史的古式神社形式をよく保持している。平成7年、20点余りの棟札とともに市の文化財に指定された。境内の教育委員会看板が詳しく紹介しているので参考までに次に示した。

①八幡神社殿、付けたり棟札 平成7年3月7日指定

本殿は3間社流れ造り、拝殿は間口3間、奥行き3間の入母屋造りです。本殿周囲には延長27間の玉垣が廻り、拝殿との間には1間1戸の瑞門があるなど、古式の神社配置様式をとどめています。本殿、瑞門、玉垣は延享5年(1748)、拝殿は天保4年(1833)の建造と棟札などに記されています。それぞれ建造当初の形態をよく保った本格的な神社建築です。

②木造隨身像 平成9年3月31日指定

木造隨身像は貴人の身辺警護にあたる武官の姿を表し、おそらくは腰に刀をはき手には弓があつたものと思われます。2体ある隨身立像は、カヤ材の一本(いちぼく)造りで像高はおのおの89センチ、88センチあります。風化により表面の剥落や両手足先の欠失部分があります。簡素な彫法、奥行きのある頭部、ゆるやかな曲線を示すあたりに、平安風の趣をとどめています。像の彫り方や作り方の特徴から13世紀の作と推定され、全国的にみても希少な隨身像の古例です。

このように多くの史料に恵まれたとはいえ、それらを裏付ける文書類は少なく、中世以前の社史はまったく不明とされているといつてもいいだろう。当社が地方文書に登場するのは天正18年、「小田原征伐」で念願の天下統一をはたした豊臣秀吉が、徳川家康を関東6か国に封じ、その家康が当社に20石の朱印地を寄進したことに始まる。前出「社格昇進願い」は

「天正年中に至り天下泰平成り、よりて同19年卯11月徳川家康武運長久祈願のため、菊間郷の内高20石、八幡宮領として寄進(南総郡郷考坤22丁御朱印20石、菊間村菊間神社)、その時官司平重元神主家再興、社付きの子孫また相尋ね集め、祭祀の規則を相定め、

神領は官司、社家、社僧など12名にて配当し、示来神勤」したことを記している。

当社の別当寺は飯香岡八幡宮別当寺の靈応寺が兼ね若宮寺を名乗った。別当寺は神仏習合時代、神社に付属した寺院のことで強い影響力を持った。若宮寺の初見は夷隅郡引田・本願寺の鰐口銘で「上総国市原若宮寺鰐口、別当権大僧都永順、正長2己酉年(1429)3月日、施主孫七」を刻んでいる。本願寺が所有に至った経緯は不詳、地名の市原も現在の市原地区、八幡地区、菊間地区全体を指して、特定することはできない。

寛政7年(1795)『上総国新義真言宗本末帳』による本末は

市原郡八幡村・若宮寺 本寺醍醐三宝院、御朱印18石社領配分

同所・満徳寺 本寺醍醐三宝院、御朱印6石社領配分

右の若宮寺末寺

市原郡菊間村・福寿院

右の若宮寺門徒(菊間関係分のみ)

市原郡菊間村 徳性院 御朱印2石2斗社領配分

同所 東漸院 御朱印4石社領配分

右の若宮寺、満徳寺両寺支配寺(菊間関係分のみ)

戒誓寺(配分なし)

となつている。当社の経営は神社側が主導権を握り、正徳3年と文化11年の2度にわたり若宮寺との間で別当寺としての正当性を巡る出入りも繰り返された。江戸後期の文久2年(1862)、東漸院が若宮寺の権利を買収するかたちで念願の別当寺となるが、明治維新までのわずか6年間に終わった。

また、貞享元年(1684)『御社領水帳写し』による朱印20石の所領配当は

6石 神主 根本右近

4石 衆徒方 東漸院

2石6斗 同 徳性院

2石6斗 座主 地蔵院

- 2石 社家方 天羽主計
 5斗 同 杉本刑部
 1石 祝子(はふりこ) 徳右衛門
 8斗 承仕常意 六郎左衛門
 5斗 承仕常休 四郎右衛門
 であつた。

神主・根本家の出自は千葉氏平良文の後胤、上総根本郷領主の次男を家祖とする。「明細帳」は「官司重元再興」とするが、後代治胤の書いた延享5年「本殿、玉垣、瑞門造営、拝殿修復棟札」はさらに詳しく、「天正19年東照宮神領20石寄せられ、すなわち御朱印神主平常継(千葉平7代孫上総国根本村領平常重の2男)頂戴の孫連綿、いわゆる重元、重胤、重勝、重員、予(治胤)とも7代なり」としている。いま本書などで天正以降の根本家系図をまとめると

- ①根本(平氏) 常継||天正19年徳川家康から判物拝領
 ②||重元||豊後。神主家再興
 ③||重吉||豊後守。元和3年秀忠朱印拝領
 ④||重胤||父に先立つ
 ⑤||重勝||豊後守。寛永13年家光朱印拝領
 ⑥||重員||豊後、右近。寛文5年家綱、貞享2年綱吉朱印拝領、元禄8年免許、同11年没
 ⑦||重安、治胤、胤満||右近、従五位下上、大炊頭。貞享2年綱吉、享保3年吉宗朱印拝領。根本家中興、明和元年10月没
 ⑧||佳胤||従五位下、常陸介。延享4年家重、宝暦11年家治朱印拝領。寛政7年7月没
 ⑨||邦胤||河内助。天明8年家斉朱印拝領、寛政5年免許
 ⑩||為胤||大式。文政2年免許、天保10年家慶朱印拝領
 ⑪||道胤||大隅正。天保14年免許、安政元年家定、文久元年家茂朱印拝領。明治維新
 ⑫||大角||明治18年9月辞任
 となる。また||以下は「八幡神社明細」などで補完した。

歴代の当主は学問をよくした。中でも社式、家格を極め、学業事始めなどに貢献した治胤は従五位上に進み、嫡孫の佳胤は従五位下に叙せられた。

治胤は元禄4年(1691)生実藩士・服部連安の2男に誕生、同12年神主重員急養子として根本家を相続した。治胤は本殿、拝殿、玉垣、瑞門を再建するなど社容拡大に務め、享保6年(1721)従五位下大炊頭、寛延元年(1748)従五位上に昇階した。荷田春満の門に学び、菊間で多くの弟子たちに教授した。宝暦元年(1751)隠居、明和元年没74才であつた。春満のオイ荷田信郷の記した墓誌銘「日章齋平先生の墓」が根本家墓所にある。

佳胤は寛保元年(1741)治胤嫡孫として誕生、父の没後は治胤によつて養育された。江戸の国学者・加茂真淵に学び、同じ門下生であつた本居宣長、加藤千蔭とも親密な交流があつた。祖父治胤の神社整備事業を引き継ぐが、神楽殿工事竣工間近の寛政7年(1795)没、54才。「平朝臣佳胤の墓」は加藤千蔭が書いた。

道胤の時明治維新となる。明治新政府は「天皇神格化」の一環として「神仏混淆の禁止」「別当寺の廃止」を発令、江戸時代の寺優位寺社行政はここに終焉し、「廃仏毀釈」の嵐が吹き荒れた。別当寺僧へは復飾を命じられたが、若宮八幡宮の東漸院住職はこれを拒否して福寿院の留守僧に退いた。

この年、旧徳川将軍家の朱印状回収を命じられて返還、徳川宗家の駿府移封にもなつて沼津5万石の水野忠敬が菊間台地に築城工事起すと、藩主の忠敬が明治2年、根本家所有地を収公して「水野邸」を建造した。明治4年明治政府は「廃藩置県」を断行、神社は朱印地と除地を奉還、また神主の世襲が廃止された。神社は神祇官行政下に置かれ、菊間村々社とされた。

本集では当時神主家「代々位階勅許、宣旨、位記」、「歴代将軍家朱印状」(写し)、若宮「八幡神社」関係資料などを紹介する。

平治胤従五位下位記、口宣案（享保6年ほか）奉書紙、宿紙）
平佳胤口宣案（宝暦7年）宿紙）

歴代神主神道裁許状、神道啓状（元禄8年ほか）大高壇紙）
根本家からは治胤が享保6年に従五位下、寛延元年従五位上に叙位され、寛延9年佳胤が従五位下に進んだ。神官の位階は神祇官の吉田卜部氏を取り仕切ったが、五位以上の位記には天皇の御璽印が付された。その手続きは複雑で、内侍から蔵人、太政官の上卿（しようけい）に伝え、上卿は少納言または弁官をして外記または大史に命じて文書を作らせた。

明治6年『八幡神社明細』「神主家代々位階」による勅許は
①勅許頂戴一通 *平治胤、大炊頭、従五位下（享保6年）神祇官領長上）

②御宣旨頂戴一紙 * 従五位下（享保6年）天皇御璽）
一紙 * 大炊頭（一紙）

③ 一紙 従五位上（寛延元年）
④勅許頂戴一通 * 神祇官領長上）

⑤御宣旨頂戴一紙 平佳胤 従五位下（宝暦9年）天皇御璽）
⑥ 常陸介（一紙）

⑦勅許頂戴一通 従五位下常陸介（神祇官領長上）
の7点、「御璽」は天皇の印鑑。曲り尺方3寸「天皇御璽」の4字を刻む。貴重史料として一部を巻頭の写真ページにも紹介した。「宣旨」は天皇の命を伝える公文書で、「託宣」は天皇の御璽を伝えること、「位記」は叙位を伝える文書をいう。黒ずんだ用紙は朝廷の蔵人（くろうど）役所で使用された宿紙（すくし）、染紙（せんし）で、「うすずみの宣旨」ともいわれている。新発見のこれら史料は本来、「八幡神社旧蔵文書群」として「郷土資料館」などで、一括保管、展示されるべき貴重な郷土史料といえよう。

神祇官は天神と地祇の祭祀、卜占をつかさどる官庁で、吉田卜部氏が世襲して諸国の官社を統括した。神祇官領長上免状は「風折鳥

帽子（えぼし）、沙狩衣（しゃかりぎぬ）」の着用を許可する「神道裁許状」と、昇階による「神道啓状」などがあつた。

①御免状頂戴 *根本右近平重員（元禄8年）神道裁許状）
② *根本大炊頭平治胤（享保6年）神道啓状）
③ * 寛延元年）

④ *根本常陸介平佳胤（宝暦9年）
⑤ *根本河内助平邦胤（寛政5年）神道裁許状）
⑥ *根本大式平為胤（文政2年）
⑦ *根本大隅正平道胤（天保14年）

うち確認できた史料には*印を付した。
徳川家康、秀忠ほか歴代將軍朱印状写し（天正19年ほか）中紙）

「朱印状」は將軍が発行した朱印公文書のこと、ここでは幕府が神社に所領を寄進した「判物（はんもつ）」と「印判状」をいう。

將軍代がわりのごとに発行されたが、6代將軍家宜と7代家継、15代慶喜は在任期間が短く未発行に終わった。明治維新後、新政府は朱印状の回収を命じ、当社も明治元年11月房総知事役所を通じて返却した。当家には家康、秀忠、家光、家綱、綱吉、吉宗、家重、家治、家斉、家慶の10將軍の朱印状写しが保管されたが、後半の家定と家茂は欠落している。返還された朱印状はのち、関東大震災で焼失、本書が唯一その形態を伝えている。

『若宮八幡宮明細』による朱印状と拝領者は次のとおりであった。

天正19年 ①徳川家康（判物） 根本重元（常継か）
元和3年 ② 秀忠（朱印） 重吉、重胤、安胤

寛永13年 ③ 家光（一紙） 重勝
寛文5年 ④ 家綱（一紙） 重員

貞享2年 ⑤ 綱吉（一紙） 治胤（重員か）
享保3年 ⑥ 吉宗（一紙） 治胤改め胤満

延享4年 ⑦ 家重（一紙） 佳胤
宝暦11年 ⑧ 家治（一紙） 邦胤

天明8年 ⑨ 家斉（一紙） 邦胤

(幼少のため佳胤が後見)

天保10年 ⑫徳川家慶(朱印) 根本為胤

万延元年 ⑬〃 家定(〃) 〃 道胤

文久元年 ⑭〃 家茂(〃) 〃 〃

うち家康は花押を記した「判物」、秀忠以下の11将軍は朱印判のある朱印状であった。家康は1枚の紙を二つ折りにした「折り紙」で「寄進」、八幡宮、上総国市原郡菊間郷内20石のこと、右寄付せしめ、ことにもつばら祭祀すべきものなり、よつてくだんのことし」と年月、御朱印(花押)を配している。

秀忠以下の歴代将軍は1枚の紙を広げたやや大型横紙で、「寄進」、八幡宮、上総国市原郡菊間郷内20石のこと、当家先判の旨、永く相違あるべからざるもの一日付、將軍名朱印となつてゐる。

御朱印改め關係資料(天明8年ほか〓中紙ほか)

將軍代がわりごとに「御朱印改め」が行われ、新將軍が改めて朱印状を發行する仕組みになつてゐた。担当する寺社奉行への参府着届けや朱印状上包み、呼び込み状などがある。

①朱印状上包み(文久3年) 〓將軍院号を記した上包み紙

②朱印改め口上覚え(宝暦11年、天明8年)

③〃 手目録(天明8年、万延元年、明治はじめか) 〓朱印状の一覽表

④〃 手目録上袋、着届け(文久元年か) 〓参府到着、旅宿などの届け

⑤〃 呼び出し状(天保9年)

(A8—2天保9年御朱印上包み紙手摺破につき願書に關連)

菊間若宮八幡神社らんしょう(宝永4年〓中紙)

前出『市原地方史研究』掲載写真の解説。濫觴(らんしょう)はものごとの起こり、ここでは「神社の由来」を云う。当社は白鳳2年勸請、長保2年千葉常重が再興、治承4年源頼朝の祈願で千葉介が若宮八幡神社として再興したことなどを記している。

①社頭修復工事にともなう神木伐採願い(宝永5年〓中紙)

②神木一件、氏子名主連判証文(正徳2年〓中紙)

③神木一件、和談につき若宮寺一札(正徳3年〓中紙)

④境内神木出入り済み口証文控え(正徳3年〓中紙)

正徳2年に起こつた神木伐採についての別当寺・若宮寺との出入り關係資料。①は若宮神社から寺社奉行にあてた工事にともなう願い書で「境内の」3尺廻りより5尺廻りまでの林(杉)8本を伐り、修復仕りたく」とする。これに別当寺の若宮寺が「公儀御用木の伝承」を持ち出して寺社奉行所に提訴したことで出入りとなつた。②は氏子名主たちが提出した伐採反対の連判状、③は公事宿による「済み口(内済)証文」。紛争の和解を代理人である双方の公事宿に頼み、仲介結果を裁判役所に届け出ることを云つた。受理された証文は裁判同等の効力をもつた。④は若宮寺が公儀御用木の証拠がないことを認めたと一札。

「生類憐みの令」後の鉄砲改め(宝永6年〓継ぎ紙)

世界最悪の動物愛護家といわれる5代將軍綱吉の「生類憐みの令」關係文書。犬猫から蚊やボウフラへとエスカレート、庶民は悪政に泣いた。宝永6年1月綱吉が逝去、6代家宜の將軍宣下を5月に控えたこの時期悪政が徐々に正されていった。第1項は「猪鹿狼多出、田畑荒らし人馬へも懸り候節は相何うに及ばず、玉込め鉄砲にて打たせ申されべきこと」、綱吉時代に増加した害獣対策として駆除が前面に打ち出されている。最後の「三宅備前守様仰せ渡され候」は、幕府の政策の通達方法の一例、寺社奉行・三宅備前守の仰せ出されとしてそれぞれの寺社に通告された。

三月祭礼式後宴について(正徳4年〓中紙)

春季祭礼後宴についての神主通達。近年華美になりがちな酒席について「みだりなる神事よろしからず」と注意している。

神道裁許の趣違守についての触れ書(享保2年〓継ぎ紙)

神祇管領長上・吉田家家老の鈴鹿豊前守から出された「神道裁許」遵守の通達。条目は箇条書き法令のこと。裁許なき装束、神役、珍しき飾り物の着用の禁止など、「向後社家方まぎらわしき儀これなく、

その職分相守られ、天下国家の御祈禱あるべく候こと」としている。

本殿新築請負い見積もり（延享元年Ⅱ中紙）

延享元年12月「手斧始め」で起工した本殿、玉垣、みず門造営、
拝殿修復の八幡村大工棟梁・山口修理「御本社請負い工事見積もり」。
3間社流れ造り、銅板屋根、千木、鏝木、造作仕上げとも残らず右
手間代32両、内訳は延べ1600工数、100工数に付き2両、
扶持米を1工数5合と計算している。

「八幡神社修理に関する覚え書き」によれば（治胤は）延享元
年、本殿の再建に取り掛かり、初斧、同2年火災あり延引、その後
延享5年5月18日、本殿、玉垣、みず門を落成し、拝殿を修復し
た。これらの材料はまず公儀に告げ許可を受けて、神封の林から採
り、この用度金は200両余、精米40石ばかりは、他の助けを借
り、この用度金で当てた、と棟札に書き残している。棟札には「大
工棟梁山口修理」が記されている。

神殿等修復料田地寄進（宝暦7年Ⅱ中紙）

治胤が神前に誓い、子孫に書き記した「修復料田地寄進状」、予
（われ）越し石持ち地所「酒井大学領田地1町1反余、毎年の作徳
米をもって油断なく修理を行うこと」と子孫に指示している。

石鳥居造立の再日延べについて（明和元年Ⅱ中紙）

明和元年、参道2の石鳥居再建時の請負い人、江戸八丁堀・石屋
万三郎の日延べ願い書。親類を保証人に再度の工事遅延を詫びてい
る。『市原郡誌』による再建は明和元年9月で、現在の2の鳥居は昭
和戦前期「紀元2600年」に再建された。

菊間村除地書き上げ（明和3年Ⅱ中紙）

菊間村7給の1つ旗本1500石長（永）田新五郎知行所の指示
で組名主が差し出した、朱印地、除地書き上げ。除地は朱印地や見
捨て地以外で租税を免除された土地のことで寺社地所が該当した。
始めに相給名と永田領高など。本文は朱印地若宮八幡宮領と除地、
千光院、月光院、地藏院、福寿院、戒誓寺の6か寺を記載、除地高
知り申さず候としている。領主に提出する書き上げは自らの不都合

に成らないよう必要最小限にとどめた。

徳性院絵図面（寛政2年Ⅱ中紙）

寛政2年寺社奉行に提出した菊間徳生（性）院の絵図面。寛政7
年『上総国新義真言宗本末帳』による徳性院は
若宮寺門徒 市原郡菊間村 御朱印2石2斗社領配分
また、飯香岡八幡宮文書31「冥加献金願い写し」は
菊間村八幡宮御朱印20石の内

菊間村 徳性院 高2石6斗配当 としている。

明治維新の時、新政府の「神仏混淆禁止と別当寺廃止」を受けて
東漸院とともに廃寺となった。現在菊間3265番地一帯、東漸院
も周辺と考えられるが明らかでない。

神楽殿新築工事見積もり（寛政6年Ⅱ中紙）

寛政6年の神楽殿新築工事見積もり。間口4間、奥行2間の垂木
造り茅葺き屋根、大工手間5両、扶持米5俵で菊間大工・友藏と世
話人茂平が署名捺印している。

一方現存棟札は「この造営は去る寛政六甲寅年12月1日起斧、
翌乙卯年2月2日成就。用度（費用）は北窪林売り木代金これを
造る、今卯年3月13日始めて神楽修行、恒例となすものなり、神
楽料、同装束料当村産子（氏子）中寄進」神主は邦胤、大工棟梁は
当村種村友七郎を記している。

文政12年この建物に死穢（しえ）けがれが生じたとして神輿
3基もろともに焼捨、翌13年再興した。この時の大工棟梁は天羽
主計、脇棟梁は種村友藏であった。

徳性院につき訴訟方趣意書（文化12年Ⅱ継ぎ紙）

徳性院造立につき満徳寺あて一札（Ⅱ中紙）

文化12年、若宮寺（当時無住のため満徳寺が兼帯）から寺社奉
行に差し出された別当寺としての正当性争論。若宮寺は、神社が門
徒の徳性院を取りこわし売り払い、また無断で社木を売却するなど
別当寺を無視していると訴え、若宮神社は別当寺ではないと反論し
た。幕府はこれまでの経緯から若宮寺が別当寺であることを認めた

うえて和解を勧めた。争論のあらまは前出「市原地方史研究」に詳しい。ご興味の方は一読されたい。一紙は菊間村六給名主惣代から満徳寺にあてた一札で徳性院の再建などに触れている。

別当寺讓渡一札（文久2年Ⅱ中紙）

江戸時代の寺社行政は寺優位で「神仏習合説」に基づいて付属した別当寺の強い影響を受けた。当社の別当職は飯香岡八幡宮の別当寺であった靈応寺が「若宮寺」を名乗って兼務したが、神社側が強く名目に止まっていた。一方、建前上若宮寺に付属する形であった東漸院にとって、別当寺は何ごとにも代えがたい「夢」の懸案事項であった。

文久2年両者は話し合いの上、別当職の権利を30両の協力金で讓渡することを決める。讓渡証文には飯香岡八幡宮側が別当若宮寺と社家の両行司・山下左近、若宮神社側は神主・根本大隅と同社役人、社僧東漸院が押印、前金20両を本日、後金10両はその筋願い済みの上支払うとしている。こうして念願の別当寺の名称を獲得した東漸院ではあったが明治維新による「別当寺廃止」までわずか6年に止まることになる。

若宮寺、満徳寺兩門徒覺え（年号無記Ⅱ中紙）

門徒は「門跡の下に属する寺院」で、寺中の子院、塔頭をいう。真言宗新義派の江戸触頭である円福寺から、別当寺である若宮寺（靈応寺）満徳寺の本末帳を書き写したもので、菊間地区の東善院、徳性院、福寿院、戒誓寺などを記している。

御触れ達しの写し（参考資料、若宮八幡神社文書写しⅡ縦帳）

慶応4年1月「鳥羽伏見の戦い」に勝利した新政府軍は3月徳川慶喜追討の軍を起した。戦線は東北、北海道へと拡大したが、明治2年5月「五稜郭」の落城でようやく終息した。

新政府軍が江戸総攻撃を目指した慶応4年3月に神祇事務局が、4月太政官が「神仏分離令」を発した。神祇事務局「触れ達し」は「神仏混淆（こんこう）の禁止」「別当寺の廃止」等で、大権現、権現の名称廃止、神前の仏像、仏具取り払い、また社僧は復飾（有髪）

して神官になることとし、太政官触れ達しは還俗拒否者の退去を命じた。

太政官は祭政一致、天皇人格化のもとに国民思想、信仰を統制しようとしていた。明治維新当時、新政府内に極端な神道論者が多く、神仏混淆の禁止はやがて激しい「廃仏毀釈」へと展開していった。

別当寺住職、転住について願ひ（明治元年Ⅱ中紙）

別当寺住職、寺揚げ一札（Ⅱ中紙）

若宮八幡神社別当職の東漸院兼徳性院住職有実は復飾、神官への転職を持病の逆上を理由に断り、福寿院留守居に退任した。

神王院廃止につき弟子の復飾神務について（明治2年Ⅱ中紙）

日吉山王神社別当寺神王院は住職が老衰のため隠退、弟子には神職の道を選ばせた。

飯香岡八幡宮別当差しもつれについて（明治2年Ⅱ中紙）

一方飯香岡八幡宮別当寺・靈応寺住職は触れ達直後の8月病死、後継をめぐるトラブルが続いていた。この1紙は菊間藩への回答期日猶予願いで当社が調定役を買っている。これらの援護も実ることなく明治はじめ「廃仏毀釈」の嵐の中、暴力的に取り壊されることになる。（山岸弘明）

平朝臣治胤

右可從五位下

中務修其祝致敬明神
言念精誠抑可褒進宜授
榮爵式光祠壇可依前件
主者施行

享保六年後七月廿一日

二品行中務卿邦永親王宣

從四位行中務大輔藤原朝臣國廣奉

從五位守中務少輔兼行少內記兼職永行

正二位行權大納言臣 通躬

正二位行權大納言臣 致季

正二位行權大納言臣 冬熙

正二位行權大納言兼左近衛大將臣 兼香

正二位行權大納言臣 惟通

正二位行權大納言臣 基長

從二位行權大納言臣 公澄

從二位行權大納言臣 兼親

從二位行權大納言臣 兼廉

權大納言正三位兼行右近衛大將臣 幸教

享保六年(1721) 若宮八幡神社旧藏文書 A216
平治胤從五位下、位記

平朝臣治胤

右可從五位下

中務修其祝致敬明神
言念精誠抑可褒進宜授
榮爵式光祠壇可依前件
主者施行

享保六年後七月二十一日

二品行中務卿邦永親王宣

從四位上行中務大輔藤原朝臣國廣奉

從五位下行中務少輔兼行少內記兼職永行

正二位行權大納言臣 通躬

正二位行權大納言臣 致季

正二位行權大納言臣 冬熙

正二位行權大納言兼左近衛大將臣 兼香

正二位行權大納言臣 惟通

正二位行權大納言臣 基長

從二位行權大納言臣 公澄

從二位行權大納言臣 兼親

從二位行權大納言臣 兼廉

權大納言正三位兼行右近衛大將臣 幸教

從二位行權中納言兼左衛門督臣

隆典

從二位行權中納言臣

公緒

從二位行權中納言臣

尚房

從二位行權中納言臣

常雅

從二位行權中納言臣

公詮

權中納言從三位臣

基香

權中納言從三位臣

治房

權中納言從三位臣

實松

權中納言從三位臣

公福

權中納言從三位兼左近衛權中將臣房熙等言

制書如右請奉

制附外施行謹言

享保六年後七月廿一日

制可

月日辰時從五位行於記掃部頭造酒正直講中原朝臣師岑

從二位行權中納言兼左衛門督臣 隆典

從二位行權中納言臣 公緒

從二位行權中納言臣 尚房

從二位行權中納言臣 常雅

從二位行權中納言臣 公詮

權中納言從三位臣 基香

權中納言從三位臣 治房

權中納言從三位臣 實松

權中納言從三位兼行左近衛權中將臣 公福

制書如右請奉 房熙等言

制附外施行謹言

享保六年後七月二十一日 (印 天皇御璽)

月日辰時從五位上行大外記兼掃部頭造酒正直講中原朝臣師岑

左中辨高顯

關白從一位朝臣

太政大臣關

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

無品式部卿家仁親王

從二位行式部權大輔長義

參議從三位行左大臣辨光榮

告從五位下平朝臣治胤奉

制書如右符到奉行

式部少輔關

大錄

少錄

少錄

享保六年後七月廿一日

左中弁高顯

關白從一位朝臣

太政大臣關

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

無品式部卿家仁親王

從二位行式部權大輔長義

參議從三位行左大臣辨光榮

告、從五位下平朝臣治胤

制書右符のごとく奉り奉行に到る

式部少輔關

大錄

少錄

少錄

享保六年後七月二十一日

(印||天皇御璽)

口 宣案

寛延元年九月十三日 宣旨

從五位下平治胤

宣叙從五位上

藏人左中弁藤原資興

寛延元年（1748）若宮八幡神社旧藏文書 A2-1
平治胤從五位上再叙位、口宣案

口 宣案

上卿 甘露寺中納言
寛延元年九月十三日 宣旨

從五位下平治胤
宣叙從五位上

藏人左中弁藤原資興 奉る

口宣案

享保六年後七月廿一日 宣旨

平治胤

宣叙從五位下

藏人権右中弁藤原俊將

口宣案

享保六年後七月廿一日 宣旨

從五位下平治胤

宣任大炊頭

藏人権右中弁藤原俊將

享保6年(1721) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-4
平治胤從五位下叙位、口宣案

口 宣案

上卿万里小路中納言
享保六年後七月二十一日 宣旨

平治胤

宣叙從五位下

奉る

藏人権右中弁藤原俊將

享保6年(1721) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-5
平治胤大炊頭任官、口宣案

口 宣案

上卿万里小路中納言
享保六年後七月二十一日 宣旨

從五位下平治胤

宣任大炊頭

奉る

藏人権右中弁藤原俊將

口 宣案

寶曆九年正月廿一日 宣旨

平佳胤

宣叙後任

藏人左少弁藤原伊光

口 宣案

寶曆九年正月廿一日 宣旨

後任平佳胤

宣任常陸介

藏人左少弁藤原伊光

宝曆9年(1759) 若宮八幡神社旧藏文書A2-2
平佳胤從五位下叙位、口宣案

口 宣案

上卿三条大納言

宝曆九年二月十二日 宣旨

平佳胤

宣叙從五位下

奉る

藏人左少弁藤原伊光

宝曆9年(1759) 若宮八幡神社旧藏文書A2-3
平佳胤常陸介任官、口宣案

口 宣案

上卿三条大納言

宝曆九年二月十四日 宣旨

從五位下平佳胤

宣任常陸介

奉る

藏人左少弁藤原伊光

上総国市原郡茶間郷若宮八幡宮之
祝官根本右近重員任先例神事

参勤之時着風折烏帽子狩衣者

神道裁許之状如件

元禄八乙亥年四月廿八日

神祇官領長上從三位左兵衛督卜部兼連

元禄8年(1695) 若宮八幡神社旧蔵文書A2-7
神道裁許状

上総国市原郡茶(菊)間郷若宮八幡宮の
祝官根本右近重員先例に任せ、神事
参勤の時、風折烏帽子(えぼし)狩衣を着すべし、てえれば
神道裁許の状くだんのごとし。

元禄八乙亥年四月二十八日

神祇官領長上從三位左兵衛督卜部兼連

上総国市原郡菊間郷八幡宮

神主根本大炊頭平治胤任先例

神事参勤の時、風折烏帽子、紗狩衣を着すべし、てえれば

神道裁許之状如件

享保六年七月廿一日

神祇管領長上從二位朝臣

上総国市原郡八幡宮 神主平治胤

今度大炊頭從五位下

勅許冥加の事は外周の事なり

御祈禱可抽精誠者

神道啓状如件

享保六年後七月廿四日

神祇管領長上從二位朝臣

享保6年(1721) 若宮八幡神社旧蔵文書A2-8
平治胤神道裁許状

上総国市原郡菊間郷八幡宮の

神主根本大炊頭平治胤、先例にまかせ

神事参勤の時、風折烏帽子、紗狩衣を着すべし、てえれば

神道裁許の状、くだんのごとし。

享保六年七月二十一日

神祇管領長上從二位卜部朝臣(署名 兼敬)

享保6年(1721) 若宮八幡神社旧蔵文書A2-9
平治胤神道啓状

上総国市原郡八幡宮の神主平治胤、

今度大炊頭從五位下

勅許冥加の至りなり。いよいよ国家安全の

御祈禱精誠をぬきんずべし、てえれば

神道啓状、くだんのごとし。

享保六年後七月二十四日

神祇管領長上從二位卜部朝臣(花押)

上總国市原郡八幡宮神主佳胤

今度從五位下常陸介

勅許真加の至りなり、いよいよ国家安全の御祈禱

可抽精誠若

神道啓狀如件

寶曆九年二月十七日

神祇管領長上從二位神祇權大副卜部朝臣(花押)

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主

根本河内助平邦胤者風折烏帽子持長

先例にまかせもつばら社職格式可抽太平精祈若

神道裁許狀如件

寛政五年十一月二日

神祇管領長上從二位卜部朝臣(署名 良俱)

宝曆9年(1759) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-11
平佳胤神道啓狀

上總国市原郡八幡宮神主平佳胤

このたび從五位下常陸介

勅許真加の至りなり、いよいよ国家安全の御祈禱

精誠をぬきんずべし、てえれば

神道啓狀くだんのごとし。

宝曆九年二月十七日

神祇管領長上從二位神祇權大副卜部朝臣(花押)

寛政5年(1793) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-114
平邦胤神道裁許狀

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主

根本河内助平邦胤、風折烏帽子、狩衣を着し、

先例にまかせもつばら社職格式を守り、太平精祈をぬきんずべし、

てえれば

神道裁許狀、くだんのごとし。

寛政五年十一月二日

神祇管領長上從二位卜部朝臣(署名 良俱)

上總國市原郡八幡宮神道啓状

平治胤今度從五位上

勅許定叶細思着秋家累年

精心遂宮壇修造之切補妙之事

弥國家安全之祈禱專叶神代者

神道啓状如件

寛延元年九月十六日

神祇管領上正三位行神祇權大副卜部朝臣(花押)

上總國市原郡菊間郷八幡宮

神主根本常陸介平佳胤着胤折

烏帽子紗狩衣は先例可事神代者

神道裁許之状如件

寶曆九年二月三日

神祇管領上從二位神祇權大副卜部朝臣(署名)

寛延元年(1748) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-13
平治胤神道啓状

上總國市原郡八幡宮神主從五位下

平治胤今度從五位上

勅許寔(まこと)に神恩に叶うものか、ここに累年

精心を凝らし宮壇(しよう)修造の功を遂げ神妙の至りなり、

いよいよ國家安全の祈禱もつばら丹誠をぬきんずべし、てえれば

神道啓状くだんのごとし。

寛延元年九月十六日

神祇管領上正三位行神祇權大副卜部朝臣(花押)

宝曆9年(1759) 若宮八幡神社旧藏文書 A2-14

平佳胤神道啓状

上總國市原郡菊間郷八幡宮

神主根本常陸介平佳胤、胤折

烏帽子、紗狩衣を着し、先例に任せもつばら神役すべし、てえれば

神道裁許の状くだんのごとし。

宝曆九年二月三日

神祇管領上從二位神祇權大副卜部朝臣(署名)

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平為胤著風折烏帽子狩衣任先例專守

社職格式可抽太平精祈者

神道裁許状如件

文政二年十一月十六日

神祇管領長上侍従那朝臣房長

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平道胤著風折烏帽子狩衣任先例專守

社職格式可抽太平精祈者

神道裁許状如件

天保十四年十二月十五日

神祇管領長上侍従那朝臣房長

文政2年(1819) || 若宮八幡神社旧藏文書A2-15
平為胤神道裁許状

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平為胤、風折烏帽子、紗狩衣を着し、先例にまかせもつばら
社職格式を守り、太平精祈をぬきんずべし、てえれば
神道裁許状、くだんのごとし。

文政二年十一月十六日

神祇管領長上侍従卜部朝臣(署名||房長)

天保14年(1843) || 若宮八幡神社旧藏文書A2-16
平道胤神道裁許状

上總国市原郡菊間郷八幡宮神主根本大隅正

平道胤、風折烏帽子、狩衣を着し、先例にまかせもつばら
社職格式を守り、太平精祈をぬきんずべし、てえれば
神道裁許状、くだんのごとし。

天保十四年十二月十五日

神祇管領長上侍従卜部朝臣(署名||房芳)

寄進 八幡宮

上総国東郡

菊間郷

貳拾石奉

右令寄附託

付香祭社也

仍如件

天正十九年

卯年

十月 御朱印

天正19年(1591) 若宮八幡神社旧蔵文書 A1-1

徳川家康朱印状写し

寄進 八幡宮

上総国市原郡

菊間郷内

二十石のこと

右これを寄付せしめ託(おわんぬ)、
ことに専(もつばら) 祭祀をすべきものなり。
よつてくだんのごとし。

天正十九辛卯年

十月日 御朱印

(包紙)

撞破様

若宮八幡神社
徳川家康朱印

八幡宮領上総国市原郡
菊間郷内貳拾石奉仕
天正十九年十一月廿八日
永く相違あるべからざるものなり

元和三年五月十一日



元和3年(1617) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-2
徳川秀忠朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと、去る
天正十九年十一月先判の旨に任せ、
永く相違あるべからざるものなり。よつてくだんのことし。

元和三年五月十一日 御朱印

(包紙)

台徳院様

上総国市原郡菊間郷八幡宮領

振子大隅

八幡宮領上総国市原郡
菊間郷内二十石の事
任天正九年十一月元和
三年五月十日御先判
永く相違あるべからざるものなり

寛永十三年十一月九日御朱印

寛永13年(1636) 若宮八幡神社旧蔵文書A1-3
徳川家光朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと、
天正十九年十一月、元和三年
五月十一日、両先判の旨に任せ
永く相違あるべからざるものなり。

寛永十三年十一月九日 御朱印

(包紙)

大猷院様

上総国市原郡菊間郷、陸奥守
振下八幡

八幡宮領上総国市原郡
菊間郷之内武珍石事任
天正十九年十一月日元和二年
五月十一日寛永十二年十月九日
先判の旨に任せ永く相違あるべからざるものなり

寛文六年七月十一日

御朱印

八幡宮領上総国市原郡菊間郷之内
武珍石事任天正十九年十一月日元和
二年十月日寛永十二年十月九日
寛文六年七月十一日先判の旨に任
せ永く相違あるべからざるものなり

貞享二年六月十一日

御朱印

寛文5年(1665) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-4
徳川家綱朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと、
天正十九年十一月日、元和三年
五月十一日、寛永十三年十一月九日
先判の旨に任せ永く相違あるべからざるものなり。

寛文五年七月十一日

御朱印

貞享2年(1685) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-5
徳川綱吉朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内
二十石のこと、天正十九年十一月日、元和
三年五月十一日、寛永十三年十一月九日、
寛文五年七月十一日、先判の旨に任せ永く
相違あるべからざるものなり。

貞享二年六月十一日

御朱印

八幡宮領上総市原郡菊間郷の内
式拾名奉仕高家先判之例永平
りらお世とや

享保二年七月十一日

御朱印

八幡宮領上総国市原郡

菊間郷の内式拾名奉仕高家

先判之例永平有世とや

延享四年八月十一日

御朱印

享保3年(1718) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-6
徳川吉宗朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内
二十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるものなり。

享保三年七月十一日
御朱印

延享4年(1747) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-7
徳川家重朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと、当家
先判の例により、永く相違あるべからざるものなり。

延享四年八月十一日
御朱印

八幡宮領上総国市原郡菊間郷内

武指石事依高敷先判例永

承ておせし也

寶曆十二年八月一日

御朱印

八幡宮領上総国市原郡菊間郷内

武指石事依高敷先判例永

承ておせし也

天明八年九月十一日

御朱印

宝曆12年(1762) 若宮八幡神社旧蔵文書A118
徳川家治朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内
二十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるものなり。

宝曆十二年八月十一日

御朱印

天明8年(1788) 若宮八幡神社旧蔵文書A119
徳川家齊朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内
二十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるものなり。

天明八年九月十一日

御朱印

目録

酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

文久元年(1861) 若宮八幡神社旧蔵文書A1-15
朱印状改め「手目録」袋紙、参府届け

(手目録袋紙)

酒井兵庫助知行所

上総国市原郡菊間村

手目録

八幡宮神主

根本大隅

(参府届け)

御朱印

高二十石

このたび御改めにつき

参府仕り候あいだ、この段

御届け申し上げ奉り候。以上

月日

御朱印

高貳拾石

此ノ度御改メ

参ノ府仕リ候

あいだニ御

月

酒井兵庫助知行所

上総国市原郡菊間村

八幡宮神主

根本大隅

旅宿

小伝馬町三丁目

鍋屋甚八

右大將様御書院番
本多對馬守組

通井孫八郎知行所
上総国市原郡菊間郷八幡宮神主
根本常陸

高二十石

權現様 天正九年九月廿五日 竹幕卯

台徳院様 元禄三年八月三日 竹幕卯

大猷院様 慶長三年 竹幕卯

嚴有院様 慶長三年 竹幕卯

常憲院様 寛永三年二月二日 竹幕卯

有徳院様 享保三年七月二日 竹幕卯

淳信院様 享保三年八月二日 竹幕卯

俊明院様 寛政三年八月二日 竹幕卯
大御所様 竹幕卯
天明八年九月二日

右八通の外
竹幕卯所持仕らず候

以上

六丁堀

北八丁堀明徳稲荷神主足羽能登方に旅宿仕り候(後筆消去)

旅宿 湯島天神門前町 いせや彦七

天明7年(1787)ころ若宮八幡神社旧蔵文書A11-16
朱印状改めにつき朱印書き上げ

(後筆) 右大將様御書院番

本多對馬守組

小普請組井上修理支配

酒井孫八郎知行所(消去)

上総国市原郡菊間郷八幡宮神主

根本常陸

高二十石

權現様(家康) 御朱印 天正十九年辛卯年十一月一日

台徳院様(秀忠) 御朱印 元和三年五月十一日

大猷院様(家光) 御朱印 寛永十三年十一月九日

嚴有院様(家綱) 御朱印 寛文五年七月十一日

常憲院様(綱吉) 御朱印 貞享二年六月十一日

有徳院様(吉宗) 御朱印 享保三年七月十一日

淳信院様(家重) 御朱印 延享四年八月十一日

俊(渡) 明院様(家治) 御朱印 宝曆十二年八月十一日
(後筆) 大御所様(家斉) 御朱印 天明八年九月十一日

右八通の外

御朱印所持仕らず候。以上(後筆消去)

以上

(後筆) 戊年御改めかくのごとし

北八丁堀明徳稲荷神主足羽能登方に旅宿仕り候(後筆消去)

(後筆) 旅宿 湯島天神門前町 いせや彦七

口上覚え

一権現様 御朱印

湯平紙 上包 元中略

損り 元中略

以上

上総市原郡菊間郷

二月廿日 根本常陸

松平和泉守様

戸田采女正様

御役人中

口上覚え

一 大猷院様 御朱印

上包 上書き 元中略

於前より上書き成し下されず候由

申し伝え候、これによりお断り

以上

上総市原郡菊間郷

宝曆十一年 根本常陸

二月十六日

松平和泉守様

戸田采女正様

御役人中

口上覚え

一 権現様 湯平紙

湯平紙 上包 元中略

損り 元中略

一 大猷院様 湯平紙

上包 上書き 元中略

於前より上書き成し下されず候由

申し伝え候、これによりお断り

以上

上総市原郡菊間郷

宝曆十一年 根本常陸

二月廿日

松平和泉守様

戸田采女正様

御役人中

宝曆11年(1761) 天明8年(1788) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-12514 朱印状改め口上覚え

(宝曆11年) 口上覚え

一 権現様御朱印の

御本紙、上包み共虫食い損ござ候、これにより御断り申し上げ候。以上

上総国市原郡菊間郷

八幡宮神主 根本常陸介

巳二月二十日

松平和泉守様

戸田采女正様

御役人中

(天明8年) 口上覚え

一 権現様御朱印の

御本紙、上包み共虫食い損ござ候

一 大猷院様御朱印の

上包みに上書き成し下されず候由、前々より申し伝え候。

右の段、宝曆十一年

二月御改めの節、松平

和泉守様へ御断り申し上げ相済み申し候。以上

上総国市原郡菊間郷

八幡宮神主

正月二十九日 根本常陸

松平右京亮様

御役人中

(宝曆11年) 口上の覚え

一 大猷院様御朱印の

上包みに上書き成し下されず候儀は前々より上書き成し下されず候由申し伝え候、これによりお断り申し上げ候。以上

上総国市原郡菊間郷

八幡宮神主 根本常陸介

宝曆十一年 二月十五日

松平和泉守様

戸田采女正様

御役人中

御神領
高貳拾石

権現様御朱印

天正十九年
十一月十日

台徳院様御朱印

元和三年
六月十一日

大猷院様御朱印

寛永十二年
十一月七日

藏石院様御朱印

寛文五年
七月十一日

常憲院様御朱印

貞享二年
八月十一日

有徳院様御朱印

享保十四年
七月十一日

淳信院様御朱印

延享四年
八月十一日

俊明院様御朱印

天明八年
八月十一日

文恭院様御朱印

天明八年
八月十一日

慎徳院様御朱印

天保十年
十一月十一日

温恭院様御朱印

万治元年
九月十一日

昭徳院様御朱印

文久元年
九月十一日

明治はじめか 若宮八幡神社旧蔵文書 A1-18
朱印状書き上げ

御神領

高二十石

権現様御朱印

天正十九年辛卯年十一月日

台徳院様御朱印

元和三年五月十一日

大猷院様御朱印

寛永十三年十一月九日

藏有院様御朱印

寛文五年七月十一日

常憲院様御朱印

貞享二年六月十一日

有徳院様御朱印

享保四(三)年七月十一日

淳信院様御朱印

延享四年八月十一日

俊明院様御朱印

宝曆十二年八月十一日

文恭院様御朱印

天明八年九月十一日

慎徳院様御朱印

天保十年十一月十一日

温恭院(家定)様御朱印

万治(安政)元年九月十一日

昭徳院(家茂)様御朱印

文久元年九月十一日

朱印改め呼び出し状

明申下

八幡宮神主

根本大式殿

牧野備前守

役人

上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大式殿

朱印改め呼び出し状
根本大式殿

天保9年(1838) 若宮八幡神社旧蔵文書A11-19
朱印改め呼び出し状

牧野備前守

役人

上総国市原郡菊間

八幡宮神主

根本大式殿

(半切紙)

達せらる儀これ有るあいだ

明日中

相越されべき旨備前守

申され候。以上

牧野備前守

役人

六月二十六日

上総国市原郡菊間村

八幡宮神主

根本大式殿

宝永4年(1707) 参考資料(市原地方史研究)
菊間若宮八幡神社らんしょう

上総国市原郡菊間郷若宮八幡御鎮座濫觴(らんしょう)

当宮勸請は人王(皇)四十代天武天皇、白鳳二年西三月

十三日仁徳天皇勸請奉るなり、これによりその式月式日をもって

今に三々九度供え物調え、天下泰平の御祈禱勤行仕り候こと。

相殿二座左武甕(槌)命(たけみかずちのみこと) 右日本武尊

なり、同末社五か所、いわゆる高良

大明神、日吉大明神、三十番神、四所明神、大宮以上五か所。

当宮再興は長保二年、千葉介、平良文より七代の後胤平

常重、菊間領知の節、当若宮再興にてござ候、その後を代々

神主修履(復)仕り候こと。

当宮神領は治承四年源頼朝「写真不良解説不能」へ御

遷し、それより下総国へ御出陣の節、千葉介も御加勢のため

供奉致され候ところ、頼朝仰せらるは今度小勢をもって出陣い

かがあるべし、

唯辺土八幡の神宮これあるにおいては御祈禱あるべしの由

仰せ出され候、折り節、当胤若宮の儀申し上げられ、すなわち

当宮へ御祈禱

遊ばされ、それよりとんと悪徒御誅伐なされ候故若宮神領貫目

にて下され候、その後東照権現様より地方にて二十石

下され候こと。

神事祭礼は正月五日御田打ちの神事、同十五日筒粥の儀式、八

月十六日新嘗会の儀式、九月九日御祭礼ならびに流鏑馬ござ候

極月十六日より十七日まで神楽奏で御祈禱申し上げ、ことに極

月晦日より正月三日までは宮中に通夜仕り誠精御祈禱、その外

毎朝日参、退(怠)慢なく天長地久御祈禱執行仕り候こと。

白鳳二酉年より宝永四亥年まで千三十七年に至る

公延四年庚申日輝若宮、當御鎮座濫觴
一 當宮勸請者人王(皇) 天武天皇白鳳二年西三月
十三日 仁徳天皇勸請奉るなり、これによりその式月式日をもって
今に三々九度供え物調え、天下泰平の御祈禱勤行仕り候こと。
相殿二座左武甕(槌)命(たけみかずちのみこと) 右日本武尊
なり、同末社五か所、いわゆる高良
大明神、日吉大明神、三十番神、四所明神、大宮以上五か所。
當宮再興は長保二年、千葉介、平良文より七代の後胤平
常重、菊間領知の節、當若宮再興にてござ候、その後を代々
神主修履(復)仕り候こと。
當宮神領は治承四年源頼朝「写真不良解説不能」へ御
遷し、それより下総国へ御出陣の節、千葉介も御加勢のため
供奉致され候ところ、頼朝仰せらるは今度小勢をもって出陣い
かがあるべし、
唯辺土八幡の神宮これあるにおいては御祈禱あるべしの由
仰せ出され候、折り節、當胤若宮の儀申し上げられ、すなわち
當宮へ御祈禱
遊ばされ、それよりとんと悪徒御誅伐なされ候故若宮神領貫目
にて下され候、その後東照権現様より地方にて二十石
下され候こと。
神事祭礼は正月五日御田打ちの神事、同十五日筒粥の儀式、八
月十六日新嘗会の儀式、九月九日御祭礼ならびに流鏑馬ござ候
極月十六日より十七日まで神楽奏で御祈禱申し上げ、ことに極
月晦日より正月三日までは宮中に通夜仕り誠精御祈禱、その外
毎朝日参、退(怠)慢なく天長地久御祈禱執行仕り候こと。
白鳳二酉年より宝永四亥年まで千三十七年に至る

若宮八幡神社御書

上総国市原郡菊間村若宮八幡社に於て
修葺は、寛文七年三月、御奉行御月番松浦
申、八月二十五日、寺社御奉行御月番松浦
老岐守様へ拙者養父右近まかり出、右の通り
御免の上、三尺廻りより六尺廻りまで
杉二十五本ほど伐り修復仕り候、このたびは小破ござ候あいだ
三尺廻りより五尺廻りまでの材(杉)八本伐り修復仕りたく
願ひ奉り候、いよいよ先規の通り修復仕りたく存じ奉り候。
以上
宝永五年子三月二日
上総国菊間村
若宮八幡神主
根元(本) 右近

宝永5年(1708) 若宮八幡神社旧蔵文書A3-2
社頭修復工事にともなう神木伐採願ひ

恐れながら書付もつて願ひ奉り候こと

上総国市原郡菊間村若宮八幡社頭破損

仕り候あいだ、このたび先規の通り境内山林の木をもつて

修復(復)仕りたく願ひ奉り候、十七年以前、元禄五年

申八月二十五日、寺社御奉行御月番松浦

老岐守様へ拙者養父右近まかり出、右の通り

御免の上、三尺廻りより六尺廻りまで

杉二十五本ほど伐り修復仕り候、このたびは小破ござ候あいだ

三尺廻りより五尺廻りまでの材(杉)八本伐り修復仕りたく

願ひ奉り候、いよいよ先規の通り修復仕りたく存じ奉り候。

以上

宝永五年子三月二日

上総国菊間村

若宮八幡神主

根元(本) 右近

(端裏書) 鳥居伊賀守様御月番の節仰せ付けられ候願書の案紙

首人

- 一 鹿鹿狼多し田畑荒れ人馬へも懸りて
し及右類も色鉄砲らぬものありし
除く同旨を御守り申上り候事
書付の由左の
- 一 玉込鉄砲免許の儀、向後願ひに及ばざること
- 一 猪師鉄砲相續の儀、増減の儀、鉄砲改め方へ
相窺うに及ばず、御代官、領主、地頭勝手次第たるべきこと
- 一 用心鉄砲ならびに寄進鉄砲のこと
- 一 商売鉄砲ならびに質物鉄砲のこと
- 一 江戸の外諸国浪人所持の鉄砲ならびに浪人
積古鉄砲のこと
- 一 右六か条は前々の通り相心得、鉄砲
改め方へ相伺い指図任せられべきこと
- 一 獵師ならびに荒らし畜類打ち候外は在々ならびに町方
までみだりに鉄砲打ち申すまじき旨、御代官、領主、地頭
方にて常々(カ)吟味を遂げ、毎歳一度ずつ鉄砲
改め方の証文差し出されべきこと
- 右の通り仰せ出され候あいだ支配支配へ相
触れられべく候。以上

せ 丑月

右は四月二十日三宅備前守様仰せ渡され候

宝永6年(1709) 若宮八幡神社旧蔵文書A3-3
「生類憐みの令」後の鉄砲改め

覚え

- 一 猪、鹿、狼多く出、田畑荒らし、人馬へもかかり候節は
相窺うにおよばず、玉込め鉄砲にて打たせ申されべきこと
- 一 付けたり、目付に家来付け置き候儀、ならびに打ち留め候数多く
書き付け、差し出すに及ばざること
- 一 玉込め鉄砲免許の儀候あいだ、常威(脅)し鉄砲ならびに月内
脅し鉄砲、向後願ひにおよばざること
- 一 獵師鉄砲相續ならびに増減の儀、鉄砲改め方へ
相窺うに及ばず、御代官、領主、地頭勝手次第たるべきこと
- 一 用心鉄砲ならびに寄進鉄砲のこと
- 一 商売鉄砲ならびに質物鉄砲のこと
- 一 江戸の外諸国浪人所持の鉄砲ならびに浪人
積古鉄砲のこと
- 一 右六か条は前々の通り相心得、鉄砲
改め方へ相伺い指図任せられべきこと
- 一 獵師ならびに荒らし畜類打ち候外は在々ならびに町方
までみだりに鉄砲打ち申すまじき旨、御代官、領主、地頭
方にて常々(カ)吟味を遂げ、毎歳一度ずつ鉄砲
改め方の証文差し出されべきこと
- 右の通り仰せ出され候あいだ支配支配へ相
触れられべく候。以上

丑四月

右は四月二十日三宅備前守様仰せ渡され候

説文之事

八幡宮御神木神主前々売買仕り候節違て
異(意)見仕り候えは、御公儀様御免こうむり売買上は
氏子の意見入らざることと申され候、この節また大木
數十本伐り売り、御林大破に及び、大小の氏子これを嘆き
候のところ、貴寺様より御公儀様へ御出訴の思し召し
よろしくもつとも存じ奉り候、氏子共氏神の御儀ことに大切の
御用木恐れ奉り候えは、われわれ同心仕り候、なにとぞ
御前へ召し出されくだされ候わば面々まかり出、この段申し上げ
べく
と存じ奉り候。そのため連判、かくのごとく候。以上

正徳2年(1712) 若宮八幡神社旧蔵文書A3-5
神木一件、氏子名主連判証文

証文のこと

一八幡宮御神木神主前々売買仕り候節違て

一八幡宮御神木神主前々売買仕り候節違て、
氏子共意見入事とらざり候、この節また大木
數十本伐り売り、御林大破に及び、大小の氏子これを嘆き
候のところ、貴寺様より御公儀様へ御出訴の思し召し
よろしくもつとも存じ奉り候、氏子共氏神の御儀ことに大切の
御用木恐れ奉り候えは、われわれ同心仕り候、なにとぞ
御前へ召し出されくだされ候わば面々まかり出、この段申し上げ
べく
と存じ奉り候。そのため連判、かくのごとく候。以上

正徳二年 辰十一月

- 同日 安右衛門印
- 同日 太兵衛印
- 同日 惣右衛門印
- 同日 次郎右衛門印
- 同日 八郎兵衛印

正徳二年辰十一月

- 菊間村名主
- 安右衛門印
- 太兵衛印
- 惣右衛門印
- 次郎右衛門印
- 八郎兵衛印

(端裏書) 産子名主、徒党連判控え。御取り上げなくかえって御咎
めをこうむる

八幡村
若宮寺様

一札事

一 正徳三年三月六日 若宮八幡宮境内の木、御公儀御用木と
し上候儀候、申上候相儀方、御公儀
申上候、石畑源兵衛、北村、高橋、松本、
和候、申上候、御公儀、申上候、御公儀、
通、申上候、御公儀、申上候、御公儀、

正徳三年三月六日

若宮寺
御公儀

根本右衛門殿

正徳3年(1713) 若宮八幡神社旧蔵文書A3-8
神木一性、和談につき若宮寺一札

一札のこと

一 このたび若宮八幡宮境内の木、御公儀御用木と
申し上げ候儀、伝承候あいだ申し上げ候えども、拙僧方に証拠こ
れなきに

つき申し損じ不調法にごさ候ところに江戸両宿取り扱いにて
和談成され下され候、しかる上は向後なにごとも先規の
通り相守り申すべく候、後日のため一札、よつてくだんのごとし。
正徳三年巳三月六日 八幡村別当

根本右衛門殿

若宮寺(印)

二月祭禮式

本寺 正月十三夜中

一 献盃

吸い物 豆腐二丁、九種造り物
加俱繩 (かくなわ) 二十八人前、酒、土器三枚、五升

右後宴の饗、三々九度の土器、笛、太鼓、杵舞
常仕役々畢 (おわんぬ)、造物下行、ただし欠座衆徒等配分に
及ばず

正徳三年己三月六日、御評席においで出入り

酒三升、御評席においで出入り

書付、おわんぬ、おわんぬ、おわんぬ

塗り器盃にて上下差別なく打ち込む遊興これあり、

猿 (みだ) りなる神事、宜しからず候あいだ、先年の書付をもつ

かくのごとく候。以上

午三月十三日

宮司

正徳4年(1714) 若宮八幡神社旧蔵文書 A3-9
三月祭礼式後宴について

三月祭礼式

本寺ならびに十二坊中

一 読経

同断

吸い物 豆腐二丁、九種造り物

加俱繩 (かくなわ) 二十八人前、酒、土器三枚、五升

右後宴の饗、三々九度の土器、笛、太鼓、杵舞

常仕役々畢 (おわんぬ)、造物下行、ただし欠座衆徒等配分に

及ばず

正徳三年己三月六日、御評席においで出入り

酒三升、御評席においで出入り

書付、おわんぬ、おわんぬ、おわんぬ

塗り器盃にて上下差別なく打ち込む遊興これあり、

猿 (みだ) りなる神事、宜しからず候あいだ、先年の書付をもつ

かくのごとく候。以上

以上

午三月十三日 宮司

寛

一社家方より神祇道自之
神祇道裁許の趣を以
て其の御免なき装束堅
可のみ受る事

一社家方より神祇道自之
神祇道裁許の趣を以
て其の御免なき装束堅
可のみ受る事

一社家方より神祇道自之
神祇道裁許の趣を以
て其の御免なき装束堅
可のみ受る事

一社家方より神祇道自之
神祇道裁許の趣を以
て其の御免なき装束堅
可のみ受る事

一五色より相傳へ候事

一五色より相傳へ候事
例と稱し、珍しき装束鎧
（かざり）等
着用候輩これ有る由、相聞こえ候。

一後法より相傳へ候事

一後法より相傳へ候事
例と稱し、珍しき装束鎧
（かざり）等
着用候輩これ有る由、相聞こえ候。

享保2年（1717）若宮八幡神社旧蔵文書A3-11
神道裁許の趣遵守についての触れ書

寛

一社家方いよいよ御条目の通り

神祇道、裁許の趣を

相守られ、御免これなき装束堅く

無用たるべきこと。

付けたり、不法の装束あるいは御免

これなき装束着用由、相聞こえ

候につきかくのごとく候こと

一神職の輩、本所の許状

ならびに相伝等を受けざる類、神事、

祭札の節、神役勤行無用たるべきこと。

付けたり、社家方、神祇道の許

状を受けざる類繁多

これ有る旨、相聞こえ候条、早々本所

の許状ならびに相伝等、受け用い

候よう沙汰あるべく候こと

一五色の木綿、手纏（しぼ）りまたは社

例と稱し、珍しき装束鎧（かざり）等

着用候輩これ有る由、相聞こえ候。

向後不法の儀、これ有るにおいては

きつと吟味を加えられ、申し越されべく候こと。

〜依り〜

社家陰陽師不分明の輩
官位昇進の儀、先年
御条目頂戴の節仰せ
渡され候通り本所執奏もちろん
の儀に候こと。

右吉田家より御触れ書相廻り候ところ
先々請け取らざる社家これ有り、島穴（島野）村
神主和田政右衛門方に本書留り
これ有り候、写し置くものなり。

享保二年正月

鈴鹿豊前守印
鈴鹿将監印
鈴鹿内匠印

社家陰陽師不分明の輩
官位昇進の儀、先年
御条目頂戴の節仰せ
渡され候通り本所執奏もちろん
の儀に候こと。

一 先々より伝奏これなき社家方

官位昇進の儀、先年
御条目頂戴の節仰せ
渡され候通り本所執奏もちろん
の儀に候こと。

（原文は前ページ掲載）

一 社家、陰陽師不分明の輩、

これあるように相聞こえ候、向後社家
方紛らわしき儀これなくその職分
相守られ、天下国家の御
祈禱執行あるべく候こと。

右不行跡の人々多く
輪旨、御教書、御条目
を相守らず本所の裁許
を受けざる輩これ有る由、相聞こえ候

につき、かくのごとくに候。向後社家方
集会の節、互いに吟味を遂げられ
不法の装束、相伝等すべて
紛らわしき儀これなく候ようにきつと
御条目の趣、相立て候ように

その沙汰あるべく候。よつてくだんのごとし。

享保二年正月

鈴鹿豊前守印
鈴鹿将監印
鈴鹿内匠印

右吉田家より御触れ書相廻り候ところ
先々請け取らざる社家これ有り、島穴（島野）村
神主和田政右衛門方に本書留り
これ有り候、写し置くものなり。

御本社請け負い積り上り

一三間社流造屋根銅下地千木、鏝木まで
致し候て、雑（造）作仕上げとも残らず

右岩倉（指）図の通り絵図引き立て相違なく出来
指（差し）上げ申すべく候。

右手間代金三十二兩なり
ただし都合千六百工、百工につき二兩積り
この扶持米十六石なり
ただし俵に三十八俵

外に釘、かすがい、代金六兩三分

右のとおりござ候、もつとも手間代段々請け取り
申すべく候、扶持方は先だつて御渡し下されべく候。以上

延享元年
子 極月
八幡村棟梁
山口修理

善行
天羽主計殿

延享元年（1744） 若宮八幡神社旧蔵文書A4-24
本殿新築請け負い見積もり

御本社請け負い積り上りのこと

一三間社流れ造り屋根銅下地、千木、鏝木まで

致し候て、雑（造）作仕上げとも残らず

右御差（指）図の通り絵図引き立て相違なく出来

指（差し）上げ申すべく候。

右手間代金三十二兩なり

ただし都合千六百工、百工につき二兩積り

この扶持米十六石なり

ただし俵に三十八俵

外に釘、かすがい、代金六兩三分

右のとおりござ候、もつとも手間代段々請け取り

申すべく候、扶持方は先だつて御渡し下されべく候。以上

延享元年

子の極月

八幡村 天羽主計殿

八幡村棟梁

山口修理

奉寄進修復料田地事

一 高八石八斗五升余

但田畑合々町ノ反四畝七歩
入附米三石五斗三升七合七勺
以由年々米價高上三石也

酒井大學者知行所菊間村之内予越石持地所

右者當社神殿并瑞籬水門時鐘々樓々依令
新造之米々為修理料を寄進之者也此上
々々年々以此作徳米を以て可加修理也
至末々不可充實物々守可神物為
其以及葉 神前以傳子孫々也尚莫令貧
遠仍證狀此件

當社宮司

寶曆七年丁丑六月

根本大炊頭

胤瀧

上総菊間

八幡宮宝前

官園家子々孫々

宝曆7年(1755) 若宮八幡神社旧藏文書 A5-9
神殿等修復料田地寄進

寄進奉る修履(復)料田地のこと

一 高八石八斗五升余 ただし田畑合わせ一町一反四畝十七歩
入り付け米三十一俵二斗三升なり

この内高年貢地役出すべきこと

酒井大學知行所菊間村の内、予、越石持地所

右は当社神殿ならびに瑞垣(みずがき)、水(瑞)門、時鐘、鐘樓
等

新造立せしむにより、永々修理料としてこれを寄進奉るものなり。
しかる上

は年々この作徳米をもつて油断なく修理加うべし。もつとも
末々に至り質物にあててべからず、堅く相守り神物用うべし。

そのためこのたび神前に誓い、もつて子孫に伝えるものなり。な
お貪(むさぼ)り

違(たが)いせしむなかれ、よつて証状くだんのごとし。

当社宮司

宝曆七年丁丑六月

根本大炊頭

胤瀧(花押)

上総菊間

八幡宮宝前

官園家子々孫々

一札

一上総八幡宮石鳥居御造立五月未六月
拙者請け合月名月也建後約未六月
金二十兩請け取り大坂へまかり越し候ところ、日限までに出来致
さず
当春まで日延べ相願い、三月までにはせひ建て申すべき
段、申し上げ候えども難波候あいだ、家主までも御届け
成され候、畢竟(ひつきよう)石代金山本へ渡さざるゆえ積み出
しかね候
ゆえ、また先月二十五日大坂へ金子持参致し、このたびは
いよいよ急に積み越し候はずにごさ候あいだ、来る七月中にきつ
と建て申すべく候、右の段少しも相違ござなく候、何分
今日私親類にて加判相添え候ところ、よつてくだんのごとし。
八丁堀松屋町太郎兵衛店

明和元年

申六月十八日

石屋
請け負人 万三郎(印)
右同断 同
証人 五左衛門(印)

正長
天羽主計殿

明和元年(1764) 若宮八幡神社旧蔵文書A5-25
石鳥居造立の再日延べについて

一札

一上総八幡宮石鳥居御造立につき、去る未六月
拙者請け合い、同霜月までに建て渡し候約束にてすなわち手付け
金二十兩請け取り大坂へまかり越し候ところ、日限までに出来致
さず
当春まで日延べ相願い、三月までにはせひ建て申すべき
段、申し上げ候えども難波候あいだ、家主までも御届け
成され候、畢竟(ひつきよう)石代金山本へ渡さざるゆえ積み出
しかね候
ゆえ、また先月二十五日大坂へ金子持参致し、このたびは
いよいよ急に積み越し候はずにごさ候あいだ、来る七月中にきつ
と建て申すべく候、右の段少しも相違ござなく候、何分
今日私親類にて加判相添え候ところ、よつてくだんのごとし。
八丁堀松屋町太郎兵衛店

明和元年

申六月十八日

石屋
請け負人 万三郎(印)
右同断 同
証人 五左衛門(印)

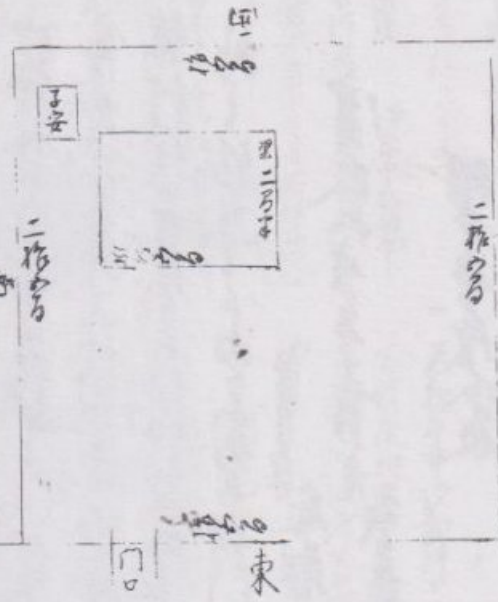
御社領代官

天羽主計殿

新義真言宗

繪図面

- 一 御朱印 若宮八幡宮社領二十石内配分
- 一 惣境内 二百六斗
- 一 寺建前 三百七十五坪
- 一 寺建前 十二坪半



石給島南、通當侍、建約圓、塚敷、建前模様
相違、寛政二年九月

寛政二年九月
寺社
御奉行所

寛政2年(1790) 若宮八幡神社旧藏文書A6-29
徳生院繪図面

新義真言宗

繪図面

- 一 御朱印 若宮八幡宮社領二十石内配分 二百六斗
- 一 惣境内 三百七十五坪
- 一 寺建前 十二坪半

(図中文字) (方位) 東西南北、(境内) 二十五間 十五間
(建坪) 桁行五間、梁二間半
子安、門口

右繪図面のとおり当寺建物間取り、坪数、建前模様
相違ござなく候。以上

寛政二戊年九月

寺社

御奉行所

上総国市原郡菊間村

徳生院

神樂殿或同窓同書年違り
 根下地先急修爲りて返却仕
 上工手間金五兩、扶持米
 五俵、釘代戸相除き申し候、
 念のためよつてくだんのごとし。
 寛政六年寅年十二月廿五日
 友藏 (印)

根本常陸介殿

寛政六年寅年十二月廿五日
 友藏 (印)

寛政6年(1794) 若宮八幡神社旧蔵文書A6-33
 神樂殿新築工事見積もり

一 神樂殿二間、四間垂木造り、茅屋
 根下地、御差図繪図面のとおり雑(造)作仕
 上げとも残らず、大工手間金五兩、扶持米
 五俵にて相極め、拙者請負い申し候ところ実正なり
 来る卯二月中まで出来致し候よう仕るべく候。
 ただし釘代戸相除き申し候、作料、扶持米等
 段々請け取り申すべく候、念のためよつてくだんのごとし。
 菊間大工

寛政六年寅年十二月 世話人
 友藏 (印)
 茂兵衛 (印)

根本常陸介殿

市文略

一 河内方も徳性院を潰し売り払い候段、
重々心得違ひ不調法につき、右寺は来る
九月まで、元のごとく河内方にて相立(建)て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。

一 徳性院、東漸院御朱印配当面の
徳米、年来河内方にて取り込み置き候分、およそ
四斗入り俵三百俵これ有り候につき、右徳米同人より
差し出し申すべきこと。

一 別当若宮寺へも無沙汰に自分勝手に
社木河内方にて売り木致し候段、心得違ひにつき
これまでの儀相詫び、以来決して社木売り木
致さず、若宮八幡社も元のごとく相直し
申すべき候。

一 徳性院、東漸院、地蔵院はおのおの
御朱印分配これ有る寺にて、本寺若宮寺
支配の儀に候あいだ、以来本寺へ相住まわせ、河内
方にて手まま仕りまじきこと。

一 天和年中御裁許仰せ渡され、若宮八幡
宮修復料、年々立ち会い勘定相立て
申すべき趣仰せ渡されごころ、河内方にて未熟に
致し置き候につき、これまた勘定取り調べ、なお以来は
年々別当立ち合わせ、勘定申すべきこと。

一 河内方も徳性院を潰し売り払い候段、
重々心得違ひ不調法につき、右寺は来る
九月まで、元のごとく河内方にて相立(建)て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。

一 徳性院、東漸院御朱印配当面の
徳米、年来河内方にて取り込み置き候分、およそ
四斗入り俵三百俵これ有り候につき、右徳米同人より
差し出し申すべきこと。

一 別当若宮寺へも無沙汰に自分勝手に
社木河内方にて売り木致し候段、心得違ひにつき
これまでの儀相詫び、以来決して社木売り木
致さず、若宮八幡社も元のごとく相直し
申すべき候。

一 徳性院、東漸院、地蔵院はおのおの
御朱印分配これ有る寺にて、本寺若宮寺
支配の儀に候あいだ、以来本寺へ相住まわせ、河内
方にて手まま仕りまじきこと。

一 天和年中御裁許仰せ渡され、若宮八幡
宮修復料、年々立ち会い勘定相立て
申すべき趣仰せ渡されごころ、河内方にて未熟に
致し置き候につき、これまた勘定取り調べ、なお以来は
年々別当立ち合わせ、勘定申すべきこと。

一 河内方も徳性院を潰し売り払い候段、
重々心得違ひ不調法につき、右寺は来る
九月まで、元のごとく河内方にて相立(建)て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。

一 徳性院、東漸院御朱印配当面の
徳米、年来河内方にて取り込み置き候分、およそ
四斗入り俵三百俵これ有り候につき、右徳米同人より
差し出し申すべきこと。

一 別当若宮寺へも無沙汰に自分勝手に
社木河内方にて売り木致し候段、心得違ひにつき
これまでの儀相詫び、以来決して社木売り木
致さず、若宮八幡社も元のごとく相直し
申すべき候。

一 徳性院、東漸院、地蔵院はおのおの
御朱印分配これ有る寺にて、本寺若宮寺
支配の儀に候あいだ、以来本寺へ相住まわせ、河内
方にて手まま仕りまじきこと。

一 天和年中御裁許仰せ渡され、若宮八幡
宮修復料、年々立ち会い勘定相立て
申すべき趣仰せ渡されごころ、河内方にて未熟に
致し置き候につき、これまた勘定取り調べ、なお以来は
年々別当立ち合わせ、勘定申すべきこと。

一 河内方も徳性院を潰し売り払い候段、
重々心得違ひ不調法につき、右寺は来る
九月まで、元のごとく河内方にて相立(建)て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。

六月

訴訟方
趣意書

前文略
一 河内方にて徳性院を潰し売り払い候段、
重々心得違ひ不調法につき、右寺は来る
九月まで、元のごとく河内方にて相立(建)て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。
一 徳性院、東漸院御朱印配当面の
徳米、年来河内方にて取り込み置き候分、およそ
四斗入り俵三百俵これ有り候につき、右徳米同人より
差し出し申すべきこと。
一 別当若宮寺へも無沙汰に自分勝手に
社木河内方にて売り木致し候段、心得違ひにつき
これまでの儀相詫び、以来決して社木売り木
致さず、若宮八幡社も元のごとく相直し
申すべき候。
一 徳性院、東漸院、地蔵院はおのおの
御朱印分配これ有る寺にて、本寺若宮寺
支配の儀に候あいだ、以来本寺へ相住まわせ、河内
方にて手まま仕りまじきこと。
一 天和年中御裁許仰せ渡され、若宮八幡
宮修復料、年々立ち会い勘定相立て
申すべき趣仰せ渡されごころ、河内方にて未熟に
致し置き候につき、これまた勘定取り調べ、なお以来は
年々別当立ち合わせ、勘定申すべきこと。

右
訴訟方
趣意書

一札のこと

當村八幡宮社僧地徳性院の儀、
御出訴成され候箇条のところ、今般一件和融
仕り候につき、東漸院、徳性院二か寺無住
中、作徳積み米百俵、神主河内方に
預かりこれ有り候につき、右米ならびに古寺払い代
金一兩一分右兩様をもつて、右徳性院再
造立致すべき段、貴院ならびに神主方より
御頼みにつき、右米代金ならびに金一兩一分、来る
九月中までに受け取り、同十月中までに徳性院
前々有形のとおり普請世話致し、右
期月どおり相違なく再造立仕るべく候、もつとも
諸入用の儀、寺出来致し候まで、過不足の儀、
立ち合い相調べ勘定仕るべく、後日のため一札
よつてくだんのごとし。

文化十二年七月

勝左衛門
喜八

菊間村六給惣代

文化十二年七月

菊間村六給惣代

名主

勝左衛門

同

喜八

八幡村

満徳寺様

八幡村

満徳寺様

一札之事

今般菊間村若宮八幡宮別当讓渡の儀につき、
別紙議定取り替わしのおりにて、職分冥加料として、
神主根本大隅方より金子三十兩八幡村若宮
寺へ助合差し出し申すべき筈なれども調金差し支え
候につき当金として只今金二十兩は同村山下左近方にて
預り置き、跡(後)金十兩はその御筋へ願ひ済み、帰村の上相
渡し申すべきはず相違これなく、もしまた願ひ済み相叶い申さざる
節は

右の金子神主大隅方へ急度(きつと)相返し申すべきはず
かつ出府諸入用の儀は大隅方にて遣ひ払い致すべき
旨取り極め、示談行き届き候につき、念のため連印一札
よつてくだんのごとし。

仍右如件
文久二年三月

八幡村
若宮寺
山下左近
根本大隅
天羽主計
東漸院

文久2年(1862) 若宮八幡神社旧蔵文書A9-10
別当寺讓渡一札

一札のこと

今般菊間村若宮八幡宮別当讓渡の儀につき、
別紙議定取り替わしのおりにて、職分冥加料として、
神主根本大隅方より金子三十兩八幡村若宮
寺へ助合差し出し申すべき筈なれども調金差し支え
候につき当金として只今金二十兩は同村山下左近方にて
預り置き、跡(後)金十兩はその御筋へ願ひ済み、帰村の上相
渡し申すべきはず相違これなく、もしまた願ひ済み相叶い申さざる
節は

八幡村
八幡宮別当
若宮寺(印)
同社兩行司
山下左近(印)
菊間村
八幡宮神主
根本大隅(印)
同社役人
天羽主計
同社僧
東漸院(印)

若宮寺、満徳寺兩門徒覚え

両門徒の覚え

一若宮寺門徒拾貳箇取

寺中

長壽院

東善院

福壽院

宝珠院

徳性院

以下七か所は若宮寺の寺中にてあるといえども若宮寺と同所満徳寺両方の支配なり

圓任院

東善院

圓通寺

宝蔵院

廣徳院

神王院

安養院

四か寺円福寺本末帳ござ候
あいだ書き写し取るものなり

一若宮寺門徒十二か所

寺中

長壽院

菊間

東善院

同

福壽院

同

宝珠院

同

徳性院

以下七か所は若宮寺の寺中にてあるといえども若宮寺と同所満徳寺両方の支配なり

円住(寿)院

東覚院

菊間

円通寺

元禄年中 戒制(誓)寺と改む

宝蔵院

四か寺円福寺本末帳ござ候
あいだ書き写し取るものなり。

廣徳院

神王院

安養院

月日

佛觸達し字

此處新 沖一 新石清水字依箱崎小
八幡大菩薩の御名を以て八幡大神と
奉り奉る候に 佛触を奉る

中古以来 其権現或は牛頭天王と稱せ
る外 佛触を以て神号と稱せし神号に
佛触を奉る候に 佛触を奉る

勅祭の神社伺の上 改め申すべし
勅額未だ 申す候に 文伺の上
御沙汰は 申す候に 裁別は
佛触を以て 神号と稱せし神号に
佛触を奉る候に 佛触を奉る

本地佛に唱え佛触を奉る候に
佛触を奉る候に 佛触を奉る候に
早に 佛触を奉る候に

今般
王政復古 旧弊御一洗あらせられ候に付き
諸國神社に於て 佛触を奉る候に

慶応4年(1868) 若宮八幡神社文書写し
神祇事務局、御触れ達しの写し

御触れ達しの写し

このたび御一新につき、石清水、宇佐、箱崎等
八幡大菩薩の称号止めさせられ、八幡大神と
稱し奉り候よう仰せ出され候こと。

中古以来、某権現あるいは牛頭天王(こずてんのう)等と稱し、

その外仏語をもつて神号に相稱し候神社

の由緒巨細(こさい)に書き付け早々申し出べく候こと。

ただし

勅祭の神社、伺いの上相改め申すべしこと。

勅額等これ有る向きはこれまた伺い出、その上にて

御沙汰あるべく候、その余の社は裁判、鎮台、

領主、支配等へ申し出べく候こと。

仏像をもつて神体と致し候神社、以来

申し(出で)べく候こと。

付けたり

本地仏等と唱え、仏像を神前に懸け、あるいは

鑄口、梵鐘、仏具等の類差し置き候分は

早々取り除き申すべしこと。

今般

王政復古、旧弊御一洗あらせられ候に付き、

諸國神社において僧形にて別当あるいは

社務書に於ては、僧侶の儀は、
復飾の儀、余儀なく差し支えの分は申し出べく候。
世に於ては、
別表に於ては、
位階返上は、
沙汰あらせられべく候あいだ、
浄衣にて勤仕いたすべく候こと。
右の通り相心得、復飾いたし候わば
当局へ届け出申すべきものなり。

社務書に於ては、僧侶の儀は、
復飾の儀、余儀なく差し支えの分は申し出べく候。
世に於ては、
別表に於ては、
位階返上は、
沙汰あらせられべく候あいだ、
浄衣にて勤仕いたすべく候こと。
右の通り相心得、復飾いたし候わば
当局へ届け出申すべきものなり。

辰三月 神祇事務局

今般

諸国大小の神社において、神仏混淆の儀は御廃止に相なり、別当、社僧の輩は還俗の上、神主社人等の称号に転じ、神道において勤仕致すべく候、もしまたよんどころなく差し支えこれ有るか、仏教信仰にて還俗の儀止むをえざる輩は神動相止め立ち退き申すべきこと。
ただし還俗の者、僧官返上はもちろんに候、官位の儀は追って御沙汰これ有るあいだ、当分のところ、風折れ烏帽子、浄衣、白差し貫着用勤め致すべく候こと、
これまで神職相勤めおり候席順の儀はそれぞれ伺い出申すべきこと。

社僧等と相唱え候輩は、復飾仰せ出され候あいだ、復飾の儀、余儀なく差し支えの分は申し出べく候。この段相心得べく候こと。
ただし別当、社僧の輩復飾の上はこれまでの僧位、僧官返上はもちろんに候、官位の儀は追って沙汰あらせられべく候あいだ、当今のところ衣服は浄衣にて勤仕いたすべく候こと。
右の通り相心得、復飾いたし候わば当局へ届け出申すべきものなり。

辰三月 神祇事務局

今般

諸国大小の神社において、神仏混淆の儀は御廃止に相なり、別当、社僧の輩は還俗の上、神主社人等の称号に転じ、神道において勤仕致すべく候、もしまたよんどころなく差し支えこれ有るか、仏教信仰にて還俗の儀止むをえざる輩は神動相止め立ち退き申すべきこと。
ただし還俗の者、僧官返上はもちろんに候、官位の儀は追って御沙汰これ有るあいだ、当分のところ、風折れ烏帽子、浄衣、白差し貫着用勤め致すべく候こと、
これまで神職相勤めおり候席順の儀はそれぞれ伺い出申すべきこと。

二十四日

大政官

一王政一新に御座り候に、官卿、諸侯ならびに

諸社寺院等領地高の儀御改め

仰せ出され候あいだ、これまで旧幕府より請対の

判物、急々御用これあるあいだ、同国事務局へ

差し出し候よう仰せ出され候こと。

閏四月

太政官

一王政御一新に付いては、官卿、諸侯ならびに

神社寺院等領地高の儀御改め

仰せ出され候あいだ、これまで旧幕府より請対の

判物、急々御用これあるあいだ、同国事務局へ

差し出し候よう仰せ出され候こと。

閏四月

神祇事務局

主四月

神祇事務局

別紙の通り神祇道の達し向き等国々触れ頭

等未だ取り極めざることに付き、その藩々より相達せられるべく候

こと。

神職の者、家内に至るまで神葬祭に相改め

申すべきこと。

今般、別当、社僧還俗の上は神職に立ち交り

候節も神勤順席等、まずこれまでの通り相心得

申すべきこと。

閏四月

神祇事務局

諸国神職へ

神祇事務局

諸山住持の儀、これまで朝廷へ願ひ出候向きは

もちろん、その地(他)旧幕府において許状を請け来たり候諸寺

においても、向後太政官代へ願ひ出べく候こと。

諸末寺住職の儀は本山より伺いの上、本山より

申し付けべく候こと。この外寺院触れ数か条これを略す。

寺揚一札

今般拙僧儀、別紙をもちて申し上げ候とおり扱(よんどころ)なき次第につき
福寿院事務留守居に相成り候につき東漸院
寺揚仕り候、よりては書き上げ候外買掛、借財など
一切ござなく候。後日のため寺揚一札、よつてくだんのごとし。

明治元辰年十一月

東漸院



根本大隅様

明治元年(1868) 若宮八幡神社旧蔵文書A9-14
別当寺住職、寺揚一札

寺揚一札のこと

今般拙僧儀、別紙をもちて申し上げ候とおり扱(よんどころ)なき次第につき

福寿院事務留守居に相成り候につき東漸院

寺揚仕り候、よりては書き上げ候外買掛、借財など

一切ござなく候。後日のため寺揚一札、よつてくだんのごとし。

若宮

東漸院

宥実(印)

根本大隅様

明治2年(1869) 若宮八幡神社旧蔵文書A9-21
神王院廃止につき弟子の復飾神務について

菊間村一札

當村鎮守日吉山王神社は白鳳年中より
神王院別當職相勤め奉りて今般旧弊
御一新につき、神仏混淆御廃止の御趣意謹みて
承伏奉り、同院儀、復飾神務仕るべきのところ、老衰に及び候て
神職相勤めかね候あいだ、弟子専龍儀は神道懸望につき、
小嶋右京と改名致し、神務仕りたき由、その
御筋へ願ひ上げ奉り候ところ御採用に相成り、このたび貴家様へ
隨身神務致させたま旨、世話人弥左衛門をもつて門入頼み上げ候
ところ
早速御聞きすみ成し下されありがたき仕合せに存じ奉り候、しか
る上は神職道
御社法いささかも違背致し申しまじく候、後証のため頼み一札
差し上げ申すところよつてくだんのごとし。

明治二己巳年
六月

府中
神王院
小嶋右京
能満村世話人
同村名主

菊間村
根本大隅様

本寺
相違なき候、奥印仕度、以上



差し上げ申す頼み一札のこと

一 当村の鎮守日吉山王神社は、白鳳年中より
神王院別當職相勤め来たり候ところ、今般旧弊
御一新につき、神仏混淆御廃止の御趣意謹みて
承伏奉り、同院儀、復飾神務仕るべきのところ、老衰に及び候て
神職相勤めかね候あいだ、弟子専龍儀は神道懸望につき、
小嶋右京と改名致し、神務仕りたき由、その
御筋へ願ひ上げ奉り候ところ御採用に相成り、このたび貴家様へ
隨身神務致させたま旨、世話人弥左衛門をもつて門入頼み上げ候
ところ
早速御聞きすみ成し下されありがたき仕合せに存じ奉り候、しか
る上は神職道
御社法いささかも違背致し申しまじく候、後証のため頼み一札
差し上げ申すところよつてくだんのごとし。

明治二己巳年
五月

府中
神王院(印)
小嶋右京(印)
能満村世話人
弥左衛門(印)
同村名主
吉重(印)

菊間村
根本大隅様

前書のとおり相違ござなく候、これにより奥印仕り差し上げ候。
以上

本寺
釈蔵院(印)

乃心宗書者 所領分

所領分 宗書者 所領分

一月より 宗書者 所領分

指図 宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

明治二〇〇五月

所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

宗書者 所領分

所領分

明治2年(1869) 若宮八幡神社旧蔵文書A9-17 宗旨人別調印につき願書

恐れながら書付をもつて御願ひ申し上げ奉り候

御領分菊間村百姓留五郎、吉松、太郎吉、謙吉四人の者ども

一同申し上げ奉り候、当村社家市川掃部別家にてこれまで地藏

院

檀家にこれあり、もつとも当社祭の節社中も手少なく旁(かた

がた)社用手伝い

まかりおり候あいだ、おいおい免許頂戴の上社務仕りたき所存、

しかるところ

今般御改政御趣意につき、右寺院改名相統相立て候あいだ

急速宗旨人別調印に確(はたと)差し支えほとほと当惑仕り、

これにより

右宗門人別調印の儀は、神主方へ相頼み差し上げ奉りたく

存じ候あいだ、なにとぞ右の段、格別の御慈悲をもつて御採用

御聞き済み成し下し置かれ候わば、重々ありがたき仕合せに存

じ奉り候。以上

御領分

上総国市原郡

菊間村

願人惣代

謙吉(印)

名主

太重郎(印)

明治二巳年五月

八幡民正(政) 飯

御役所

御支配所 菊間村

御支配所 菊間村 根本大角 申上

去る九月中より八幡宿八幡宮別当復飾差しもつれについて

去る九月中より八幡宿八幡宮別当復飾の儀につき

差し纏れに相成り候あいだ、私儀一社同様双方懇意の

間柄ゆえ見るに忍びず、このたび取り扱いに立ち入り内済熟談

致させたく、先だつて中より懸けあい中のところ、今般その御筋よ

り

急々御呼出しの趣、承知かしこみ奉り候えども、市川三郎儀

病氣にて、右掛け合い向き差し支えの儀もござ候あいだ、なにとぞ

今日より十日の内御日延べ御猶予願ひ上げ奉りたく、もつとも

その内情(精)々掛け合いを遂げたく存じ奉り候あいだ、この段御

聞き済み

成し下し置かれたく、偏(ひとえ)に願ひ上げ奉り候。以上

明治二巳年十二月

御支配所

菊間村

神主 根本大角(印)

菊間藩

社

御役所

明治2年(1869) 若宮八幡神社旧蔵文書A9-118
飯香岡八幡宮別当復飾差しもつれについて

恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候

御支配所菊間村神主根本大角申し上げ奉り候、

去る九月中より八幡宿八幡大神別当復飾の儀につき

差し纏れに相成り候あいだ、私儀一社同様双方懇意の

間柄ゆえ見るに忍びず、このたび取り扱いに立ち入り内済熟談

致させたく、先だつて中より懸けあい中のところ、今般その御筋よ

り

急々御呼出しの趣、承知かしこみ奉り候えども、市川三郎儀

病氣にて、右掛け合い向き差し支えの儀もござ候あいだ、なにとぞ

今日より十日の内御日延べ御猶予願ひ上げ奉りたく、もつとも

その内情(精)々掛け合いを遂げたく存じ奉り候あいだ、この段御

聞き済み

成し下し置かれたく、偏(ひとえ)に願ひ上げ奉り候。以上

明治二巳年十二月

御支配所

菊間藩

社寺御役所

神主 根本大角(印)

飯香岡八幡宮文書

八幡・飯香岡八幡宮文書⑤ 市原市八幡1057

「飯香岡八幡宮文書」の第5回。当社社伝は白鳳4年（7世紀後半）「二国一社」の八幡宮として勧請、また天平宝字3年（759）全国放生の地に勧請された「国府八幡宮」の一つともいう。一方、学術的には、上総国府近く産土神（うぶすながみ）として成立、平安時代後期の「石清水八幡宮上総市原別宮」、室町時代の「市原庄八幡宮」後身と考えられている。

現在地への移転時期は未詳、一般に室町中期とされるがさらに溯る可能性もある。往古、国守、朝武の崇敬厚く、中世は源氏、千葉氏、北条氏、足利氏など武士団の信仰を集めた。江戸時代は家康以下、徳川家歴代將軍から150石の朱印地を拝領、格式10万石の待遇を受けたという。

昭和50年度の「市原市史近世文書調査」で182点の伝来文書を保管、当会は市川一夫宮司の全面協力のもと原本解説を進めている。今集は近世文書調査外の「上麻惣社飯香岡八幡宮由緒本記」「八幡宮伝記、大永3年の写し一巻」のほか、当社旧蔵文書の所有者である市内姉崎・榑原義久氏のご厚意で、天正4年「原胤栄印判、八幡宮造営諸郷勸進状」同9年「原胤栄印判、八幡の郷守護不入、新市のこと」、天正18年「豊臣秀吉禁制」、同19年「徳川家康判物」以下、歴代將軍朱印状（一部写し文書か）を紹介する。

飯香岡八幡宮由緒本記（原本）（元禄10年Ⅱ豎帳）

〃 山下庸盛写本（市川本店本写真）（元文3年Ⅱ豎帳）

飯香岡八幡宮の基本資料である「由緒本記」は当社が保管する元禄10年8月吉辰日の「原本」と、昭和7年の写本の2点と、八幡・市川本店が所蔵した元文3年山下庸盛写本写真が現存する。山下写

本は残念ながら原本を散逸したが、「元禄10年8月吉辰日、山下左兵衛介庸盛写し、元文3年3月祥日同姓源庸盛再写し」と成立の経緯を記している。

明治3年菊岡御藩御役所あて飯香岡八幡宮「神社由緒など取り調べ差し出し帳」によれば社家・山下堅治、社領分配、高6斗4升3合、同家墓碑は「第1代源庸明、従五位上前兵庫少輔、正暦4年3月20日卒す、庸明彦と号す。天慶9年（946）東州に下り上総国八幡山の下に住し、飯香岡八幡宮の祠官に任じられる。爾来山下の庸明と名乗り、後世この称号をもって氏と定む」、以下40余代におよぶ当主名を刻んでいる。

飯香岡八幡宮原本と山下写本は、誤字、脱字、いいまわしなどの微妙差がみられるもののほぼ同文であり、本集では飯香岡社の「原文」を解読し、意識して書きたした「後書き」を併記した。

前半は神話の時代。天照皇太神（あまてらすおおみかみ）の皇国誕生に続き、日本武尊（やまとたけるみこと）が東夷征伐の途中当地「御影山」に着陣され、「飯の香りしごくよろし」とのたまわれたのが「飯香岡」の地名となる。白鳳4年、天武天皇の勅願で「一国總社」の八幡宮を造営、以下源義家、源頼朝、千葉常胤の社領寄進などを記すが、「神話」的「伝承」としてまとめられていることに加え、文体が古語体や祝詞（のりと）文で構成され、難解のため今後の研究課題とした。

今回書き出した後半への移行部分には「八幡宮由来本記録、古来伝書は文明事実に止まる。その間数百年を歴（ふる）によりて紙面蟲腐（ちゆうふ）文字多く、わかりがたきところこれあり、よりていまこれを正し、社伝の書に小冊に註写す」と断り書きがある。

また、以後、文体が一転し、徐々に「史実年表」としての形態を整えている。主な項目を拾い、一部を補足考察した。

天文2年（1533）3月Ⅱ無量寺へ当社境内を分け遣わす。これにより石清水より寺をこの所に移す

無量寺々々伝による創建は「白鳳元年、漁師の危急を救って海中よ

り出現した阿弥陀如来像」を本尊としたことに始まる。移転伝承に諸説、『市原郡誌』は「源頼朝公神勅」とし、「元地をもつて古屋敷と称し、いまに鎮守稻荷の一社を存せり」、また飯香岡社文書63の「八幡村絵図」は、現在「鶴舞街道」J R線あたりに「無量寺古ヤシキイナリ」を記している。

天文7年(1538) 足利義明「国府台の戦い」敗死により「御所」を取り払い、跡地に「白幡権現」を勧請

『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図』による「八幡御所跡」は現在「ジョイフル本田」の地で、周囲に白幡神社も現存している。昭和56年に発掘調査が行われたが遺跡は確認されず、また真里谷武田氏に招聘された「古河公方」足利政氏の2男義明(小弓公方)が、八幡御所から小弓城を攻略したとする「通説」も年代が整合していない。しかし、天保9年の五所村『村差し出し書上げ帳』は「古城跡除地、足利義明居城の由申し伝えにござ候」と、除地が公認されている。地名も御所そのものであり、義明に関するものならぬかの施設があったことは間違いないといえよう。今後の研究解明に期待したい。

永禄2年(1559) 3月 千葉親胤ほか一の鳥居を寄進

元亀2年(1571) 織田家の軍兵発、神領召し上げられる

小弓公方後の八幡、五井地区は小田原北条氏の分国、白井原氏の支城・小弓城の支配下にあったが、元亀2年、上総から下総を窺う安房里見氏の攻撃を受けて落城した。原氏所領にあった八幡地区が戦火にまみれたことは考えられるが、織田氏との関わりは不詳、神領を召し上げられたとする根拠は明確でない。

天正4年(1576) 6、9月 八幡宮造営のため北条家へ「諸郷勅進」を願ひ出て免状頂戴

「勅進」は社寺建立のために募金することをいう。これより先、北条氏は上総に侵攻し、白井原胤栄が小弓城の旧領を復活して支城としていた。八幡宮は荒廃した境内建物の再建をめざす。「諸郷勅進御免の儀、国守北条氏に願ひ出奉るところ、御城代北条治

部少輔(氏秀)、遠山左衛門尉(康英)、当社の由緒その外(中略)ことごとく御尋ねあらせられ、早速「御免許」を頂戴したと述べている。「御免許」原本は市内姉崎の榊原義久家に現存、後出、天正9年「守護不入、新市免状」などとともに、本集カラーページと本文で紹介した。「上総州八幡宮造営すべき趣、肝要に候」に始まる本文の後、年月日、胤栄の印文「栄」、奉者は斎藤善七郎(胤次)が務めている。

天正9年(1581) 7月 当社造営のため「守護不入」と「新市免状」を頂戴

「守護不入」は守護がその地域に立ち入って罪人を逮捕したり、租税を徴収したりすることができないことをいう。室町幕府の制度であった「守護」が「戦国大名」にとつて代わられていく、時代を象徴した言葉でもあった。「押し買い」「狼藉」の禁止、「郷中商人諸役(税)」免除などの門前町保護政策は、八幡宿の町場を作り、のちに近世宿場町、港町へと発展していくことになる。免状印文の「大吉宝久」は原胤栄、奉者の刑部少輔は原胤之、谷沢丹波守は貞儀といった。

天正18年(1590) 3、5月 「小田原征伐」の徳川家康陣中に由緒、神領略絵図を差し出し、「禁制証文」を頂戴

関白、太政大臣に昇進、武力による「天下統一」をめざす豊臣秀吉は最後まで抵抗する小田原北条氏を20万の大軍で攻めた。八幡宮が徳川家康に由緒などを提出したとする3月13日、家康は秀吉の来陣を待つて沼津に帯陣していた。窓口の御用掛・青山藤藏(忠成)はのち上総、下総1万6千石、初代江戸町奉行を勤めた。家康自身、関東入府以前から千葉・大塚寺安普上人と密接な書状交換を行なうなど、周到な事前工作を窺わせている。

5月「家康様御上意につき相州小田原御陣所へ召し出され、御目見得の上、御祈願所に仰せ付けられ、向後乱暴の儀これなきよう御禁制御証文頂戴仕り候」とある。3月29日「箱根山」を押し切った秀吉は4月中ごろには小田原城を完全包囲、一方で関東の

支城を次々に攻略して行った。下総、上総は木村重高と浅野長政を大将に、家康武将の本多忠勝、鳥居元忠、平岩親吉ら2万、道案内は北条氏勝であった。忠勝の「寛政譜」は「江戸、佐倉、土気、長南などの諸城をくだし、進んで岩槻の城を攻める」とするが、臼井原氏領に触れていない。胤栄は前年12月に死去、嫡子・吉丸が後継するが幼く、小田原城に参陣することなく臼井城で「不戦開城」している。家康の「事前工作」の影響も推測される。秀吉朱印の「禁制」は軍の乱暴、狼藉、放火、一般市民への無理押しなどを禁止するもので、同文禁制が木更津市真里谷・真如寺、同市請西・長国寺、長南町・長福寿寺、一宮町・観明寺などに保存されている。

7月5日籠城を続けた北条氏が降伏、氏政と弟氏照が切腹して北条氏は滅亡、千葉宗家も運命をともにした。一方原吉丸はのち家康に取り立てられて1千石を与えられたが、その子主水がキリシタンとして追放され、千葉忠常に始まる名門一族が滅びた。

天正19年(1591)10月家康から神領150石を拝領
天正18年8月、北条氏の旧領は家康に与えられた。翌19年八幡宮は家康から神領150石の「判物」を拝領。以後代々將軍に引き継がれて明治維新におよぶことになる。「寄進、八幡宮、上総国市原郡八幡郷内150石のこと」「いよいよ武運長久の精誠をぬきんでことにもつばら祭祀をすべき」とある。

天正20年(1592)2月禁制高札、境内構えの堀割り
「境内構えの堀割り」は、水堀、土塁、虎口の3点セットをいい、城づくりに準じた。観音町側に土塁残欠と暗渠となった水堀が現存、「禁制高札」は現在「八幡第一ホテル」の地に建てた。

8月家康が太刀1振りを寄進
銘文に「大納言源家康、武運長久、とくは今度唐入り早速凱陳、丹誠の旨趣、上総国市原郡八幡宮寄進奉るものなり」と年月、使者・本多弥八郎正綱を刻む。秀吉の「朝鮮出兵、文祿の役」に肥前・名護屋に出陣した家康が、武運長久祈願の奉さいとして寄進

したもので、使者は当時八幡村を所領した若き日の本多正純、のち宇都宮10万石、秀忠の主席老中にすむが、謀反の疑いで失脚することになる。

文祿3年(1594)3月、永井直勝、当社幣殿、拝殿ほかを修復、寄進

慶長2年(1597)霊応寺、社務は4坊年番とする
寂光坊は菊間若宮神社の社務で若宮寺を号す。この年社僧務所を造立、護摩堂また経堂といった。

19年5月本多正信、正純、永井尚政3給地頭方蔵地造立、御蔵米運送みお割りのため貸し地

元和元年(1615)9月衆徒方検地を実施

2年4月家康薨御(こうぎよ)、東照大権現となり御神忌祭祀を執行

3年5月2代將軍秀忠から御朱印下し置かれる
寛永7年(1630)5月秀忠、家光日光社參、武運長久を祈禱

13年11月3代將軍家光から御朱印を拝領
承応2年(1652)8月汐ごり清め場大鳥居再建

明暦元年(1655)10月梵鐘を铸造
寛文2年(1662)9月氏子13名、石の水鉢を寄進

5年7月4代將軍家綱から御朱印を拝領
延宝6年(1678)8月付け祭りを隔年開催とする

天和3年(1683)社僧・円蔵坊数年来無住で、代役を寂光坊が兼帯し靈応寺とも若宮寺とも称した。

貞享3年(1686)5月八幡住・田中佐助ほか、木造隨犬(こまいぬ)一対を寄進

元禄4年(1691)8月本宮幣殿、拝殿立て直し新造立、八幡村領主・堀、大久保両家、氏子などが寄進

8年6月当所住人・杉井常政、御影社再建、寄進、10年6月、当社みず垣を再建、寄進

などを記している。

なお、天皇の代数を巡っては歴史的な変遷があり、明治3年に大友皇子が弘文天皇と諡号（しごう）が追贈され、九条廃帝に仲恭天皇の諡号が追贈された。明治44年には明治天皇の裁定により、南朝2代（後村上天皇、後龜山天皇）が正当な天皇とされ、それ以前の96代光厳天皇から100代後円融天皇まで5代は北朝5代として正統から外した。大正15年に大正天皇の裁定により寛成親王に長慶天皇、と追贈されて現在の歴代天皇が定まった。由緒本記に記されている天皇の代数と現在定められている代数が異なるのはこうした経緯によっている。

飯香岡八幡宮伝記（大永3年写しⅡ巻紙）

上袋の標題は「大正15年6月、千葉県史料展覧会出品 上総八幡町八幡宮伝記、大永3年の写し一巻」を記し、印鑑「川上規矩」を刻んでいる。私立南総学校を創設、「地域教育者の父」と慕われた川上南洞氏が、大正15年に行われた県の史料展覧会「出品展示品」として上書きしたことを示している。

室町中期以来、連綿と飯香岡八幡宮の「柳橋神事」を支えた「五所御三家・中嶋家」に伝わった「飯香岡八幡宮伝記」とされ、天平宝字7年2月作成、「右伝記、古来より伝わり、年古く破損におよび、よって今般書き替え写し置くものなり」、「中嶋要人丁弘堯末孫、執事・中嶋三郎治、ときに大永3年8月15日書」と作成の経緯を記すが、作成年代はかなり新しそう。その後の変遷をへて近年、飯香岡八幡宮社に寄贈された。

「伝記」は、白鳳2年春、朋友の中村、浅野、中島の3人が藤ぬま岡の花見で「これより都に上り古都の神社に詣でて、筑紫のかたをも巡拝せばや」と相談することから始まる。阿須波神社から発足、筑前の宮崎八幡宮で「汝らに神前の大玉籤と柳の神橋を授く」との「神告」をこうむる。3人は柳の橋を筏として神宝を遷して流す。それより帰路を急げば、着野が原（現在のスーパードイツ）の入り江で奇しき光を放つ神宝を見つける。おのおの悦び限りなく、

藤ぬま岡に仮殿を営み、同4年着野が原に宮地を定め、宮祠を造営して遷宮した。天平宝字7年、国守・日高弾正忠の金穀寄進を受けて宮柱太く建てるものなり。と成立の経緯を記している。

神社の「正史」として扱われてきた「由緒本記」では柳橋の由来などは語られていない。柳橋を直接奉仕して永く伝えられてきた「五所御三家」の伝承を記した本書は光善寺薬師如来縁起などの市原地区の伝承とともに「柳橋神事」を考える上で貴重である。さらに登場する日高弾正なる人物は本書のほかは郡本八幡宮に伝来したとされる御正体の懸け仏の銘に確認できるのみであり、本伝承と掛け仏の銘分との関わりについて今後の研究が期待される。銘文の年号より本書の成立期もある程度推測でき、現在地に社殿を営んだ時期を考える上で重要な示唆を与えるだろう。

姉崎・柳原義久家文書Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書

- ① 原胤栄印判状（天正4年）
- ② 原胤栄印判状（天正9年）
- ③ 豊臣秀吉禁制（天正18年）
- ④ 徳川家康判物（天正19年）
- ⑤ 徳川秀忠朱印状（元和3年）
- ⑥ 徳川家光朱印状（寛永13年）
- ⑦ 徳川家綱朱印状（寛文5年）
- ⑧ 徳川綱吉朱印状（貞享2年）
- ⑨ 徳川吉宗朱印状（享保3年）
- ⑩ 徳川家重朱印状（延享4年）
- ⑪ 徳川家治朱印状（宝暦12年）
- ⑫ 徳川家斉朱印状（天明8年）
- ⑬ 徳川家慶朱印状（天保10年）
- ⑭ 徳川家定朱印状（安政2年）
- ⑮ 徳川家茂朱印状（万延元年）

上麻惣社飯香岡八幡宮由緒本記

夫飯香岡御宮古語傳記亦曰上麻止云國号乎發留其

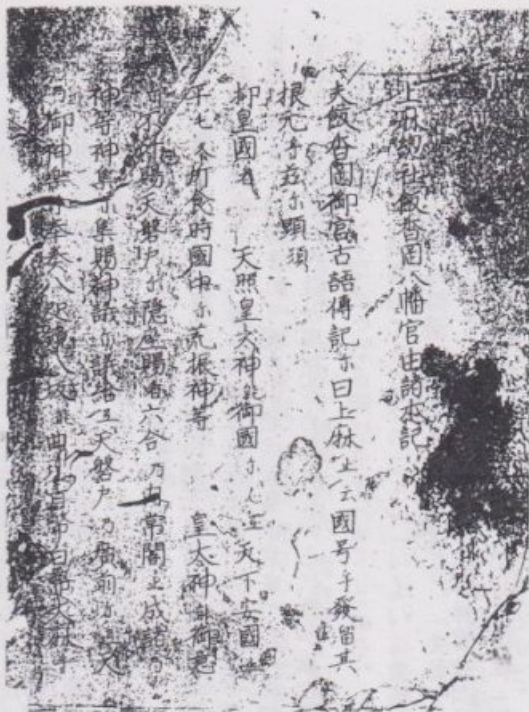
根元乎茲亦顯頌

抑皇國者 天照皇太神能御國亦志天下安國止

平毛久所知食時國中亦荒振神等 皇太神能御意

亦不叶賜天磐戸亦隱座賜者六合乃内常闇止成諸

神等神集亦集賜神議亦議給皇天磐戸乃廣前亦皇天



市川本店写本=第1ページ

飯香岡八幡宮原本=第1ページ

元禄10年(1697) 飯香岡八幡宮文書
元文3年(1738) 市川本店本、山下齋盛写本(写真)
上総總社飯香岡八幡宮由緒本記

上麻(総)惣社飯香岡八幡宮由緒(緒)本記

それ飯香岡御宮、古語伝記に曰(いわく)、上総という国号を
発するその根元をここに顯(あらわ)す。

そもそも皇国は天照皇太神の御国にして天下安国と

平らけく所、知ろしめす時、国中に荒振(あらふる)神等、皇太神

(すめおかみ)の御意(みこころ)

に叶わず賜(たまひ)て、天(あめ)の磐(岩)戸に隠れ座(まし)

たまわば

六合(くに)の内、常闇(とこやみ)と成り、諸(もろもろ)の

神等神集(かんつどい)に集まりたまひ、神議に議(はかり)たま

いて天の岩戸の広前(ひろまえ)にて天

の御神楽を奏で奉る。(以下巻頭の「古語伝記」を省略しました)

人皇百一代後小松院御坐 至德元年甲子年九月

大政大臣征夷大将軍源朝臣義滿公當社唐御傍御
被為在御祈願感履成託亦依王御冥助為執事堂社
御神興四社新造立奉寄進者也

御神興四箇奉試 奉行 上中務入道禪助

社家執行善國

左 右衛門尉宗正

右於錄會法華堂下中小路新造立之也

至德元年甲子年九月八日

右御神興四社新造立御寄進為御代堂上樞中務入
道禪助御越被為有王奉神納此時當社乃格式御神興
海面幸行汝垢雜場降地御定殊亦可專祭祀之得御免
被仰付嚴重之祭禮執行有之其次第
御神興幸行之時者夷狄降伏之例亦依其一番亦柳次

太鼓社家一人馬乘次猿田面獅子舞次四神幡役人次
柳幡役人發言固次御神興四社幸行乃左右甲田武者八
騎各々鉾持持警言固同音樂乃者其中亦列發御神興
守押乃者清淨之者擇足為帽子白張着用一社亦付十
六人完奉守押神司官人者裝束改棄物又者馬乘亦
且供奉役人共者赤上下着用亦且數言固是事律
藉燕之様申渡其旨相守利供奉願

又氏子中亦且所祭禮號号夫差上唱音曲様々神踊

申樂舞樂修行御神興幸行乃跡亦引續郷中警衛之
右之條々祭支之吉趣年々可為執行古嚴重亦被仰祈
者也

但柳幡役儀者氏子市原村江申所伐採檢中造立同
村役人數固亦且氏子當番役江渡利當役兼市原村
役人數固亦且當神前江奉試社家受取御神興江是
奉試右敬固役乃者江神酒為致有載
又馬役之儀氏子市原打馬谷并合鄉亦且勤之

右之通御祭禮御定式御免被仰祈候依之每年八月十
四日并理十六日追大祭可為執行當日有諸家之雖為
御用止性未通行并留但外道有之村役人業内之人
馬人足纏立有濱野村并理五井村江纏立當日者郷中
諸役御免之儀且神支中諸役村々無差支可相勤之旨
一同嚴重亦被仰祈候所如件

至德元年甲子年九月

至德元年（1384）足利義滿寄進、みこし新造立關係

（解説は省略しました）



柳橋神事



一の宮神興

敬白八幡宮由緒本記録古來傳書者文明事實
止當其間數百年平歷亦依五紙面盡書文字多
難分所有之仍至今正之社傳之書平小冊註馬
須難然為誤誤事有武備又文明以來之記録其
後亦謹而按定訖

當御神領境内表海邊通使西北江貳百七十間

裏通使東南江貳百九十間也往昔平理境内有米之間
地也然亦天文二癸巳年三月右境内間地之内豎五十
五間三尺横六十五間四尺故有是宝樹坊寺地也別遣
領者也其由縁者此所者往古平利當社神官衆葬祭の
靈場地亦有之然亦去寶康正二丙子年四月十二日千
葉介平康胤同息胤持主從數多討死有之依是右境内

之内故有是天文二年寺境内不令遣使依之字清水寺
利寺乎此所江移則信樂山宝樹坊無量寺と号す

人皇百六代後奈良院御宇天文二癸巳年十二月晦日
勅宣之旨趣 神祇官領長上家より御執 違被為右
處則其御文也

唯一宗源神道行事條々已下殊諸社勸請案書

市川本店写本

元文3年

敬白八幡宮由緒本記録古來傳書者文明事實
止當其間數百年平歷亦依五紙面盡書文字多
難分所有之仍至今正之社傳之書平小冊註馬
須難然為誤誤事有武備又文明以來之記録其
後亦謹而按定訖

當御神領境内表海邊通使西北江貳百七十間
裏通使東南江貳百九十間也往昔平理境内有米之間
地也然亦天文二癸巳年三月右境内間地之内豎五十
五間三尺横六十五間四尺故有是宝樹坊寺地也別遣
領者也其由縁者此所者往古平利當社神官衆葬祭の
靈場地亦有之然亦去寶康正二丙子年四月十二日千
葉介平康胤同息胤持主從數多討死有之依是右境内

移則信樂山宝樹坊無量寺と号す
人皇百六代後奈良院御宇天文二癸巳年十二月晦日
勅宣之旨趣 神祇官領長上家より御執 違被為右
處則其御文也

敬(つつ)しみて白(もう)す、八幡宮由緒本記録、古來伝書
は文明事実に
止まる。その間數百年を歴(ふる)によりて紙面蟲腐(ちゆう
ふ)文字多く、
分かりがたきところこれあり、よつて今これを正し、社伝の書
を小冊に註写
す。しかるといへども謬誤(びようご)なすことありや、なお
また文明以来の記録、その
後に付して謹みて校定訖(おわんぬ)

當御神領は境内表海辺通り西より北へ二百七十間、
裏通り東より南へ二百九十間なり、往昔より境内有り来りの間
地なり、しかるに天文二癸巳年三月、右境内の間地の内、豎五十
五間三尺、横六十五間四尺、ゆえありて宝樹坊寺地に別け遣わ
すものなり。その由縁はこの所は往古より当社神官衆葬祭の
靈場地にこれあり、しかるに去る康正二丙子年四月十二日、千
葉介平康胤、同息胤持主從數多(あまた)討ち死にこれあり。より
て右境内

の内、ゆえありて天文二年寺境内に分け遣わす。これにより字清水
寺をこの所へ移す。すなわち信樂山宝樹坊無量寺と号す。
この部分は郷土史と関係ないので省略しました)

等事爲唯受一人之相傳于今相續相限當流一人者也此外神祇道諸事依爲神祇管領古來一身進退也不得長上之許環不可自專之由可被存知者依 天氣執達如件

天文二年十二月晦日

權左中辨惟房

謹上 吉田侍從殿

其後天文七戊戌年小弓御所足利右兵衛佐源義明鄉止古河御所源晴氏鄉北條氏綱兩勢止及合戰義明鄉不得勝利終高野屋三御父子討死規依五當所之御所御取掛相成依之御所号五所止改郷内半割分五所村止号規依三天文八己亥年右御殿乃跡江白幡權現乃社勸請規當神官靈符奉教當高者也

人皇百七代正親町院御宇永祿二己未年三月

千葉介平富胤御舍弟菊麻城主千葉源三平親胤兩所御祈願依五當社領海面沖之方汐垢離場一之大鳥居再建御寄進規爲有古趣者爲天下泰平御武運長久子孫繁榮也依之新御宇被爲有者也

如前顯御神威日々新志五増増年々八十余度之祭祀無怠慢 天下泰平辞別 朝廷坐位無動武運長久國家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈

如前顯御神威日々新志五増増年々八十余度之祭祀無怠慢 天下泰平辞別 朝廷坐位無動武運長久國家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈

謹上 吉田侍從殿

其後天文七戊戌年小弓御所足利右兵衛佐源義明鄉止古河御所源晴氏鄉北條氏綱兩勢止及合戰義明鄉不得勝利終高野屋三御父子討死規依五當所之御所御取掛相成依之御所号五所止改郷内半割分五所村止号規依三天文八己亥年右御殿乃跡江白幡權現乃社勸請規當神官靈符奉教當高者也

如前顯御神威日々新志五増増年々八十余度之祭祀無怠慢 天下泰平辞別 朝廷坐位無動武運長久國家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈

如前顯御神威日々新志五増増年々八十余度之祭祀無怠慢 天下泰平辞別 朝廷坐位無動武運長久國家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈

その後天文七戊戌年、小弓御所足利右兵衛佐源義明郷（郷）と古河御所源晴氏郷ならびに北条氏綱兩勢と合戦に及び、義明郷勝利を得ず、ついに高野（国府）台にて御父子討ち死にす。よりにて

当所の御所御取り払いに相成り、これにより御所号を五所と改め郷内を割り分け五所村と号す、よりにて天文八己亥年右御殿の跡へ白幡權現の社勸請す。当神官靈符幣帛（へいはく）を奉るものなり。

人皇百七（六）代正親町院御宇、永祿二己未年三月、

千葉介平富胤、御舍弟菊麻（間）城主千葉源三平親胤兩所御祈願によりて、当社領海面沖の方汐垢離（こり）場、一の大鳥居再建御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御武運長久、子孫繁榮のためなり、これにより新たに御造立あらせらるものなり。前願のごとく御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の祭祀怠慢無く、天下泰平辞別（ことわき）に朝廷（おおみかど）の宝位ゆるぎなく、武運長久、國家安全、五穀成就、夷狄（いいてき）降伏の御祈禱丹誠（精）をぬきんで祈

願者也雖然天文永祿亦至諸國兵亂其數尚元龜二未
 年織田家之軍兵及兵發亦當社之神領治業已未當國
 八庄之内神領之分一時亦被召上當郷之古神領其後
 亦被差置社頭者次第亦及破壞亦修理減石自然行石
 兼雖然祭祀神吏者專令執行者也

天正四丙子年八月當神領先年減石亦竹自然御造營
 難叶自力依至諸郷勸進御免之儀國守北條家江藤願

所御城代北條治部少輔遠山左衛門尉當社乃由諸其
 外神領除地等之儀悉御尋被爲有依之書上左亦

差上申書上之事

勸願所 八幡郷之内拾貳町石

一 八幡宮領 當社前海面中貳百間成之方沖
 見通權立除地

一 同海面除地 境內西表海邊通西より北百九十七間

一 同境内

同東裏通南より東江貳百貳拾貳間
 北之方妻通七十六間南妻通五十五間
 各一間六尺五寸間也

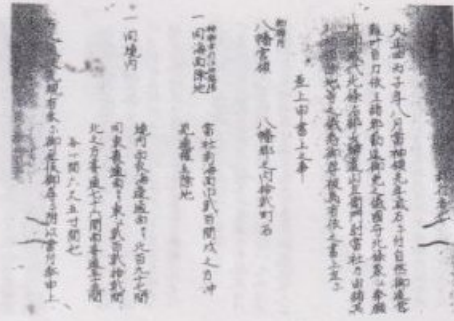
右之通促先規有未亦御座候御尋亦所以書付奉申上
 候以上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮神主 社家 社僧

神主 菅田齋宮

天正四丙子年八月



願せしむものなり、しかるといへども天文、永祿に至り諸国兵乱は
 なはだしく、なお元龜二未

年織田家の軍兵、兵發に及び当社之神領、治承以来、当国

八庄之内神領の分一時に召し上げられ、当郷の古神領そのまま

に差し置かれ、社頭は次第に破壊に及び修理、減石、自然行き届き

かね、しかるといへども祭祀神事はもっぱら執行せしむものなり、

天正四丙子年八月、当神領先年減石につき自然御造營

自力かないがたく、よりに諸郷勸進御免の儀、国守北条家へ願ひ奉

る

ところ、御城代北条治部少輔、遠山左衛門尉、当社之由緒その

外、神領除地などの儀ことごとく御尋ねあらせられ、これにより、

書き上げ、左に

差し上げ申す書き上げのこと

一 勸願所 八幡宮領 八幡郷の内十二町石

一 神輿幸行汐こり場 同海面除地
 当社前海面中二百間成の方沖
 見通し權(かい)立て除地

境內西表海邊通西より北百九十七間

一 同境内 同東裏通り、南より東へ二百二十二間
 北の方妻通り七十六間、南妻通り五十五間
 おのおの間六尺五寸間なり

右の通り先規より有り来たりにごさ候、御尋ねにつき書付をもつて

申し上げ奉り候。以上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮神主、社家、社僧

神主 菅田齋宮

天正四丙子年八月

宗(総)代 神主 菅田齋宮

遠山左衛門尉様
北條治部少輔様

前書之通書面差上候処御請取被成早速御聞濟之上
勸進御免許被下置候其文左

上総國八幡宮可造營趣肝要候依之
諸郷勸進之吏得共意者也

天正四年九月 齋藤善七郎捧之
御朱印

其後天正九年己年六月
當社爲御造營之 八幡宮新市御免奉願所早速御聞
濟被下置七月御免許頂戴仕候則御證文左也

八幡郷守護不入
相定新市之事爲立候

押買狼藉堅存止殊於近郷取候復之事
如前々其處亦且可改之近郷亦且未進復於八幡
中策謀媒更不可叶郷中高人諸復免許之儀不可
有相違者也仍如件

天正九年己年七月 刑部少輔
御朱印 谷澤丹波守 奉之

上総國中八幡宮
八幡宮新市社家社
神主谷澤丹波守

遠山左衛門尉様
北條治部少輔様
前書之通書面差上候処御請取被成早速御聞濟之上
勸進御免許被下置候其文左

上総國八幡宮可造營趣肝要候依之
諸郷勸進之吏得共意者也
天正九年 齋藤善七郎捧之
御朱印

其後天正九年己年六月
當社爲御造營之 八幡宮新市御免奉願所早速御聞
濟被下置七月御免許頂戴仕候則御證文左也

遠山左衛門尉様
北條治部少輔様

前書之通り書面差し上げ候ところ御受け取りなされ、早速御聞き濟
みの上

勸進御免許下し置かれ候。その文左に

上総國八幡宮造營すべき趣、肝要に候。これにより
諸郷勸進のこと、その意を得るものなり。

天正四年九月 齋藤善七郎これを捧ぐ
御朱印

その後、天正九年己年六月、
当社御造營のため八幡宮新市御免願い奉るところ、早速御聞き
濟み下し置かれ七月御免許頂戴仕候。すなわち御証文左にいわく。

八幡郷守護不入
相定む、新市のこと立たせ候、
押し買ひ、狼藉（ろうぜき）堅く停止（ちようじ）、ことに近
郷において取り候役のこと、
前々のごとくその処（所）にてこれを改めべく、近郷にて未進
役、八幡

中において策謀致すこと叶うべからず、郷中商人諸役免許の儀、
相違あるべからざるものなり。よつてくだんのごとし。

天正九年己年七月 刑部少輔
御朱印 谷澤丹波守これを奉る

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰厚被爲思食御用所青山藤藏殿茶
殿命當社由諸神領除地等悉細御尋被爲有依之先規
有來之通書上并畧繪圖相添奉差上候文面左示

差上申書上之事

天武天皇勅額所 征夷大將軍源朝臣義滿公御寄進
一 八幡宮寶殿 神輿四社

一同神領 八幡郷之内十二町石

一同境内 境内西表海邊通從東江百九十七間
同東裏通從南東江貳百貳十貳間
北方妻通七十八間南方妻通五十五間

神輿幸行嘉難所
一同海面除地 當社前海面中貳百間成之方沖
見通權立御除地 各間六五寸間也

右之通先規有來亦御望候今度御尋奉并別紙畧繪圖

相添奉差上候已上

天正十八年三月

上總國市原庄八幡郷
八幡宮 社僧 圓藏坊
同宮神主 卷田齋宮

御用掛
青山藤藏様

注) 市川本店写本写真はこの部分を欠落

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰厚く思し召しなされ、御用所青山藤藏殿
殿命を蒙(こうむり)當社由緒、神領除地等悉く細かに御尋ねあら
せられ、これにより先規
有り来たりの通り書き上げならびに略繪圖相添え差し上げ奉り候、
文面左に、

差し上げ申す書き上げのこと
天武天皇勅額所 征夷大將軍源朝臣義滿公御寄進
一 八幡宮寶殿 神輿四社

一同神領 八幡郷の内十二町石

一同境内 境内西表海辺通り、西より北へ百九十七間
同東裏通り、南より東へ二百二十二間
北の方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間

神輿幸行汐こり所

一同海面除地 當社前海面中二百間、成の方沖
見通しかい立て御除地、おのおの一間六尺五寸間なり
右の通り先規有り来たりにござ候、今度(このたび)御尋ねにつき
別紙略繪圖

相添え差し上げ奉り候。以上

天正十八年三月

上總國市原庄八幡郷
八幡宮 社僧 円藏坊
同宮神主 卷田齋宮

御用掛
青山藤藏様



此繪圖面之内書上文

此繪圖面先般之通六尺五寸間海内皮の方見通裡立御除地相違無御座度御尋ね附繪圖面千以奉申上候如件

天正十八寅年二月

上總国市原庄八幡郷

八幡宮社僧

圓藏坊

同社神主

菅田齋宮

御用掛
青山藤藏様

右之通書面二通青山候差差上候然處同年五月徳川様御上意に付相判小田原御陣所江被御召出御目見之上當社御祈願所江被仰附向後亂妨之儀

無之様御禁制御證文頂戴仕候則御證文御文言ハ曰

禁制

上總国市原庄八幡郷 二い、月、申、こ、ま、

以上

一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申候事

右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者

右之通書面二通青山候差差上候然處同年五月徳川様御上意に付相判小田原御陣所江被御召出御目見之上當社御祈願所江被仰附向後亂妨之儀

禁制

一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申候事

右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者

天正十八年五月御判

△印繪圖面之内書き上げ文

この繪圖面、先般の通り六尺五寸間海内皮の方見通しakai立て御除地、相違ござなく候、このたび御尋ねにつき繪圖面をもって申し上げ奉り候、くだんのごとし。

天正十八寅年三月

上總国市原庄八幡郷

八幡宮社僧

圓藏坊

同社神主

菅田齋宮

御用掛
青山藤藏様

右の通り書面二通青山候へ差し上げ奉り候、しかるところ同年五月徳川様御上意につき、相判小田原御陣所へ御召し出され、御目見えの上當社御祈願所に仰せ付けられ、向後亂妨(暴)の儀これなきよう御禁制御証文頂戴仕り候。すなわち御証文御文言にい

上總国市原庄八幡郷

ごい、府中、ごしよ

以上

禁制

一 軍勢甲乙人等乱暴、狼藉のこと

一 放火のこと

一 地下(じげ)人、百姓に對し非分の儀申しかくること

右の条々堅く停止せしめ訖(おわんぬ)、もし違犯の輩において

勿寄被處嚴科者也

天正十八年五月日御判

右御禁制御証文一通雖有頂戴仕以後代々可爲御用
旨被仰渡殊不御祈願所不御仰付難有奉依依王以奉
神事無怠慢 天下泰平御武運長久之祈精可抽
丹誠者也

天正十九年十一月

徳川大納言源朝臣家康公當社唐御被爲在依王
神領高百五十拾石御寄進被爲有殊可專祭祀之旨
御判物被下置難有頂戴仕則御証文御文也

寄進 八幡宮

上総國市原郡八幡郷内百五十拾石事

右如先規今寄附之訖守此旨弥御武運長久

之精誠殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被爲仰付依之天下泰平御武運
長久之祭禮格式御改之上至至徳度之例亦嚴重亦可
爲祭祀執行旨被仰附依先例之通可爲執行事

柳桶之儀先例之通市原村不造立村役人數當圖五

右御禁制御証文一通雖有頂戴仕以後代々可爲御用
旨被仰渡殊不御祈願所不御仰付難有奉依依王以奉
神事無怠慢 天下泰平御武運長久之祈精可抽
丹誠者也

天正十九年十月

徳川大納言源朝臣家康公當社唐御被爲在依王
神領高百五十拾石御寄進被爲有殊可專祭祀之旨
御判物被下置難有頂戴仕則御証文御文也

八幡宮

上総國市原郡八幡郷内百五十拾石事
右如先規今寄附之訖守此旨弥御武運長久
之精誠殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被爲仰付依之天下泰平御武運

長久之祭禮格式御改之上至至徳度之例亦嚴重亦可
爲祭祀執行旨被仰附依先例之通可爲執行事

柳桶之儀先例之通市原村不造立村役人數當圖五
尚以當社者御祈願所被爲仰付依之天下泰平御武運
長久之祭禮格式御改之上至至徳度之例亦嚴重亦可
爲祭祀執行旨被仰附依先例之通可爲執行事

たちまち嚴科に処さるべきものなり。

天正十八年五月日 御判

右御禁制御証文一通ありがたく頂戴仕り以後代々御用たるべき
旨仰せ渡され、ことに御祈願所に仰せ付けられありがたく畏(かし
こみ)奉る。よりにて、以来
神事怠慢なく、天下泰平、御武運長久之祈精丹誠をぬきんずべきも
のなり。

天正十九年十一月

徳川大納言源朝臣家康公当社厚く御信仰あらせられ、よりにて
神領高百五十石御寄進あらせられ、ことにもつばら祭祀すべきの旨、
御判物下し置かれありがたく頂戴仕り、すなわち御証文御文にい
わ

寄進 八幡宮

上総國市原郡八幡郷内百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄付せしめおわんぬ、この旨を守り、
いよいよ武運長久
の精誠をぬきんで、ことにもつばら祭祀をすべきの状、くだん
のごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御判

なおもつて当社は御祈願所仰せ付けられ、これにより天下泰平、御
武運

長久の祭礼格式御改めの上至徳度の例にまかせ、嚴重に
祭祀執行すべき旨仰せ付けられ、これにより先例の通り執行すべき
こと。

柳桶の儀、先例の通り市原村にて造立、村役人警固、五

所村當番着右役人市原役人一同警固に五當社
江献上社家請取御神輿奉備御神輿幸行之時者
市原村役人警固馬役者市原村并八郷村々より
取之
右之條々、徳度例之通郷村役人共一同相心得請復
無差支に爲勤仕旨御渡候者也

天正十九辛卯年十一月

天正十九壬辰年二月當社領爲御取締御禁制高札相立
候所内構之堀新規堀割横口貳間外土揚場一間
通差除置正内江堀之、高札場所者構堀之外東之南
定杭之内江差置之者也

天正十九壬辰年八月

徳川大納言様當社御借仰厚御思食被爲在依之御太
刀一振御寄進被爲右則御太刀御銘曰

大納言源家康武運長久侍有今度唐入早速
凱陳丹誠之旨趣依此件

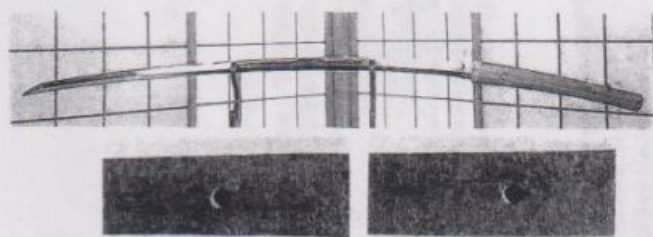
上總國市原郡八幡宮寄進者也

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀并御内陣之御鍵

鍛冶工 平井和泉守打者也



徳川家康銘大太刀

天正十九辛卯年十一月

天正十九壬辰年二月當社領爲御取締御禁制高札相立
候所内構之堀新規堀割横口貳間外土揚場一間
通差除置正内江堀之、高札場所者構堀之外東之南
定杭之内江差置之者也

天正十九壬辰年八月
徳川大納言様當社御借仰厚御思食被爲在依之御太
刀一振御寄進被爲右則御太刀御銘曰

大納言源家康武運長久侍有今度唐入早速
凱陳丹誠之旨趣依此件

上總國市原郡八幡宮寄進者也

天正二十年壬辰八月十八日

使者 本多弥八郎正純

右御太刀并御内陣之御鍵

鍛冶工 平井和泉守打者也

所村當番へ着、右役人市原役人一同警固にて当社
へ献上、社家請け取り御神輿へ備え奉り、御神輿幸行の時は
市原村役人警固す。馬役は市原村ならびに八郷村々より
これを取る。
右の條々、至徳度の例の通り郷村役人ども一同相心得、諸役
差し支えなく勤仕すべき旨仰せ渡され候ものなり。

天正十九辛卯年十一月

天正二十壬辰年二月、当社領御取り締まりのため御禁制高札相立
候につき、境内構えの堀新規掘割り、横口二間、外土揚げ場一間
通り差し除き置き、その内へこれを掘り、高札場所は構え堀の外東
の角、
定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十壬辰年八月

徳川大納言様当社御信仰厚く御思し召しあらせられ、これにより御
太
刀一振り御寄進あらせられ、すなわち御太刀御銘にいわく

大納言源家康、武運長久、とくは今度唐入り早速

凱陳(陣)、丹誠の旨趣、よつてくだんのごとし。

上總國市原郡八幡宮寄進奉るものなり。

天正二十年壬辰八月十八日

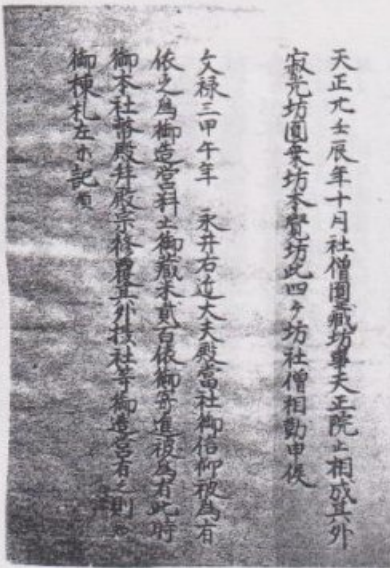
使者 本多弥八郎正純(のちの正純)

右御太刀ならびに御内陣の御鍵

鍛冶工、平井和泉守打つものなり

天正壬辰年十月社僧圓藏坊事夫正院止相成其外
寂光坊圓藏坊本覺坊此四坊社僧相勸申候

文祿三甲午年 永井右近大夫殿當社御信仰被爲有
依之爲御造營料土御藏米二百俵御寄進被爲有此時
御本社幣殿拜殿宗修覆其外候社等御造營有之則
御棟札左示記



天正壬辰年十月社僧圓藏坊事夫正院止相成其外
寂光坊圓藏坊本覺坊此四坊社僧相勸申候
文祿三甲午年 永井右近大夫殿當社御信仰被爲有
依之爲御造營料土御藏米二百俵御寄進被爲有此時
御本社幣殿拜殿宗修覆其外候社等御造營有之則
御棟札左示記

三元三行 文祿三甲午年 代官大塚助之丞
奉再造立一字災消除之儀 神主譽田大内藏亮

三妙加持 三月吉祥日 惣社家中

御宮殿宗間之丈

一 御本宮表平行三間但中ノ間者九尺間也
兩之間者八尺間也妻行者三間内飛縁者一丈一寸
間也残ニ之間者八尺間也



三元三行 文祿三甲午年 代官大塚助之丞
奉再造立一字災消除之儀 神主譽田大内藏亮
三妙加持 三月吉祥日 惣社家中

御宮殿宗間之丈
一 御本宮表平行三間但中ノ間者九尺間也
内之間者八尺間也妻行者三間内飛縁者一丈一寸
間也残ニ之間者八尺間也
一 幣殿表平行一丈六寸間七本行三間但事社

天正二十壬辰年十月、社僧圓藏坊こと天正院と相成り、その外
寂光坊、円乗坊、本覺坊、この四か坊社僧相勸め申し候。

文祿三甲午年、永井右近大夫殿、当社御信仰あらせられ、
これにより御造營料として御藏米二百俵御寄進あらせられ、この時
御本社幣殿、拜殿宗（總）修覆（復）、その外候社等御造營これあり、
すなわち
御棟札左に記す。

御棟札左に記す。

三元三行 文祿三甲午年 代官大塚助之丞

奉再造立一字災消除之儀 神主譽田大内藏亮

三妙加持 三月吉祥日 總社家中

御宮殿宗（總）間のこと

一 御本宮表平行三間、ただし中の間は九尺間なり
兩の間は八尺間なり、妻行は三間、内飛縁は一丈一寸
間なり、残り二夕間は八尺間なり

一 幣殿表平行一丈六尺一寸間也妻行三間但本社
子刈取付之間者九尺間也残二間者七尺間也

一 拜殿表平行五間中者九尺五寸間也残四間者七尺
間也但妻行三間者七尺間也

一 向拜殿表平行三間中者九尺五寸間也残二間者七
尺間也但妻行八尺四寸間也

以上御本社之分也

一 瑞籬妻行之十或間者六尺五寸間也 内八尺間
但西之妻行共貳十四間 後平通九間也

一 御影社表平行四尺五寸妻行三尺七寸内一尺五寸飛
縁但三之間社也

一 若宮社表行七尺妻行一丈一尺内六尺飛縁也

一 別宮社表平行六尺妻行九尺三寸内四尺寸飛縁也

一 高良社右同間也

一 天神社右同間也

右五社者八幡宮之摂社也

其後慶長二丁酉年社僧儀神光山天正院靈應寺号号
社務之儀圓藏坊寂光坊圓安坊本覺坊右四坊也三年
番亦相教當番相成候者靈應寺号号号号名乗候是
始也但右寂光坊者同間村若宮之社務也三若宮寺止
号号 同年圓藏坊是外候前是追大日堂号号社
致致奉候彼道々社僧多相成依且社僧整所新製造

一 幣殿表平行五間中者九尺五寸間也残四間者七尺
間也但妻行三間者七尺間也
一 向拜殿表平行三間中者九尺五寸間也残二間者七
尺間也但妻行八尺四寸間也
以上御本社之分也



一 瑞籬妻行之十或間者六尺五寸間也 内八尺間
但西之妻行共貳十四間 後平通九間也
一 御影社表平行四尺五寸妻行三尺七寸内一尺五寸飛
縁但三之間社也
一 若宮社表行七尺妻行一丈一尺内六尺飛縁也
一 別宮社表平行六尺妻行九尺三寸内四尺寸飛縁也
一 高良社右同間也
一 天神社右同間也

一 幣殿表平行五間中者九尺五寸間也残四間者七尺
間也但妻行三間者七尺間也
一 向拜殿表平行三間中者九尺五寸間也残二間者七
尺間也但妻行八尺四寸間也
以上御本社之分也

一 幣殿表平行一丈六尺一寸間なり、妻行は三間、ただし本社
より取り付けの間は九尺間なり、残り二た間は七尺間なり。
一 拜殿表平行五間、中は九尺五寸間なり、残り四間は七尺
間なり、ただし妻行三間は七尺間なり。
一 向拜殿表平行三間、中は九尺五寸間なり、残り二た間は七
尺間なり、ただし妻行八尺四寸間なり。
以上御本社の分なり。

一 瑞籬（みずがき）妻行の十二間は六尺五寸間なり、内八尺間、
ただし両の妻行とも二十四間、後ろ平通り九間なり。

一 御影社表平行四尺五寸、妻行三尺七寸、内一尺五寸飛
縁、ただし三の間社なり。

一 若宮社表（平）行七尺、妻行一丈一尺、内六尺飛縁なり。

一 別宮社表平行六尺、妻行九尺三寸、内四尺一寸飛縁なり。

一 高良社右同間なり。

一 天神社右同間なり。

右五社は八幡宮の摂社なり。

その後慶長二丁酉年、社僧の儀は神光山天正院靈應寺と号す。
社務の儀は円藏坊、寂光坊、円乗坊、本覚坊右四坊にて年
番に相務め、当番に相成り候者靈應寺の寺号を名乗り候こと
はじまる。ただし右寂光坊は菊間村若宮の社務にて若宮寺と
号す。同年円藏坊その外前々よりこれまで大日堂にて社
務致し来たり候候（ところ）、追々社僧多に相成り、よりて社僧務所
新製造

立有之則護摩堂止唱又者經堂止七云也

八幡宮境内宗間地書上之事

- 一 西之方海表通南之隅、北之構堀之内、延百九十四間、但堀中貳間外、土揚場一間有之
- 一 東表通南之隅、北之構堀之内、延貳百貳十間
- 一 北之方妻通東之隅、西海邊延七十六間
- 一 南之方妻通南之隅、西海邊延五十五間

一 御本社中通東ヨリ西鳥居延九十五間

一 當社前海面中貳百間、戊之方沖見通權五添地

各一間六尺五寸間也

右之通光、現有朱、御咥候以上

慶長十八年八月

上總國市原庄八幡郷

御朱印地八幡宮

神主菅田大内藏亮

本多上野介様

御役人中

右書面本多候江差上申候

境内坪数九一万三千三百五十一坪余

八幡宮境内之内、地頭方へ御藏造立につき藏屋敷に貸し
地之分間地、堅九十間、横十九間

写真欠落

立これあり、すなわち護摩堂と唱え、または經堂ともいうなり。

八幡宮境内総間地書き上げのこと

- 一 西の方海表通り、南の隅より北の構え堀の内まで百九十四間、ただし堀幅二間、外土揚げ場一間これあり、
 - 一 東裏通り、南の隅より北の構え堀の内まで二百二十間
 - 一 北の方妻通り、東の隅より西海辺まで七十六間
 - 一 南の方妻通り、南の隅より西海辺まで五十五間
 - 一 御本社中通り、東より西鳥居まで九十五間
 - 一 当社前海面中二百間、戊の方沖見通しかい立て除地
- おのおの一間六尺五寸間なり
- 右の通り先規有り来たりにごさ候。以上
- 慶長十八年八月

上總國市原庄八幡郷

御朱印地八幡宮

神主菅田大内藏亮

本多上野介様

御役人中

右書面本多候へ差し上げ申し候

境内坪数およそ一万三千三百五十一坪余

八幡宮境内の内、地頭方へ御藏造立につき藏屋敷に貸し
地之分間地、堅九十間、横十九間

本多佐渡守

本多上野介

永井信濃守

慶長十九甲寅年五月

三給地頭方江付地也

右三給地頭方御藏造立示付御藏米運送新規濠堀割地所當社表海面御除地之内別紙証文通貸地致し、冥加金一兩宛年々上納致有也其文左示

拝借地証文差上帳

八幡宮

御除地

上巾口

地底尻

山岸南北

同東西

見通

拾貳間

八間

三拾間

拾八間

四百八拾間

慶長十九甲寅年五月

此度御運送濠地書面之通拝借申慮實是也有冥加金一兩宛年々相納可申候有為向後証文差申候以上

村役人惣代

善六

同 利兵衛

同 羽右衛門

運送藏地守

善左衛門

写真欠落

本多佐渡守

本多上野介 三給地頭方へ貸し地なり

永井信濃守

慶長十九甲寅年五月

右三給地頭方御藏造立につき、御藏米運送新規濠(みお)堀割り地所當社表海面御除地の内、別紙証文の通り貸地致し、冥加金として一兩ずつ年々上納致すものなり、その文左に。

拝借地証文差し上げ帳

八幡宮御除地見通し

上巾口

地底尻

山岸南北

同東西

四百八十間

十二間

八間

三十間

十八間

このたび御運送みお地、書面の通り拝借申すところ実正なり、右冥加として金一兩ずつ年々相納め申すべく候、右向後のため証文差し上げ申し候。以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代

同 善六

同 利兵衛

同 羽右衛門

運送藏地守

善左衛門

八幡宮

御役所

右之通證文取置御除地之内貸地致候也

慶長十九寅年五月

衆徒方境内間地之事

一表町通平七十一間裏後之構山之方南北八十二間

兩之脇妻行通五十二間裏後等中通高之門之橋

り後之構迄五十八間也

満徳寺境内之分

一表町通平北南三十間後之方平北南二十間中通

之外境目ヨリ後者構迄三十間北之方妻行同間也

元和元年九月

大政大臣征夷大将軍源朝臣家康公、元和二辰年四月

十七日薨御賜布

東照大権現奉養祭茶御神忌祭祀於神前（幣帛奉養幣帛）

子御板御神樂執行音樂奉養御膳神酒種々物奉獻

尚元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行御膳神

酒種々物奉養幣帛御神樂祝子音樂舞樂奉養（幣帛）

修行有之毎年祭祀抽丹誠可爲執行者也

徳川大樹御二代君

八幡宮

御役所

右の通り証文取り置き、御除地の内貸地致し候なり。

慶長十九寅年五月

衆徒方境内間地のこと

一表町通り、平七十一間、裏後ろの構山の方南北八十二間、

兩の脇妻行通り五十二間、靈応寺中通り向いの門の橋よ

り後ろの構えまで五十八間なり。

満徳寺境内の分

一表町通り平北南三十間、後ろの方平北南二十間、中通り門

の外境目より後ろは構えまで三十間、北の方妻行同間なり。

元和元年九月

大政大臣征夷大将軍源朝臣家康公、元和二辰年四月

十七日薨御（こうぎよ）たまう。

東照大権現と祝い崇め奉り、御神忌祭祀神前において幣帛（へいは

く）を齎（いつ）き奉り、

御祓い、御神樂執行、音樂を奏で、御膳、神酒、種々物を献じ奉る。

なお元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行、御膳、神

酒、種々の物を備え奉り、幣帛を備え奉り、御神樂、祝子（はふり

こ）音樂、舞樂奏で奉り、大祓い

修行これあり、毎年祭祀丹誠をぬきんで執行すべきものなり。

徳川大樹御二代君

之外境目ヨリ後者構迄三十間北之方妻行同間也
元和元年九月

大政大臣征夷大将軍源朝臣家康公、元和二辰年四月
十七日薨御賜布
東照大権現奉養祭茶御神忌祭祀於神前（幣帛奉養幣帛）
子御板御神樂執行音樂奉養御膳神酒種々物奉獻
尚元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行御膳神
酒種々物奉養幣帛御神樂祝子音樂舞樂奉養（幣帛）

修行有之毎年祭祀抽丹誠可爲執行者也

徳川大樹御二代君
征夷大将軍源朝臣家康公、元和二辰年四月
御水印下其儀御文書曰

八幡宮領上通町市原郡神樂之内百五拾石申
仕奉天正十九年十一月九日之書水不可首相違
之故如件

征夷大将軍源朝臣秀忠公先規之通

御朱印被下置候御文言曰

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内百五拾石奉
任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違
之狀如件

元和三年五月御朱印

元和五末年二月御神領之内社家并社僧配當高之儀
亦并社家方者家内多殊小祿配當亦且者相續差支ハ
相成依之永并信濃守殿ニ相伺候處社家者有髮之儀
亦并若差支等有之者當分社務之間農商之業ヲ營精
誠神務相續可被致其上差支有之候者其節可被願出
旨被仰聞候依之社家社務之間農商之業ヲ營相續致
候事也

元和九癸亥年

征夷大将軍源朝臣秀忠公

同 源朝臣家光公

兩御所御上洛被爲成依之於當社ハ七日之間

天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御神樂

祝子音樂奉奏御神供種々之物奉備

寛永三丙寅年九月

元和三年五月十日御朱印

元和五末年十一月御神領之内社家并社僧配當高之儀
亦并社家方者家内多殊小祿配當亦且者相續差支ハ
相成依之永并信濃守殿ニ相伺候處社家者有髮之儀
亦并若差支等有之者當分社務之間農商之業ヲ營精
誠神務相續可被致其上差支有之候者其節可被願出
旨被仰聞候依之社家社務之間農商之業ヲ營相續致
候事也

元和九癸亥年

征夷大将軍源朝臣秀忠公

同 源朝臣家光公

兩御所御上洛被爲成依之於當社ハ七日之間

天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御神樂

祝子音樂奉奏御神供種々之物奉備

寛永三丙寅年九月

征夷大将軍朝臣秀忠公、先規の通り

御朱印下し置かれ候、御文言にいわく、

八幡宮領上總國市原郡八幡郷の内百五十石のこと

去る天正十九年十一月の先判の旨に任せ、永く相違あるべからざ
るの状、くだんのごとし。

元和三年五月 御朱印

元和五末年二月、御神領の内社家ならびに社僧配當高の儀
につき、社家方は家内多くことに小祿配當にては相續差し支えに
相成り、これにより永并信濃守殿へ相伺い候ところ、社家は有髮の
儀
につき、もし差し支え等これあらば、当分社務の間農商の業を営み、
精
誠神務相續致すべし。その上差し支えこれあり候は、その節願い出
らるべき
旨、仰せ聞かせられ候、これにより社家、社務の間農商の業を営み、
相續致し
候ことなり。

元和九癸亥年

征夷大将軍源朝臣秀忠公

同 源朝臣家光公

兩御所御上洛なさせられ、これにより当社において七日の間

天下泰平、御武運長久、國家安全の御祈禱、御神樂、

祝子音楽を奏で奉り、御神供（じんく）は種々の物を備え奉る。

寛永三丙寅年九月

征夷大將軍源朝臣秀忠公被任大政大臣亦依之於
當社亦七日之間 天下泰平 御武運長久國家
安全之御祈禱御神樂祝子音樂奏奉御後執行御神供
御神酒種々の物奉備

寛永七庚午年五月

大政大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公 御両大樹日光御社參

為依之於當社神前亦三日之間 御武運長久之御

祈禱御神樂祝子音樂奏奉御膳神酒種々の物奉備

寛永七庚午年五月

當宮御神輿四社御修復亦鳥帽子白張等是吉新

仕立替氏子并八郷其外村々寄進有之

三之宮鳳凰之寄進菊間若宮社家立蓄奉寄進者也

寛永十一年七月

征夷大將軍源朝臣家光公御上洛被為成依是於當社

神前亦 天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱

御神樂祝子音樂奏奉七日之間日々御神供奉備

寛永十三年正月

大樹日光御社參被為成依之於當宮神前亦三日之間

天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御神樂

征夷大將軍源朝臣秀忠公被任大政大臣亦依之於
當社亦七日之間 天下泰平 御武運長久國家
安全之御祈禱御神樂祝子音樂奏奉御後執行御神供
御神酒種々の物奉備

寛永七庚午年五月

大政大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公 御両大樹日光御社參

為依之於當社神前亦三日之間 御武運長久之御

祈禱御神樂祝子音樂奏奉御膳神酒種々の物奉備

寛永七庚午年五月

當宮御神輿四社御修復亦鳥帽子白張等是吉新

仕立替氏子并八郷其外村々寄進有之

三之宮鳳凰之寄進菊間若宮社家立蓄奉寄進者也

寛永十一年七月

征夷大將軍源朝臣家光公御上洛被為成依是於當社

神前亦 天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱

御神樂祝子音樂奏奉七日之間日々御神供奉備

御武運長久國家安全之御祈禱御神樂

征夷大將軍源朝臣秀忠公太政大臣に任ぜられ、これにより
当社において七日の間、天下泰平、御武運長久、国家
安全の御祈禱、御神樂、祝子音楽を奏で、御誠い執行、御神供は
御神酒種々の物備え奉る。

寛永七庚午年五月

太政大臣源朝臣秀忠公、

征夷大將軍源朝臣家光公、御両大樹日光御社參

あらせられ、これにより当社神前において三日の間、御武運長久の
御

祈禱、御神樂、祝子音楽奏で奉り、御膳、神酒、種々物備え奉る。

寛永七庚午年五月

當宮御神輿四社御修復ならびに鳥帽子（えぼし）、白張等、これは新
たに

仕立て替え、氏子ならびに八郷そのほか村々寄進これあり、

三の宮鳳凰の寄進、菊間若宮社家立蓄寄進奉るものなり。

寛永十一年七月

征夷大將軍源朝臣家光公御上洛成させられ、よりに当社

神前において天下泰平、御武運長久、国家安全の御祈禱、

御神樂、祝子音楽を奏で奉り、七日の間日々御神供奉え奉る。

寛永十三年正月

大樹日光御社參成させられ、これにより當宮神前において三日の間、

天下泰平、御武運長久、国家安全の御祈禱、御神樂



寛永7年（1630）ほか＝市川玄蕃寄進、三の宮みこし鳳凰

寛永7年（1630）、宝曆9年（1689）飯香岡八幡宮所蔵
室町中期三の宮みこし鳳凰銘

奉寄進鳳凰之事

上総国市原庄於

八幡郷八幡三之宮御宝殿

為二世悉地成就也菊間郷

市河玄蕃如件

別当覚源上人

神主式部

寛永七曆

五月十五日

敬白

寄進奉る鳳凰のこと

上総国市原庄

八幡郷八幡において三の宮御宝殿

二世のため悉地成就なり。菊間郷

市川玄蕃、くだんのごとし。

別当（靈応寺）覚源上人

神主（飯香岡八幡宮）式部

寛永七年

五月十五日

敬白

宝曆九己卯歳

九月朔日

修復之節朱雀

新造畢

宝曆九己卯年

九月一日

修復の節朱雀

新造おわる。

祝子音楽奉奏御神供種々物奉備

徳川大樹御三代君

征夷大将軍源朝臣家光先規之通

御朱印被下置候御文小引

八幡宮領上総國市原郡八幡郷之内百五拾石之事任天正十九年十一月元和三年五月十一日

両先判之音水不可有相違者可抽國家奉平之精初之狀如件

寛永十三年十一月九日御朱印

寛永十七辰年四月

大樹君日光御社參成依之於當社神前在三日間御武運長久國家奉奏之御祈禱御神樂祝子音楽奉奏御神供種々之物奉備

八幡宮境内之内地頭方御藏屋敷に貸地之分

永井豊前守

藏地分

從南北江九二間
從東西江十九間

永井式部少輔

同

從南北江九二間
從東西江十九間

酒井兵部少輔

同

從南北江九二間
從東西江十八間

八幡宮領上総國市原郡八幡郷之内百五拾石之事任天正十九年十一月元和三年五月十一日
御朱印被下置候御文小引

寛永十七辰年四月
大樹君日光御社參成依之於當社神前在三日之間御武運長久國家奉奏之御祈禱御神樂祝子音楽奉奏御神供種々之物奉備

八幡宮境内之内地頭方御藏屋敷に貸地之分
永井式部少輔
藏地分
從南北江九二間
從東西江十九間

永井式部少輔
藏地分
從南北江九二間
從東西江十九間
酒井兵部少輔
同
從南北江九二間
從東西江十八間

祝子音楽奏で奉り、御神供は種々物を備え奉る。

徳川大樹御三代君

征夷大将軍源朝臣家光公、先規の通り

御朱印下し置かれ候、御文にいわく。

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷の内百五拾石のこと、天正十九年十一月、元和三年五月十一日

両先判の旨に任せ永く相違あるべからず、てえれば國家奉平の精折をぬきんずべくの狀、くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日 御朱印

寛永十七辰年四月

大樹君日光御社參成させられ、これにより当社神前において三日の間、御武運長久、國家奉奏の御祈禱、御神樂、祝子音楽を奏で御神供、種々の物備え奉る。

八幡宮境内の内、地頭方御藏屋敷に貸地之分

永井豊前守

藏地分

南より北へ二十二間
東より西へ十九間

永井式部少輔

同

南より北へ二十二間
東より西へ十九間

酒井兵部少輔

同

南より北へ二十三間
東より西へ十八間

堀三左衛門尉

同

従南北江九三間
従東西三十九間

右之通標地致依之年々米一俵貳斗、藏守善左衛門
爲御年貢納之

寛永十九壬午年四月改之

寛永十九壬午年四月

大樹君日光御社參被爲有依之於當神前於三日之間
天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱有之
御神樂祝子音楽奉奏御供種々物々奉備

慶安元子年四月

大樹君日光御社參被爲在先例之通於神前於三日間
東照神君奉奏幣御神樂祝子音楽奉奏
天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御膳御
神酒種々物奉獻

慶安二丑年四月

征夷大将軍源朝臣家綱公日光御社參被爲在先例之
通於當神前

東照神君奉奏幣御神樂祝子音楽奉奏御神供種々
物奉備且 天下泰平 御武運長久國家安全之
御祈禱執行有之

寛永十九壬午年四月改之

寛永十九壬午年四月
大樹君日光御社參被爲有依之於當神前於三日之間
天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱有之
御神樂祝子音楽奉奏御供種々物々奉備

慶安元子年四月
大樹君日光御社參被爲在先例之通於神前於三日間
東照神君奉奏幣御神樂祝子音楽奉奏
天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御膳御
神酒種々物奉獻

慶安二丑年四月
征夷大将軍源朝臣家綱公日光御社參被爲在先例之
通於當神前
東照神君奉奏幣御神樂祝子音楽奉奏御神供種々
物奉備 天下泰平 御武運長久國家安全之御
祈禱執行有之

堀三左衛門尉 同

南より北へ二十三間
東より西へ十九間

右の通り貸地致し、これにより年々米一俵二斗ずつ、藏守善左衛門
御年貢としてこれを納む。
寛永十九壬午年四月これを改む。

寛永十九壬午年四月

大樹君日光御社參あらせられ、これにより当神前において三日の間
天下泰平、御武運長久、國家安全の御祈禱これ有り
御神樂、祝子音楽を奏で奉り、御供え種々物を備え奉る。

慶安元子年四月

大樹君日光御社參あらせられ、先例の通り神前において三日間
東照神君へ幣はく奉り、御神樂、祝子音楽を奏で奉り
天下泰平、御武運長久、國家安全の御祈禱、御膳、御
神酒種々物献じ奉る。

慶安二丑年四月

征夷大将軍源朝臣家綱公、日光御社參なさせられ、先例の
通り当神前において
東照神君へ幣はく奉り、御神樂、祝子音楽奏で奉り、御神供種々
物備え奉りて、天下泰平、御武運長久、國家安全の
御祈禱執行これ有り。

當神領表海面巾貳百間成之方沖見通權立御除地之
内御神輿幸行汐垢難清女場一之大鳥居御寄附新
御建立者嘉慶元卯年九月

大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公之御造立被爲有
其後延徳二戌年足利右兵衛佐源義明公御再建御寄
進也其後永祿二未年三月千葉及富胤同舍弟源三親
胤御兩家之御再建御寄附也

然處其後經年曆平風損絶破不及比衆人難敷之難及
自力に依五神主社家衆徒心合勸進合力如先規汝垢
離清場大鳥居再建成就尙有右材木者下總國千葉寺之
清地林ヲ擇定合額額者也于時兼徳二癸巳年八月

神主市川伊賀守藤原重義衆徒年番神光山靈應寺免
雄社家衆徒中

明曆元乙未年十月始梵鐘造寸法左之通

龍頭下堅長三三寸八分 胴九寸七尺七寸

龍頭之長一尺七寸七分 口差渡二尺六寸五分
口ノ厚三寸二分 左ノ鐘之銘并記

奉 鑄 造

上總國市原郡 八幡宮

洪鐘銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類

其爲體也其爲德也

早展斷眠晚來憩勞

堅壞不同其故何也

和自霜号鳴青雲号

一口使造者生天帝

神領表海面巾貳百間成之方沖見通權立御除地之

内御神輿幸行汐垢難清女場一之大鳥居御寄附新
御建立者嘉慶元卯年九月
大政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公之御造立被爲有
其後延徳二戌年足利右兵衛佐源義明公御再建御寄
進也其後永祿二未年三月千葉及富胤同舍弟源三親
胤御兩家之御再建御寄附也

然處其後經年曆平風損絶破不及比衆人難敷之難及
自力に依五神主社家衆徒心合勸進合力如先規汝垢
離清場大鳥居再建成就尙有右材木者下總國千葉寺之
清地林ヲ擇定合額額者也于時兼徳二癸巳年八月

明曆元乙未年十月始梵鐘造寸法左之通

龍頭下堅長三三寸八分 胴九寸七尺七寸

奉 鑄 造

上總國市原郡 八幡宮

洪鐘銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類

其爲體也其爲德也

早展斷眠晚來憩勞

堅壞不同其故何也

和自霜号鳴青雲号

一口使造者生天帝

當神領表海面巾二百間、成の方沖見通し、かい立て御除地の
内、御神輿幸行汐ごり清め場、一の大鳥居御寄付、新たに
御建立は嘉慶元卯年九月、

太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公の御造立あらせられ、
その後延徳二戌年足利右兵衛佐源義明公御再建御寄
進なり、その後永祿二未年三月千葉介富胤、同舍弟源三親
胤御兩家の御再建御寄付なり。

しかるところその後年曆をへて風損絶破に及び、衆人これを歎（な
げく）といえども

自力に及びがたく、よつて神主、社家、衆徒心合わせ勸進、合力、
先規のごとく汐ごり

清め場、大鳥居再建成就おわる。右材木は下總國千葉寺の
清地林を択び定め、懇望せしむものなり、時に承応二癸巳年八月、

神主市川伊賀守藤原重義、衆徒年番神光山靈應寺徳
雄、社家、衆徒中

明曆元乙未年十月始め梵鐘（ぼんしょう）造立、寸法左の通り。

龍頭（りゅうず）下、堅長さ三尺八寸、胴の丸（長）さ七尺九寸
竜頭の長さ一尺七分、口差し渡し二尺六寸五分

口の厚さ三寸二分、左に鐘の銘を記す。

鑄造奉る 上總國市原郡 八幡宮

洪鐘（こうしゅう）銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類

其爲體也其爲德也

早展斷眠晚來憩勞

和自霜号鳴青雲号

一口使造者生天帝

一穢使獄舌止降釵
 佛眼一打四衆解迷也
 神前九乳一天鳴太平
 斯是洪鐘益徳太平
 皎寂千載何不賞之
 享安万世勿弃量之
 益得誰哉願施則是

神光山 靈徳寺
 法印權大僧都徳雄上人
 神主市川伊賀守藤氏重義
 社役奉行大塚助兵衛尉清次

寺中圓衆院住呂 空圓
 鈴木善右衛門
 今井長右衛門
 北嶋仁兵衛
 堀田四郎兵衛

鑄師大工武藏江戸神田鍋町
 宇田川吉之丞

千尊明曆元 飾業協洽 天初冬七日

八幡宮境内之内御藏地之貸地之分今般相改左之通
 四家地頭方江藏屋敷小倉藏守善左衛門立会人田
 中長助兩印別紙証文取置左之文面之通貸遣為異加
 年々米一俵貳斗先上納致有也

差上申證文事

八幡宮御領地之中改

平表御藏地之御藏
 御奉行四衆解迷也
 神前九乳一天鳴太平
 皎寂千載何不賞之
 享安万世勿弃量之
 益得誰哉願施則是

神光山 靈徳寺
 法印權大僧都徳雄上人
 神主市川伊賀守藤氏重義
 社役奉行大塚助兵衛尉清次

寺中圓衆院住呂 空圓
 鈴木善右衛門
 今井長右衛門
 北嶋仁兵衛
 堀田四郎兵衛

鑄師大工武藏江戸神田鍋町
 宇田川吉之丞

八幡宮境内之内御藏地之貸地之分今般相改左之通
 四家地頭方江藏屋敷小倉藏守善左衛門立会人田
 中長助兩印別紙証文取置左之文面之通貸遣為異加
 年々米一俵貳斗先上納致有也

八幡宮御領地之中改
 由北嶋九間
 東西拾五間
 永長前御藏地

一穢使獄舌止降釵
 佛眼一打四衆解迷也
 神前九乳一天鳴太平
 斯是洪鐘益徳太平
 皎寂千載何不賞之
 享安万世勿棄量之
 益得誰哉願施則是

神光山 靈徳寺
 法印權大僧都徳雄上人
 神主市川伊賀守藤氏重義
 社役奉行大塚助兵衛尉清次
 寺中円乘院住呂 空円

鈴木善右衛門
 今井長右衛門
 北嶋仁兵衛
 堀田四郎兵衛
 鑄師大工武藏江戸神田鍋町
 宇田川吉之丞

ときに明曆元 飾業協洽 (乙) 協洽 (未) 天 (年)

初冬 (十月) 七日

八幡宮境内の内、御藏地に貸地の分今般相改め、左の通り
 四家地頭方へ藏屋敷に貸す、藏守善左衛門、立会人田
 中長助兩印、別紙証文取り置き、左の文面の通り貸し遣わし、異加
 (みようが)として
 年々米一俵二斗ずつ上納致すものなり。

差し上げ申す証文のこと
 八幡宮御領地の中改め

南北拾九間
東西拾五間
南北拾九間
東西拾三間
南北九一間
東西拾四間
南北二十間
東西拾三間

永井豊前守藏地
永井式部少藏地
酒井兵部正藏地
堀三左衛門藏地

如此借地申所實正也右冥加年々米壹俵貳斗半
御神納可仕事

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事
御地面御入用之節者明渡可申事
前頭相違無御座申付差上申一札如件

寛文元七年十二月
右藏守
善左衛門
立合人
長助

御神領

御代官所

寛文二壬寅年九月氏子左之名前の者祈願成就依
且石之水鉢奉寄進奉前左

上總國市原郡八幡住人各十三人也

梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中五良七
石川七良二 田中長助 植草三良兵衛

南北拾九間
東西拾五間
南北拾九間
東西拾三間
南北九一間
東西拾四間
南北二十間
東西拾三間

永井式部少藏地
永井式部少藏地
酒井兵部正藏地
堀三左衛門藏地

如此借地申所實正也右冥加年々米一俵貳斗半
御神納可仕事

御神役之儀者三月八月兩度相勤平常御除之事
御地面御入用之節者明渡可申事
前頭相違無御座申付差上申一札如件

寛文元七年十二月
右藏守
善左衛門
立合人
長助

御神領
御代官所
寛文二壬寅年九月氏子左之名前の者祈願成就依
且石之水鉢奉寄進奉前左
上總國市原郡八幡住人各十三人也
梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中五良七
石川七良二 田中長助 植草三良兵衛
田中長助 植草三良兵衛
右名前一回奉寄進也

南北十九間
東西十五間
南北十九間
東西十三間
南北二十一間
東西十四間
南北二十間
東西十三間

永井豊前守藏地
永井式部少藏地
酒井兵部正藏地
堀三左衛門藏地

かくのごとく借地申すところ実正なり、右冥加年々米一俵二斗半
御神納仕るべきこと。

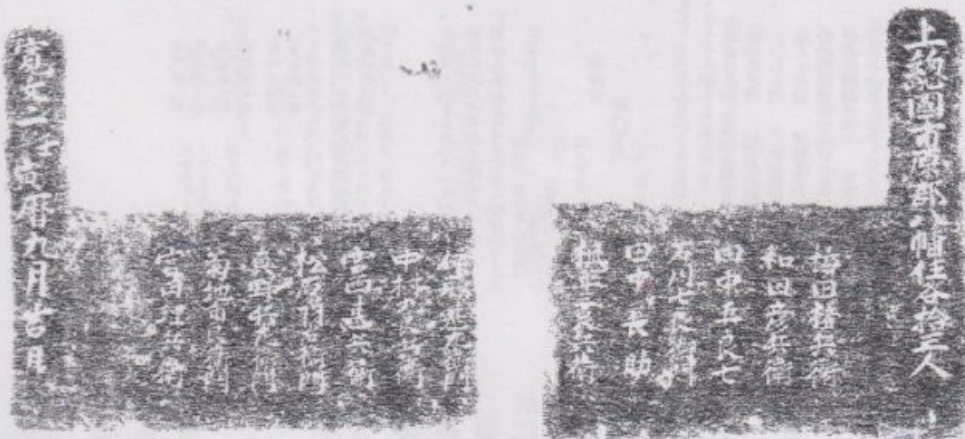
御神役の儀は三月、八月兩度相勤め、平常御除のこと、
御地面御入用の節は明け渡し申すべきこと。
前に頭(あき)らかにして相違ござなきにつき、差し上げ申す一札
くだんのごとし。

寛文元丑年十二月
右藏守
善左衛門
立合人
長助

御神領
御代官所

寛文二壬寅年九月、氏子左の名前の者祈願成就により
て石の水鉢奉寄進奉る。名前に

上總國市原郡八幡住人おのの十三人なり
梅田猪兵衛 和田彦兵衛 田中五郎七
石川七郎兵衛 田中長助 植草三郎兵衛



寛文2年（1662）梅田猪兵衛ほか寄進、石の手水鉢



伊藤甚左衛門 出村九兵衛 宮田甚兵衛

松原羽右門 真野兵左衛門 菊池重右衛門

宮田理兵衛

右名前一同奉寄進者也

神主伊賀守
社務靈應寺

寛文三癸卯年四月

征夷大将軍源朝臣家綱公日光御社参被爲有依之於

當社神前之先例之通

東照神君奉幣帛御神樂祝子音樂奉奏御神供種々の
物奉備置 天下泰平 御武運長久國家安全之
御祈禱執行有之

寛文四辰年永井豊前守直頼候當社御信仰被爲有依
八幡宮向拜之御額御寄進被爲有衣裏書之次第表也

八幡宮

豊藏坊孝雄筆

東書 奉寄進額 永井氏直頼 登頭神主姓市川氏
峯田齋藤原好房

寛文四年甲辰四月

洛陽住人二階堂新兵衛景秀之

徳川大樹君御四代

征夷大将軍源朝臣家綱公先規之通

御朱印被下置候御證文也

神主伊賀守
社務靈應寺

寛文三癸卯年四月
征夷大将軍源朝臣家綱公日光御社参被爲有依之於
當社神前之先例之通
東照神君奉幣帛御神樂祝子音樂奉奏御神供種々
之物奉備置 天下泰平 御武運長久國家安全
之御祈禱執行有之

寛文四辰年永井豊前守直頼候當社御信仰被爲有依
八幡宮向拜之御額御寄進被爲有衣裏書之次第表也

八幡宮

豊藏坊孝雄筆

徳川大樹君御四代
征夷大将軍源朝臣家綱公先規之通
御朱印被下置候御證文也

八幡宮 登頭神主姓市川氏
峯田齋藤原好房
寛文四年甲辰四月
洛陽住人二階堂新兵衛景秀之

伊藤甚左衛門 中村九郎兵衛 宮田甚兵衛
松原羽右衛門 真野兵左衛門 菊池市郎右衛門
宮田理兵衛
右名前一同寄進奉るものなり
神主伊賀守
社務靈應寺

寛文三癸卯年四月

征夷大将軍源朝臣家綱公、日光御社参あらせられ、これより

当社神前において先例の通り

東照神君へ幣はく奉り、御神楽、祝子音樂奏で奉り、御神供種々の
物を備え奉りて、天下泰平、御武運長久、国家安全の
御祈禱執行これ有り。

御祈禱執行これ有り。

寛文四辰年永井豊前守直頼公、当社御信仰あらせられ、よりに

八幡宮向拜の御額御寄進あらせられ、表裏書の次第表に

八幡宮 豊藏坊孝雄筆

裏書にいわく 寄進奉る額 永井氏直頼 登頭神主姓市川氏
峯田齋藤原好房

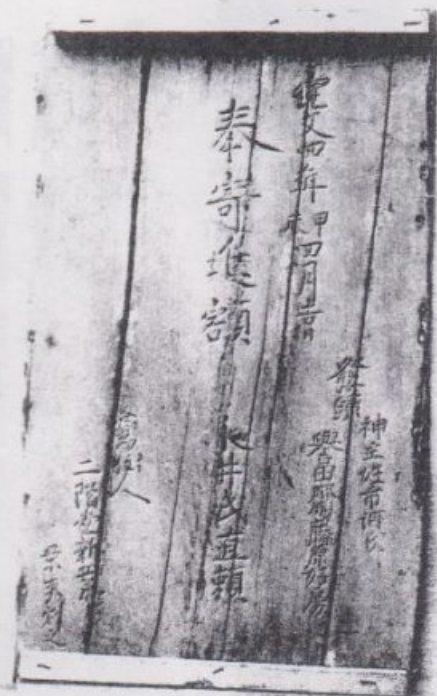
寛文四年甲辰四月

洛陽住人二階堂新兵衛景秀これを割(刻)る

徳川大樹君御四代

征夷大将軍源朝臣家綱公、先規の通り

御朱印下し置かれ候、御証文にいわく、



寛文4年（1664）永井直頼寄進、本殿向拝神額



貞享3年（1686）田中佐助ほか寄進、神前こま犬

八幡宮領上總国市原郡八幡郷之内百五十石之事
任天正十九年十一月日、元和三年五月十一日、寛永
十三年十一月九日、先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、てえ
抽國家安泰之懇祈也仍如件

寛文五年七月十日

御朱印

寛文五巳年七月神祇道之儀

御公儀ヨリ諸神社

江被仰渡候御趣意書左に記す

定

一 諸社之稱宜神主等神祇道所爲宜崇敬之
神体弥存知之有来神事祭禮可勤之向後念急
慢者可取放神職事

一 社家位階従前々以傳奏遂昇進輩有亦可爲其

通事

一 無位之社人可着白張其外之將束者以吉田許

状可着之事

一 神領一切不可賣買事 所不可入質物事

一 神社小破之時其相應當亦可加修理事

附神社無忌慢掃除可申付事

右之條々堅可守之若違犯之輩於有之者陣科

之輕重可令沙汰者也

寛文五巳年七月十日
御朱印

寛文五巳年七月十日
御朱印

一 諸社之稱宜神主等神祇道所爲宜崇敬之
神体弥存知之有来神事祭禮可勤之向後念急
慢者可取放神職事

一 社家位階従前々以傳奏遂昇進輩有亦可爲其

通事

一 無位之社人可着白張其外之將束者以吉田許

状可着之事

一 神領一切不可賣買事 所不可入質物事

一 神社小破之時其相應當亦可加修理事

附神社無忌慢掃除可申付事

右之條々堅可守之若違犯之輩於有之者陣科

之輕重可令沙汰者也

大和守

八幡宮領上總国市原郡八幡郷の内百五十石のこと
天正十九年十一月日、元和三年五月十一日、寛永
十三年十一月九日、先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、てえ
れば
國家安泰之懇祈をぬきんずべきなり、よつてくだんのごとし。

寛文五年七月十一日

御朱印

寛文五巳年七月、神祇道の儀、御公儀より諸神社

へ仰せ渡され候、御趣意書左に記す。

定め

一 諸社の称宜(ねぎ) 神主等輩もつばら神祇道所為(しよい)を
学びその崇敬の

神体弥(いよいよ) これを存じ、有り来る神事、祭礼これを勤む
べし、向後怠

慢せしめば神職を取り放つべきこと。

一 社家位階前々より伝奏をもつて昇進遂げる輩はいよいよその
通りたるべきこと。

一 無位の社人、白張を着すべし、そのほかの装束は吉田許
状をもつてこれ着すべきこと。

一 神領一切売買すべからざること。付けたり、質物に入れるべか
らざること

一 神社小破の時、その相応当に修理を加えべきこと。

付けたり 神社怠慢なく掃除申しつくべきこと。

右の条々堅くこれを守るべし、もし違犯の輩これあるにおいては
科(とが)

の輕重に随(したが)い) 沙汰(さた)せしむべきものなり。

大和守

寛文五年 美濃守

七月十一日 豊後守

雅樂頭

延宝六戊午年當社御祭禮之儀、氏子中より附祭禮
と唱え失台と号し、音曲、舞楽、例年郷中警営これ有る儀、旧例の
仕来り、これにより先規の通り年々申し付け候ところ、氏子中より
村役人惣
代にて願ひ出候趣は、近年打ち続き田方不成就につき一同
困窮に及び、よりて付け祭失台の儀、当時隔年に相務めたき旨再応
願ひ出候につき、願ひの通り当時隔年に相成り、すなわち氏子中よ
り願文差し上げ、その文面左に。

代り三願出候趣者近年打續田方不成就亦付一同及
困窮不依且附祭失台之儀當時隔年亦相祭度言再思
願出候亦附願之通當時隔年亦相成則氏子中より願文
差上其文面左

奉社納氏子就御祭禮願文之事

敬白八幡宮廣前が恐美恐夫申雖毎年不易之御祭禮
相勤止也々早思致願氏子致困窮毎年難相勤誠小和

慮難為凡計依三神明加運相社之本誓也故隔年之御
祭禮無怠儘可相勤之旨於神前亦奉抽精誠者也感光
倍增天下泰平御武運長久郷中繁茂可加守謹終亦右
願趣於相勤者可蒙神罰者也仍而精誠之旨趣如件

延寶六戊午年八月十一日

- 宮田小平 菊地源右工門 吉野庄左工門
- 和田三三次 真野五郎左工門 宇田川六兵衛
- 田中五良七 植草權右工門 永野小左衛門

寛文五年 美濃守
七月十一日 豊後守
雅樂頭

延宝六戊午年當社御祭禮之儀、氏子中より附祭禮
と唱え失台と号し、音曲、舞楽、例年郷中警営これ有る儀、旧例の
仕来り、これにより先規の通り年々申し付け候ところ、氏子中より
村役人惣
代にて願ひ出候趣は、近年打ち続き田方不成就につき一同
困窮に及び、よりて付け祭失台の儀、当時隔年に相務めたき旨再応
願ひ出候につき、願ひの通り当時隔年に相成り、すなわち氏子中よ
り願文差し上げ、その文面左に。

願出候亦附願之通當時隔年亦相成則氏子中より願文
差上其文面左

奉社納氏子就御祭禮願文之事

敬白八幡宮廣前が恐美恐夫申雖毎年不易之御祭禮
相勤止也々早思致願氏子致困窮毎年難相勤誠小和

慮難為凡計依三神明加運相社之本誓也故隔年之御
祭禮無怠儘可相勤之旨於神前亦奉抽精誠者也感光
倍增天下泰平御武運長久郷中繁茂可加守謹終亦右
願趣於相勤者可蒙神罰者也仍而精誠之旨趣如件

大和守 (久世広之)
美濃守 (稲葉正則)
豊後守 (阿部忠秋)
雅樂頭 (酒井忠清)

寛文五年
七月十一日

延宝六戊午年、当社御祭禮の儀につき、氏子中より付け祭礼
と唱え失台と号し、音曲、舞楽、例年郷中警営これ有る儀、旧例の
仕来り、これにより先規の通り年々申し付け候ところ、氏子中より
村役人惣
代にて願ひ出候趣は、近年打ち続き田方不成就につき一同
困窮に及び、よりて付け祭失台の儀、当時隔年に相務めたき旨再応
願ひ出候につき、願ひの通り当時隔年に相成り、すなわち氏子中よ
り願文差し上げ、その文面左に。

社納奉る氏子御祭礼につき願文のこと

敬白、八幡宮広前に恐(かしこ)みかしこみ申す、毎年不易の御祭
礼
相勤めるといえども、世々早魘(かんぱつ)ゆえ氏子困窮致すを想
い毎年相勤めがたく、誠に神
慮およそ計りなしがたく、よりて神明加運相社の本誓なり、ゆえに
隔年の御祭
礼怠慢なく相勤めべく、神前において精誠をぬきんで奉るもの
なり、威光
倍增、天下泰平、御武運長久、郷中繁茂、守護を加うべし、終わり
に右
願ひの趣、相背くにおいては神罰をこうむるべきものなり。よつて
精誠の旨趣くだんのごとし。

延宝六戊午年八月十一日

- 宮田小平 菊地源右衛門 吉野庄左衛門
- 和田与三次 真野五郎左衛門 宇田川六兵衛
- 田中五郎七 植草權右衛門 永野小左衛門

渡邊三良右門 北島三良左門 和田彦右工門
 安藤彦左門 大野五左衛門 松原羽右衛門
 水野善左衛門 加藤子三右門 杉井三左衛門
 梅田庄三郎 鈴木善右衛門 今井長右工門
 田中長助 惣氏子敬白

右之通郷中名主組頭宗氏子惣代連印主奉差上候
 天和三癸亥年社僧圓藏坊数年無住亦致置社務代

復之儀寂光坊相替後右圓藏坊配當分追々寂光坊取
 賄兼帶致依皇靈庵寺共又有若宮寺比申

天和三癸亥年四月
 八幡宮領御水帳新規改右之

貞享三丙寅年五月當社神前隨犬一對願主上總國市
 原郡八幡郷住人田中佐助 勢州安濃郡津八幡町住

人川口助兵衛兩人祈願成就亦依皇為報奉進奉寄進
 者也

元祿四辛未年
 八幡宮幣殿拜殿立直志新造立有之依皇
 堀飛騨守殿 大久保伊豆守殿御兩家御信仰被為右
 由皇為御造營料并御藏米御寄進被為有并氏子大小
 之家門助力并盡神納有之

御中長助 惣氏子敬白
右之通郷中名主組頭宗氏子惣代連印主奉差上候

天和三癸亥年社僧圓藏坊数年無住亦致置社務代
 復之儀寂光坊相替後右圓藏坊配當分追々寂光坊取
 賄兼帶致依皇靈庵寺共又有若宮寺比申
 天和三癸亥年四月
 八幡宮領御水帳新規改右之

貞享三丙寅年五月當社神前隨犬一對願主上總國市
 原郡八幡郷住人田中佐助 勢州安濃郡津八幡町住
 人川口助兵衛兩人祈願成就亦依皇為報奉進奉寄進
 者也
 元祿四辛未年
 八幡宮幣殿拜殿立直志新造立有之依皇
 堀飛騨守殿 大久保伊豆守殿御兩家御信仰被為右
 由皇為御造營料并御藏米御寄進被為有并氏子大小
 之家門助力并盡神納有之

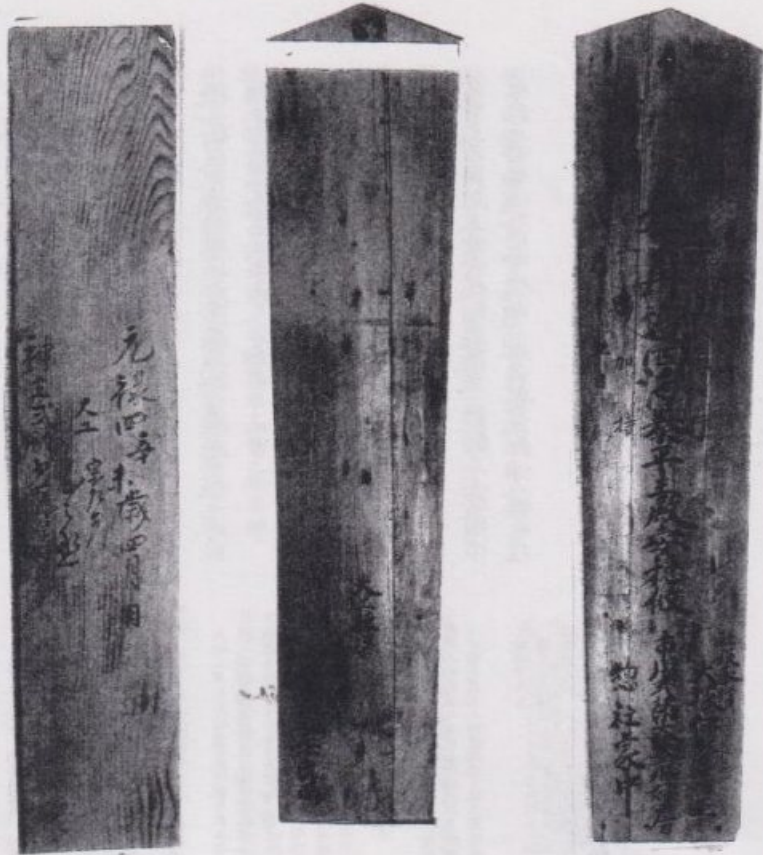
渡辺三郎右衛門 北嶋三郎左衛門 和田彦右衛門
 安藤彦左衛門 大野五左衛門 松原羽右衛門
 水野善左衛門 加藤与三右衛門 杉井三左衛門
 梅田庄三郎 鈴木善右衛門 今井長右衛門
 田中長助 惣氏子敬白
 右のとおり郷中名主、組頭、宗(總)氏子惣代連印にて差し上げ
 奉り候。

天和三癸亥年、社僧円藏坊数年来無住に致し置き、社務代
 役の儀、寂光坊相勤め候、右円藏坊配当分追々寂光坊取り
 賄い兼帶致し、よりにて靈応寺ともまたは若宮寺とも申す。

天和三癸亥年四月
 八幡宮領御水帳新規改めこれあり。

貞享三丙寅年五月、当社神前隨犬(こまいぬ)一對、願主上總國市
 原郡八幡郷住人田中佐助、勢州安濃郡津八幡町住
 人川口助兵衛兩人祈願成就によりて報賽(さい)として寄進奉るも
 のなり。

元祿四辛未年
 八幡宮幣殿、拜殿立て直し新造立これあるによりて
 堀飛騨守殿、大久保伊豆守殿御兩家御信仰あらせらる
 由(に)て御造營料として御藏米御寄進あらせられ、ならびに氏子
 大小
 の家門助力を尽し、神納これあり



元禄4年（1691）幣殿、拝殿立て直し新造立棟札



大工棟梁山口家伝来草履



拝殿



拝殿内部

御金用足 當郷住人田中長助杉井常政兩人也

造営旨趣祝

謹白一國宗社八幡大神宮本朝文武太祖神明英武之御神靈也故亦 堀家輝守 大久保伊豆守御信仰被爲有依社頭舊古亦至利因茲御所一致爲御武運長久家門繁榮之八本奉納其加力并發且止若氏子大小心合一成奉加一社一同精誠を凝結特殿新

奉造至千時元祿四年未年八月十五日吉日良辰并擇定奉上棟御舎者昆虫の災無高津神の災無高津鳥の災無暴風吹荒事無極健火の災無玉殿安徳天地日月豊共々堅磐石富栄志永玉恵之護を乞ふ敬白

棟札口

日月 三元三行 元祿四年未年 楚家奉行大塚助太夫

奉再造立四海泰平玉殿安徳依神主市川式部太夫藤原好房

清明 三妙加持 八月十五日 惣社家中

衆徒社務靈應寺儀儀例之四ヶ坊亦互隔番亦相務年番亦相當判候者社務靈應寺号号俵處元祿四未年寂光坊貞雄自社務兼帶別當若宮寺止申觸力論右寂光坊若菊間村若宮八幡宮之別當相務候依若宮寺号

元祿七甲戌年六月十二日 柳原七郎右衛門殿當社御

祈願亦依雄鳩千九十六羽放生會令執行

神主社家於神前不法棄執行衆徒中於經當讀經修

心取門前至五社神講堂足 御金用足 當郷住人田中長助杉井常政兩人也

造営旨趣祝

謹白一國宗社八幡大神宮本朝文武太祖神明英武之御神靈也故亦 堀家輝守 大久保伊豆守御信仰被爲有依社頭舊古亦至利因茲御所一致爲御武運長久家門繁榮之八本奉納其加力并發且止若氏子大小心合一成奉加一社一同精誠を凝結特殿新

棟札口

日月 三元三行 元祿四年未年 楚家奉行大塚助太夫

奉再造立四海泰平玉殿安徳依神主市川式部太夫藤原好房

清明 三妙加持 八月十五日 惣社家中

衆徒社務靈應寺儀儀例之四ヶ坊亦互隔番亦相務年番亦相當判候者社務靈應寺号号俵處元祿四未年寂光坊貞雄自社務兼帶別當若宮寺止申觸力論右寂光坊若菊間村若宮八幡宮之別當相務候依若宮寺号

御金用足し、當郷住人田中長助、杉井常政兩人なり。

造営旨趣祝

謹みて白(もう)さく、一國總社八幡太神宮、本朝文武太祖神明英武の

御神靈なり、ゆえに堀飛騨守、大久保伊豆守御信仰あらせらるるところ社頭旧古に至り、よつてここに御所一致して御武運長

久、家門繁榮のため八木(米)神納奉り、その加力を発且(端)として氏子

大小心を合わせ一に成り奉加し、一社一同精誠をぬきんで幣殿、押殿新たに

造立奉る。時に元祿四辛未年八月十五日吉日良辰を択び定めて上棟奉り、御舎(みあらか)は昆虫の災いなく、高津神の災

いなく、高津鳥の災いなく、暴風吹き荒れることなく、猛き発火の災いなく、玉殿安

穩、天地日月とともに堅磐(かきわ)に富栄しめたまえと護みつしみ敬いても

棟札にいわく

日月 三元三行 元祿四辛未年 社家奉行大塚助太夫

再造立奉る 四海泰平玉殿安徳依 神主市川式部太夫藤原好房

清明 三妙加持 八月十五日 惣社家中

衆徒社務靈應寺儀、前々より四か坊にて隔番に相務め、年番に相あたり候者社務靈應寺と号し候ところ、元祿四未年寂

光坊貞雄自社務兼帶、別當若宮寺と申し触れ、もちろん右寂光坊は菊間村若宮八幡宮の別當相務め候、よりに若宮寺と号す。

元祿七甲戌年六月十二日、柳原七郎右衛門殿當社御

祈願によりて雄鳩(おんどり)千九十六羽放生會執行せしむ。

神主、社家、神前において法棄執行、衆徒中經堂において読經修

行年五一同當境内森之際亦且令放生者也

元禄八乙亥年六月十一日當所住人杉井三左衛門常政當社信仰亦依五御影社再建新造立奉寄進者也

元禄十丁丑年六月十一日右杉井三左衛門常政折願成就亦依五御冥助為報賽登
八幡宮之瑞籬再建新造立奉寄進者也

如此當宮者御由緒厚宮柄亦且神田領性皆之通
御代々 大樹様 御朱印奉頂戴殊亦可畢祭祀
之旨御免被為有依之大祭嚴重亦執行其外月並三日
節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢
朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久國家安全五
穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈願者也

元禄十丁丑年八月吉辰日

行年五一同當境内森之際亦且令放生者也

元禄八乙亥年六月十一日當所住人杉井三左衛門常政當社信仰亦依五御影社再建新造立奉寄進者也

元禄十丁丑年六月十一日右杉井三左衛門常政折願成就亦依五御冥助為報賽登
八幡宮之瑞籬再建新造立奉寄進者也

如此當宮者御由緒厚宮柄亦且神田領性皆之通
御代々 大樹様 御朱印奉頂戴殊亦可畢祭祀
之旨御免被為有依之大祭嚴重亦執行其外月並三日
節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢
朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久國家安全五
穀成就夷狄降伏之御祈禱抽丹誠令祈願者也

元禄十丁丑年八月吉辰日 同姓源康盛

行おわりて一同當境内森の際にて放生せしむものなり。

元禄八乙亥年六月十一日、当所住人杉井三左衛門常政当社信仰によりて御影社再建新造立、寄進奉るものなり。

元禄十丁丑年六月十一日、右杉井三左衛門常政折願成就によりて御冥助報さいとして
八幡宮の瑞籬（みずがき）再建新造立寄進奉るものなり。

かくのごとく当宮は御由緒厚き宮柄にて（注II中段の市川本店写本はこれ以降、後掲*印参照）神田領往昔の通り
御代々大樹様御朱印頂戴奉り、ことにもつばら祭祀すべき
の旨御免あらせられ、これより大祭嚴重に執行、その外月並み三日、
節々の神事、年々八十余度の祭祀怠慢なく
朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運長久、国家安全、五
穀成就、夷狄（いてき）降伏の御祈禱丹精をぬきんで祈願せしむものなり。

元禄十丁丑年八月吉辰日

*（中段の市川本店本）

その昔、息長帯姫、神功皇后三韓をしたがえたまいしより和朝異国の道広く余の国までも神威に靡（なびき）、その日の本の明けきことを崇め、人皇十六（十五）代帝応神天皇御代の光り周（あまねく）宇内を照らし、国富み、民豊かにして東南の雲納まり、西北に風静かなり、実（まこと）にありがたき文武両道の祖神、だれか仰ぎ奉らざらんや、これにより「判読不能」天下御代々御朱印頂戴□□（及力）もつばら祭祀すべきの旨御免あらせられ、大祭嚴重に執行、その外月並み三日、節々の神事、年々八十余度の祭祀怠慢なく、朝廷宝位ゆるぎなく天下泰平、御武運長久、国家安全、五穀成就の御祈禱丹誠をぬきんで祈願せしむものなり。

元禄十丁丑年八月吉辰日 山下左兵衛介写し書
元文三戊午年三月祥日 同姓源康盛（花押）再写し

飯香岡八幡宮伝記 大永三年の写一巻

古老伝て曰く人皇四十四代
 天武天皇御宇白鳳二癸酉
 年彌生はじめたて秋明
 友中郎麻理系中嶋三人
 藤満岡の桜家最盛り
 ぬて溪水に移る影を詠て
 終日ものたらいける折から
 中嶋がいわくこれより都に登り
 古跡の神社へ詣うでて、なおま
 めやかならば筑紫のかたをも
 巡拝せばやと思ふなり、おのおのいかに、
 とありければ、中村、麻野兩人
 答えけるは、いしくも中嶋氏の
 申さるる事に、吉来（きちきたり）とくとくと
 用意せんとて旅資の賄いとり

大永3年(1523) 写し旧五所御三家文書
 飯香岡八幡宮伝記

(紙袋上書き)
 大正十五年六月
 千葉県史料展覧会出品

上総八幡町八幡宮伝記 大永三年の写し一巻(印川上規矩)

古老伝えて曰く、人皇四十代
 天武天皇御宇白鳳二癸酉
 年彌生はじめつかた、わが朋
 友中郎(村)、麻(浅)野、それがし中嶋三人
 ともに藤ぬま岡の桜花、最盛り
 にて溪水に移る影を詠みて
 終日ものがたらいける折から、
 中嶋がいわく、これより都に登り
 古跡の神社へ詣うでて、なおま
 めやかならば筑紫のかたをも
 巡拝せばやと思ふなり、おのおのいかに、
 とありければ、中村、麻野兩人
 答えけるは、いしくも中嶋氏の
 申さるる事に、吉来(きちきたり)とくとくと
 用意せんとて旅資の賄いとり

緒ハ途出とて、まず川
 阿須波社に詣うて、当
 郡防人帳丁諸人を庭中
 小柴祭りと思ひ出して神酒
 をまじりて、笠傾けて発足し、
 まず東海の道すがら遵（したが）い行く、
 程なく帝都に至り神社巡
 拜恙（つが）なく、それより関西に下り、
 筑前国御笠郡宮（はこ）崎の
 八幡宮に詣うてて干満二珠
 の古跡を拝し、敬礼尊崇祈
 願のごま（護摩）し、帰国の後、わが国へ
 大明神を齋祀奉り、永く
 神拝を奉じ、こいねがわくば神験をたえ
 給いと、丹誠を抽（ぬきん）で通夜し奉る
 ほどに、その夜不思議の神告を
 こうむる状は、神前の太玉籤（ふとたまぐし）と楊（柳）
 の神楯を賜り、これを汝らに
 授くと、まさしく夢想ありける。これにより
 我々三人ともに心信肝に銘じ伏し
 拝みける中に、重ねて示現ましまして、
 よろしく汝ら早くこの地を立ち去るべき
 よしなれば則ち柳の楯を筏と
 なし、神宝を遷しまいらせ、こいねがわくば
 東国総州市西縣袖ヶ浦手

緒（つくろ）い途（みち）出ずるとて、まず
 阿須波社に詣うて、当
 郡防人（さきもり）帳丁諸人（ちようのよぼろもろひと）が庭中
 小柴祭りなど思ひ出して神酒
 すえまつり、笠傾けて発足し、
 まず東海の道すがら遵（したが）い行く、
 程なく帝都に至り神社巡
 拜恙（つが）なく、それより関西に下り、
 筑前国御笠郡宮（はこ）崎の
 八幡宮に詣うてて干満二珠
 の古跡を拝し、敬礼尊崇祈
 願のごま（護摩）し、帰国の後、わが国へ
 大明神を齋祀奉り、永く
 神拝を奉じ、こいねがわくば神験をたえ
 給いと、丹誠を抽（ぬきん）で通夜し奉る
 ほどに、その夜不思議の神告を
 こうむる状は、神前の太玉籤（ふとたまぐし）と楊（柳）
 の神楯を賜り、これを汝らに
 授くと、まさしく夢想ありける。これにより
 我々三人ともに心信肝に銘じ伏し
 拝みける中に、重ねて示現ましまして、
 よろしく汝ら早くこの地を立ち去るべき
 よしなれば則ち柳の楯を筏と
 なし、神宝を遷しまいらせ、こいねがわくば
 東国総州市西縣袖ヶ浦手

長野原に於て心念祈願
 のあり流しを家自史之の
 後を急ぎ、己酉年八月十日
 の葉の繁るおいみの巷(ちまた)過ぎて
 なが上総驛大前に着し久々
 間(菊間)森より高良の島を馬(右)手に
 見て白船の丘に至り、黄昏におよび
 程なく阿須波社に詣うで奉養し
 てわが古郷に帰る道すがら磯吹く
 風に蒼野が原の葦草のなびく
 入り江に奇しき光見えけるゆえ近
 寄り見れば筑紫にて流したる神爾
 なりければおのおの悦び限りなく、翌十二
 日藤ぬま岡に飯殿を築(宮)み齋(いつき)
 祭り奉る。同四年乙亥八月十五日より
 蒼野が磯の塩の満干を宮崎
 の干満二珠の神宝に表し、おい茂る葦草刈払い、下津網根
 を掘り揚げて、宮地を定め、宮祠
 を造築(宮)して遷宮し奉るけるとなん、
 ゆえに貴賤歩行を運び倡(唱)仰(しようぎよう)の
 こうべを傾げざるはなし、厥(その)后(後)歳
 霜(せいそう)八十四年を歴(へ)て四十六代
 孝謙天皇御宇、天平勝宝元
 己丑年八幡宮神託して京に
 向かい常(帝)に神田を請う、これにより同二庚寅年
 八百戸を封ず、同八丙申年、
 帝の寝殿塵裏(じんり)に承り、天下太平の

長野原に於て心念祈願
 のあり流しを家自史之の
 後を急ぎ、己酉年八月十日
 の葉の繁るおいみの巷(ちまた)過ぎて
 なが上総驛大前に着し久々
 間(菊間)森より高良の島を馬(右)手に
 見て白船の丘に至り、黄昏におよび
 程なく阿須波社に詣うで奉養し
 てわが古郷に帰る道すがら磯吹く
 風に蒼野が原の葦草のなびく
 入り江に奇しき光見えけるゆえ近
 寄り見れば筑紫にて流したる神爾
 なりければおのおの悦び限りなく、翌十二
 日藤ぬま岡に飯殿を築(宮)み齋(いつき)
 祭り奉る。同四年乙亥八月十五日より
 蒼野が磯の塩の満干を宮崎
 の干満二珠の神宝に表し、おい茂る葦草刈払い、下津網根
 を掘り揚げて、宮地を定め、宮祠
 を造築(宮)して遷宮し奉るけるとなん、
 ゆえに貴賤歩行を運び倡(唱)仰(しようぎよう)の
 こうべを傾げざるはなし、厥(その)后(後)歳
 霜(せいそう)八十四年を歴(へ)て四十六代
 孝謙天皇御宇、天平勝宝元
 己丑年八幡宮神託して京に
 向かい常(帝)に神田を請う、これにより同二庚寅年
 八百戸を封ず、同八丙申年、
 帝の寝殿塵裏(じんり)に承り、天下太平の

四字自生如是再三依神託
 帝都尊敬之新志於始末
 之崇嚴重なり於神代所
 宮地を撰くも字を以て由
 市原郡上丁刑部直千國が
 教諭諸人戮力今の社地再
 (額)遷座をもくも今時
 國君の家士日高彈正忠より
 過分の金穀寄進せられて宮柱太
 敷建てる也

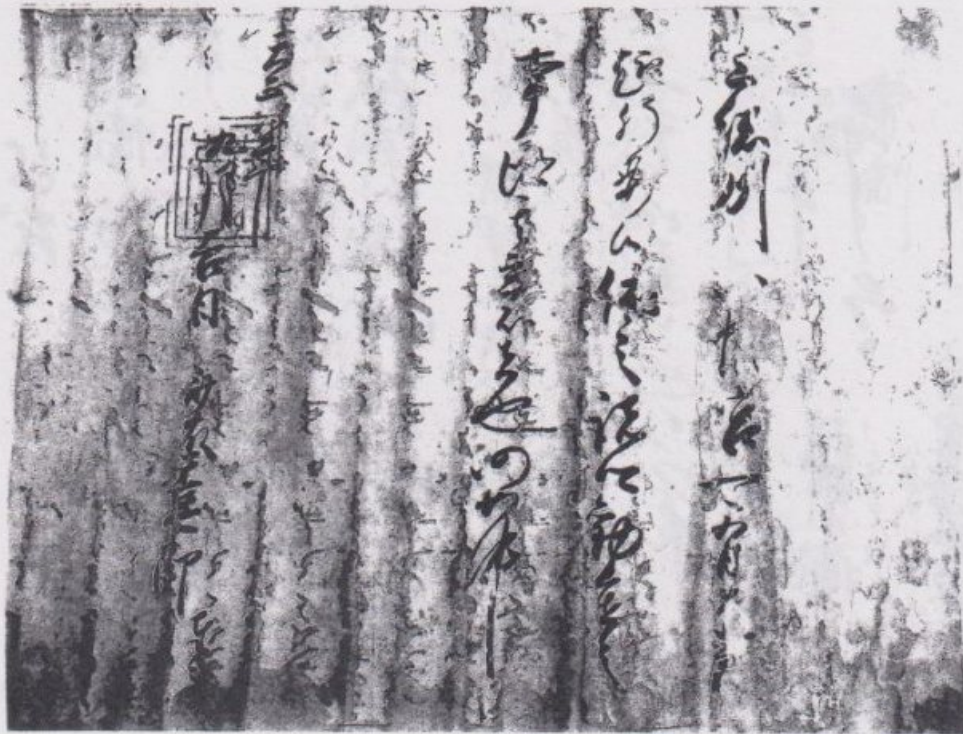
中村典膳
 麻野權藤治
 中嶋要人
 天平宝字七癸卯年
 二月初卯日

右伝記古来より伝わるところ、年旧(古)く
 破損に及び、よって今般書き替え写し置くものなり
 中嶋要人丁弘堯末孫
 執事
 中嶋三郎治
 天平宝字七癸卯年八月十五日書

四字自生如是(じせいによせ)、再三の神託により、
 帝都尊敬めならず、なお諸国において
 尊崇嚴重なれば、この所においてもよき
 宮地を選び、尊崇かけたき由を
 市原郡上丁刑部直千國が
 教諭(諭)につき、諸人戮力(りくりよく)、今の社地へ再
 び額(ぬか)ずき遷座し奉りける、時に
 國君の家士、日高彈正忠より
 過分の金穀寄進せられて宮柱太
 しく建てるものなり。

中村典膳
 麻野權藤治
 中嶋要人
 天平宝字七癸卯年
 二月初卯日

右伝記古来より伝わるところ、年旧(古)く
 破損に及び、よって今般書き替え写し置くものなり
 中嶋要人丁弘堯、末孫
 執事
 中嶋三郎治
 時に大永三癸未年八月十五日書



参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
天正4年(1576)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
原胤栄印判状、八幡宮造営諸郷勸進状

上総州八幡宮造営あるべき
趣、肝要に候、これにより諸郷勸進の
こと、その意を得るものなり。よつてくだんのごとし。

天正四年 (印Ⅱ栄)

九月吉日 齊藤善七郎これを奉る

江左

右、情、く、さ、情、不、入、相、定、む、新、市、の
事、の、立、止、候、由、に、狼、藉、堅、く、停、止、
候、事、を、取、引、候、事、の、由、に、
前、市、に、て、立、止、候、事、を、
情、の、情、中、に、致、事、候、事、
叶、う、べ、から、ず、一、方、に、法、度、中、
之、事、の、立、止、候、事、

天正九年
七月五日

刑部少輔

谷次丹波守

参考資料 飯香岡八幡宮関係文書
天正9年(1581) 姉崎・榊原義久家所蔵
原胤栄印判状、八幡郷守護不入、新市のこと

法度

右、八幡の郷守護不入相定む、新市の
こと立たせ候、押し買ひ、狼藉堅く停止(ちようじ)
ことに近郷において取り候役のこと、前々のごとく
その所にてこれを改むべし、近郷にて未進
役、八幡中において策謀致すこと
叶うべからず、郷中商人諸役免許の儀、
相違有るべからざるものなり。よつてくだんのごとし。

天正九辛巳年(印 大吉宝久)

七月五日 刑部少輔

谷次丹波守

これを奉る

禁制

上総国市原庄

八幡郷、そうじや、きくま、村上、やまき、こい、府中、ごしよ

一 軍勢甲し人等乱妨狼藉事

一 放火事

一 地下人百姓等不儀申懸事

右條、違令條の既長松事

軍勢甲し人等乱妨狼藉事

天正十八年六月



参考資料 飯香岡八幡宮関係文書
天正18年(1590) 八幡崎・榊原義久家所蔵
豊臣秀吉禁制

上総国市原庄

禁制

八幡郷、そうじや、きくま、村上、やまき、こい、府中、ごしよ、以上

一 軍勢甲乙人等乱妨(暴)狼藉のこと

一 放火のこと

一 地下人(じげにん)百姓に対し、非分の儀申し懸くること

右の条々堅く停止(ちようじ)せしめ訖(おわんぬ)、もし
違犯の輩においては、たちまち嚴科に処せらるべきものなり。

天正十八年五月日 (秀吉朱印)

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡宮内

百五拾石奉

右先規令寄附之礼守世首

孫世運長久之精誠殊可

專祭礼之状如件

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣 家康 花押

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
天正19年(1591)Ⅱ姉崎・榑原義久家所蔵
徳川家康判物

寄進 八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと

右先規のごとくこれを寄付せしめ訖(おわんぬ)。この旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠を抽(ぬきんで)、ことに
専(もつぱら)祭祀をすべきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣(家康花押)

八幡宮領上総国市原郡

徳川秀忠朱印状

天正十九年十一月先判の旨に

不違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日



参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書
元和3年(1617) II 姉崎・榊原義久家所蔵
徳川秀忠朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、去る
天正十九年十一月先判の旨に任せ、永く
相違あるべからざるの状、くだんのごとし。
元和三年五月十一日 (秀忠朱印)

八幡宮領上総国市原郡
八幡郷の内百五十石の事
元和三年五月十一日
先判の旨に任せ、永く
相違あるべからず、
てえれば、国家泰平の
精祈(せいき)を抽(ぬきんず)べきの状、
くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日



参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
寛永13年(1636)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
徳川家光朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、
天正十九年十一月、元和三年
五月十一日両先判の旨に任せ、永く
相違あるべからず、てえれば、国家泰平の
精祈(せいき)を抽(ぬきんず)べきの状、
くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日(家光朱印)

八幡宮領上総国市原郡

八幡郷内百五拾石事

天正十九年十一月九日

元和三年五月九日

先判し有永と有相違者可抽

國家安泰之懸祈と如の事

寛文五年七月十一日



参考資料 Ⅱ 飯香岡八幡宮関係文書
寛文5年(1665) Ⅱ 姉崎・榊原義久家所蔵
徳川家綱朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、
天正十九年十一月日、元和三年
五月十一日、寛永十三年十一月九日、
先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、てえれば
國家安泰の懸祈(こんき)をぬきんずべきものなり。よつてくだん
のことし。

寛文五年七月十一日
(家綱朱印)

八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
百五拾石事任天正十九年十月日
元和三年五月廿寛永十三年
十月九日寛文五年七月廿先判旨
永不可有相違者可抽園家安泰し
懸祈せや仍心併

貞享二年六月十日



八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
百五拾石事任由家先判し例永
不可有相違者可抽園家安泰し
懸祈せや仍心併

享保三年七月十日

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
貞享2年(1685)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
徳川綱吉朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、天正十九年十一月日、
元和三年五月十一日、寛永十三年
十一月九日、寛文五年七月十一日、先判の旨に任せ、
相違あるべからず、てえれば、国家安泰の
懸祈をぬきんずべきものなり。よつてくだんのごとし。

貞享二年六月十一日
(綱吉朱印)

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
享保3年(1718)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
徳川吉宗朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、国家安泰の
懸祈をぬきんずべきの状、くだんのごとし。

享保三年七月十一日
(吉宗朱印)

八幡宮領上総市原郡八幡郷の内
百五十石の事依家先判し例
永く有る者依家先判し例
延享四年八月十一日



延享四年八月十一日

八幡宮領上総國中承久家領の内
百五十石の事依家先判し例
永く有る者依家先判し例
延享四年八月十一日

寶曆十二年八月十一日



参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
延享4年(1747)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
徳川家重朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、国家安泰の
懇祈をぬきんずべきの状、くだんのごとし。

延享四年八月十一日
(家重朱印)

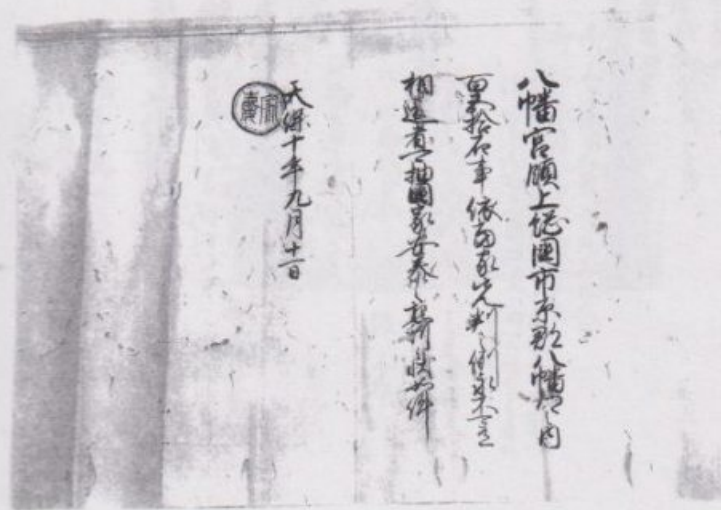
参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
宝曆12年(1762)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
徳川家治朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、国家安泰の
懇祈をぬきんずべきの状、くだんのごとし。

宝曆十二年八月十一日
(家治朱印)

八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石の事依り先判の例に
 相違者の御國家安泰の懇祈の状
 此件

天明八年九月十日



八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石の事依り先判の例に
 相違者の御國家安泰の懇祈の状

天保十年九月十日

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
 天明8年(1788)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
 徳川家斉朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石のこと、当家先判の例により、永く
 相違あるべからず、てえれば、国家安泰の懇祈をぬきんずべきの状、
 くだんのごとし。

天明八年九月十一日
 (家斉朱印)

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書
 天保10年(1839)Ⅱ姉崎・榊原義久家所蔵
 徳川家慶朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石のこと、当家先判の例により、永く
 相違あるべからず、てえれば、国家安泰の懇祈をぬきんずべきの状、
 くだんのごとし。

天保十年九月十一日
 (家慶朱印)

八幡宮領上総国市原郡八幡郷内

百五十石奉依の取立新(領)見立

相違者相違家安泰(懸)折(候)御

安政二年九月十日



八幡宮領上総国市原郡八幡郷内

百五十石奉依の取立新(領)見立

相違者相違家安泰(懸)折(候)御

萬延元年九月十一日



参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書

安政2年(1855)Ⅱ姉崎・榎原義久家所蔵

徳川家定朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、国家安泰の懸折をぬきんずべきの状、
くだんのごとし。

安政二年九月十一日

(家定朱印)

参考資料Ⅱ飯香岡八幡宮関係文書

安政2年(1860)Ⅱ姉崎・榎原義久家所蔵

徳川家茂朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、国家安泰の
懸折をぬきんずべきの状、くだんのごとし。

万延元年九月十一日

(家茂朱印)

勝間・佐野家文書

勝間村は村田川支流である神崎川の上流域に発達した75戸ほどの集落で、他地区からの人口流入もない典型的な純農村である。神崎川の川筋に沿って水田が開け、周囲は台地が続いている。台地は畑として利用され、続いて山林が奥へと続く。その台地にへばりつくように民家が立ち並んでいる。

勝間村は地域共同体的な意識が強い歴史のある村で、『市原市史中巻』は「鎌倉期の正応5年(1292)段階から(中略)足利氏被官倉持氏が、足利氏の認可のもと、市西郡の所領を知行していたことが知られる」として、東北大学図書館所蔵の「倉持家文書、足利貞氏下文案」

「下、倉持新左衛門尉

可令早領掌、(中略)市西郡内勝馬郷(中略)

右、任亡父左衛門入道浄円正応五年二月十三日議状、可令安堵了知之状、所仰如件

永仁四年三月十一日」を載せている。

江戸中期「元禄郷帳」の村高は275石余、「天保郷帳」283石余で、明治維新時は幕府直轄代官支配地が202石余、旗本曾根氏領81石余の合計283石1斗7升8合5勺であった。『市原市史』や『角川日本地名大辞典』などの多くは村高103石余と誤った数字を記載、『旧高旧領取調帳、関東編』(日本史料選書3)が代官支配所の202石余を22石余と単位間違えた誤植を引用したためと考えられる。詳しくは本書「第3集」を参照されたい。慶応4年7月、柴山典房総知藩事支配をへて、9月菊間水野家5万石藩領となり、廃藩置県後、菊間県、木更津県、千葉県と変遷した。村には地域史に欠かせない「文禄検地帳」などの古文書が残され

ている。深山家文書500点をはじめ、澤田家文書、蔵本家文書、茂手木家文書などで、一部はこれまでに本誌にも収載した。

佐野家は集落のもっとも上に位置し、水田を挟んで日枝神社に相對している。江戸時代始めから続く旧家で、寛永18年(1641)検地帳に先祖「七右衛門」が見える。代々農業で生計を立てて今日に及んだ。

佐野家文書は、散逸を憂えた筆者が、折りに触れ古書店などで収集したもので、明治2年「土氣往還御用留め」(全12冊)など数百点におよぶ。いずれもわが市原市などの歴史にとつてなにかを語りかけてくれる貴重な史料であると思われる。第1回の今集は鷹場関係史料、御用留め等を紹介する。

鷹御用留め諸入用書き上げ帳(潤井戸村、天保4年11竖帳)

本資料には書店名の入ったオビに「参圓五拾銭」の定価と「上総石(潤)井戸村賄書上帳」の表示がある。昭和10年代に所蔵旧家から流失したことが考えられる。

「鷹狩り」は飼いならした鷹を放つて動物や野鳥を狩猟すること、往古高麗から伝来したという。江戸時代関東での鷹狩りは將軍家の専権事項として厳しく制限された。幕府は若年寄支配のもと「鷹匠」を置き、鷹を訓練して將軍の鷹狩りに備えた。

鷹狩り場を「鷹場」といったが、鷹狩りが実施されたことのない市原も鷹場で「御捉え飼い場」に編入された。村々は「鷹場法度」の下に置かれ、「鳥見」や「鷹匠頭」配下の「野廻り」による厳しい支配を受け、鷹場の維持管理にともなう諸負担を強要された。『市原市史 中巻』によれば、嘉永4年の市原の御捉え飼い場取り締まり「野廻り役」は山越弥惣次であった。

享保3年幕府は江戸周辺村々に「鷹場組合」の結成を指示、潤井戸地区は「潤井戸村組合村」として、潤井戸村、下野村、宗角村、永吉村、番場村、押沼村、瀬又村、中野村、高田村、高倉村、国吉村、奈良村、古都辺村、大成村、喜田(多)村、大作村、小田辺(部)

村、神崎村、久々津村、金剛地村、板倉村の21か村で編成、組合村勤高は4177石1斗3升8合であった。潤井戸ではこれより早く継ぎ立て助郷のための「潤井戸村二十五郷組合村」が誕生しており、のちの関東取締出役「組合村」とも同一組織だがその関係は今一つ明確でない。

天保4年、その鷹役人99人が「鷹場廻村」のため潤井戸村にやってくる。組合村21か村がその対応にあたったが、宿は潤井戸村の百姓12軒で請けた。宿主と止宿の人数は

清右衛門4人	十次郎2人	権左衛門10人
嘉左衛門6人	兵右衛門8人	仁左衛門4人
六右衛門7人	武左衛門7人	喜右衛門6人
市三郎6人	庄左衛門5人	定右衛門4人

の合計69人で30人分が不足することから、数丁の脱落が考えられる。総経費は

士分、足軽小者上下99人の宿経費	15貫587文
御鷹小屋入用	8貫734文
当村会所入用	5貫975文

であった。宿賃は幕府が支給したが、人足等その他諸経費は鷹場組合の負担となった。今回の持ち出しは13貫14文、高10石につき31文1分6厘割合で高割りされた。作成者は組合村惣代と潤井戸村名主、あて先は幕府代官所であった。

鷹匠の「鷹場廻村」は「公儀御用」をかさに着た横暴がめだち弊害も多かったという、明治維新まじかの慶応2年に廃止された。

日米和親条約、阿部伊勢守書付（嘉永7年Ⅱ 豎帳）

本資料は裏表紙の作成者名から、勝浦市宿戸の割り元名主・磯野新左衛門家に伝わったことがわかる。村の有力者である名主や商家は時勢の変化への関心が高く、情報収集活動が盛んで、多くの写し文書や瓦版が出回った。

嘉永6年（1853）、ペリー率いるアメリカ艦隊「黒船」の来航は、215年間にわたって鎖国を続けた日本の「泰平」の夢をゆ

るがす衝撃的な一大事件であったが、アメリカ艦隊を迎え撃つ武力を持たない日本はやむなく「開国」の道を選ぶことになる。

資料の表題は「嘉永七寅正月、御書付写し」で、

- ① 嘉永6年11月、阿部伊勢守（正弘）殿御渡し書付
- ② 7年1月、臨時取締出役へ申し渡し候書付
- ③ 7年2月、阿部伊勢守殿御渡し書付
- ④ 7年2月、筒井伊賀守、アメリカ国王ほかへの贈り物の4文書を収めている。

阿部正弘は江戸後期の備後福山藩10万石藩主。天保14年老中、ついで老中首座に進んだ。米使節ペリーやロシア使節プチャーチンと交渉、安政元年「日米和親条約」を結び、長い鎖国政策を破って開国への道をとった。

①は開国を勧める「アメリカ国書」を諸大名に示して意見を求めた結果、和戦両備えに決定したこと、「防御筋実用の備え心がけ、万一兵端相開き候わば、国体を汚さざるよう心力をつくし忠勤励むべし、との上意に候」とある。④はペリー再航、「日米和親条約」調印にあたり交換した日本側贈り物の明細、梨子地蒔絵料紙硯箱、黒ろう色蒔絵机、書棚などが記されている。

「日本国王執権」として困難な交渉責任者となった筒井政憲は旗本2700石、知行所は市原の押沼村、中野村、下野村、海保村等であった。長崎奉行、江戸町奉行を歴任、対外的危機が迫ると阿部正弘の信任をえて日米、日ロ交渉等を担当した。鎖国政策をとっていた日本が、高圧的に開国を迫るアメリカに、その対応に苦慮している様子がわかる。

不入斗村御料、私領御触れ書（嘉永4年Ⅱ 豎帳）

本資料は不入斗（いりやまず）村大岡組名主・鈴木太郎太夫が書き留めた「御触れ書写し」である。難読の村名は不輸の地で米を斗（はか）らずともよかった、また入山瀬の転で谷の入り口ともいう。

幕末の不入斗村は村高760石余、内訳は大岡氏西大平藩領455石余、阿部氏佐貫藩領136石余と旗本小笠原石見守知行所104

石余、幕府直轄領代官支配53石余の4相給であった。触れ書は領主からの通知、伝達で、御料は直轄領、私領は大名領、旗本知行所をいった。ここでは島野村の割元名主・菊間藤左衛門を経由した大岡藩、野廻り役山越弥惣次からの御鷹御用、姉崎村名主・三郎右衛門の継ぎ立て先触れ等が記録されている。全28丁で装丁、不入斗村に関する鷹御用や諸課役の実態を理解することができる。

① 4月23日 宇右衛門、割元名主を退役、藤左衛門へ跡役仰せ付けられる

② 6月1日 葉用（小児カンの虫）赤がえる送付仰せ付けられる

③ 11月6日 急御用100両調達についてほか

上総代官岩田鉄三郎から（幕府直轄領関係）

① 3月25日 年貢皆済証文の引き渡し、人別帳の五人組帳の提出

② 5月2日 本所牢屋敷の修復ほか

③ 5月18日 夏、秋成り年貢金の上納について

④ 11月18日 不入斗村新田年貢について、鉄砲拝借について

野廻り役 山越弥惣次から（鷹御用関係）

① 6月 村高書き上げ、鷹御用のひばり殺傷、飼い置き禁止、請け書提出、ひな形

② 6月15日、18日 鷹御用厳しき申し渡しのため招集

③ 7月28日 びばり、上鳥（鷹）御用のため千駄木組鷹匠衆、8

月1日曾我野、泉水休息、2日能満、郡本両村へ宿替え

④ 8月25日 捉え飼い場へ諸鳥渡り込み季節につき殺人人立ち入らぬよう請け書提出、ひな型

姉崎村名主三郎右衛門（継ぎ立て先触れほか）

① 8月10日 上鳥持ち送り村々へ申し渡しのため、岩田鉄三郎手

付け、今夜八幡泊り、明日姉崎通行

② 10月18日 大山不動尊勸化

今富村名主八左衛門から（久留里藩継ぎ立て関係）

① 9月18日 22日 黒田豊前守通行、往還筋破損、小竹、すすき

等生い茂り場所、通行差し仕え成らざるように

赤がえるの捕獲、御用金の調達、鷹御用などさまざまな指示や情報が集まっている。黒田氏久留里藩3万石の参勤は毎年12月から8月の9か月間であった。この年は帰国が多少遅れたのであろうか。通行に支障がないよう沿道筋村々に街道整備が命じられている。

海士有木村諸用向き日記（慶応4年 横帳）

この日記は旧海士有木（あまありき）村の名主常松によって書き留められた。常松は市原市有木の現当主・村越一男氏の4祖で、同家墓誌銘は「当家初代村越伝右衛門は、天和、貞享のころ、有木城北門の古址に居を構えて帰農、爾来300有余年、累代勤業」、「常松、大正9年7月没、75才」を刻んでいる。逆算して弘化2年生まれ、慶応4年は数え24歳であった。

海士有木村は海士村772石余、有木村101石余、ともに旗本永井氏知行所の2か村であったが、「海士有木村五郷組合村」親村として1か村に扱われることが多かった。

筆者が所蔵する慶応4年（1868）「諸用向き日記」は2月12日から4月16日までの「第2番」と9月23日から11月1日までの「第8番」の2点、残念ながら八幡、五井、養老川が戦場となつた「戊辰戦争」の間4月は含まれていない。

この資料の特徴は助郷触れ当て人馬、差し出し人足にある。武士村、新堀村、福増村との5か村で構成する五郷組合は、本来「五井村加助郷村」であったが、立地上、潤井戸村から大網、茂原、一の宮方面に抜ける「伊南房州往還」の六地藏村（現在長柄町）の定助郷村としても触れ当てされた。

慶応4年4月は、江戸開城に不満の旧幕府「義軍府」が木更津によつて、新政府軍とまさに戦端を開かんとしていた。六地藏宿では加納一の宮藩士などの交通が激しく、海士有木村も連日のように人馬触れ当てに駆り出された。この資料からは助郷に動員された百姓たちの課役を詳細に読み取ることができる。（佐野 彪）

天保四年八月

御納付入用書上帳

上総小市郡

潤井戸村

一組合村勤高四百七拾壹石三升八合

上総小市郡潤井戸村

組合小拾壹村

下中村

宗角村

永吉村

番場村

押沼村

瀬又村

天保4年(1833) 勝間・佐野家文書
潤井戸組合村御鷹御用納付諸入用書き上げ

天保四年八月

御納付諸入用書き上げ帳

上総国市原郡

潤井戸村

一組合村勤高四千百七十七石一斗三升八合

上総国市原郡潤井戸村

組合二十一か村

下野村

宗角村

永吉村

番場村

押沼村

瀬又村

甲中村
 田村
 三念村
 王右村
 子良村
 石神連村
 不取村
 花田村
 大佐村
 小田邊村
 神志村
 久津村
 石口村
 板倉村
 潤井戸村

伊熊貞三市様
 御下三人
 御宿 清右衛門

御宿 十次郎
 御下一人

御宿 十次郎
 御下一人

御宿 十次郎
 御下一人

巳七月晦日夕より八月二日朝まで
 御宿 清右衛門
 伊熊貞三市様 御下三人
 御宿 十次郎
 御下一人
 御宿 十次郎
 御下一人
 御宿 十次郎
 御下一人

この御賄い諸入用錢一貫百十三文
 内四百六十八文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候
 差し引き残六百四十一文御賄い不足

巳七月晦日夕より八月二日朝まで
 御宿 十次郎
 出口栄之助様 御下一人
 御宿 十次郎
 御下一人
 この御賄い諸入用錢五百八十八文
 内二百五十六文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候
 差し引き残して三百三十二文御賄い不足

三日月... 御宿 権左衛門

山川仁右衛門様

大原吉十郎様

大山吉次郎様

堅田彦太郎様

小越九郎兵衛様

村越増次郎様

杉山鑑次様

中田新之助様

小島周蔵様

西村又助様

中田新之助様

小島周蔵様

西村又助様

中田新之助様

小島周蔵様

西村又助様

中田新之助様

小島周蔵様

西村又助様

中田新之助様

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 権左衛門

青木作兵衛様、山川仁右衛門様

大原吉十郎様、大山吉次郎様、御下六人、八十八人

この御賄い諸入用錢二貫百六十四文

内一貫二百文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 嘉左衛門

杉山鑑次様、小越九郎兵衛様

村越増次郎様、堅田彦太郎様、御下二人、八十八人

この御賄い諸入用錢一貫三百八十九文

内七百五十九文 御上様より木錢、米代、野菜(代)下し置かれ候

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 兵右衛門

近藤鉄蔵様、西村又助様

中田新之助様、小島周蔵様、御下四人、八十八人

この御賄い諸入用錢一貫七百八十四文

内九百九十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候

差し引き残して七百八十六文御賄い不足

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 仁左衛門

中村鉄之助様、渡辺十之助様、御下二人、八十八人

この御賄い諸入用錢一貫三十六文

内四百六十八文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候

差し引き残して五百六十四文御賄い不足

三月廿六日
御宿 六右衛門

河合郡平様、本目善五郎様
山崎清四郎様、河合軍八様、山中之丞様、御下二人、七人
この御賄い諸入用錢一貫三百七十八文
内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候

武左衛門

已七月晦日夕より八月二日朝まで
渡辺半内様、宇都宮平藏様
鈴木善六様、梶川権平様、寺田弥太郎様、御下二人、七人
この御賄い諸入用錢一貫四百八文
内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候

已七月晦日夕より八月二日朝まで
御宿 喜右衛門

古谷源三郎様、久保田郡藏様
田丸善太郎様、小島次助様、御下二人、六人
この御賄い諸入用錢一貫三百十三文
内六百四十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候

武左衛門

已七月晦日夕より八月二日朝まで
御宿 市三郎

中山栄次郎様、水谷幸内様、御下二人、六人
この御賄い諸入用錢一貫二百九十四文
内六百四十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候

差し引き残して六百六十五文御賄い不足

差し引き残して六百丁五十文御賄い不足

差し引き残して六百丁五十文御賄い不足

乙卯年八月二日

御宿 庄左衛門

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 庄左衛門

本目清三郎様、清宮市兵衛様

片山勇八様、野秋助三郎様、御下一人、 \wedge 五人

この御賄い諸入用錢一貫六十八文

内五百四十二文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候

差し引き残して五百二十六文御賄い不足

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 定右衛門

田付四郎兵衛様御組

御鉄砲方 立川貞八様、大原半十郎様、伴金之助様

御下一人、 \wedge 四人

この御賄い諸入用錢一貫二十八文

内四百三十二文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置かれ候

差し引き残して五百九十二文御賄い不足

御上下御人数合わせ九十九人

御賄い入用錢十五貫五百八十七文

錢七貫九百六十九文 木錢、米代、野菜代、御上様より

下し置かれ、たしかに請け取り奉り候

内同三貫二百六十五文 水夫扶持米代、四斗九升五合

同四十八文 塩 三升代

\wedge 十一貫二百八十六文

差し引き残して四貫三百一文

一 二貫七百三十四文 御鷹小屋入用 ただし八か所

一 五貫九百七十五文 当村会所入用

三口 \wedge 十三貫十四文

この割り高十石に付き三十一文一分六厘

ただし組合高四千百七十七石一斗三升八合

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

御宿 庄左衛門

右は御鷹御用として当七月晦日夕より八月
二日朝まで当村に御止宿遊ばされ候に付き、御鷹入用
書面の通り相違ござなく候。以上

天保四年八月

乙八月

森井傳次郎知行所

上佐小右衛門

中野組合村惣代

名主

組頭

百姓代

改ちり

井上筑後守代

小田辺村

名主

組頭

百姓代

改ちり

森井傳次郎知行所

同井戸村

名主

組頭

百姓代

改ちり

阿部山城守代

同小田辺村

名主

組頭

百姓代

森井傳次郎

改ちり

右は御鷹御用として当七月晦日夕より八月
二日朝まで当村に御止宿遊ばされ候に付き、御鷹入用
書面の通り相違ござなく候。以上

天保四年八月

桜井伝次郎知行所

上総国市原郡御賄い組合村惣代

中野村 名主 惣吉 (印)

組頭 忠兵衛 (印)

百姓代 政右衛門 (印)

井上筑後守領分

同国同郡御賄い組合村惣代

小田辺村 名主 次郎左衛門 (印)

組頭 甚左衛門 (印)

百姓代 勘左衛門 (印)

森重右衛門知行所

同国同郡潤井戸村

名主 仁左衛門 (印)

組頭 九郎右衛門 (印)

百姓代 久左衛門 (印)

阿部山城守領分

同国同郡同村

名主 権左衛門 (印)

組頭 清右衛門 (印)

百姓代 半七 (印)

森井傳次郎

御手代 原田純平様

嘉永七 正月

御書翰字

阿部伊勢守殿御渡し書付
亞墨利加合衆國より差し出し候書翰の儀につき、
それぞれ
建議致され候趣、熟覧（覽）を遂げ、集議参考の上
御聴に達し候ところ、諸説異同これあり候えども、詰り和戦の
二字に
帰宿致し候、しかるところ面々建議致され候とおりに、当時
近海をはじめ防禦（御）筋未だ御全備に相成らず候につき、

嘉永7年（1854） 勝間・佐野家文書
日米和親条約阿部伊勢守書付

嘉永七寅正月

御書付写し

阿部伊勢守殿御渡し書付

亞墨利加（アメリカ）合衆國より差し出し候書翰の儀につき、
それぞれ
建議致され候趣、熟覧（覽）を遂げ、集議参考の上
御聴に達し候ところ、諸説異同これあり候えども、詰り和戦の
二字に
帰宿致し候、しかるところ面々建議致され候とおりに、当時
近海をはじめ防禦（御）筋未だ御全備に相成らず候につき、

彼等立直高知と通地事平御事は先守
身一有祈り上りて成公山より工手秘る事
守り候はし候より乱妨に及ぶ事有らば
至事公不覚覚悟有らば

御國辱に相成り候有防衛御事候は
精々心懸候にてもい義勇を蓄え彼の
動静を察致し、万一彼より兵端を相開き
候わば一同奮発毫髪(ごうはつ)も

御國辱に云河板上下奉り心力を忠勤
に相励み上意に
有らば 御事有らば

十一月

評定所留役組頭木村啓蔵殿
御事有らば

近ごろ異國船取交し候事有らば御事有らば
人馬用意申し付け候面々もこれあり候哉(や)につき、こ

申し立て置かれ候書かんとおり、いよいよ来年渡来致し候と
も御聞き
届けの有無は申し聞けず、なるべくだけこの方よりは平穩に取
り計らわせ
申すべく候えども、彼より乱妨に及び候儀これ有るまじきとも
計りがたく

その節に至り不覚語(悟)これあり候ては
御國辱にも相成り候儀につき、防御筋実用の御備え
精々心懸(がけ)忠憤をおもい義勇を蓄え彼の
動静を熟察致し、万一彼より兵端を相開き
候わば一同奮発毫髪(ごうはつ)も

御国体を汚さざるよう、上下挙げて心力を尽くし忠勤
相励むべしとの上意に候。
右のとおり仰せ付けられ候あいだその意を得られべく候。

十一月

評定所留役組頭木村啓蔵殿

臨時取締出役へ申し渡し候書付写し

近ごろ異國船たびたび渡来については、かねて領分、知分へ
人馬用意申し付け候面々もこれあり候哉(や)につき、こ
のたび異國船

渡来の模様承り候わば、壮健のものども追々江戸表へ
 出申すべし、右については無宿悪党のもの立ち廻り乱妨に及び
 自然御府内へも立ち入るべきやも計りがたく、関内場広の
 儀、取締出役定人数にては不行き届き、臨時出役申し付け
 候間、取締出役とも申し合わせ諸事融致し、悪党ども
 召し捕りの儀はもちろん、すべて御取り締まり行き届き候よう
 致すべきこと、
 右は伊勢守殿御沙汰(さた)の次第もこれあり、公事方
 奉行衆、仰せ渡され候間、念入り相勤めべく候。
 寅正月十三日

寅正月十三日

右

金子直藏
 外十三人へ

寅二月八日

阿部伊勢守殿御沙汰(さた)申上り候

要利加船渡来(わたり)自心(こころ)遣(や)り候(まは)り申(まを)す
 寅

上意(じょうい)の趣(おも)い申(まを)す候(まは)り申(まを)す
 新油(しんあぶら)申(まを)す

寅正月十三日

右

金子直藏
 外十三人へ

寅二月八日

阿部伊勢守殿御渡(わたり)し御書(ごしょ)付(つ)写(り)

アメリカ船渡来(わたり)につき心得(こころ)得(え)方の儀(ぎ)、去(い)る丑(うし)十一(じゅういち)月中(げつ)
 重(おも)き(おも)き
 上意(じょうい)の趣(おも)い申(まを)す候(まは)り申(まを)す
 新油(しんあぶら)申(まを)す

有る方澤に成り節數艘近海へ碇（停）泊致し候
 けしと云ふ種様は、一歩一歩と兵端を開き
 中へ進み候に、異船滞留中、御備え向きの儀は格別
 外見のみに拘（かかわ）り夜中も海岸へ提灯（ちようちん）等
 数多（あまた）付け置き
 候向きもこれある趣に相聞け、左にてはかえつて彼の的に相成
 り
 かつは疲弊も少なからざる儀につき、固め人数差し出し候面々
 番小屋等の要所は格別、その外は要害の土地見計らい
 山陰、木陰などへ屯（たむろ）致し置き、なるべくだけ外より
 見えず候よう
 相心得べく、行列を正し、昼夜時々海岸を見廻り
 申すべし、かつまた宿駅人馬遣わし方の儀もなるべくだけ勘弁
 いたし、
 相減じ候よう致すべし、もつとも銘々屋敷へ手勢用意致し置き候
 向きも、右に准（準）じ外見の虚飾は一切相止め、士卒の
 鋭気を養い候て取り鎮めおり、大小の筒配り方の儀は
 もちろん劍（劍） 鎗手詰めの勝負等実地の接戦專一に
 心がけ精々厚く申し付け候。以上

但大艦を始め諸船、準備の相整はず
 時又改す、操りも亦不齊、此等
 差向の場合を以て夜を通す
 作事、事々勿く必死の覚悟を以て
 実用し、工夫を盡す候より、其節を以て
 仰せ出され候ことにつき、面々必死の覚悟を尽くし
 候節に至り候わば、小船をもつて神速の勝負
 及ぶべき儀もこれあるべく候。

二月

亜墨利加國王

料紙硯箱

一 梨子地蒔繪

一通

一 黒蠟色蒔繪

机七脚

一 同 書棚

一 同 廣蓋

一組

ただし大艦を始め諸船の御備え向き相整い候上は
 猶(なお)また改めて仰せ出されの品もこれある儀に候ら
 えども、方今
 差し向かえ候場合をもつて、右のとおり
 仰せ出され候ことにつき、面々必死の覚悟を尽くし
 実用の工夫致すべく候、もつとも彼より兵端を開き
 候節に至り候わば、小船をもつて神速の勝負
 及ぶべき儀もこれあるべく候。

二月

亜墨利加(アメリカ)國王へ

料紙硯箱

一通

一 梨子地蒔繪

机一脚

一 黒蠟(ろう)色蒔繪

一組

一 同 書棚

一 同 廣蓋

一 荷増花生台

一 黒塗蒔繪

一 置物

一 紅羽二重

一 白羽二重

一 紋縮緬

一 一

一 一

一 珍疋

一 珍疋

一 疋疋

使節へ

料紙硯箱

一 黒塗蒔繪

一 白羽二重

一 白羽二重

一 紋縮緬

一 板

船將始めの人数

一通

三疋

二疋

同断

三疋

一 蒔繪花生台とも

一 黒塗蒔繪 手炉 (しゅろ)

一 置物

一 紅羽二重 (はぶたえ)

一 白羽二重

一 紋縮緬 (ちりめん)

一 板

使節へ

料紙硯箱

一 黒塗蒔繪

一 紅羽二重

一 白羽二重

一 紋ちりめん

一 板

船將始めの二十人へ

一 一

一 一

一 十疋

一 十疋

一 五疋

一 五疋

一 一通

一 三疋

一 二疋

一 同断

一 三疋

一 紅白羽二重

一 定冠

一 通弁官ん

一 板ノ縮袖

一 三疋

一 吸い物椀

一 拾遺冠

一 米

一 武官冠

一 鷄

一 三百羽

右と通(等)の中(等)は浦賀奉行
承り合ひ相廻され候

天日嗣(あまつひつぎ) 栄孫扶桑国王 執権職筒井伊賀守

一 紅白羽二重

三疋ずつ

一 板ノちりめん

二疋ずつ

一 吸い物椀(わん)

通弁官へ

一 米

乗り組み総中へ

一 鷄(にわとり)

二百俵、ただし五斗入り

右のとおり遣わされ下され候あいだ支度致し浦賀奉行
承り合ひ相廻されべく候。

天日嗣(あまつひつぎ) 栄孫扶桑国王 執権職筒井伊賀守

嘉永四年 不入斗村
 御料 御觸書
 私領 御觸書

正月
 嘉永四年

去河七月十八日羽州村山郡山形
 城下葉師町伯山寺宥海方に雇われ
 罷在(まかりある)同人へ手疵(傷)負わせ逃げ去り候
 直松人相書
 一年齡二十歳、少しふけ候方
 一 中せい中肉

嘉永4年(1851) 勝間・佐野家文書
 不入斗村御觸れ書

嘉永四亥年
 御料 不入斗村
 私料御觸れ書

名主 太郎太夫
 正月

去る戌七月十八日羽州村山郡山形
 城下葉師町伯山寺宥海方に雇われ
 罷在(まかりある)同人へ手疵(傷)負わせ逃げ去り候
 直松人相書
 一年齡二十歳、少しふけ候方
 一 中せい中肉

一 面頬角ら平き方、色白く

赤き方

一 眼巾、せうしとさ方

一 眉毛一文字、濃き方

一 鼻筋通り高き方

一 耳小、サクまら方

一 齒、牙、口、小く、唇、厚く

一言、舌、早き方

一 月代、さかやき、常体、髪厚く、髻（ひげ）

一 足、左右相分ならず、仔指（こゆび）に突き傷これあり

一 その節の衣類、木綿紺白横

一 堅織、単（ひとえ）物を着し、黒がし糸

一 織の帯を、長さ一尺九寸程黒糸

一 髪、長き、女守、柱、黒糸

一面頬（めんてい）角にて平き方、色白く赤き方

一眼中するどき方

一 眉毛一文字にて濃き方

一 鼻筋通り高き方

一 耳小、さく立ち候方

一 齒ならび揃い、口小さく、唇薄く

一言舌早き方

一月代（さかやき）常体、髪厚く、髻（ひげ）少なき方

一 足左右相分ならず、仔指（こゆび）に突き傷これあり

一 その節の衣類、木綿紺白横

一 堅織、単（ひとえ）物を着し、黒がし糸

一 織の帯を、長さ一尺九寸程黒糸

徳川幕府 徳川幕府

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

徳川幕府

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

5

6

7

8

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

9

10

11

12

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

石川氏... 徳川幕府... 徳川幕府...

13

14

15

16

〈5ページ〉

柄にて黒塗り鞘の脇差しを帯びまかりあり候

右のとおりのものでこれあるにおいては、その所に返（とどめ）置き、御料は御代官、私領は領主、地頭へ申し出、それより江戸において月番の寺社奉行へ申し出べし、もし見聞に及び候わばその段も申し出べく候、もつとも家来、又者輩をも入念吟味遂げべく候、

〈6ページ〉

隠し置き脇より相知れ候わば曲事たるべく候。

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中漏れざるよう相触れべく候。

亥三月

〈7ページ〉

覚え

一御触れ書 一通

右はこのたび御領主様より御達しこれあり、右につき相廻し申し候あいだ、御披見の上、村下へ受け印なられ、早々順達、留り村より相返すべく候。以上

〈8ページ〉

亥三月六日

割元 落合宇右衛門

島野村、不入斗村、深城、宮原村 右村々名主中

なおもつて、宗門人別、五人組帳とも来る十五日までに村々御届け成されべく候。宮原村へは当村より別段申し遣わし候。以上

〈9ページ〉

その村々、去々酉年割付、皆済目録相渡す条、その意を得、小手形ならびに検見村にては仮免状とも残らず持参、来る十日までにまかり出で引き替え申すべく候、この廻状村名下へ請印せしめ、早々順達留り村より相返すべきものなり。

亥三月二十五日

岩田嶽三郎様役所

〈10ページ〉

右御廻状、四月二日神代村より受け取り、同四日早朝より万田野村へ遣わす 夫（ぶ役）伝右衛門、久右衛門 飛脚銭割り五百五十七文神代渡す 村分七十七文なり

〈11ページ〉

廻状をもって御意を得候、不順の氣候にござ候えども愈（いよ）いよ）御無異に御勤役成られ、珍重に存じ奉り候、しからばこのたび私儀、割元退役の儀、御聞き済み相成り候のあいだ、右よう御承知下さるべく候、かつ跡役割元菊間藤左衛門へ仰せ付けられ候あいだ、その段御知らせ申し候、右につき、来る二十六日恐悦にまかり出で候よう致したく存じ候あいだ、右よう御承知成られべく候、御披見

〈12ページ〉

の上、村下へ受け取りなられ、早々御順達、留り村より相返すべく候。以上

亥四月二十三日

島野村落合宇右衛門

島野村、不入斗村 四月二十四日披見、巳の上刻 深城へ順達

深城、永藤、宮原村 不入斗村より順達いたす

右村々名主中

〈13ページ〉

追つて申し上げ候、宮原村へ順達御頼み申し候。以上 本所牢屋敷修復その外、去る午より去る戌まで五か年の間、入用高百石につき永十七文八分七厘九毛の当たりをもって、来る五月中まで相納むべく候、右纏（わざか）の納物一村限りにまかり出候ては難儀たるべくあいだ、最寄り村々申し合わせ惣代をもって相納むべく候。この廻状村名下受け印せしめ早々順達、留り村より相返すべきものなり。

亥五月二日

岩田嶽三郎役所

〈14ページ〉

右御廻状、亥五月十日神代村より受け取り翌十一日滝口村へ順達、外に金杉浜新田名主源之助より状一通、これは当村名前これなく候えども浜村名これあり候につき受け取り、継ぎ立て候

〈15ページ〉

松野屋豊蔵殿 本所相生町三丁目、転宅披露状これまた継ぎ立て

その村々当亥夏、秋成り御年貢金、去る戌年相納め候金高のとおり相心得、夏成りは六月十日まで、秋成りは九月十日限り相違なく上納致すべく候、もし小前不納人これあり候わば右日限まで召し連れまかり出べく候、謂(いわれ)なく

〈16ページ〉

延日に及び候村々は急度(きつと)取り斗(はか)るべき条、その意を得べく候、この廻状村名下請け印せしめ、早々順達、留り村より相返すべきものなり

亥五月十八日 岩田嶽三郎役所

上総国市原郡不入斗村新田、古敷谷村、古敷谷村の

内 小谷田分、万田野村右村々役人

右御廻状古敷谷村同日順達

〈17ページ〉

廻状をもつて申し入れ候、しからば御殿様御薬御入用につき、赤蛙(がえる)三連御領内にて取り揃え早々相納め候よう仰せ付けられ候、右赤がえる二連は村々にて取らせ、来る

〈18ページ〉

四日までに御届け成らるべく候、尤(もつと)も二百疋(匹)の外少々余分に相送り候よう成らるべく候。以上

六月朔日(ついたち)

島野村 菊間藤左衛門

〈19ページ〉

差し上げ申す村高書き上げのこと
一高何百何十何石何斗何升何合何勺何才 何国何郡何村

内 高何十何石何斗何升何合何勺何才

〈20ページ〉

何の誰支配所名主誰印、何の誰領分名主誰印
何の誰知行名主誰印

合わせ高何百何十何石何斗何升何合何勺何才

右のとおり村高ならびに給々地頭所性(姓)名

〈21ページ〉

書き上げ候ところ相違ござなく候。以上

年号月日 右村 百姓代誰印、組頭誰印、名主誰印

〈22ページ〉

内山七兵衛様御組 御野(廻)役 山越弥惣治殿

差し上げ申す一札のこと

雲雀(ひばり) 御上鳥御用のため毎年のとおり

〈23ページ〉

御鷹匠様方、来七月中旬御越し遊ばされ候のあいだ、ひばり殺生人立ち入り申さず、なおまた飼い置き申すまじき旨厳しく申し触れべきの趣仰せ渡され、承知畏(かしこみ)奉り候、かつまた御廻村の節、御慮外等これなきよう夫人足大小の百姓へ洩らさず申し付けべきの由、これまた承伏奉り候、これにより御請け書差し上げ候ところ、よつてくだんのごとし。

〈24ページ〉

年号月日 何の誰領分知行、何国何郡何村

百姓代誰印、組頭誰印、名主誰印

内山七兵衛様御組 御野廻役山越弥惣次殿

〈25ページ〉

廻状をもつて申し達し候、しからば(この)たび御鷹御用前につき雲雀(ひばり)殺生人立ち入り申さず、なおまた飼い置き申すまじき旨、きびしく申し渡すべき段仰せ渡され候あいだ、すなわち別紙案文のとおり相認め調印いたし、来る十八日四つ時、村役人三判持参まかり越されべく候。

石山日記(長安日記)の巻

山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

17

18

19

20

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

21

22

23

24

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

山野の日記 山野の日記 山野の日記

25

26

27

28

（26 ページ）

一別段申し達し候、その村々石高ならびに給々地頭所御姓名別紙下書きのとおり相認め調印持参致されべく候、右の趣その意を得、廻章村下へ請印せしめ、刻付けをもつて早々順達、留村より返却致されべく候。以上

亥六月十五日未の上刻出す 内山七兵衛組 御野廻役

（27 ページ）

山越弥惣治

右御廻状十六日午上刻下り、片又木村より受け取り拜見、写し取り早刻深城へ順達いたす

（28 ページ）

廻状をもつて申し達し候、しからば雲雀、御上鳥御用のため、千駄木組御鷹匠衆来る八月朔日（ついたち）曾我野、泉水両村御休み、二日能満、郡本両村へ御宿替え、それより村々御捉飼（とりかい）これあり候て、もし殺生道具所持のもの入り込み候ては相済まざることに候あいだ、村々にて心付け申されべく候、かつまた御廻村の節、夫人足その外のもの御慮外などこれなきよう、大小の百姓へ

（29 ページ）

洩らさず申し付けらるべく候、猶又（なおまた）御鷹前様参り候わばその村方にて番人足付け置き、御旅宿まで早々御注進申し出すべく候、右の趣村々その意を得、廻状村下へ請印せしめ、昼夜刻付けをもつて遅滞なく順達留り村より返却給うべく候。以上

亥七月二十八日未の上刻に出す 内山七兵衛組 野廻役

山越弥惣次

（30 ページ）

右御廻状、七月二十九日巳の上刻片又木村より受け取り拜見、早刻深城へ順達仕り候。

大目付へ

戸田山城守様御卒去につき、今二十六日より二十八日まで鳴り物停止候こと。ただし普請は苦しからず候、右のとおり

（31 ページ）

公儀より仰せ出され候間、御領中濡れざるよう相触れべく候

七月二十六日

手紙をもつて申し入れ候、しからばこのたび別紙のとおり御停止触仰せ出され候あいだその意を得、御領内濡れざるよう早々相触れべく候

（32 ページ）

この段申し入れたく、かくのごとくにござ候。以上

七月二十九日

久野要人、石原茂兵衛、
末永三左衛門、井上弥五郎
菊間藤左衛門方

（33 ページ）

右御触書、八月四日拜見早刻 深城へ順達いたす

なおなお三判御持参のこと、

書状をもつて御意を得候、しからばこのたび岩田兼三郎様御手付け、松本辰蔵様今夜八幡村御泊り、明十一日当村

（34 ページ）

御通行になられ、右につき御上鳥持ち送り村々へ御申し渡しこれある趣の御先触れござ候あいだ、明日朝五つ前当村へお越し成られべく候。以上

亥八月十日

姉崎村 名主

追つて申し入れ候、外村々へは別紙をもつて申し触れ候あいだこの段申し入れ候

（35 ページ）

廻状をもつて申し達し候、しからば毎年のとおり御捉飼場へ諸鳥渡り込み候につき、殺生人立ち入り申さず候よう、村々にて心付け候よう申し付けべきあいだ仰せ渡され候あいだ、すなわち別紙下書き相廻し候あいだ、本体西の内にて認め調印いたし、

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

29

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

30

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

31

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

32

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

33

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

34

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

35

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

36

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

37

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

38

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

39

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

40

石山... 三月廿七日... 山崎海邊及

以事而... 今... 未... 何... 何... 何...

4 1

以事而... 何... 何... 何... 何... 何...

4 2

以事而... 何... 何... 何... 何... 何...

4 3

以事而... 何... 何... 何... 何... 何...

以事而... 何... 何... 何... 何... 何...

4 4

別... 何... 何... 何... 何... 何...

4 5

何... 何... 何... 何... 何... 何...

4 6

何... 何... 何... 何... 何... 何...

何... 何... 何... 何... 何... 何...

4 7

何... 何... 何... 何... 何... 何...

4 8

何... 何... 何... 何... 何... 何...

4 9

何... 何... 何... 何... 何... 何...

5 0

何... 何... 何... 何... 何... 何...

5 1

何... 何... 何... 何... 何... 何...

5 2

来る二十九日四つ時、村役人の中三判持参まかり越されべく候、右村々その意を得、廻状村下へ請け印せしめ、早々刻付けをもつて順達、留り村より返却

(36ページ)

致されべく候。以上

亥八月二十五日午の上刻出し

内山七兵衛組

野廻役 山越弥惣次

右廻状八月二十七日酉の下刻片又木村より

受け取り、早刻深城へ順達いたす。

(37ページ)

差し上げ申す一札のこと

一毎年のとおり御鷹御捉飼場へ諸鳥渡り込み候につき、鉄砲打ちにはもちろん、殺生人御場内へ立ち入り申さず候よう、村々にて心付け、大小の百姓へ漏れざるように申し付けべきの旨、仰せ渡され承知畏(かし)こみ奉り候、もつとも前々より御捉飼場

(38ページ)

辺村にござ候ところ、当村の儀は山付きにて猪鹿打ちにまかり出で候あいだ、先年より地頭所より四季打ち鉄砲何挺(丁)拝借まかりあり候、春秋の内、山奥にて打ち来たり候のみ、御場内へは□立申さず、猥(みだ)りに御場内へ持ち出し候儀、かつてござなく候、万一居村下通り持ち出し御見とがめに相成り候わば、当人は申すに及ばず、村役人まで

(39ページ)

いかよう仰せ立てられ候とも、一言の申し訳ござなく候、右仰せ渡され候趣、承知かしこみ奉り候、御捉飼場御用中、大切に相守らせ申すべく候。これにより御請書差し上げ申し候ところ、くだんのごとし。

嘉永四亥年八月

何の誰領分何国何郡何村

百姓代誰印

(40ページ)

内山七兵衛様御組野廻役

組頭誰印、名主誰印
山越弥惣次殿

(41ページ)

書面をもって御意を得候、しからば御談示申したき儀ござ候あいだ、今七つ時当村へ御越し成されべく候、この廻状村下へ御請印成され、早々御順達、留り村より御返し成されべく候。已(以)上

亥九月十四日

姉崎村名主

椎津村、不入斗村、白塚村、今津朝山村

右村々御名主中

(42ページ)

廻状をもって御意を得候、しからば黒田豊前守様、来る二十二日御通行遊ばされ候あいだ、往還筋破損ならびに小竹、薄など生茂り候場所これあり候わば、御通行御差し支えに相成らざるよう御心付け成されべく候、この儀、別段久留里御役所より当駅へ御達し候儀につきこの段申し入れ候。以上

(43ページ)

亥九月十八日

今富村名主八左衛門

右廻状九月十九日未上刻、立野村より受け取り早刻川原

井村へ順達

廻状をもって申し達し候、しからば大山不動様御普請勸化につき先だつて中

(44ページ)

関東御取締御出役様より御内意これあり、右につきこのたび篠田清右衛門様御順(巡)村成され候あいだ御心信(信心か)の方に御心持ち次第御寄附(付)成さるべく候、当村の儀も村中談示の寄付少々御帳面へ印し差し出し、よろしく御取り斗(計)らい下さるべく候。以上

亥十月十八日

姉崎村名主三郎右衛門

〈45ページ〉

別段念のため申し入れ候、当村の儀は村高一石につき鑑（びた）
銭およそ一文五分の見積もり、その外役人船主はかねて金一分
二朱の見積もり寄付いたし候あいだ、この段申し入れ候、先様
御帳面に抱（かかわ）らず内実かくのごとくござ候。以上

姉崎村

大目付へ

〈46ページ〉

古金銀、真字二分判、古二朱銀ならび文政度の文字金銀草字二
分判、二朱銀、一朱銀とも通用停止の分、当亥十月まで引き替
え候よう、去る戌年相触れ候のところ、今もって引き替え残も
多くこれあり候につき、引き替え所の儀、猶又（なおまた）来
る子十月までこれまでのおり差し置かれ候条、諸事先だつて
相触れ候とお相心得、右期月を限り引き替え候よう御料は御
代官、私領は領主、地頭より

〈47ページ〉

入念申し付けられべく候、右のとおり相触られべく候

十月

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中洩れざるよう
相触れべく候。

十月

当三月二日人相書をもって相達し候、羽州

〈48ページ〉

村山郡山形城下薬師町伯山寺宥海方へ雇われまかりあり、同人
へ手きず 負わせ逃げ去り候直松こと召し捕り候のあいだ、相
尋ねるに及ばず候、その段向々へ相触れべく候。

亥八月

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中漏れざるよう

〈49ページ〉

相触れべく候。
廻状をもって申し達し候、しからば過日出府いたし候ところ御
触書二通御渡しなされ候につき、則（すなわち）相廻し候、早々
御順達成されべく候、かつまた御勝手向き御用仰せ付けられ候
につき、御相談申したく存じ候あいだ、明後二十二日御自身御
越し下さるべく候。猶（なお）当村御普請所の儀につき当月内

〈50ページ〉

御出役に相成り候あいだ、この段御承知成されべく候。以上

十月二十日

島野村菊間藤左衛門

〈51ページ〉

廻状をもって申し達し候、しからば去る十二日、御屋舗（敷）
様より御飛脚急御用につきまかり出べき旨御召につき、右飛脚
一同出府致し候ところ、かねて御談じ申し置き候百両金の儀、
近江屋より為替に相成りこれあり候、よつて来る二十五日調達
仰せ付けられ候えども、二十七日までに上納仕るべき筈に御請
け仕り候につき、積み金、満会金の儀、二十六日四つ時まで御
持参下さるべく候。当年皆済下目録の儀もその節、上納

〈52ページ〉

致すべき旨存じ候あいだ、廻米等取り調べ御持参成されべく候、
米相場の儀、駈（しか）と治定致し候えども、八斗替えに仕
切り置き候よう成されべく候、このたび出府の儀もその村々に
て一人御出府下されたく御頼み申し上げ候。委細貴面かし置き
候。以上

十一月十六日

割元 菊間藤左衛門

不入斗村、深城、永藤、右村々名主中

一金一兩一分 永六十五文八分 不入斗村新田

右は其の村々当亥御年貢皆済金書面のとおり候条、来る晦日
（みそか）までに相違無く相納めべく候、若（もし）小前不納
人これあり候わば右日限まで召し連れまかり出べく候。謂（い
われ）なく延日に及び候村々は聊（いささか）用捨なく取り計
らうべき条、その意を得べく候、この廻状村名下請け印令（せ
しめ）刻付けをもつて早々順達、留り村より相返すべきものな
り。

右田銀三郎
岩田銀三郎

亥十一月十八日 岩田銀三郎役所 右村々役人

追って鉄砲拝借これあり候村々は当亥打ち止めならびに獲物
届け、かつ子年も拝借相願ひ候わば拝借証文三冊相認め早々
差し出すべく候。以上

追って鉄砲拝借これあり候村々は当亥打ち止めならびに獲物
届け、かつ子年も拝借相願ひ候わば拝借証文三冊相認め早々
差し出すべく候。以上

左の先触御差し越しに候えども、
 曾我野泊まり浜野までと申す
 先触ゆえ、当村において請けべき訳合
 ござなきよう存じ候、ことに継ぎ立て先
 相分ならず候あいだ、御返し申し上げ御受け取り
 下さるべく候。
 三月十二日 磯(ケ)谷村役人印
 海士有木村 御役人中
 市原郡加茂村二か村ござ候
 儀、いずれの加茂に候や、牛久
 先の加茂に候わば、浜野までと申す
 訳これあるまじく、ことに宿、問屋中と
 ござ候ことゆえ、惣社の続き加茂
 に存ぜられ候、よろしく御頼み入り申し候。以上
 右郡本村まで 返し先触使い 清太

右の先触御差し越しに候えども、
 曾我野泊まり浜野までと申す
 先触ゆえ、当村において請けべき訳合
 ござなきよう存じ候、ことに継ぎ立て先
 相分ならず候あいだ、御返し申し上げ御受け取り
 下さるべく候。
 三月十二日 磯(ケ)谷村役人印
 海士有木村 御役人中
 市原郡加茂村二か村ござ候
 儀、いずれの加茂に候や、牛久
 先の加茂に候わば、浜野までと申す
 訳これあるまじく、ことに宿、問屋中と
 ござ候ことゆえ、惣社の続き加茂
 に存ぜられ候、よろしく御頼み入り申し候。以上
 右郡本村まで 返し先触使い 清太

屋敷出立致し候あいだ、書面の人足御定めの賃銭
 請け取り、宿々村々差し支えなく
 差し出し候。給わるべく候、この段頼み入り存じ
 候、この先触差し急ぎ候あいだ持ち触いたし候。
 仙石鉄次郎様内 内田喜三太
 行徳宿より船橋宿、馬加、検見川、登戸、寒河(川)、曾
 我野、浜野、八幡、海士村それより磯(ケ)谷村まで
 右宿々村々 問屋役人中
 磯ケ谷村まで 触当状使い 清右衛門
 同日、水野様御触書、磯(ケ)谷村まで
 継ぎ立て致し候ところ、返却致し候、それにて
 郡本村へ継ぎ返し候。左に
 水野様御家来 永石徳蔵
 一通

1 0

三月十四日晴れ 定使い紋右衛門
同日朝五つ時分、蔵之助殿出府致し候、雑用の儀金一両なり
拝借致され候、御屋敷様よりの人足引き替えの相談に参上致
され候。左に
一金一両なり 御屋敷様へ人足引き替え相談に遣わす
雑用に遣わし候、蔵之助相渡す
蔵之助八つ時分帰村致され候、一両金遣わし候
同日、水野鎧太郎奥方様九つ時に御通行致し候、当村の人足
三人、
八11ページV
馬一匹遣わし候。
一金二朱なり 質銭受けとり申し候
一人足三人 土宇村岸まで 清右衛門、源兵衛、利助
一馬一匹 牛久村まで常松

1 1

同日農業参り候ところ、要蔵帰村致し候、蔵之助途中にて帰
宅候に奥方様八幡村まで御引つ越しに相成り候、要蔵殿拙子
へ参り候、同動弥三郎殿、両人御相談にて知行(所)へ御沙
汰の廻状、福増村まで使い伊太郎遣わし、なお村役人へ参会
触遣わし、今夜急参致し候、
八12ページV
左に趣に候。福増村まで廻状使い清右衛門遣わす

1 2

同日朝五つ時分、蔵之助殿出府致し候、雑用の儀金一両なり
拝借致され候、御屋敷様よりの人足引き替えの相談に参上致
され候。左に
一金一両なり 御屋敷様へ人足引き替え相談に遣わす
雑用に遣わし候、蔵之助相渡す
蔵之助八つ時分帰村致され候、一両金遣わし候
同日、水野鎧太郎奥方様九つ時に御通行致し候、当村の人足
三人、
八11ページV
馬一匹遣わし候。
一金二朱なり 質銭受けとり申し候
一人足三人 土宇村岸まで 清右衛門、源兵衛、利助
一馬一匹 牛久村まで常松

- 料の儀も宿亭主にて難波頼み入り候、前もつて村方は宿安
(案)分にて村方取り極(決)め致し
八10ページV
下せられたく頼み入り候、小左衛門むこ栄蔵参上致し候、今
度の儀、茶料の儀請け取り候、前々二度茶料の儀、前触れ通
りにて遣わし候。左に
三月十四日晴れ 定使い紋右衛門
同日朝五つ時分、蔵之助殿出府致し候、雑用の儀金一両なり
拝借致され候、御屋敷様よりの人足引き替えの相談に参上致
され候。左に
一金一両なり 御屋敷様へ人足引き替え相談に遣わす
雑用に遣わし候、蔵之助相渡す
蔵之助八つ時分帰村致され候、一両金遣わし候
同日、水野鎧太郎奥方様九つ時に御通行致し候、当村の人足
三人、
八11ページV
馬一匹遣わし候。
一金二朱なり 質銭受けとり申し候
一人足三人 土宇村岸まで 清右衛門、源兵衛、利助
一馬一匹 牛久村まで常松

1 6

三月十四日
八幡村より早嶋三十六枚、賃銭 要蔵殿相払い
同日夜(に)入り、要蔵殿婦村相成り候、奥方様八幡村まで
御泊まり相成り候、役人急ぎ参会致し候、多分は泰安寺へ御
引越しに相成り候、明十五日は御見舞い方々にて八幡村ま
で弥三郎遣わし候筈、その節知行所御一同の御相談相成り候
如くか、村方泰安寺儀も拝借等は相定まりかね候て、明十五
日朝飯後より伊右衛門殿まで一同に借相談に仕り候ところ、
泰安寺も伊右衛門、四、五日間、宿り趣致し候か
ハ17ページV
御相談仕り候、相談儀も略さず候相成り候。
弥三郎、常松、新堀村五郎右衛門
右この三人は夕飯致し候。以上
出席人 弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門、
八左衛門、蔵之助、新左衛門、福太郎
この者打ち寄せ候、夕飯後より、参会へ参り候か御承知仕り
候。以上
ハ18ページV
八幡村まで弥三郎案内 清右衛門
三月十五日晴れ 定使い、紋右衛門
一村役人ども泰安寺へ参会寺借貸屋致し候相談致し候。右村役
人出席にて長谷寺も借家致し候砌(みぎり)に取り極(決め)
相成り候、右出席昼飯致し候。
弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門
八左衛門 締め七人

1 7

三月十五日
八幡村より早嶋三十六枚、賃銭 要蔵殿相払い
同日夜(に)入り、要蔵殿婦村相成り候、奥方様八幡村まで
御泊まり相成り候、役人急ぎ参会致し候、多分は泰安寺へ御
引越しに相成り候、明十五日は御見舞い方々にて八幡村ま
で弥三郎遣わし候筈、その節知行所御一同の御相談相成り候
如くか、村方泰安寺儀も拝借等は相定まりかね候て、明十五
日朝飯後より伊右衛門殿まで一同に借相談に仕り候ところ、
泰安寺も伊右衛門、四、五日間、宿り趣致し候か
ハ17ページV
御相談仕り候、相談儀も略さず候相成り候。
弥三郎、常松、新堀村五郎右衛門
右この三人は夕飯致し候。以上
出席人 弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門、
八左衛門、蔵之助、新左衛門、福太郎
この者打ち寄せ候、夕飯後より、参会へ参り候か御承知仕り
候。以上
ハ18ページV
八幡村まで弥三郎案内 清右衛門
三月十五日晴れ 定使い、紋右衛門
一村役人ども泰安寺へ参会寺借貸屋致し候相談致し候。右村役
人出席にて長谷寺も借家致し候砌(みぎり)に取り極(決め)
相成り候、右出席昼飯致し候。
弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門
八左衛門 締め七人

1 8

三月十六日
八幡村より早嶋三十六枚、賃銭 要蔵殿相払い
同日夜(に)入り、要蔵殿婦村相成り候、奥方様八幡村まで
御泊まり相成り候、役人急ぎ参会致し候、多分は泰安寺へ御
引越しに相成り候、明十五日は御見舞い方々にて八幡村ま
で弥三郎遣わし候筈、その節知行所御一同の御相談相成り候
如くか、村方泰安寺儀も拝借等は相定まりかね候て、明十五
日朝飯後より伊右衛門殿まで一同に借相談に仕り候ところ、
泰安寺も伊右衛門、四、五日間、宿り趣致し候か
ハ17ページV
御相談仕り候、相談儀も略さず候相成り候。
弥三郎、常松、新堀村五郎右衛門
右この三人は夕飯致し候。以上
出席人 弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門、
八左衛門、蔵之助、新左衛門、福太郎
この者打ち寄せ候、夕飯後より、参会へ参り候か御承知仕り
候。以上
ハ18ページV
八幡村まで弥三郎案内 清右衛門
三月十五日晴れ 定使い、紋右衛門
一村役人ども泰安寺へ参会寺借貸屋致し候相談致し候。右村役
人出席にて長谷寺も借家致し候砌(みぎり)に取り極(決め)
相成り候、右出席昼飯致し候。
弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門
八左衛門 締め七人

19

戸ノ邊入福増村
高田村
高田村

高田村
高田村

足元

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

20

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

高田村
高田村

21

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

山田村
山田村

△19ページ▽

一同日夜(に)入り福増村より六地藏村より(の)触当て廻状
参着仕り候

触当て廻状 六地藏村 問屋役場

覚え

加納嘉元次郎様、瀬谷左十郎様

右は明十六日御通行遊ばされ候につき、御継ぎ立て人足仰せ
付けられ、これによりその御村々高百石につき人足二人の割
合をもつて明十六日曉六つ時まで当村へ参着成られべく候、
もつとも御村々とも

△20ページ▽

才領一人相添え、印形持参なられべく候。

六地藏村 問屋 弥平治、名主 源兵衛

滝の口村人足三人、勝間村同五人、福増村同五人、
海士有木村人足十五人馬二匹、山田村人足六人、

二日市場村同三人

追啓申し入る、この触れ当て状村下請け印せしめ、早々順達、
留り村より御返却なされべく候。

△21ページ▽

山田村まで触当て使い、与右衛門二人役

六地藏村曉六つ時役

宇八、与左衛門、武右衛門、長十郎、新左衛門、宇右衛門、

八兵衛、金兵衛、孫右衛門、孫左衛門、源七、清太、源兵衛、

小右衛門、周次郎、人馬善六、勇右衛門 才料半右衛門

一金一分なり 六地藏村 茶料に 半右衛門遣わす

右は朝夜(に)かぎらず八百文の取り極めに致す□左衛門殿
泊まり役にて

△22ページ▽

□百文遣わし候はず、掛け金相済み候

右福増村より六地藏村の触当て状参り候

2 5

三月十八日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主
 三月十八日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主
 三月十八日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主

2 6

三月十九日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主
 三月十九日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主

2 7

三月二十日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主
 三月二十日 南風曇り
 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主

総国市原郡久保村までまかり越し候あいだ、旅宿村御定めのお賃
 銭これを受け取り、遅滞なく継ぎ立て給うべく候。以上

△ 26 ページ ↓

関小重郎印、初芝良輔

泊まり行徳、同曾我野

行徳宿より久保村まで略す

右磯ヶ谷村まで 伝左衛門

右大坪村まで 福増村 与右衛門違わす

三月十八日 南風曇り

御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主

△ 27 ページ ↓

三軒へ御立ち寄りこれあり候。夕刻泰安寺御帰りに遊ばされ候。

四十八文 盲一人 合力違わす。

拙子共留守中取り計らい、右手引き大坪村まで よし女

同日夕刻浪士四人、内一人病人にて参り、行暮れ難波の次第

申し、ぜひ一泊相願い申したき旨申し候えども、病人のこと

ゆえ多分に合力違わし追い払い申し候。

五百文 浪士四人に合力違わす。

同日夜四つ過ぎまで泰安寺へ拙子詰めおり候、それより帰宅

致す。

□□□弥三郎殿へ参る。それより

△ 28 ページ ↓

「欠落」まで泊り致す趣に候。

六地藏人馬役□当て触 迷惑につき、新堀、福増その外相談

の上、磯ヶ谷村へ掛け合い談判の趣宜しかるべしと致し村役

人相談の上、磯ヶ谷村へ役人一人遣わす

磯ヶ谷村まで 出役七兵衛違わす

28

Handwritten notes in vertical columns, including the number '28' and various characters.

29

Handwritten notes in vertical columns, including the number '29' and the date '二月廿七夜'.

30

Handwritten notes in vertical columns, including the number '30' and various characters.

三月十九日 南風にて晴れ曇り

同日朝飯後、長谷寺ならびに泰安寺へ御機嫌伺いにまかり出候ところ、相川村より書状ならびに磯ヶ谷村年番方よりの受け通し相添え遣わされ候ゆえ、披(見)の上名主次郎左衛門、弥三郎兩人へ見させ、堰酒日限来る二十二日と取り定め送り書き遣わし申し候。

磯ヶ谷村まで 出役人要蔵

三月二十日 晴れ 定使い 泰安寺参り

同日浪士ども二人参り一泊相願い候ところ村方より奥方様方御逗留にて、入用多分に懸(かか)り候にて一泊の儀は相成らず候由に取り斗(はか)らい致し候、左に

一 二百文 浪士ども二人遣わす

同日夜(に)入り候、六地藏村より触当て状福増村へ当村まで継ぎ立て致し候。

磯ヶ谷村まで堰酒請け負い □□□出役要蔵

ハ30ページ

六地藏村 問屋役所

覚え

加納嘉元治郎様御内植木豊之丞様、阿部邦之助様御内藍野彦左衛門様

右は明二十一日御通行遊ばされ候につき御継ぎ立て人馬仰せ付けられ、これにより書面の通りその村々高百(石)につき人足二人の割合を(もつて)明二十一日晚七つ時まで(も)村々才料一人相添え、印形持参なられべく候。以上

辰三月二十日 六地藏村 問屋弥平次印、名主源兵衛印

滝口村印人足三人、勝間村印同五人、福増村印同五人

3 1

海士有木村人足十四人、馬三匹 右村々御役人中
追啓申し入る。この廻状村下へ請け印いたし早々順達、留り
村より返却成られべく候、六地藏泊まり役人馬
源右衛門、豊七、多兵衛、八左衛門、清太、寛兵衛、伝蔵、
惣右衛門、安右衛門、次郎左衛門、勝右衛門、元右衛門 締
め十二人、馬、市右衛門、小左衛門 締め二匹

3 2

同日八つ時分、福増村より浪士病人一人へ外一人付き添い
参り申し候には駕籠にてゆられ気分大いに悪しく相成り候ゆ
え、兩人のところ一泊相願い申したき趣強いて申すにつき、
余分に合力遣わし継ぎ立て申し候。

3 3

三月二十一日 ならい風 晴れ 定使い
同日朝飯後、拙子泰安寺ならびに長谷寺御家中様へ御機嫌伺
いにまかり出候、今昼飯より御手賄いに致すよう仰せ付けら
れ候、すなわち諸道具整え、御銘々に差し上げ申し候
大坪村社人継ぎ立て来る。拙子帰宅致し候ところ右社人まか
りおり候ゆえ、左のとおり取り計らい申し候。

△ 31 ページ △

- 一 海士有木村人足十四人、馬三匹 右村々御役人中
- 一 追啓申し入る。この廻状村下へ請け印いたし早々順達、留り村より返却成られべく候、六地藏泊まり役人馬
- 一 源右衛門、豊七、多兵衛、八左衛門、清太、寛兵衛、伝蔵、惣右衛門、安右衛門、次郎左衛門、勝右衛門、元右衛門 締め十二人、馬、市右衛門、小左衛門 締め二匹
- 一 八百文 人足茶代 才料惣次郎渡す
- 一 金一分三朱なり 馬一匹 買い上げ分
- △ 32 ページ △
- 一 三月二十一日 ならい風 晴れ 定使い
- 一 同日朝飯後、拙子泰安寺ならびに長谷寺御家中様へ御機嫌伺いにまかり出候、今昼飯より御手賄いに致すよう仰せ付けられ候、すなわち諸道具整え、御銘々に差し上げ申し候
- 一 大坪村社人継ぎ立て来る。拙子帰宅致し候ところ右社人まかりおり候ゆえ、左のとおり取り計らい申し候。
- 一 小石川白山御社 配賦(符) 所、中井伊織内加藤寅之丞
- 一 三百文 勅化遣わす
- 一 右様神納帳へ記し遣わし候えども実は二百文遣わす
- △ 33 ページ △
- 一 同日八つ時分、福増村より浪士病人一人へ外一人付き添い参り申し候には駕籠にてゆられ気分大いに悪しく相成り候ゆえ、兩人のところ一泊相願い申したき趣強いて申すにつき、余分に合力遣わし継ぎ立て申し候。
- 一 五百文 浪士二人取り計らい
- 一 右継ぎ立て人足 山田村まで利助、紋右衛門
- 一 御知行所□□なく廻状使い□人 福増村まで下男音吉
- 一 同日八つ過ぎ六地藏人馬役才領岩松まかり帰り申し候には、人足二人馬一匹不足のところ右人足二人はいろいろ申し訳け致し候ところ、御勘弁に相成り

3 4

長谷寺... 御供仁右衛門外
三月二十二日 南風、晴れ曇り

三月二十二日 南風、晴れ曇り

三月二十二日 南風、晴れ曇り

3 5

二月廿五日... 御供仁右衛門外

二月廿五日... 御供仁右衛門外

二月廿五日... 御供仁右衛門外

3 6

三月二十二日... 御供仁右衛門外

三月二十二日... 御供仁右衛門外

三月二十二日... 御供仁右衛門外

△ 34 ページ▽

馬一匹の儀は、人足宿亭主相頼み候て、馬買い上げ候ところ、一匹金一分三朱にて御一匹相頼み候趣申し聞けられ候。この後村役人一人人足下宿へまかり成り候よう、申し越され候趣申し聞けられ候。

同日夕刻浪士共四人余り一泊相頼い候ところ、多分合力に遣わし候。一 四百文、浪士分四人遣わす。一 二十四文 右同断一人に遣わす。

一金一両二朱なり 江戸飛脚三人分、右 梅三郎、忠兵衛、千蔵 土着一

△ 35 ページ▽

三月二十二日 南風、晴れ曇り

御屋敷様御逗留中にごさ候ゆえ、拙子儀泰安寺へまかり出、御用伺い、長谷寺同断、水夫その外人足遣い番の儀、泰安寺にて村役人記し致し候。

同日竹内喜三治様御供仁右衛門御兩人御用向きにてまかり出、竹内様長谷寺にまかりおり候。

仁右衛門儀は拙宅にて飲食いたしおり候。仁右衛門泊まり 同日二十三日 南風、小雨 定使い紋右衛門

同日拙子不快にて拙家に休みおり候、常松儀は泰安寺、長谷寺両寺へ御用

△ 36 ページ▽ 伺いとしてまかり出候、同日夜泊まりおり候。飛脚仁右衛門泊まり

三月二十四日 晴れ 定使 万右衛門

朝飯後より泰安寺へ拙子御機嫌伺い(に)まかり出候ところ山田様より仰せ聞かされ候には今日御昼後より竹内喜三次殿婦府致され候趣、御咄(はなし)これあり候、拙子帰りがけ長谷寺へ立ち寄り候ところ竹内様仰せられ候には、今日やわた泊りにまかり出たき趣、申し聞けられ候。御供仁右衛門外

3 7

一、
二、
三、

一、
二、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

3 8

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

3 9

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一人送り人足遣わし申し候。八幡村まで送り人足利助

△37ページ▽

一同日夕刻飛脚にまかり出候三人の者帰村致し候趣、定使い万右衛門より承知仕り候。

同月二十五日 晴れ 定使い万右衛門

一同日早朝飛脚にまかり越し候梅三郎参り申し候には昨夜遅く帰村致し候ゆえ、今朝参り候趣御荷物の儀はたくわんに奥向きの荷物と申すことに候、梅三郎、千蔵、忠兵衛、福増(より)常松四人まかり帰り候趣。

一同日四つ時分磯ヶ谷村堰酒請け負い人竹藏殿、勘定に参り、受け取り書左に控え置き候。

覚え

一 銀二百四十匁、八十両がえ、上酒一樽、三斗四升入り

一同百九十匁五分六りん 同断 同二斗七升

△38ページ▽

一 銀五匁三分 煙草(たばこ) 一包み

一同八分 半紙一状

締め銀四百三十六匁六分六厘、金として七兩一分と一匁六分六厘なり、この銀二百八十六文

右のとおり儲(たしか)に受け取り申し候。念のためかくのごとくにござ候。以上

辰三月 磯ヶ谷村 酒屋宇右衛門跡竹藏印

海土有木村御年番御役所様、磯ヶ谷村まで 堰酒御礼出役 八左衛門

△39ページ▽

触当て状 六地藏村問屋役所

覚え

加納嘉元(次)郎様御内木村蔵三郎様

右は明二十六日御通行遊ばされ御継ぎ立て人馬仰せ付けられこれにより書面のとおりの村々高百石につき人足二人の割

4 0

源兵衛印
 福増村人足四人、馬一匹、海士有木村人足十四人、馬三匹
 右の村々 御役人中
 追啓申し入れ候、この廻状村下請け印致し、早々順達、留り
 村より返却なされべく候。
 屋役人足 源七、孫右衛門、孫左衛門、新左衛門、長十郎、
 武右衛門、小兵衛、喜八、三郎兵衛
 △41ページ▽
 伝左衛門、新助、伊兵衛、源右衛門、吉十、締め十四人
 馬 伊右衛門、安右衛門、常松、才領利助
 八百文 茶代、利助相渡す
 一 国府関村 まで書面使い 小左衛門遣い
 三月二十七日 定使いふひ
 一 同日磯ヶ谷村より御触書ならびに御論書、東金町より
 △42ページ▽
 添え書締め三通、右郡本村まで順達致し候。
 郡本村まで 豊七
 一 同日福増村 久吉殿へ炭代金二分相渡し申し候。
 御父様御留主(守)中にて抽子取り計らい致し候。以上
 一金二分なり 福増村久吉相渡す
 一 同日村方高持ち役人ども参会致し候、金子の儀は役銭前借り
 致し候趣、相談致し候ところ才覚いたし出金致すべき趣にて
 退散に相成り候。

4 1

源兵衛印
 福増村人足四人、馬一匹、海士有木村人足十四人、馬三匹
 右の村々 御役人中
 追啓申し入れ候、この廻状村下請け印致し、早々順達、留り
 村より返却なされべく候。
 屋役人足 源七、孫右衛門、孫左衛門、新左衛門、長十郎、
 武右衛門、小兵衛、喜八、三郎兵衛
 △41ページ▽
 伝左衛門、新助、伊兵衛、源右衛門、吉十、締め十四人
 馬 伊右衛門、安右衛門、常松、才領利助
 八百文 茶代、利助相渡す
 一 国府関村 まで書面使い 小左衛門遣い
 三月二十七日 定使いふひ
 一 同日磯ヶ谷村より御触書ならびに御論書、東金町より
 △42ページ▽
 添え書締め三通、右郡本村まで順達致し候。
 郡本村まで 豊七
 一 同日福増村 久吉殿へ炭代金二分相渡し申し候。
 御父様御留主(守)中にて抽子取り計らい致し候。以上
 一金二分なり 福増村久吉相渡す
 一 同日村方高持ち役人ども参会致し候、金子の儀は役銭前借り
 致し候趣、相談致し候ところ才覚いたし出金致すべき趣にて
 退散に相成り候。

4 2

源兵衛印
 福増村人足四人、馬一匹、海士有木村人足十四人、馬三匹
 右の村々 御役人中
 追啓申し入れ候、この廻状村下請け印致し、早々順達、留り
 村より返却なされべく候。
 屋役人足 源七、孫右衛門、孫左衛門、新左衛門、長十郎、
 武右衛門、小兵衛、喜八、三郎兵衛
 △41ページ▽
 伝左衛門、新助、伊兵衛、源右衛門、吉十、締め十四人
 馬 伊右衛門、安右衛門、常松、才領利助
 八百文 茶代、利助相渡す
 一 国府関村 まで書面使い 小左衛門遣い
 三月二十七日 定使いふひ
 一 同日磯ヶ谷村より御触書ならびに御論書、東金町より
 △42ページ▽
 添え書締め三通、右郡本村まで順達致し候。
 郡本村まで 豊七
 一 同日福増村 久吉殿へ炭代金二分相渡し申し候。
 御父様御留主(守)中にて抽子取り計らい致し候。以上
 一金二分なり 福増村久吉相渡す
 一 同日村方高持ち役人ども参会致し候、金子の儀は役銭前借り
 致し候趣、相談致し候ところ才覚いたし出金致すべき趣にて
 退散に相成り候。

市原村
海士村
有本村
福増村
武士村
磯谷村
浪士村
御触書
御親征御用御触書

市原村
海士村
有本村
福増村
武士村
磯谷村
浪士村
御触書
御親征御用御触書

市原村
海士村
有本村
福増村
武士村
磯谷村
浪士村
御触書
御親征御用御触書

△46ページ▽

村上村、惣社村、根田村、西広村、大坪村、加茂村、
岩(野)見村、君塚村、金杉浜村、五井(所)村、
八幡村、菊間村、大厩村、山本(木)村
市原村、西の谷村、門前村、郡本村、藤井村、能満村、
山田橋村、海士村、有本(木)村、福増村、武士村、
新堀村、磯ヶ谷村、松崎村、櫃挟村、奉免村、妙香村、
土字村、二日市場村、山田村、相川村
右村々名主、組頭

△47ページ▽

添書 五井村 平田村はじめ
添書をもって申し達し候、しからは御親征御用江川太郎左衛門
様御手代富沢正右衛門様より御触書、神奈川宿役人をもって御
渡しなされ候につき、すなわち御達し申し上げ候。宿村々にお
いて留め置かず刻付けをもって早々御順達、留まり村より神奈
川御旅宿へお返し成されべく候。以上
辰三月二十六日巳上刻 五井村名主印
御触書面 村々御名主中 右福増村へ順達 人足ふひ女

△48ページ▽

三月二十八日 雨 定使い紋右衛門
同日朝飯後、拙子泰安寺へまかり出、昨夜廻り来たり候
御親征御用御触書
写し山田様へ御覧に入れ(候)ところその後次郎左衛門、弥
三郎、伊右衛門三人まかりおり候ゆえ申し談じ、磯谷村へ問
い合わせの上参会致し方しかるべき趣申すにつき、右の趣に
取り計い申し候。磯谷村まで参会 問い合わせ人 七兵衛
一 同日浪士二人一泊相願い候、よんどころなく一人儀一泊致し
候、一人儀は福増村まかり越し候、左に
浪士一人 七之助泊まり

4 9

Handwritten notes in vertical columns, likely related to the date 4/9.

5 0

二月廿四日
Handwritten notes in vertical columns, likely related to the date 2/24.

5 1

Handwritten notes in vertical columns, likely related to the date 5/1.

ハ49ページ

一同日国府関村太塚源右衛門殿参り候御儀は、御奥様始め御家中様方生魚差し上げ候趣にてまかり越し候、拙家へも少々下され候。

一新堀村五郎右衛門殿参り候儀は、御親征御用御触書到来一条につき参られ候。

同月二十九日 雨 昼後より止む 定使い紋右衛門

一同日朝国府関村大塚氏拙家へ参り候ゆえ酒肴差し出す。九つ時分まかり帰る。

一西広村長兵衛、大坪村伝八郎両人参り候儀、御親征御用につき神奈川宿まで村役人まかり出で候一条の儀、よろしく相願い申したき趣申し出候

ハ50ページ

三月三十日 定使い紋右衛門

一同日早朝にて村役人、百姓総代参会致し候儀は、今般御親征御用、江川太郎左衛門様御手代、富沢正右衛門よりの御用状にて東海道、神奈川宿まで、村々役召し出され候儀につき、いずれも迷惑の趣にて一決仕らず候故、無抛(よんどころなく)圖(くじ)引きにて取り定め候方、宜(よろし)かるべきより(と)存じ候ところ、次郎左衛門殿くじあたり相成り、来る四月三日未明に出立仕るべき趣に取り定め、すなわち磯ヶ谷村へも右の趣、組頭武右衛門をもって申し達し候、その後村役人、高持ち方右御達しの百石につき金一両ずつ持参申し、なおまた路雑用金も来る二日夕までに取り集め候。

ハ51ページ

磯谷村まで 武右衛門

一五郷四か村へ廻状差し出し儀は来る三日早朝より神奈川宿へ村々役人まかり出、御達しござ候。福増村まで紋右衛門

大坪村まで久兵衛、今富村まで利助二人

5 5

四月廿六日

二月御親征御用ならびに鎮静方神奈(川)宿兵喰(食)賄い
人足仰せ付けられ候にて村々十七か村組合、長谷寺にて参会
致し触書の儀村々相廻し、磯ヶ谷村、拙村両村にて外に村々、
山倉、新巻、川在、大桶この四村の儀、神奈川宿兵喰賄い
人足御用これなく候儀、村々儀は神奈(川)宿まで、来たる
当月五日出立に相極め候、浜野村菊屋宅村々落合にて、神奈
(川)宿参り候上、相談致し候て願いの上申し談じ候、左に、
村々五つ時まで打ち寄り候。
△ 56 ページ V

5 6

龍

二月御親征御用ならびに鎮静方神奈(川)宿兵喰(食)賄い
人足仰せ付けられ候にて村々十七か村組合、長谷寺にて参会
致し触書の儀村々相廻し、磯ヶ谷村、拙村両村にて外に村々、
山倉、新巻、川在、大桶この四村の儀、神奈川宿兵喰賄い
人足御用これなく候儀、村々儀は神奈(川)宿まで、来たる
当月五日出立に相極め候、浜野村菊屋宅村々落合にて、神奈
(川)宿参り候上、相談致し候て願いの上申し談じ候、左に、
村々五つ時まで打ち寄り候。
△ 56 ページ V

5 7

龍

二月御親征御用ならびに鎮静方神奈(川)宿兵喰(食)賄い
人足仰せ付けられ候にて村々十七か村組合、長谷寺にて参会
致し触書の儀村々相廻し、磯ヶ谷村、拙村両村にて外に村々、
山倉、新巻、川在、大桶この四村の儀、神奈川宿兵喰賄い
人足御用これなく候儀、村々儀は神奈(川)宿まで、来たる
当月五日出立に相極め候、浜野村菊屋宅村々落合にて、神奈
(川)宿参り候上、相談致し候て願いの上申し談じ候、左に、
村々五つ時まで打ち寄り候。
△ 56 ページ V

△ 55 ページ J

四月三日、小雨 定使い ふひ

同日御親征御用ならびに鎮静方神奈(川)宿兵喰(食)賄い
人足仰せ付けられ候にて村々十七か村組合、長谷寺にて参会
致し触書の儀村々相廻し、磯ヶ谷村、拙村両村にて外に村々、
山倉、新巻、川在、大桶この四村の儀、神奈川宿兵喰賄い
人足御用これなく候儀、村々儀は神奈(川)宿まで、来たる
当月五日出立に相極め候、浜野村菊屋宅村々落合にて、神奈
(川)宿参り候上、相談致し候て願いの上申し談じ候、左に、
村々五つ時まで打ち寄り候。
△ 56 ページ V

触れ

行徳通り上総八幡、それより先々村々役人衆中

寛え

一 印鑑(印)

一 乗軽尻 一 匹

右は上総国市原郡風戸村日光寺儀、宗用出府のところ当方用
済み明日、宥元婦寺致し候条、書面の人馬遅滞なく継ぎ立
で、肝煎(入)請けあるべく候。以上

江戸登宿前

新義真言宗触頭真福寺役人 小林左近印

四月朔日

△ 57 ページ J

行徳、舟橋泊まり、馬加、検見川、上総八幡、郡本、
海士有木村、山田より風戸村

日光寺この先触れ届け下されべくよう頼み入り候。

右宿々問屋御役人中

船橋七兵衛様よりこの触書、馬加方慥(たしか)に御遣わし
下さるべく候よう頼み入り、もし欠席の節外役人中よろしく
頼み入り候。 山田村まで、この廻状使い栄吉

6 4

一 白米一升 同断 紋右衛門に遣わす。
一 同日、浪士ども五人参り昼飯頼み候、難波申し出で候ところ
よんどころ無く次村相越し、略し記す。
一 三百文 浪士ども五人遣わす。
一 同日夕刻、浪士二人参り候には女房一人出産いたし難波仕り
候につき、格別の合力に預かり申したき趣申し出で候えども
談合申し聞け、左のとおり遣わし候。
一 百文 浪士二人へ合力遣わす。
去る十日出府、今十三日拙子帰宅致す。
△ 64 ページ V

6 5

一 同日、朝飯後山田様へ拙子参り、御用向き伺い候ところ、当
村へ御出成され候御道中御入用筋、巨細取り調べ、なおまた
御逗留中その外御入用筋これまた取り調べ候よう仰せ出さ
れ候。
一 同日昼後大塚氏供一人連れ参る。拙家へ御立ち寄り、それよ
り泰安寺御旅宿山田様へ参り候趣申し聞けられ候、夕刻に相
成り村役人方へ大塚氏より鮑(あわび)一籠遣わされ候ゆえ、
酒取り寄せ進ぜられ候、暮れ合時、小子帰宅致す。
同月十五日 曇り 定使い紋右衛門
一 同日朝大塚氏へ御飯進ぜられ候趣にて白米取りに遣わされ候
ゆえ、定使い紋右衛門に一升遣わす。
一 白米一升 泰安寺へ遣わす。
十六日
一 白米一升 同断 紋右衛門に遣わす。

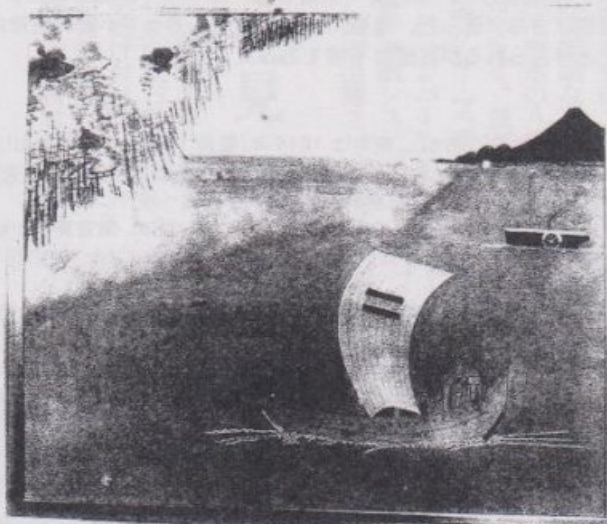
6 6

一 同日、浪士ども五人参り昼飯頼み候、難波申し出で候ところ
よんどころ無く次村相越し、略し記す。
一 三百文 浪士ども五人遣わす。
一 同日夕刻、浪士二人参り候には女房一人出産いたし難波仕り
候につき、格別の合力に預かり申したき趣申し出で候えども
談合申し聞け、左のとおり遣わし候。
一 百文 浪士二人へ合力遣わす。
去る十日出府、今十三日拙子帰宅致す。
△ 64 ページ V

八幡公民館主催事業「八幡史学館」10周年記念企画展

八幡港と五大力船

築港400年、むかし八幡は海の町だった



富士を背に八幡港に帰帆する五大力船と蒸気船(明治24年=飯香岡八幡宮大絵馬)

目の前にまっ青な大海原が広がり、富士の裾野が雄大な姿をみせた。

遠く近く五大力船が行き来した。八幡には海のロマンがあった。

八幡港は400年前の慶長19年(1614)、八幡村領主年貢米津出し港として築港、およそ350年をへた昭和32年、八幡海岸埋め立てで消滅した。

八幡の五大力船は江戸(東京)へ米や薪炭を運び、帰り船で日用雑貨と江戸文化を持ち帰った。江戸時代から明治、大正時代にかけての八幡は、上総北部最大の港町として繁栄した。

期間=平成27年12月23日(祝日)~28年1月9日(土曜日)

12月23日13時30分開展、1月10日午後撤去

会場=JR八幡宿駅市原市民ギャラリー

主催=市原市立八幡公民館運営委員会

主管=八幡史学館名所100選チーム+市原の古文書研究会

主管した「八幡港と五大力船展」

説明ちらし

江戸へ米や薪炭を運び、日用雑貨と江戸文化を持ち帰った

江戸時代の八幡は市原最大の港町で、その中心は「五大力船(ごだいきぶね)」であった。江戸湾を中心に活躍した50石から200石積みの中型帆船で、海川両用、海上は風力を利用、市中の入り船掘割はさおを使った。全長10~20m、喫水が浅く、舷の外側に長い「さお走り」を付けた。江戸時代、八幡船は貨物専用で旅客は許されず、明治維新後に解禁された。飯香岡八幡宮が所蔵する江戸後期1794年(寛政6年)の「八幡村五大力船船揃え図」は漢風に帆を膨らませた13艘の五大力船を描き、1787年(天明7年)の「八幡村村鑑明細帳」(市川本店文書)は「本株(権利者)30艘、当時(稼働)12艘」、1873年(明治6年)の八幡宿船改め所「木更津御県庁船印鑑運名帳(五大力船台帳)」は18艘を記している。わずか3、4人の乗り組み人が100石(およそ15トン)もの荷物を運んだ力強さを「五大力菩薩」に例えた。

八幡港の中心地・浜本町(はもと)には廻船問屋や船主、船乗り、荷役を担当する解(はしけ)人、船大工のほか、穀物商、薪炭商、太物(反物)などの問屋倉庫が並び、風呂屋や旅館、飲食店など多くが海に係わった。浜本町と観音町の干潟地に築いた船だまりを母港としたが、浅瀬のため荷物の積み下ろしは、いったん船を海上に出した上で、はしけ船が中継した。江戸港まで「海上8里(30キロ余)、順風なら3、4時間で到着した。江戸港では佃島前のターミナルで帆を降ろし、市中の掘割はさおで進んだ。亀島川、日本橋川を遡って小網町河岸のはしけ宿、船繋ぎ杭に停泊したと考えられるが詳細は不明である。



昭和32年埋

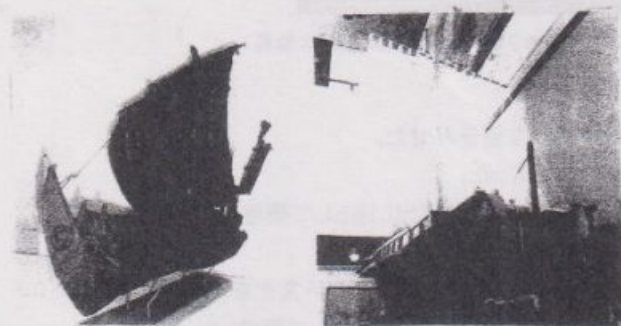


大正11年〇

八幡港と八幡海岸の400年

- ①かつて八幡には浜本町と南町、2つの湊(みお)があった。南町は1614年(慶長19年)「年貢米津出し港」として築港、浜本町は未詳だが江戸前期とみられる。町は八幡港の五大力船を中心に繁栄した。最盛期は大正はじめまで。大正元年八幡宿駅開業、鉄道や自動車が普及し物流は陸運へ移行していった。
- ②江戸時代の八幡は浜付き村ではあったが漁業はなく自消の魚と貝をとった。大正はじめ、海苔養殖が始まり、昭和にかけて海水浴、潮干狩り、すだてなど海の産業が賑わった。戦後、八幡港にはかつての花形・五大力船の姿はなく海苔取り舟に代わっていた。
- ③昭和30年ころ、高度成長で八幡海岸は最盛期に。東京から学童を運ぶ観光バスが旧八幡中学校校庭(現在八幡運動公園)を埋め尽くした。
- ④昭和31年、県は「京葉工業地帯」建設にともなう海岸埋め立てを計画。地元は当初全員が反対、年寄りたちは海をなくしてはいけないと主張したが、若者たちは町の将来と雇用拡大にかけた。翌32年八幡・五所漁業協同組合が漁業権を放棄、八幡海岸はあつという間に埋め立てられた。

八幡から海がなくなって半世紀余り、貴重な歴史遺産である「八幡港と五大力船」を、改めて顕彰し、未来に向けて語り継がれることを願ってやまない。

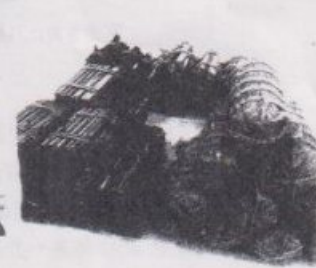


旧家所蔵麻柿渋製五大力船模型

木製五大力船模型



かじ いかり模型



積み荷模型

「八幡港と五大力船展」説明ちらし(部分)

五大力船の謎解く古文書

江戸初期から昭和初期、東京湾での輸送を担った中型の帆掛け船「五大力船」の積み荷明細などを記した古文書が、出発港の一つだった市原市の八幡港近くの旧家から見つかった。史料が少なく、謎が多かった五大力船だが、同市の歴史研究グループ「市原の古文書研究会」（山岸弘明代表）のメンバーらが解読を進め、運搬品の内訳や船の数、運航システムを明らかにした。

（下山博之）

市原の旧家で発見

五大力船に詳しい立教大文学部の後藤雅知教授によると、当時の木更津町や千葉町を始めとした内房地区の港町の多くは、江戸の間で五大力船を出していた。しかし、戦災で史料のほとんどが失われ、物資の輸送状況を示す具体的史料はなかったという。

古文書が存在が明らかになつたのは、明治初期、八幡宿の地域代表に当たる戸

長を務めた醸造会社「市川本店」。船の航行計画などの報告を受け付ける「船改め所」の文書や積み荷明細が書かれた出帆届などが

五大力船 江戸を中心とした関東周辺で活躍した船。全長10メートルといわれている。川筋や遠浅の海でも航行できるよう、水中に沈む部分がない構造だった。

保管されていた。

同研究会が2年ほど前に史料を借り、解読を進めた結果、江戸時代の八幡港には五大力船が最大30隻あったが実働していたのは十数隻で、コメや薪、炭などを積んで江戸との間を1か月

に約3往復していたことを突き止めた。後藤教授はこうした史料の発見は画期的だ」と評している。

1614年の八幡港築港から400年が経過したことも記念し、同研究会と市原市立八幡公民館運営委員会は2016年1月9日

で、JR八幡宿駅の市民ギャラリーで約800点の史料を展示している。



五大力船に関する古文書を解説する山岸代表（右）ら（18日、市原市の八幡公民館で）

平成27年12月31日「読売新聞」

主管「八幡港と五大力船」展を紹介

江戸時代から関東近辺の輸送に用いられた海川両用の回船「五大力船」を中心に、港町として栄えた市原市八幡の歴史をひもとく企画展「八幡港と五大力船」(市立八幡公民館運営委員会主催)が、JR八幡宿駅の市民ギャラリーで開かれている。これまで判然としなかった一帯での運航実態を解き明かす貴重な史料約800点が並び、訪れた人に歴史ロマンを感じさせている。9日まで。

1614(慶長19)年、年貢米津出し港として築港され、長年にわたり海の玄関口の役割を果たした八幡港。しかし、1957(昭和32)年からの臨海部の埋め立て、企業進出

八幡港往来の歴史知って

築港400年

でまちの姿は一変。五大力船をめぐっては、史料不足で当時の状況が謎として残った。今回の企画展は八幡

港の築港400年に合

わせ、同館で活動する

「市原の古文書研究会」が旧家所蔵の大量の古文書を収集、解説。姉妹団体の「八幡史学館」名所100選チームとも連携し、飯香岡八幡宮や市埋蔵文化財調査センターなどの協力を得て開催した。

市民ギャラリーでは

「五大力船の構造が正確に分かる」(同会) 436(41) 1984
という八幡港への帰帆

貴重な史料約800点が並び企画展「八幡港と五大力船」市原市八幡のJR八幡宿駅の市民ギャラリー

「五大力船」の謎 史料でひもとく

市原で企画展



ご協力いただいた方々

市原市立八幡公民館

市原市立八幡公民館運営委員会

市原青少年会館

市原市文化財研究会（平成29年解散）

竹内 克様、佐倉東雄様、一木英子様

古文書学習会（平成28年解散）

市川本店文書調査会

立野 晃様、後藤雅知様、後藤恵菜様、丸山和昭様

神山知徳様、村 和明様、小田真裕様、手塚雄太様

布施慶子様、山崎果歩様

八幡史学館名所100選チーム

石井 勇様、鷺津寛子様、堆美登里様、柴田正子様

多村勝彦様

房総史料調査会（後援）

* 市川本店

市川恵三様、市川信三様

飯香岡八幡宮

市川一夫様、平澤牧人様

神原義久様

若宮八幡神社旧蔵文書

千葉市稲荷町内会

千葉市立郷土博物館市史編さん室

宮本敬一様

菅 勇榮様

長谷川正様

近藤和夫様

当会ともゆかり深い郷土史グループの「市原市文化財研究会」と「古文書学習会」が相次いで解散した。文化財研究会は、昭和38年、町村合併による市原市誕生にあたって、市原町、五井町などの同好グループが大同合併して創立、最盛期の会員数は400人を数えた。当時、上総国府、国分僧尼寺の発掘や王賜銘鉄剣の出土などが相次ぎ、行政と一体に郷土の「文化財ブーム」を牽引したが、平成以降、大幅な会員数の減少と高齢化に活動も低迷がちだった。「昭和の郷土文化の灯」がまた一つ消えた。当会は平成13年、文化財研究会の支部であった古文書学習会の有志で結成したという経緯がある。会員の高齢化という同じ悩みをかかえる当会にとっても他人ごとではない。源流筋2つを同時に失ったのはなんとも寂しい限りだ。

さて、今集では八幡・市川本店の「千葉県船改め所文書群」を特集した。800点以上におよぶ「五大力船史料」が奇跡的に現存、データ化することで運航状況や積み荷などの詳細を考察した。また、菊間若宮「八幡神社」の旧蔵文書は歴代神官の「位記、口宣案」、「裁許状」や「徳川將軍家朱印写し」などを含んでいる。本来は、郷土資料館などに展示、保存されるべき貴重な「文化遺産」といえるだろう。

当会が掲げる「新資料の掘り起し、解説、発表」を通じて、まだまだ多くの郷土史料が存在していることがわかった。しかしその多くが消失の危機的状況下にあった。これらの「郷土史料」を安全に後世に伝えるためには公立の保管、展示機関がかかせない。市に「郷土ミュージアム」構想があるという。悔いを千載に残さないためにも早期の開設を期待したい。

今集を編集してまたまた多くの積み残しが出た。掲載を心待ちの皆様には大変心苦しいがお許しを頂きたい。文化財研究会同様、当会にも高齢化の波が押し寄せている。「郷土の歴史文化」に興味をもつ新しい仲間の参加を期待しつつ、さらなる1集1集を大切に積み上げていきたい。（山岸弘明）

市原の古文書研究会メンバー

秋葉 平 || 市原市古都辺 165

赤城藤吉郎 || 千葉市美浜区高洲 3 | 2 | 101

今井公子 || 千葉市中央区生実町 900 | 3

上田洋子 || 市原市青葉台 2 | 1 | 5

佐野 彪 || 市原市勝間 380

高澤恒子 || 市原市西国分寺台 1 | 8 | 7

吉川綾子 || 四街道市四街道 2 | 26 | 23

代表

山岸弘明 || 市原市八幡北町 2 | 12 | 9 | 501

市原の古文書研究 第7集

*

八幡・市川本店文書

菊間・若宮「八幡神社」旧蔵文書

八幡・飯香岡八幡宮文書

勝間・佐野彪家文書

*

編集・発行人

市原の古文書研究会代表

山岸弘明

第1刷発行

平成29年6月1日

第2刷発行

平成29年9月1日

DVD BY 塚原 茂

市原の古文書研究

* 第7集

市原の古文書研究会

秋葉 平

赤城藤吉郎

今井公子

上田洋子

佐野 彪

高澤恒子

吉川綾子

代表

山岸弘明

副書如右符到奉行
式部少輔 闕



平治胤位記（部分）天皇御璽印
享保6年、若宮八幡神社旧蔵文書

市原の古文書研究会